

博士（都市科学）学位論文

基礎自治体における
景観と自治の再構築に関する実証的研究

An Empirical Study on Rebuilding Local Landscapes and
Self-government in a Municipality

2012年 9月

藤 倉 英 世
首都大学東京 都市環境科学研究科

論文題名

基礎自治体における景観と自治の再構築に関する実証的研究

An Empirical Study on Rebuilding Local Landscapes and Self-Government in a Municipality

論文要旨

現在、全国規模で進行するわが国の地域景観の劣化の深層には、経済・社会構造の変化等による地域社会の衰退と、この課題の解決を担うべき自治の機能不全が複合的に関わっているものと措定できる。本研究は、こうした問題意識を基礎として、景観と自治の間には、相互に動的に再構築され得る関係性が成り立つ点と、その関係性が生成される原理を、長野県旧開田村を事例対象とした実証的分析を通じて明らかにし、その成果を体系化したものである。

研究目的は次の通りである。第一に、地域景観を支えている空間と社会の相互関係の構造を実証的に抽出した上で、相互関係の構造から生じる特性が地域社会に与える影響と、その影響を生み出す原理の枠組みを提示する。第二に、基礎自治体の景観を巡る諸活動には、自治の基盤を再構築させていく構造が内在している点を示し、景観を巡る諸活動と自治の基盤の再構築の関係性の全体像と、関係性を生成する原理を明らかにする。

本研究では、景観の概念的枠組みに関する基礎的な知見は景観工学、人文地理学分野に依拠し、自治の概念的枠組みに関する基礎的な知見に関しては行政学分野に依拠している。その上で、基礎自治体という行政学的な単位を事例対象とし、両概念の基盤としての「社会的活動と活動主体」に着目し、その変化・変遷の過程を比較分析する研究の枠組みを構築している。実証的な事例分析手法においては、景観工学分野における敷地生成原理の分析手法を参考とした「空間・社会構造図」を用いて地域景観を構成する空間と社会の相互関係の構造を抽出する手法と、行政学分野における政策過程分析手法を応用した「政策群構造

分析図」、「変化傾向分析図」を用いて景観を巡る政策の政策過程・政策展開構造、政策実施の影響構造を抽出する手法を併用している。その上で、そこから得た成果を「概念モデル図」に統合し、景観を巡る政策と自治の基盤の再構築の関係性を生成していく原理を明らかにする研究手法を用いている。

本研究は、以下の5つの章により構成されている。

第1章では、研究の社会的背景、研究課題を踏まえて研究目的を明らかにした上で、本研究の構成を示している。

第2章では、先行研究を整理分析した上で本研究の位置づけを示すとともに、本研究の分析の枠組みを設定し事例対象とする長野県旧開田村の位置づけを明確化している。

第3章では、第一の研究目的の達成を目指している。

まず、旧開田村髭沢地区を調査対象として、地域景観を構成する空間構成要素と社会的活動諸相の関係を、現況実態調査、変遷調査等を通じて網羅的に把握している。その上で、空間構成要素を横軸、社会的活動諸相を縦軸とした「空間－社会構造図」を用いて相互関係の分布特性を分析し、i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、iii) 行政管理の景観、iv) 境界領域の景観、v) 制度関連による景観、vi) 村外管理の景観、vii) 祭事に関連する神社・祠等による景観、の7つの基本形成単位を抽出している。

次に、景観の基本形成単位には、環境への行為の蓄積、地域社会形成における中心と周縁の関係から、「評価のシステム」と「境界領域のシステム」という二つの内的システムが生成・発現することを理論的に想定し、旧開田村で生じている社会的活動の実体とシステムの生成・発現を時系列的に照合することでその存在を確認している。さらに、わが国では近代における自治の形成過程で住民の主体意識が欠落していった点を行政学的視点から指摘した上で、景観を巡る活動を通じて二つのシステムが複合的に発現するとき、新たな実施主体・実施方法・目指すべき方向を模索する主体意識が形成される可能性を示唆している。

第4章では、第二の研究目的の達成を目指している。

ここではまず、旧開田村で行われた景観を巡る政策群を分析対象とし、その政策過程・政策展開の構造と、政策実施の影響の構造を分析している。

政策過程・政策展開の構造分析では、ドキュメント調査とヒアリング調査を併用して政策関連情報を総覧的に収集し、政策過程ごとに整理している。その上で、「政策の窓モデル」を一定程度参考とした「政策群構造分析図」に政策関連情報を落とし込み、情報相互の関係性を分析している。その結果、開発政策と地域的ルールとの齟齬をきっかけとして、共時的に生じる政策の問題設定の動きと、政策の実施により政策関連情報が行政組織、自治的組織に蓄積される通時的な動きが、中心的政策アクター、専門家意見、政策アイデアなどを通じて交差し、多様な問題設定、政策展開が生み出される構造を明らかにしている。

政策実施の影響の構造分析では、地域の社会的活動の主体と基本形成単位の政策前後での変化を「変化傾向分析図」を用いて類型化し、旧開田村を取り巻く社会状況や社会的活動の変化と各類型による影響の関係を時系列的に照合している。その結果、政策実施により生ずる社会的活動の変化が基本形成単位に一旦蓄積され、「評価のシステム」、「境界領域のシステム」を通じて、時間的な差異を伴って複合的に発現することを明らかにしている。この時間的な差異を伴った発現により、社会的活動の変化の影響自体が評価され、拡大融合・拮抗する構造が生じる。そして、この構造が、政策展開を促しつつ同時に政策形成基盤や地域的ルールを顕在化、刷新していた点を明らかにしている。

その上で、政策過程・政策展開と政策実施の影響の分析結果を、政策循環プロセスという枠組みのなかに統合し再構築している。旧開田村では政策循環プロセスを通じて自覚的な政策アクターが地域的ルールを制度化し、住民が日常的活動を通じてルールを定着させる、という自治の基本的な基盤が形成される第一のステージと、その後に、連携・協働のなかで政策形成基盤が多様化し、社会状況の変化を取り込みつつ地域的ルールを刷新する能力が形成される、というガバナンスの質の向上に向けた第二のステージが段階的に生まれる点を示している。

また、上記の関係を「評価のシステム」と「境界領域のシステム」を軸とした概念モデル図を用いてモデル化している。その上で、図の縦横軸に表現された二つのシステムが時間経過と共に複合的に生成・発現し、この発現が政策アクターや地域的ルールを形成する動きが、景観を巡る政策と自治の基盤形成の関係性を生成する原理であることを、概念モデル図を用いて検証し

ている。

第5章 結論では、第3、4章の実証的分析を総括して地域景観と自治の形成のあり方への展望を示し、「基礎自治体における地域景観を巡る政策は、その政策循環プロセスを通じて、自治の基盤を再構築していく構造を内在させている」という本研究の結論を導出している。

基礎自治体における景観と自治の再構築に関する実証的研究

藤倉英世

論文目次

論文要旨	i
目次	v
図表目次	vii
第1章 序論	1
1-1. 社会的背景と研究課題	1
1-2. 研究の目的	5
1-3. 本研究の構成	6
第2章 本研究の位置づけと研究の枠組み	11
2-1. 先行研究の検討と本研究の位置づけ	11
2-2. 本研究の分析・考察の枠組み	35
2-3. 分析対象事例	51
第3章 地域景観と地域社会の相互関係の構造及び 景観の内的システムの生成・発現に関する実証的研究	63
3-1. 本章の構成	63
3-2. 旧開田村（髭沢地区）における空間構成要素と社会的活動諸相の 相互関係の構造の調査・分析	67
3-3. 地域景観の内的システムの生成・発現実態と、 地域社会や自治の形成に与える影響に関する考察	90
3-4. 小括	98

第4章 基礎自治体の景観を巡る政策循環プロセスと自治の基盤の再構築に関する実証的研究	105
4-1.本章の構成	105
4-2. 旧開田村の景観を巡る政策の政策過程・政策展開の構造の分析	110
4-3. 旧開田村の景観を巡る政策の地域社会への影響の構造の分析	126
4-4. 基礎自治体の景観を巡る政策循環プロセスと自治の基盤の再構築に関する考察	135
4-5. 小括	141
第5章 結論	149
5-1. 地域景観と自治の再構築に関する総合的考察	149
5-2. 本研究の結論	167
参考・引用文献一覧.....	173-183
付録：主要なヒアリング調査結果一覧	185-237
謝辞	239-240

図表目次

表 2-1	分析・考察のための必要データの収集方法.....	41
表 2-2	ヒアリング調査対象者の社会的属性と収集情報の活用箇所	49
表 2-3	旧開田村の人口・世帯数の推移.....	52
図 2-1	長野県旧開田村の全体概要図	55
図 2-2	旧開田村の社会組織	55
図 3-1	空間-社会構造図の構成	65
図 3-2	現地調査実施箇所	68
表 3-1	現地調査ポイント 6 空間構成要素と地域社会諸相の 関係の実態調査.....	76
図 3-3	現在の髭沢地区の平面特性（平面図）	78
図 3-4	ポイント 6 を通る断面線上の断面図	79
図 3-5	空間-社会構造図（2009(平成 21)年 10 月）	82
図 3-6	1947(昭和 22)年の髭沢地区（平面図）	85
図 3-7	空間-社会構造図（1947(昭和 22)年頃）	87
表 4-1	旧開田村の景観を巡る政策群（～2003(平成 15)年）	109-110
表 4-2	各政策過程の範囲と政策関連情報	111
図 4-1	政策群構造分析図	121
表 4-3	旧開田村の景観に関する主なアクターとその活動.....	127
表 4-4	旧開田村の景観の基本形成単位.....	127
図 4-2	変化傾向分析図	131
図 4-3	概念モデルによる運動イメージ.....	139
図 5-1	総合関係図（「空間-社会構造図」と「概念モデル図」の統合） ...	150
図 5-2	概念モデル図による任意の政策の想定（図は、制作立案時の ステージと内的システムの段階の整合を示している。）	158
図 5-3	「個」（主体）が眺める客観的対象としての景観.....	163
図 5-4	「1947 年の空間-社会構造図」	164
図 5-5	「2007 年の空間-社会構造図」	164

第1章 序論

1-1. 社会的背景と研究課題

わが国では、戦後の高度経済成長期に、産業構造の変化、モータリゼーションの浸透、急激な都市化や地域開発などの要因が複合した結果、伝統的な建築物や古くからの街並みが喪失し、田園、里山などの地域らしさを感じさせる自然景観が損なわれていった。また、その過程で、河川や海岸の護岸整備、高規格道路などの道路整備、ダムや堰等の建設により、大量の人工構造物が無自覚に自然景観内に持ち込まれた。その後も、東京一極集中による人口流出、地域産業の空洞化、急激な高齢化、コミュニティ弱体化、中心市街地の衰退などによる地方の危機を背景とし、遊休農地や森林の荒廃、バイパス周辺の無秩序な開発や廃屋の放置、屋外広告物の氾濫などの景観問題が進行していった。

以上の経過を通じて、わが国では国土の基調となる地域景観、つまりは、ごく普通の地域の日常的な景観が、全国規模で急速且つ一様に「劣化」（雑然化、無個性・画一化）するという課題が生じるに至っている。

課題の重大性を直視した国土交通省は、2003(平成15)年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定した。同政策大綱で国は、国土の景観的課題とその実態を率直に認め、その前文で「行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」ことを宣言している。その上で、地域の美しさに関するコンセンサスの状況に応じた施策展開の必要性を論じている。施策展開のなかで国は、国土の基調としての「普通の地域」¹⁾について、「地域の個性を規定するものがはっきりせず、どのような地域としていくかという点について住民のコンセンサスが形成されにくい」地域であるとの現状分析を行い、「コンセンサスを形成するプロセスを経る住民主体の地道な取り組みが重要である」と位置づけている²⁾。

この位置づけの背後には、全国規模での社会構造変化を通じて個性を喪失し「普通の地域」と呼ばれるに至った各地域の景観は、各地域のコンセンサスの形成過程で多分に住民自治的な取り組みを通じて、住民が自ら「地域固有の景観」として再生する以外に方法がない、という認識が想定される。そして、この認識は表裏一体の関係として、景観が劣化した地域では、前述の複合的な社会構造の変化のなかで、地域的コンセンサス形成の重要な働きが不全になって

いる点を炙り出している。換言すれば、景観劣化の深層には、地域の自治の機能不全が見出せる。

地域景観と地域の自治的活動との切り離すことのできない関係は、国の動きに先行して、住民生活に最も近い統治機構である基礎自治体が、無秩序な開発や伝統的町並みの喪失を食い止める景観保全の取り組みや自主条例の制定等を進め、その過程で地域のコンセンサスを形成し自治的活動を再構築していった点³⁾に、その良循環を確認できる。この点からは、地域固有の景観の保全・再生過程には、地方分権、地域主権等の改革が模索する自治の再構築における住民自治の充実を先導していく可能性があることが示唆されている。

以上に整理した国や自治体の景観を巡る政策的な動向は、2004(平成16)年に制定された景観法で総合化の道を辿ることになる。景観法には、自治体が景観政策の主体となることを後押しする地方分権的な性格の強い、自治体法政策的に一步先に踏み出した法律であるとの指摘がある⁴⁻⁶⁾。さらに昨今、地域景観に関する諸活動や、景観条例等による町並みの整備、公共事業における景観への取り組みが、地域社会に様々な好影響を与える点が具体的に指摘されている⁷⁻⁹⁾。そして、こうした好影響をまちづくりに活用する、所謂、景観まちづくり施策が、国や自治体行政の主導のもと、全国で展開されつつある¹⁰⁾。

しかしながら、景観劣化の深層に自治機能の不全を想定するならば、国が景観法により法的・制度的枠組みを整え、国や自治体行政が景観まちづくりの成功事例に見られる手法の施策化を進めるに至っても、地域固有の景観の再生、再構築は容易ではない。以下に、景観を巡る政策の実施例を想定し、学術的な背景も含めた問題点の確認を通じてその理由を示し、そこから本研究の研究課題を抽出、提起する。

まず、景観法の運用を想定し問題点を確認してみよう。実体として捉えた場合、良好な地域景観の形成や自治活動の充実は、景観行政団体の定めた景観計画の内容により保証される訳ではない。そこでは、計画内容以上に、内容に到達する住民コンセンサスの形成過程や、景観計画の実現過程が重要な役割を果たす¹¹⁾。しかし、現状では、国が制度的に期待するコンセンサス形成のあり方と、景観に関する住民の日常的課題との間の溝に、自治における参画・協働の実践的課題¹²⁾がそのまま横たわってしまい、景観を巡る複合的なコンセンサス

形成や、コンセンサスの形成主体自体が確立できない可能性が高い。

それでは、景観まちづくりに類する施策は、的確な運用が見込めるのだろうか。景観を巡る活動がまちづくりに資する点は、先進事例の歴史的記述・分析を通じて指摘されている。他方、これを政策として捉えた場合、任意の個性を有する地域に対して、その個性を活かすためのいかなる施策内容が、どのような展開を通じて基礎自治体のまちづくりや自治の再構築に資するののか、その論理は明確にされていない¹³⁾。また、公共事業の景観への取り組みでは、景観に配慮した整備が、なぜ、どのような波及を経て地域づくりや自治の再構築に資するののかという政策の全体像は、研究レベルでも明確にできていない。

加えて景観を巡る政策の射程を、例えば、ローカル・ガバナンスの再構築にまで広げた場合、必然的に、地域の社会的活動の主体である住民、企業、NPO等と行政活動が、地域景観という政策対象との関わりを通じて活性化し、協働の推進が促され得るような、運動論的な政策の論理を示す必要が生じる。

以上に見た景観法や景観まちづくり施策等の問題点は、次のように総括される。そもそも、地域の自治機能とは、住民自らの主体的な活動を通じてコンセンサスを形成し制度設計やその決定に関わっていく機能である。その機能不全が想定されていながら、行政側が、事前に制度や活動メニューを政策として提示してしまう点に、論理の不整合が生じている¹⁴⁾。この不整合は、政策成果に直結しており、住民の自主的な動きや地域景観への洞察を抑制し、同時にコンセンサス形成のための制度自体を形骸化していくリスクを内在させている¹⁵⁾。もう一つの問題は、不整合を解消しつつ、景観を巡る活動を地域の自治の再構築に導く政策論理、つまり基礎自治体が自ら地域景観を巡る日常的、且つ実践的な活動の総体を自治の再構築に導く論理の未構築という問題である。

こうした整理を踏まえ、さらに政策論理の不整合や論理の未構築が解決しづらい要因を問うなら、それは、人間と人間を取り巻く自然や社会環境との関係を捉えることから概念形成された「景観」と、個人や集団、共同体の関係性を権力構造のあり方から捉える「自治」という、形成基盤の異なる二つの概念を一体的に検討・考察する学術分野が存在せず、研究手法が確立されない点にある。そうであるなら、全国規模での景観劣化という現実の課題を、基礎自治体という住民生活・活動の最も基本的な器¹⁶⁾を対象に、景観と自治の関係構造の

実証的分析に基づいて検討する研究は、現場からの実証的積み上げを根拠に学際的研究の基盤を構築するという面で重要な役割を有するはずである。

以上、本項では、わが国の地域景観を巡り、全国規模での劣化をもたらした社会構造の変化と自治機能の不全、景観劣化に対抗する政策論理の問題点、問題解決のための学際的研究基盤の必要性を概観してきた。これらの諸事情を総合的に鑑み、景観劣化と自治の機能不全の改善に資するという長期的な目標のもと、本研究では、以下の研究課題を抽出、提起する。

第一点目の研究課題は、景観と自治の相互関係や関係構造を実証的に解明することに置く。地域において景観形成と自治機能が密接に関係している点は、多くの事例や美しい国土づくり政策大綱において指摘されているが、その根拠は明確に示されておらず想定の外を出ない。この関係を実証的且つ詳細に検証し、相互の関係や影響の原理を明確化しその知見を定着する作業は、学術研究の重要な課題となろう。

第二点目の研究課題は、景観を巡る政策が自治の基盤を再構築していく原理を明らかにすることに置く。景観を巡る政策の地域への好影響は個別の枠組みのなかでは多々指摘されている。しかし、政策の射程として地域社会衰退の危機の改善を想定した場合、これらの好影響が総合して自律的な良循環を生み出し、多様な主体の政策への参画、行政との連携等、地域の自治の再構築を促す必要が生じる。景観を巡る政策には、こうした自治の再構築を促す原理が組み込まれている点を明確にできれば、政策の適用性、射程は格段に広がる。

そして、以上の研究課題が解決したとき、地域における景観と自治の関係構造から生じる原理に依拠し、景観を巡る政策は自治の基盤の再構築に資する、という連続的な展望（パースペクティブ）が実証的に論証される。そこで初めて、住民の景観を巡る日々の地道な営みが、結果的に自治の基盤の再構築を促し、地域の衰退を回避し得るという事実を共有でき、同時に、基礎自治体や地域における自治的活動は、地域景観を形づくる自然・社会環境の独自性を基盤とした固有性を持って成立しているという自治の基本的枠組みを、住民と行政が実感を持って再確認できるはずである。

1-2. 研究の目的

本研究では、景観と自治の関係性とその原理の解明を目指し、住民に最も近い統治機構であり、且つ景観を巡る政策形成の主体ともなりうる基礎自治体を対象とし、景観と自治を一体性に捉える実証研究を行う。また、両者の関係性を直接分析・考察できる学術分野が確立されていない点を考慮し、両者を媒介する要素として地域における「社会的活動とその主体」の変遷に着目した研究の枠組みを想定し、以下に示す段階的な研究目的を設定する。

すなわち、本研究では、景観を巡る優れた政策を実施してきたことで知られる長野県旧開田村を事例対象に、「地域景観を構成している空間的要素と社会的活動諸相の関係性に着目し、その相互関係の構造を実証的に抽出した上で、相互関係の構造から生じる特性が地域の自治の基盤に与える影響と、その影響を生み出す原理的枠組みを示す」ことを第一の研究目的とする。その上で、「第一の目的で抽出した原理的枠組みを、景観を巡る政策群の詳細な実証分析により論証した上で、論証過程をモデル化して示すことで、景観を巡る諸活動と自治の基盤の再構築との関係性の全体像と、関係性を生成する原理を明らかにする」ことを第二の研究目的とする。

上記目的のもと、本研究の成果は、地域景観を構成する空間的要素と住民との関わりが、空間構成要素と関連する社会的活動を媒体として自治の基盤の再構築に至るという連続的な展望（パースペクティブ）を提供することになる。そしてこの展望は、普通の地域の景観の公共的な価値を、住民が身近な生活の場から考える理論的な基盤を提供し、いわゆる生活景¹⁷⁾と呼ばれる日常生活の場の景観の持つ社会的な価値を明確化することへの寄与が期待される。また、地域景観の劣化に歯止めをかけ、地域固有の景観として再生するために地域コンセンサスを形成する上で必要な、自治機能の充実のあり方を検討する論理的な足場を提供する。以上の点の重要性は、前項で詳述した通りである。

同時に本研究の成果には、景観を巡る諸政策を、地域的個性に対応し実践的に適用する際の示唆となることが期待できる。さらに、本研究には、地域景観を巡る研究手法を空間構成要素と地域社会諸相との関係へ拡大させ、景観構造分析と政策過程分析等との研究基盤の共有を図る狙いがある。この点には、景

観を巡る工学的な課題と自治を巡る行政学的な課題を一体的に分析する学際的な研究手法の形成への貢献が期待できる。

1-3. 本研究の構成

本論文は、次の5つの章により構成される。すなわち、第1章 序章、第2章 本研究の枠組み、第3章 地域景観と地域社会の相互関係の構造と景観の内的システムの生成・発現、第4章 景観を巡る政策循環プロセスと自治的基盤の再構築 第5章 結論、の各章である。

第1章、第2章は、本研究の導入部であり、研究の全体像を明らかにする。具体的には、第1章では、研究の社会的背景、研究課題を踏まえた研究目的を明らかにした上で、本研究の構成を示す。第2章では、先行研究を整理した上で本研究の位置づけ、新規性を示すとともに、本研究の分析の枠組みとしての研究仮説と分析・考察手法・手順を示す。その上で、実証研究の対象とする長野県旧開田村の位置づけを明確化する。

続く、第3章、第4章が、本研究の実証分析の中核部分となる。

第3章では、地域景観と地域社会の相互の関係と、この関係を通じて生じる相互の影響の原理的枠組みを解明するため、前項で示した本研究の第一の研究目的の達成を目指す。具体的には、まず、旧開田村髭沢地区の地域景観を構成する空間構成要素と社会的活動諸相の相互の関係を把握する。次に、この関係の分布を分析しその相互関係の構造を抽出する。その上で、相互関係の構造に生じる特性が地域社会に与える影響を考察し、その原理的な枠組みを提示する。

第4章では、第3章で提示した原理的枠組みをより実証的に発展させ、景観を巡る諸活動が自治の基盤を再構築していく原理の解明を目指す。具体的には、旧開田村で行われた景観を巡る政策群を分析対象とし、その政策過程・政策展開の構造、及び政策実施の影響の構造を分析する。その上で、政策過程・政策展開と政策実施の影響を政策循環プロセスという枠組みに統合し、景観を巡る政策群と自治の基盤の再構築の関係性と、関係性が生成する原理をモデル化して解き明かす。

第5章は、本研究の結論部分に相当する。第5章では、まず、第3、4章に

における実証的分析の成果を統合して、地域景観と自治の再構築に向けての総合的な考察を行う。その上で、第3、4章及び、第5章の総合的考察結果をとりまとめ、第2章で示した研究仮説と対照させた上で、本研究の結論を導出する。

注

- 1) ここでは、「普通地域」という用語を、国土交通省の「美しい国づくり政策大綱」における、「普通の住宅地や商店街、地方都市の駅前、郊外バイパスの沿道、身近な水辺など国民が日常的に接する地域の大部分」という定義を踏まえて用いている（国土交通省(2003)、p.8）。
- 2) 本文中のカッコ内の記述は、国土交通省(2003)、p.8より引用している。
- 3) 例えば中林は、大都市郊外地域のまちづくり活動と街づくり条例に対し、条例策定過程からみた住民自治の仕組みとしての可能性を検討している。このなかで、中林は、小林重敬ら(1999)を引用してわが国の「街づくり条例」の系譜の一つに「景観系」の条例を位置づけた上で、「街づくり条例」の策定過程が住民自治を充実させていく点を、策定への市民参加と仕組みづくりへの展開のなかで検証している（中林一樹(2007)、pp.221-225）。
- 4) 北村喜宣は、景観法には「自治体政策の形成と推進に対して、大きなサポート」となるいくつかの特徴あるシステムが観察できると指摘する。それらの特徴は、いわゆる地方分権一括法、特に「法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない（地方自治法2条13項）」の主旨を踏まえたものであると解釈する。その上で、「今後の立法の一つのモデル」になり得るとしている（北村(2005)、pp.25-27）。
- 5) 鳥越皓之らは、景観法の持つ法的規制、地方自治体や住民の意向を反映できる仕組みを評価している。ただし、「地方自治体の条例から自主性を減少させた委任条例化している側面を否定できない」として、景観法が「景観基本法という理念を書いた法律」とどまり、自主条例保護を強める役割を果たすべきだったという主旨の見解を示している（鳥越ら(2009)、pp.40-46）。
- 6) 西村幸夫は、「景観法は、構造として、基礎自治体の努力に国が法的に根

拠を与え、応援するという形をとっている」という意味で「地方分権時代の法的枠組みを先取りした立法である」と位置づけている。ただし、「法治 vs 民治という枠組みのなかで見ると、景観法は民治のシステムに期待しつつも、それ自体が法治の制度であるという矛盾」を抱えている点も指摘している（西村(2008)、pp.51-57）。

- 7) 景観政策をまちづくりに活かす事例研究は、後藤(2007)、鳥越ら(2009)、土岐寛(2005)、社団法人日本建築学会(2005)など、数多く見られる。
- 8) 町並み整備が地域に与えるメリットに関しては、国土交通省地域整備局都市計画課が、ヘドニック、コンジョイントの手法を用いて経済的評価の試算を試みている（国土交通省都市・地域整備局都市計画課(2007)参照）。ただし、事例は2事例のみで且つ、いずれも都市景観を扱っている。
- 9) 公共事業における景観への取り組みが地域社会に好影響を与える点に関しては、溝口ら(2008)や、国土交通省大臣官房技術調査課(2009)等の研究が行われている。しかし、因果関係の構造を実証的に取り出すには至っていない。
- 10) 例えば、国土交通省都市局のHPでは、「景観まちづくり」が主要施策として明示され、「景観まちづくり教育」、「地域景観づくり緊急支援事業」（平成21年度）などの施策内容が掲載されている（参考資料に示した国土交通省総合都市局「景観まちづくり」を参照）。
- 11) コンセンサスの形成過程の重要性については、前掲の西村(2008)、鳥越(2009)を含めた様々な文献のなかで指摘されている。
- 12) 具体的には、いかにして自立した協働・参画の主体を形成し得るか、また、主体となる「特定多数」の組織がいかにして外部に開かれたものとなり得るかなどが主要な課題となっている（羽貝正美(2007)、pp.26-28 参照）。この点は、コンセンサス形成の主体が確立できないという課題を内包している。
- 13) そもそも前掲10)で見た国土交通省都市局のHPにおいても「景観まちづくり」は明確な定義がなされていない。例えば、景観まちづくりの代表的な実践者である後藤春彦は、景観まちづくりを「『景観』からまちづくりの資源を発見するとともに、まちづくりの成果を『景観』に表現する」（後藤(2007)、p.7）と説明しているが、政策科学的にこの定義を踏まえた場合、政策目標を明確にすることができない。

- 14) 西村幸夫は、「従来、自主条例の下で先進的な自治体を中心に多種多様な試みが行われてきたこの分野に、標準型の規制枠組みが示されたことが及ぼす影響」に言及している（西村(2005)、p.12）。中井検裕は、地域の景観の価値を模索しつつ、まちづくりと連動させながら、景観を育てていこうとする景観まちづくり型の条例への対応は、景観法では難しいという点を指摘している（中井ら(2005)、p.18）。橋本隆らは、査読論文17編に立脚して景観法の課題を整理した上で、委任規定だけでなく、自主規定の役割の大きさを指摘している（橋本ら(2008)参照）。以上の指摘は、自主規定を行わず制度化、ルール化された施策をまちづくりに適用する際の課題を示唆している。
- 15) 例えば、2012年6月1日現在、景観法に基づき557の景観行政団体で設立されている。しかし、景観法において住民参画・協働の主体として制度上期待されている景観協議会の設立団体はわずか12団体、既往法人を指定する景観整備機構ですら、指定法人は延べ90法人にとどまっている（参考資料に示した国土交通省総合都市局「景観法の施行状況」参照）。
- 16) 遠藤宏一は、「自治体とは人間と自然との物質的代謝の場であり、人間の労働と生活の最も基本的な圏域＝定住圏を基礎単位として成立する「容器」（遠藤(2009)、p.7参照）という表現で自治体の特性を整理している。ここでは、この遠藤の表現を踏まえている。
- 17) ここでは、「生活景」という用語を、中村良夫の以下の考察を踏まえて用いている。中村は、近代的風景思想として「自然景」「生活景」の思想を挙げ、日本の生活景の貧困として、特に「日常の生活環境の美的整序」の問題を重視する。中村は、「環境の眺めとしての風景」は、人間を「人・社会・生態・地相・経済の織り上げる」一つの「大きな風土システムに縁づける倫理的導き役を果たすもの」と捉えた上で、「生活景」は、「国民という主人の安定した好みと支援なくして（中略）いかにしてもできかねる」としている（中村(1982)、pp.3-25）。また、共同体の風景について、「社会生活を営む人間の倫理的構え」に関わる「社会的生命現象」であり、群としての秩序は単なる「街並の彫琢」ではなく「生活のリアリティ」の問題だとしている（同、pp.164-167）。本研究は、以上の中村の指摘を実証的に裏付け、生活景を自治の問題として捉えようと試みているとも捉えられる。

第2章 本研究の位置づけと研究の枠組み

2-1. 先行研究等の検討と本研究の位置づけ

2-1-1. 先行研究等の検討

(1) 先行研究等の検討内容

本項では、本研究の位置づけや分析・考察の枠組みの明確化、先行事例における実証的分析手法の把握を目的として、本研究が依拠する学術分野の基礎的文献、関連文献、先行事例研究等を対象とした検討を行う。

具体的には、まず、本研究の対象となる「景観」、「自治」という概念に関して、それぞれを研究対象とする学術分野の基礎的文献を検討し、本研究が依拠する概念的な枠組みを整理する。その際、事例分析・考察時に活用することを念頭に、わが国の自治の歴史的展開とその特性に関する知見を併せて整理する。また、本研究に先行する景観と自治の相互関係の論点を確認するため、「生活景」や「景観まちづくり」という工学系の概念に関する基礎的文献、自治の再構築の観点から景観条例等の景観のあり方を捉えた行政学系の先行研究、景観を巡る地域的ルールに関する法学的研究を概観、整理する。

次に、本研究における事例の実証分析の方法を構築する上での参考とすることを念頭に、関連する先行事例研究を抽出、整理する。検討対象とする先行研究は、本研究で用いることを想定している事例分析・考察の方法との関係から、地域景観と地域社会の相互の関係とその変遷を対象とした事例研究、及び自治体の景観を巡る政策過程・政策展開を対象とした事例研究とする。

(2) 景観及び自治に関する基礎的文献の検討

a) 景観に関する基礎的文献の検討

「景観」を直接、間接的に研究対象に据える学術分野は広範囲にわたり、それぞれに、学術上の目的、手法、また景観という概念の捉え方自体が異なっている。この点が景観論の全体像の把握を困難にしている。こうしたなかで、齋藤(1986)は、景観論の学際的分野に及ぶ広がりをつまようと試みており、本研究で扱う景観概念の学術的枠組みを把握する上で参考となる。齋藤は、篠原

(1982)の議論を踏まえつつ、景観論はその目的、フィールドの違いに応じて、操作論的景観論と土地分類型景観論に概ね分類されるとしている。前者は、景観工学に見られるように、景観を操作の対象として扱う分野であり、美的観点に立った景観現象の解明や景観操作の広い意味での根拠理念、方法や技術の吟味を主眼とする。後者は、地理学、生態学のように地表の景観的特性（地形・植生・土地利用等）を、その背後の環境システム（自然の営為・土壌・気候・生態系等）の作用の結果として位置づけ、景観を記述する分野であると整理している。その上で、操作論的景観論の周辺領域として、基礎的学問として哲学・美学、地理学・地形学・気象学、社会学・民俗学、言語学・記号論、文学・絵画を、実学として造園学、建築学、土木工学、都市学・都市計画学を挙げている。

以上の整理を参考としつつ本研究の特性を鑑みると、本研究では、まず、景観を構成する空間要素と社会的諸活動の関係を実証的に捉えるための景観の概念的枠組みと分析のための技術的手法が必要とされる。それと同時に、本研究では、景観の観察・測定可能な自然科学的な対象としての側面だけでなく、景観とそれを捉える社会的主体の間に生じる体感的な感情・意識を踏まえつつ検討し、景観と自治の関係性を分析・考察できる景観概念や場所概念に依拠する必要がある。そして、このような枠組みは、現象学的地理学（*humanistic geography*）等の人文地理学等の一部や、景観工学（*landscape engineering*）等に見られるものである。

現象学的地理学は、人文地理学の一分野に位置づけられる。自然地理学から派生した人文地理学は、特に地表面での人間の活動に関わる事象関係を研究対象とした分野である。自然地理学との関係から絶えず自然科学的な客観性を求められてきた分野であり、1950年代からは、客観的な観察と記述を持つ地理事象の計量モデル化が隆盛した。現象学的地理学は、この動きに対抗する形で、人間に関わることによって意味づけられる「生きられた世界」（レルフ(1999)、p.18)を研究対象に据えたことで1970年代後半には人文地理学の主要な流れの一つとなった。その背景には、モダニズム（近代建築、近代都市政策等）の行き詰まりに対する現象学の流入やポストモダンの台頭等があったとの指摘がある（ベルク(1993)）。

ここでは、現象学的地理学の代表的な研究者である段義孚 (Yi-Fu Tuan) とエドワード・レルフ (Edward Relph) のそれぞれの主著であり、現象学的地理学の基礎的文献とされる『空間の体験 (Space and Place: The Perspective of Experience)』(トゥアン(1993)) 及び『場所の現象学 (Place and Placelessness)』(レルフ(1999)) を検討対象とする。また、現象学的地理学とは立場を異にするが、「通態」という概念を用いて風土を論じているフランスの文化地理学者オギュスタン・ベルク (Augustin Berque) の代表的著作であり、且つ日本の風土を対象とした風土論でもある『風土の日本』(ベルク(1992)) を併せて検討する。

『空間の体験』においてトゥアンは、環境と人間の関係を、相互に緊密の関連している「空間 (スペース)」と「場所 (プレイス)」という二つの要素に着目し、経験という単一の視点から議論の材料を集め、系統づけようと試みている。同時に、同書は環境の設計についての実践的な議論 (例えば、「どのような種類の親密な場所は設計することができ、どのようなものは設計することが出来ないか」(同書、p.359 参照) を提起することも目的としている。

方法論としては、(1)生物学的な諸事実、(2)「場所」と「空間」の関係、(3)経験、もしくは知識の範囲、の三つのテーマを絡み合わせ、文化人類学や民俗学、建築学、心理学、文学等から調査記録や古記録等を収集し、世界各地における膨大な量の個人や集団の環境への経験を検討する手法が用いられている。この手法でトゥアンは、環境の経験主体の「空間」や「場所」認識を、時間性、建築、母国、可視性等の枠組みから多角的に比較し、その多様性や特性を提示することに成功している。しかし、他方でこの手法は、「事物の性質や状況」の記述によるため、結論は示唆にとどまる。この点に関連して、本書の日本語版の解説でベルクが「経験のパースペクティブをもっとはっきり構造化するような概念体系はここでは追求されなかった」(ベルク(1993)、p.48)ことを指摘している。

以下に当該文献から、本研究で参考となるキーワードとして「経験」、「空間」、「場所」に関する知見を簡単に整理する。

まず、「経験」は、「人が何らかの現実を知り、その現実は何らかの構造を与える際の様々な様式を示す包括的な用語である」(同書、p.21) と位置づけられ、「嗅覚、味覚、触覚といった、より直接的で受動的感覚から、視覚による能動

的な知覚や、象徴化といった間接的な様式にいたる」(同書、p.21) ことが指摘される。象徴化等の間接的な様式も含めた様々な経験が相互に関連し合うことで、主体をとりまく環境としての「空間」、「場所」が認識されることになる。

同書では「空間」と「場所」の意味は常に対比的に示されるが、場所とは価値と感じられるものの中心であり空間から区切られている。そして、「場所すなわち安全性であり、空間すなわち自由である」、「われわれは場所に対して愛着をもち、空間には憧れを抱いている」(同書、p.11) という概念的枠組みが収集された様々な主体の経験の記述から裏付けられる。また、「ある空間がわれわれにとって熟知したものに感じられるときは、その空間は場所になっている」(同書、p.136) ことが指摘され、「人間は、空間と場所の両方を必要」としており「人間の生活とは、庇護と冒険のあいだの、また依存と自由のあいだの弁証法的な動きである」(同書、p.101) としている。

レルフの『場所の現象学』は、「生きられた世界」、すなわち日常のなかで人々が暮らし、知識を得て、直接に経験する背景や状況の一つの現象である「場所」を考察し、場所体験の多様さと濃密さを明らかにすることを目指している。こうした問題設定の背景には、人間生活等との深い関わりの現れである多様な場所が、客観性、事実、理論といった「科学」の言葉を使い安易な構造やモデルを用いた環境計画等により、より効率的なパターンに作り替えられようとしていた同書発刊当時の環境問題の議論に対する危惧が存在した。

レルフの方法論は、「直接経験による生きられた世界の現象、つまり経験を出発点とし、入念な観察と記述による厳密な方法でこれを明らかにする」(同書、p.20) 現象学的手法によるが、一部でハイデガー等の哲学的概念を下地にしており論理的な構造は複雑・難解である。ここでは、本研究で参考となる「場所」の概念構造とその分析手法との関係に絞り、同書の構成に従って以下に知見を整理する。

レルフは、場所を多面的な顔を持つ経験の現象の一つとして捉えている。そして、まず、場所の背景となる空間を人間がどのように捉えているか把握するため、空間を、実用的空間または原初的空間、知覚空間、実存空間、建築空間と計画空間、認識的空間、抽象的空間に区分して検討する。次に、空間に生じている場所の様々な特性(位置、景観、時間、共同社会、個人的な場所、配慮、

ホーム・プレイス等)を検討し、場所の経験や感じ方がどの程度本質的であるかを評価する手がかりを得ようと試み、「場所の本質は、場所を人間存在の奥深い中心と規定しているほとんど無意識な「場所の志向性」に存在する」(同書、p.114)ことを明らかにする。その上で、個々の場所や景観は、共通の文化的・象徴的な要素と過程から生まれるという認識にもとづき、場所のアイデンティティ(私たちの場所経験に影響を与え、またそれによって影響されるような場所経験の基本的な特質)と関連するものとして、その構成要素(静的な物質的要素、人間の活動、意味=人間の意図と経験の属性)、外側性・内側性(場所を「部内者」として経験するか「部外者」として経験するか)、場所のイメージの社会構造の三点を検討し、その組み合わせから場所のアイデンティティの類型を示す。

こうした検討を経て、場所の「センス」(場所における静的な物質的要素、人間の活動、意味を結び付け包含するもの)が無意識、意識的な経験、事例から分析され、そこから場所の「センス」の「本物」、「偽物」を検討し、本物の場所づくりの実例が示される。そして、場所の本物性と「偽物」のセンスと結びつく没場所性(それらは、その表出状態、没場所性を伝えるメディアとシステム、場所に対する偽物の態度に分類されて示される)を比較した上で、場所のセンスの維持・再生は、「脱権威(セキュラリゼーション)」(同書、p.303)を通じて没場所性を乗り越えることにある点を示している。

以上に見た現象学的地理学の二つの代表的文献が、発刊当時の環境・景観の計量的な計画・設計に対する危惧から、人間が生きる場所としての主観的、相互主観的な経験の蓄積に依拠した場所の価値の新たな根拠付けを意図していたのに対し、ベルク(1992)の『風土の日本』は、風土という概念を用い、日本人の自然に対する態度からその主体としての日本社会を再考し、同時に風土の一般的な概念自体にも考察を加えている。ここでは、本研究で参考となる「風土」の概念構造、その概念構造上における風景の定義、及び日本社会の主体に言及されている箇所に関して、以下にその知見を整理する。

ベルクは、風土(ミリュー)を、「ある社会の、空間と自然に対する関係」(同書、p.151)と定義する。その上で、空間、自然を結ぶ「文化」という概念を規定する。文化は、社会を見る目を単一的(社会生活の様々な次元から成る複雑

な総体に、ある種の統一性を与え、ある種の方向付けを行う) にしているものと定義される。文化とは、人間によって人間のために世界に「意味(サンス)」を与えるものであり、意味は、両義性、すなわち客観的方向性(人間は自然を整備する)と主観的意味作用(人間は世界を解釈する)の意を同時に持つとされる。

以上の文化の定義の上で、「空間」は諸事物(観念的・物質的、或いは抽象的・具体的等を含む)の相互間の関係によって定義づけられるものとされ、空間はそうした双方(例えば観念的・物質的)の性質をおびるとされる。そして、社会の空間性とは、その社会が活性化させる双方向の空間のあいだの、文化的に定義された関係とされ、その構成要素は現実の様々な様態(肉体的、技術的、感覚的、精神的、政治的、等々)に属し、それぞれの様態は他の様態のなかにメタファの形で存在するため、一社会の空間性は、様態への対応の場と質によって決定されると整理している。

次にベルクは「自然」を定義し、そこから彼の風土論の射程を示すが、その論理は複雑、難解である。以下、筆者なりに要約すると、まず、「自然」は、人間によっても、人間にとっても意味を持たないものであり、人間はメタファ(文化)によってしか自然を知ることが出来ないものとされる。自然は人間を前提としないが、自然と人間は、人間の大部分が生理的なものに該当するという面、また、自然がメタファの形であらゆる文化のなかに存在し文化に影響を与えるという面から、自然は人間を通じて主体として表現され、「個人と社会を自然の(生態学的、系統進化的、宇宙論的……)秩序のなかで、接ぎ木する」(同書、p.160)とされる。そしてベルクは、ときに自然が文化の秩序の中に奔出したり、また文化がその意味作用で表出しきれない裂け目(境界)が生まれることを指摘し、境界で領域を分離するのではなく、一つの領域からもう片方の領域への行程(trajet)はいかにして形成されるのか、という問いを提起する(同書、p.161)。この行程という概念から同書のテーマとなる「通態性」が導きだされる。通態性は、風土を通じて「主体・客体」等の二項対立を関係づけることになる。

こうした風土の概念を踏まえてベルクは、風景の概念を「個別的ないし集団的主体の空間及び自然に対する関係の感覚的な表現」(同書、p.192)と定義し、風景の分析を通じて、風土学的関係の基本的メカニズムのいくつかの範囲を定

めることができるとする。

ベルクは、通態性を用いた風景の検討のなかで、場所の次元と空間的構成（範囲性）の次元の存在と、両者の通態性について言及する。「場所的」とは、ある場所に、その「内包的」性質すべてとともに、具体的単一性において属することであり、空間的構成的とは、ある拡がりに、その拡がりを「外延的に」限定するファクターとともに、それらファクターの抽象的かつ外成的一般性において属することであると定義される。前者は場所を占有し（すなわち住む（棲む、habiter））、後者は空間を占有する（景化する（payser））。そして、その二つが通態して風土が形成される点を、北海道の開拓史において政府による北米風開拓や入植者による稲作開拓等の外延的開拓が、結果として北海道固有の地域性の中に適応、改革されていった点を例にとって指摘している（同書、pp.200-204）。

さらに同書でベルクは、日本風土の分析を通じ、日本語の発話行為が、個的・文法的主体が相対的に消失しながらもメッセージの一貫性が損なわれない理由を、空間構成的次元に属するレベル間の移行が行われるのは場所的な次元においてであることによると指摘する。ここからは、日本は、風土性においてヨーロッパよりも場所的次元を相対的に重視し、この傾向により、日本文化は、空間構成的な秩序に属する理論や体系には繋がりにくいことを指摘している（同書、pp.371-372）。

以上、ここまで、人文地理学（特に現象学的地理学）の基礎的文献により風景、景観の概念と、その基礎となる空間、場所等の概念を確認してきた。以下では、景観工学における景観の概念に関する知見を検討・整理する。

ここでは、景観工学分野を代表する研究者を含む複数の研究者によって分担著述され、当時の景観工学的な知見が集約されている『景観用語辞典』（篠原ら（1986））及び、景観工学の代表的な研究者である中村良夫が、自身の膨大な研究成果を体系的且つコンパクトに整理している「「安寧の都市」論の構築に向けて—身体と場所の風景論から—」（中村（2011））を検討対象として、本研究の参考となる景観工学の基本的な知見を検討・整理する。

景観工学分野で現在、最も一般的とされる「景観」の定義は、中村良夫（中村（1982））による「景観とは人間をとりまく環境のながめにほかならない」というものである。齋藤は、『景観用語辞典』のなかで、この定義を丁寧な紐解く

過程を示すことで、中村の定義を厳密化し再整理しようと試みている。

齋藤（齋藤(1986)）は、中村の定義における「ながめ」は、①外的環境、②外的環境から網膜が受け取った刺激群（反射光）、③刺激群に一定の脈絡を見出す（刺激群を理解する）ための特定の刺激をよりわかる人間の内的（主観的）システムの、おおよそ3者の関係により成り立っているとす。また「環境」とは、複数の要素（対象物）によって構成される広がりを持った具体的な土地の状況のことであり、さらには、環境を構成する山・川・樹木・霧などの要素が、相互に繋がりを持った生きたシステムとして存在しているというニュアンスを含んでいると指摘する。その上で、「環境のながめ」という表現は、人間が環境とは何かを理解し、環境とのかかわり方を模索する契機こそが景観である、との意味合いを含むと解釈している。

次に「人間をとりまく」とは、「環境のながめ」が絵画や写真とは異なり、「わたし」の存在、「わたし」の位置を環境の中で把握（定位）することであり、この表現には実存的な意味が込められていると解釈している。また、齋藤は、『日本の風景・西洋の景観』（ベルク(1990)）においてベルクが指摘する、風景とは文化的な概念であって、どのような景観に対して賛意を表明するかという文化的な価値規範のフィルターがかかっている、という意図に対し、ベルクの示す風景と中村の景観の定義は、ほぼ同義であるとする。

以上の解釈を踏まえ、中村の定義には、「対象を「われ」から切り放して独立に（客観的に）扱おうとしたデカルト的合理主義ではなく、対象を「われ」と分かち難い相互関係を前提に据えて人間の生を掘り下げようとする現象学の影響がうかがわれる」ことを指摘し、高度経済成長に支持を得た西洋の近代合理主義が人間疎外という問題を生んだことへの反省として、「環境と人間の相互的で豊かな結びつきへ景観を媒体として接近しようという態度の表明でもある」（同書、p.13）と再整理している。なお、「景観」という用語は様々な文献で、ドイツ語の *Landschaft* に対して植物学者の三好学が与えた訳語であることが、辻村(1937)の解説を踏まえた上で指摘されているが、齋藤も同じ立場をとっている。

次に、「「安寧の都市」論の構築に向けて—身体と場所の風景論から」（中村(2011)）を検討する。中村は、同研究において風景論の射程を「身体」とそれ

を囲んでいる「場所」との関係から解説している。

中村は、まず、航空写真とパノラマ絵（共に京都を対象としている）を比較し、「場所」を、無限に延びる普遍的な空間ではなく、低い身体的位置に依存する個性的な現象であるとしている。また、ケビン・リンチ（K. Lynch）の『The Image of the City』（リンチ(1959)）を参照し、人間の都市に対する記憶を、パス（交通路）、エッジ（縁・ふち）、ノード（交差点のようなもの）、ランドマーク、ディストリクト（「界限」のようなもの）の5つの要素に整理し、場所という感情を伴うイメージを説明している。具体的には、京都の四条大橋を例に、そこがエッジ（縁）であり、四条通というパスと先斗町の「界限」でもあり、ランドマークとしての「比叡山」、「八坂神社」があり、交通の要衝としてノードの要素も持っている点を指摘し、こうした場所の特性を知ると自分の身体が意識され、場所の構造のなかに繫留されることを指摘する。また、中村は、過去の記憶を振り返ると、必ず自分を取り囲んでいる場所と一緒に思い出される点から、場所が自分の存在を確認する、つまり「生きる基体」としての場所が想定される点を指摘している。

次に、中村は、人間の身体の延長としての場所の感覚についてジェームズ・J・ギブソン（J.J. Gibson）の「アフォーダンス」の概念を概説し、この概念を景観工学では同時期に「仮想的身体行動の場」という言葉を使って表していた点を示した後、われわれが見ている世界は単なる視覚的イメージではなく、それを使うように、すなわち椅子があれば腰掛ける、水辺に家があれば川風に吹かれて休むなど、身体の拡張イメージが及ぶ点を指摘する。

また、風景には大きく三態がある点を指摘する。すなわち、棲まわれるべき風景（身分け）、絵になる風景（見分け）、詩になる風景（言分け）である。棲まわれるべき風景（身分け）は、人間の身体の延長として場所に触れ、巻き込まれ、包み込まれたりする風景であり、人間の身体の痕跡が感じられる景観である。また、絵になる風景（見分け）とは、例えば富士山のように視覚的な佇まいを見せる風景である。また詩になる風景（言分け）は、「社会的風景」であり、例えば隅田川の向こうに富士山が見える風景のように、風景自体が社会性を持つことや、例えば、京都の東山三六峰のように、もともと意味のない風景が、言葉による空間の分節により意味づけされる、という風景である。

中村は、以上にみた個人の身体を起点とした場所に加え、共同体によって共有される風景、すなわち富士山と江戸の関係や岩木山と集落など、「私の風景」ではなくコミュニティが「私たちの風景」と感じる風景感覚が生まれる場合があることも指摘している。

b) 自治に関する基礎的文献等の検討

ここでは、「自治」を研究対象とする代表的な学術分野である行政学における自治に関する基礎的文献等を検討対象として、自治の概念や日本の自治の特性、課題など、本研究の基盤となる基本的知見を整理する。

自治概念の定義に関する基礎的な文献としては、西尾勝による『行政学の基礎概念』（西尾(1990)）が挙げられる。わが国では、自治という用語が、地方という用語と一体化された「地方自治」として捉えられ、地方の行政組織の活動と捉えられる場面が多いなかで、当該文献は、その概念的な枠組みを欧米諸国における自治の歴史的形成過程の分析も踏まえ規定している。以下にその要点を整理する。

西尾は、「自治」という概念は、個人の自治、集団の自治、共同社会の自治からなり、それぞれの自治に共通するものは自律(autonomy)と自己統治(self-government)の結合であるとする。このとき、個人の自治は、個人が他者の統制にしばられずにみずからの規範、準則、目的といった規準を定立する能力（＝自主立法権）、ついで自己の意志が自己の行為を統制する能力、意志を行為に具現する能力（＝自己制御能力）を要件とする。他方、集団、共同社会の自治では、これに加え、内部における自己統治が必要となり、私的領域と公共的領域の境界を定め、個人の自律と集団の自律を調整する規準を定立し、公共領域そのものを律する規準を定立する必要が生じる。だが、その際の意志の統合、行為の調整は支配の契機をはらんでいる。ゆえに、自己統治は支配被支配関係の成立を前提に、被支配者が同時に支配者であるように、支配者と被支配者を同一化しようとする政治原理（＝民主主義）が求められる。以上のように、自律と自己統治はいわゆる「権力への自由」を媒介にして結合され、相乗的な効果を発揮するとき、はじめて成熟した有効な自治になる（同書、pp.373-375）。

次に、日本の自治の特性・課題について、引き続き西尾(1990)の検討を通じ

て欧米の自治形成の歴史を概観した後、山田公平(1991)、石田雄(1998)、羽貝正美ら(2007)の文献を検討することで確認する。

西尾は、前述の自治の定義に続き、欧米の自治の歴史的展開を整理している。西尾によれば、欧米における近代的な自治は、新たな主権国家の集権的な支配の過程で、無謬、不可分にして絶対的な主権概念と中世的諸勢力との相対的な関係で構成された。すなわち、自治は、主権国家のもとに再編成された集団ないし共同体が、自治権についての客観的なルールの定位（法治行政）と、その憲法上の制度としての保障を求め、これを主権による保障にまで高めていく過程と、自然法に基づく自然的権利の問題や私人の意志による法的関係形成の自由（「私的自治」(Privatautonomie)）の司法による保障という歴史的な形成過程を経て成立する。

上記の過程で各国の事情に則して地方自治の多様な類型を創出された。これを単純化して類型とすると、イギリスを母国とするアングロサクソン型の地方自治と、フランスを母国とする大陸型の地方自治が挙げられる。

前者は、国民国家の形成以前からの地方共同社会の自治が国民国家の形成過程で自律性を保ち続け、主権の絶対化を制約した国々の地方自治であり、自治権を地方共同社会の固有権とする固有説的な観念が強い。それゆえ、自治立法権を伴った分権(decentralization)という性格が強く、自治権の範囲として警察、教育を自治体に委ねている。中央政府の自治体を統制する方法は、立法・司法統制とし、自治体の事務権限について制限列举主義を採用し、自治権に属さない事務は、国（または州）の出先機関が執行する特性がある。

後者は、国民国家の形成過程で中世以来の「中間権力」が解体され、新たな集権国家がその支配の機構として地方自治を創設した国々の地方自治であり、自治権は中央政府の授権に由来するとみる伝来説的な観念が支配的である。国の事務の執行を分散(deconcentration)する性格が強く、自治権の範囲として警察、教育は国ないし邦に保留する。内務省等による行政統制が中心であるが、自治体固有の事務権限を広く推定して与え、包括授権主義を採用する。自治体を同時に国の下部機関として活用し、地域総合行政の主体とする特性がある。

西尾は、以上の自治形成の特性を踏まえると、日本の地方自治は、敗戦前までは大陸型、戦後改革では内務省が解体されアングロサクソン型の特性が加味

されたが、以前、地域総合行政等の大陸型の特性を継承しているとする（同書、pp.377-385）。

近代日本の地方自治の特性に関しては、山田(1991)が、ヨーロッパはもとよりアジアの自治も含めた国際的比較のなかで、厳密な方法論と各国の自治に関する膨大な知見の比較により位置づけている。ここでは、その方法論と日本の地方自治の特性に関する概要に限り抽出・整理する。

山田は、地域社会において住民生活のなかで形成される自治的な共同関係と、そこにおける公共的な機能とを含んだ全体関係を「地域的公共関係」と規定する。その上で、統一国家の構築をめぐる国際関係のなかで、外国の近代制度の継受を契機とし、国内の地域的共同関係の歴史的展開を基盤として、地方自治が制度化されると考える。そこで、諸国の地方自治を、「国民国家と地方自治」のテーマ関連から捉え、これを世界史的＝同時代関連と制度の継受において位置づけ、その「地域的公共関係の制度化された構造」の独自の様態＝型という共通の基準によって把握するという方法論を用い、日本の地方自治の特質を国際的関連と多様性のなかで明らかにしようと試みている（同書、pp.2-22）。

山田によれば、明治維新以降の近代日本の自治の制度化は、ヨーロッパ諸国、特にプロイセンの制度を継受した近代的形態の行政市町村を設定し、そのもとに「自然ニ発達シ来タル天然ノ部落」＝自然村を制度的に連繋した二重構造を、その基盤とした。これにより、自然村＝部落共同体の自治機能が行政市町村の自治行政を補完し、共同体の隣保共助の自治精神とそれに結びついた家族主義、共同体祭司的紐帯とが、行政市町村の「一村一家」的団結をつくり出す。これを基礎として天皇制国家の官僚制的中央集権的統治体制と家族主義的国家統合が構築されたとされる（同書、pp.529-555）。なお、本研究における山田の主眼は、この日本の地方自治の特性を「地域的公共関係の制度化された構造」を一般的基準とした国際的な比較類型のなかで詳細に比較検討し位置づける試みにあるが、本項における検討の枠組みを越えるため、ここでは立ち入らない。

石田(1998)は、辞典という形式をとりながら、日本の近代以降（明治維新以降）の自治という用語の用例を歴史的展開（自由民権期、明治憲法体制確立期、明治末の変化、大正デモクラシー期、「非常時」から戦時体制期、戦後改革期、高度成長期とその後）の中で分析し、日本の自治の特性と課題を明確化すると

いう方法論を採用している自治研究である。

同書のなかで石田は、まず、近代以前の日本における自治の用法が、歴史的には「自然に治まる」という自動詞的意味に力点を有し、近代翻訳語としての「自分で自分自身を治める」という他動詞的な意味が希薄であった点を指摘する。その上で日本における自治の継受を、「明治政府による「地方自治」制度の確立は、中央における外見的立憲性の導入及び政党運動のこの制度への吸収とまさに照応して、自由民権運動の地方的基盤を奪い、村落共同体的秩序を官僚制的支配の末端にくみこむ過程」（同書、p.27）と捉える。また、石田は、政治原理として民主主義は、「自治」における治者と非治者の同一化（自分で自分自身を治める）をめざすが、敗戦後の改革期には、この原理に支えられた主権在民への認識が確立されず、新憲法で主権在民の原則が明確化された後も、政治原理を「自治」と結びつけることができなかつたとする。結果、戦後の自治も「地方自治」の枠づけを離れられず、中央集権的政府のための地方行政制度と捉える考え方を修正し得なかつたと論じている（同書、pp.84-85）。

他方で、「自治」の歴史的展開を踏まえ、「市民」運動、「革新の自治体」、「自治の革新」、「地方の時代」、「市民自治」という高度成長期とそれ以後の自治の動向から、自治の展望を3点指摘している。第一は、「自治」の「治」の用法の力点が他動詞的に移る傾向、第二は、「政治」がナショナル・レベルに独占され、「地方自治」は地方行政の執行に範囲が限られるべきだという考え方への異議、第三は、「中央」と「地方」を「政府間関係」と捉える方向への変化である（同書、pp.114-119）。以上の石田の二、三点目の指摘は、その後の地方分権改革一括法や現在の地方政党の隆盛に一定程度の達成を見ることができる。

羽貝(2007)は、日本固有の地方自治の歴史的経緯と現在の位置を批判的に捉える立場から、1990年代半ばに始動した分権改革を読み解きつつ、目指すべき分権改革の本質が「自治・分権改革」にあり、そこでは「団体自治の改革」とどまらず「住民自治の改革」の推進が重要である点を指摘する。

羽貝は、分権改革のなかで提示されてきた、分権型社会、協働型社会、総合行政体としての基礎自治体という展望を、ひとつの基礎自治体で総合化していくことを想定する。そして、その基礎的条件として、「治者と非治者の同一性」を本質とする「自治」のあり方、特に自律的な個としての住民に主体性、当事

者性の回復を促す条件としての「参画」、「協働」に考察を加えている。また、「自治」、「参画」、「協働」には、その基礎に、住民の自主的・自発的な参加による「共同（互いに顔が見える関係にある複数の人間、すなわち特定多数に人間が目的を共有し、基本的に同じ条件の下にひとつの事柄にあたること、あるいはそうした社会関係）」（同書、p.26）が必要である点を仮説的に提示している。その上で、現在の経済の低成長下で、少子化・高齢化、地域の衰退など数々の課題に対応し、伝統的な自己統治論・民主主義論を根拠としつつ「参画」、「協働」の仕組みを自治体運営に具体的に反映させる統治のあり方、という面で、ローカル・ガバナンスという概念は民主主義の改革実践論・運動論的な性格を併せ持っている点を指摘している。

c) 景観と自治の関連性に関する文献等の検討

前述の a), b) で検討した景観や自治の基礎的文献には、景観と自治の関係性を概念レベルから捉え、検討した文献は存在しないようである。しかしながら、その萌芽は、景観研究側の基礎的文献のなかに見られた。

例えば、a) で取り上げたレルフ(1992)は、中央権力が、効率化のために画一的な権力行使を通じて場所の均質性を助長し、没場所性をつくり出す点を指摘している（同書、pp.240-241）。また、景観工学分野では中村(1982)が、地域景観の担い手は地域社会・住民であり、「自治体の主導権を重んじる分権的行政こそ、まず前提とされる必要がある」との先験的な指摘を行っている（同書、pp.230）。さらに中村は、第1章注17)で示した通り、近代的風景思想として「自然景」以外に「生活景」を挙げ、共同体の風景は「社会生活を営む人間の倫理的構え」に関わることを指摘しており、景観工学分野の研究範囲を景観と自治の関係性に拡大するまであと一步のところまで迫っていた。しかし、その後も、景観工学の主対象は構造物の計画・設計・デザインで有り続け、この研究課題は主流とはならなかった。

ところが、2000年代に入り、文化財保護法改正（2004(平成16)年）、景観法制定（2004(平成16)年）を契機に、地域の生活景を再評価し、自主条例制定などの住民活動を行政との協働に結びつける景観まちづくり活動が、バブル崩壊後の財政逼迫、少子・高齢化、人口流出等による地域衰退への対応策として注

目を集め始めた。こうした動きは、地域衰退の課題が逼迫し、地域活性化のための手法があらゆるジャンルに求められた点に加え、西村幸夫をはじめとした都市計画系の研究者が、景観法制定に先立ち全国的な景観劣化への解決策を模索し、先進的な地方自治体の景観条例等の制定の動きと、そこに関わる住民活動を対象とした地道な研究成果を、西村幸夫・町並み研究会(2003)、や(社)日本建築学会編(2005)等の文献に整理していった点にも後押しされている。

また、建築系における景観まちづくりの代表的な実践者である後藤春彦は、景観まちづくりを『『景観』からまちづくりの資源を発見するとともに、まちづくりの成果を『景観』に表現する』(後藤(2007)、p.7) ことと定義し、「共発的まちづくり」のステップを提案する。後藤によれば、共発的まちづくりのステップとは、まず、市民の自発的な地域再評価と将来像の積み重ねにより「新しい公共」と呼ばれる行政に代わる組織が誕生し、次に、この担い手を育てることと今までと異なる視点を得て「社会資源の発見」を促し、さらに、制度やネットワークという「社会資本」を蓄積し、これらの延長上に新しいガバナンス型の「社会システム」を位置づけることとされている(同書、pp.111-112)。なお、生活景に関しては、同じく後藤が(社)日本建築学会編(2009)のなかで前掲の中村良夫の景観の定義をもとに、「地域風土や伝統に依拠した生活体験に基づいてヒューマナイズされたながめの総体である」(同書、p.25)と整理している。

他方、自治研究側(行政学、公共経営学等)から景観を取り上げた研究は、その数、枠組みともごく限られたものである。

景観を直接的な研究対象としてはいないが、遠藤(2009)は、自治体を「人間と自然との物質的代謝の場であり、人間の労働と生活の最も基本的な圏域＝定住圏を基礎単位として成立する「容器」」(遠藤(2009)、p.7)と捉えている視点が着目される。そこでは、自治体という「容器」を単位として、人間と環境(自然)との関係性としての景観と自治活動との相互関連自体が、研究対象となり得る可能性が示唆されている。また、自治と景観の関係に間接的に踏み込んでいる文献としては、前述c)で取り上げた羽貝ら(2007)が挙げられる。同書では、自立した住民の共同が地域の自治を促し、これが参画の充実や望ましい協働のあり方に連動することでガバナンス改革の方向性が見定められる、という枠組

みが提示される。その上で、「大規模開発と協議・調整型まちづくり条例」(高見沢ら(2007))や「大都市郊外地域のまちづくり活動と街づくり条例」(中林(2007))など、景観の保全・形成と密接に関係する条例の制定と住民活動の関係が、基礎自治体の能力や住民自治の仕組みとの関係から検討されている。

景観と自治の関係により直接的に踏み込んだ研究として、伊藤修一郎の諸研究(2002、2003、2004、2005a-c)が挙げられる。これらの研究成果を体系的に整理した伊藤(2006)は、中央集権的といわれてきたわが国の地方制度のもとで、なぜ、どのように自治体が自律的な政策決定ができるのかを統一的に説明することを目的に、景観条例の形成過程や内容を調査対象として、質的、量的両面の基礎的調査から、自律的政策決定の構造や政策の波及要因を実証的に論証しようとしている。景観条例を対象とした理由に、景観問題がコモンズの問題であり、社会的ジレンマと共通の構造が見られる点を挙げており、本書は、景観と自治の関係構造自体を対象とした行政学側からの数少ない先行研究と位置づけられる。

さらに法学分野では、吉村(2007)が、最高裁は、国立事件において、「景観利益を民法709条の「法律上保護される利益」とすることにより、私法(不法行為法)による保護の可能性を認める、注目すべき判断を示した(最判平18・3・30民集60・3・948)」と捉え、従来の裁判例や学説の動向のなかで最高裁判決を位置づけ、その意義を確認している。その上で、最高裁判決を踏まえて景観利益の不法行為法上の保護のあり方を考える場合、景観に関する地域の慣行やルールがどのような意味を持つかについて検討を加えている。

このなかで吉村は、景観利益は公と私がオーバーラップする法益として、不法行為法上の保護の対象となりうることを指摘した上で、その侵害が違法性を帯びるか否かの判断にあたっては、権利濫用等の民事上の規範が重要であり、その際、地域における住民らの土地と空間利用のあり方によって形成され維持されるという景観利益の特性から、地域における慣行やルールを重視すべきであると論じている。また、地域的慣行やルールの意味を考える場合、その形成における民主主義の保障が重要であり、地域の慣行やルールの重視が多数の住民による少数住民の利益や意見の無視、あるいは一部の「有力な」住民による既得権の擁護にならないようにするためには、地域における土地や空間利用のあ

り方に関わる地域住民の民主的な合意の形成が何よりも重要であるとし、地域民主主義・自治の重要性を指摘している。

(3) 景観と自治の相互関係に関連する先行事例研究等の検討

a) 地域の景観と社会的活動の相互関係を捉えた先行事例研究等

ここでは、前章第2節で示した本研究の第一の目的、「地域景観を構成している空間的要素と社会的活動に着目し、その相互関係の構造を実証的に抽出した上で、相互関係の構造から生じる特性が地域の自治の基盤に与える影響と、その影響を生み出す原理的枠組みを示す」ことに関連し、景観の空間構成要素と地域社会の活動諸相との相互の関係や、相互関係から生じる影響を実証的に分析している事例研究を検討する。

地域の景観を考察する上で、景観と地域社会との関係に着目する視点は、景観に関する研究が本格化した1980年代から複数の研究分野に内包されていた。工学系の先行研究では、例えば樋口(1987)の研究や中村(1982)の研究にその先験が見られる。樋口は、日本人の居住の場としての地形的類型に着目し、そこに形成される社会や心象等を総合的に捉え、日本の景観を考察した。中村は、本項(2), c)でみた通り地域景観の担い手は地域社会・住民であり、「自治体の主導権を重んじる分権的行政こそ、まず前提とされる必要がある」¹⁾と指摘している。ただし、これらの原理的研究は、地域景観と地域社会の相互関係をその総体として示唆しているに留まり、個別要素にまで踏み込んだ実証研究へと繋げるような枠組みを提示してはいない。

農学系分野の主要研究では、社会的活動が環境インパクトとして景観に与える影響を、主に生態学的視点から分析・総合・評価する枠組み²⁾が構築されている。ただし、この分野の研究では、景観の保全活動から生じる社会的な活動諸相への影響が分析されることは少ない。

以上の工学系、農学系分野の諸研究に先立ち、歴史地理学の分野では、地域における景観と社会的活動諸相との関係を対象とした研究手法が確立され³⁾、膨大且つ緻密な事例調査の蓄積⁴⁾を残している。ただし、歴史地理学は、景観を土地利用特性の表出として捉える考え方から、例えば、工学分野では良く知られる中村良夫による景観の定義、「環境の眺め、(中略)ただし見る側の評価

が加わっている」⁵⁾が示す「見る側の評価」の部分我问う枠組みの提供を目的とはしていない。

次に、先行事例研究を整理する。地域景観と地域社会の関係を景観の空間構成要素や住民の社会的活動や住民意識にまで掘り下げて、実証的な研究手法を用いて分析した先行事例研究の数は比較的少ない。

神吉ら(1991)は、岡山県津山市を対象に、里山・集落景観の変容過程を宅地開発の発生構造と農家の市街地化意識の関係から分析している。その結果、農林業の衰退を潜在的要因とし、1970年代に他府県の業者に売られた里山が、その後の公共による基盤整備、都市計画の地域指定等を契機として開発された点、農家の意識は景観変容には否定的であるが道路整備等には肯定的であった点を明らかにしている。現地調査、アンケート調査、ヒアリング調査、農林業センサス等を調査・分析手法として用いている。

温井(1999)は、山形県村山市五十沢集落を対象に、風景の保全継承過程を空間・形態、生活・生業の両面から分析している。その結果、風景が保全継承し得た要因として、後継者不足による建て替え需要の抑制、農地保全のための売買・賃借の工夫、隣家と境を設けない空間構造・所有意識、小規模公共事業における村民自身による設計・施工の相互関連を抽出している。現地調査、ヒアリング調査、アンケート調査、地籍図・航空写真等を調査・分析手法に用いている。

黒田(2002)は、岐阜県白川村荻町を対象に、森林景観の変容を林業、山桑栽培、薪炭材採取、稜採取、焼き畑、カヤバ等の利用形態との関係から分析している。その結果、1960年代を境として森林の多様な利用が衰退し、高木森林への変容と草地域の減少が生じ、それまで曖昧だった集落と森林の境の明確化したことを明らかにしている。文献調査、ヒアリング調査、絵図・字図、集落写真、航空写真等を調査・分析手法として用いている。

三宅(2007)は、秋田県にかほ市の景勝地・象潟を対象に、その景観変容と社会的要請との関係を、江戸時代から現在に至る過程を踏まえつつ、保全と開発に関する藩や農民との対立、住民の自主管理の形態等の社会的活動主体との関係から分析し、地域の歴史的記憶としての景観の重要性を指摘している。写真、郷土史資料、地図、ヒアリング等の情報を、主体間の関係性の変遷の図により

整理する調査・分析手法が用いられている。

また、昨今では、地域景観の形成における住民参加の事例研究が増えてきている⁶⁾。このうち、田中ら(2008)は、長野県飯田市柿野沢地区を対象とし、道普請の活動内容とその組織・体制の変遷を分析し、環境的・社会的課題を共通課題として体感させるような「地域を統合し表象する景観」のソーシャル・キャピタル構築における重要性を指摘している。ヒアリング調査と資料文献調査をもとに、道普請に関する組織・体制と時代的変遷、動機や環境建築の手法等を分析する調査・分析手法が用いられている。

以上の、都市計画系、造園系、土木工学系の諸研究に加え、社会学の領域では、森久(2008)が、道路事業に伴う鞆港の改修・保全論争を、地域のアクター間の党争とそのアクターの言動を規定する社会層、政治的地位、居住区、空間的記憶の各視点から分析している。同研究では、詳細な文献・ヒアリング調査、裁判傍聴記録等からモノロギ的な年表を作成する調査・研究手法が用いられている。

また、玉野(2009)は、「ふつうの町の景観」のかけがえのなさについて、人間は社会的な存在である、という社会学的人間モデルの観点から原理的分析を試みている。鳥越ら(2009)は、「生活が景観をつくる」という視点を基盤に据え、景観とコミュニティ、開発、暮らし、観光等との関わりを再考することで、地域資本を増加させる景観形成の可能性を模索している。

b) 基礎自治体の景観を巡る政策過程に関する先行研究

ここでは、前章第2節で示した本研究の第二の目的、「地域景観を構成している空間的要素と社会的活動に着目し、その相互関係の構造を実証的に抽出した上で、相互関係の構造から生じる特性が地域の自治の基盤に与える影響と、その影響を生み出す原理的枠組みを示す」ことに関連し、基礎自治体の景観を巡る政策に関する政策過程・政策展開が地域社会に与える影響に着目し、これを実証的に分析している事例研究を検討する。なお、対象研究は、概ね、政策過程・政策展開を分析対象とした研究と、政策と住民活動との関係性を分析対象とした研究の二種類に分類できる。

前者の研究において、猪爪ら(2008)は、大分県湯布院町を対象に、景観を巡

る争点が自然景観保全、街角整備、大型施設建設、リゾート開発と社会状況に応じて変遷し、この変遷に対応して政策展開が生じた点を明らかにしている。

伊藤夏樹ら(2007)は、金沢市・京都市を対象として、政策対象となる景観資源がその時々で変遷することに起因して実態と従来の制度の間に齟齬が生じ、この齟齬への個別対応が積み重なり両市の複合的な景観整備システムが形成されたことを示している。白井ら(2009)は、旧佐原市の政策展開の分析を通じて、活動の担い手が変化する時点で活動の考え方(フレーミング)が再定義されるために、政策の枠組みが包括的な規模へ変容・展開すること、そして、この再定義に起因して、活動範囲の拡大や行政の役割の変化が生じる可能性があることを仮説的に示している。

後者の研究において、田中晃代ら(1999)は、兵庫・大阪・滋賀の各府県と府県下の基礎自治体の景観条例・まちづくり条例に基づく市民団体の活動内容、及び支援すべき内容を調査し、活動を行う地区の類型(景観形成地区、景観協定地区、まちづくり協議地区別)により、活動及び支援すべき内容が大きく異なる点を明らかにしている。岡崎ら(2000)は、岐阜県古川町の「そうば」と呼ばれる地域住民の暗黙のルールを景観条例内に明文化する際に、自らが専門家として提案した住民参加型制度設計の手法とその可能性を示している。

以上の諸研究では、景観に関わる争点、制度内容・制度設計、政策主体、対象地区の特性区分等の要素に着目し、それぞれの事例における各要素の時間的変遷を把握し、展開時期を区分し、展開の特性を分析する手法が用いられている。これに対し本項(3), c)でその概要を見た伊藤修一郎の事例研究の手法は、景観に関する紛争に社会的ジレンマと共通の構造を見出し、自治体間の相互参照の概念を用いて政策形成、政策波及の構造をモデル化・一般化する、政策過程分析の手法を用いたものである。

例えば、金沢市・神戸市の景観条例を対象とした研究(伊藤(2005c))では、自身が先行研究で提唱した「動的相互依存モデル」を活用し、新政策の採用に先鞭をつけた自治体では、どのような内生条件がどのように働いて新政策が採用されるに至ったのかを分析している。伊藤は「組織化された社会的利益が反対するであろう政策が、なぜ分散化された公益のために実現したのか」を問い、両市の政策転換要因を、「専門家と政策アイディアの役割は二つの市で共通に確

認められ、政策企業家の働きはやや不明瞭で、相互参照は金沢市ではほとんどなく、やや時間経過した神戸市の時点になると、相当程度、しかも意識的に行われていた」と結論づけている。さらに、政策アイデアが政策転換を促進したのは、「周到に規制の色合いを排除して、市民の協力を得ながら進める点を全面に出した」ことに起因するとしている。

(4) 先行研究等の検討のまとめ

「景観」、「自治」を対象とする学術分野の基礎的文献、及びその相互関係に関連する事例研究を検討した結果、「景観」と「自治」の相互関係の構造や原理の解明に正面から取り組んだ研究は存在せず、この研究領域は、事例研究も含めてほとんど未着手の学際的領域である点が明らかになった。

その一方で、「景観」と「自治」の基礎的文献のなかには、両者を概念構造レベルから比較研究する上で有用な知見が存在し、また、時代的な要請を背景に、景観と自治の関係に近接する、景観まちづくり、景観条例、地域的ルール、景観政策等に関する研究領域が拡大しつつあり、これらに関連する実証的な事例研究も継続的に行われ、調査や分析手法等に関する知見が蓄積されつつあることも明らかになった。

以下では、本研究の枠組みを構築する上で有用な知見を、景観と自治の概念構造の比較、研究手法上の構造的類似性の抽出、実証的事例研究手法の把握、という段階的な三つの観点からとりまとめる。

まず、第一の観点として、基礎的文献の検討で得た「景観」と「自治」の概念構造を単純な形に要約した上で、相互比較によりその構造上の相違点と共通点を整理する。

景観は、人間（＝個人、集団或いは共同社会等）と、人間をとりまく環境（＝空間、場所、自然等）との関係の感覚的な表現（＝齋藤(1986)の解説による「ながめ」であり、評価を含む）であり、人間と環境との関係性に関わる概念として位置づけられる。これに対し、自治は、人間（＝個人、集団、共同社会）の自律(autonomy)と自己統治(self-government)の結合であり、人間社会の統治（権力）構造に関わる概念として位置づけられる。以上に見る二つの概念は、その枠組みを異にしているが、他方で、両概念とも理論的・抽象的枠組みのみに依

抛するのではなく、観察・経験しうる「実体」を伴った概念であり、その主体が人間とその活動状況にあるという点を共有している。

次に、第二の観点として、各分野の基礎的文献から、景観と自治の研究手法上の構造的な類似性を抽出する。

本項(2), a)で整理した基礎的文献（トゥアン(1993)、レルフ(1999)、ベルク(1992)等）では、景観を支える空間、場所、風土等を対象とした研究手法として、人間の活動、経験や体験とその蓄積（各種分野の文献、文学作品、建築、芸術作品等）を特定の基準を仮説的に設定して類型、体系化し、類型化、体系化の過程で基準自体を事例等に見られる事実を通じて論証していく研究の枠組みが採用されていた。なお、景観の概念は人間の経験の主観的判断を含むことに起因し、基準の仮説的な設定において、自然科学的な観察に加え現象学的な枠組みとしての間主観的な論証や、アフォーダンス、文化人類学、哲学等の知見を引用する場合が見受けられた。他方、(2), b)で整理した自治に関する基礎的文献（西尾(1990)、山田(1991)、羽貝(2007)等）では、人間の自治的活動に関係する歴史的事実、活動主体、組織構成、権力構造、制度的枠組み、社会哲学、社会的背景等を一定の基準を持って捉え、またその変遷過程の分析を通じて構造を抽出する手法が採用されていた。

以上に見た景観、自治の研究手法のなかで、その構造を比較検討したいのは、景観においてベルク(1998)が示した場所的次元、空間構造的次元という規定、次元間の通態性という概念と、自治における山田(1991)の「地域的公共関係の制度化された構造」という基準である。

ベルクは、「場所的」な次元について場所を占有する（住む（棲む、habiter））こと、「空間構成的」な次元について空間を占有する（景化する(paysier)）ことと規定し、ある風土・景観における両者の割合や両者の通態（両者を行き来する行程）のあり方に風土・景観とその主体（人間、社会等）の特性が現出する点を指摘する。「場所的な次元」は自然発生的な村落共同体等でその割合が大きく、「空間構成的次元」は、国家や文化、制度等の抽象的、記号的な広がりによって支えられていると理解できる。このとき、外国の近代制度の継受を契機とし、地域的共同関係の歴史的展開を基盤として地方自治が制度化される「過程」を分析する山田(1991)の方法論とベルクの通態性の分析という方法論には、「場所的

次元」と近代的公権力化前の「地域的公共関係」の対応、「空間構成的」と「公権力による制度化」の対応、という対応関係のもとに、「通態・行程」、「過程・経緯」を分析するという構造的な類似性が見出せる。そして、この類似は、景観と自治の関係原理を検討する研究枠組みを構築する際、大きなヒントを与えている。

以上に見た研究手法上類似する構造を本研究に活用する場合、基礎自治体という「容器」(遠藤(2009))の範囲で、景観、自治の主体である人間(個人、集団或いは共同社会等)が、環境(空間、場所、自然)や「地域的公共関係」とどのように関係するかに関する諸情報(社会的諸活動と蓄積)を、その変化の過程(通態・行程、過程・経緯)に着目し観察・分析するという研究の枠組みが想定される。そして、この枠組みにおける論点は、景観の側では、例えばベルクが通態という概念を用いて示した「境界」の役割や場所的次元と空間構成的次元の通態の状況であり、自治の側では、例えば山田や石田が提示した日本における自然村的自治と官治的自治の二重性からの転換や、自動詞的な自治から他動詞的な自治へ転換等となることが想定される。その上で、こうした論点を組み込みながら分析結果を社会的諸活動とその主体を媒体として統合し、その転換、変容を動的なモデルとして表現できれば、景観と自治の関係構造とその原理が導き出せる可能性がある。

最後に、第三の観点として、景観と自治を対象とした実証的な事例研究における技術的な側面を整理しておく。

事例研究では、情報収集の手法として古文書、行政文書、公的な各種調査結果等を含めた文献調査、各関係者に対する多角的視点からのヒアリング調査、アンケート調査に加え、絵図や地図、航空写真情報、各種の写真情報等の調査が確認できた。また、先行研究における各種情報の分析方法としては、景観や社会的活動の変容過程や、政策形成・展開・政策内容の構築過程に着目して期間区分を行い、その特性を分析する手法が多用されていた。その際の変容や政策内容の変遷に関して、社会的活動主体(政策形成主体を含む)や争点等、変容や変遷を判断できる基準を設定する点が、複数の研究で共通していた。

他方、歴史的記述と展開時期の区分に基づき事例分析を行う手法は、各事例の特性を明確にしつつ実践的知見を蓄積する方法論ではあるが、政策過程等の

構造を抽出し一般化するという面では不十分といえる。これに対し、(3), c)で見た伊藤修一郎の諸研究は、政策波及の構造をモデル化・一般化する政策過程分析の手法を用いている点が参考となる。

2-1-2. 本研究の学術的な位置づけ・新規性

本項では、前項 2-1-1 の整理、検討を踏まえ、以下に本研究の学術的な位置づけ、及びその新規性を確認しておく。

本研究は、国土の基調となる普通の地域の景観劣化の深層には、自治の再構築という課題が存在しているという問題意識から、景観と自治の相互の関係性の構造、原理の解明を目指すものである。この研究の主題となる景観と自治は、異なる概念構造や学術分野に依拠しているため、現在までに、各分野の基礎的な文献のなかには、両者の関係性を対象とした研究は存在しない。

他方で、昨今の景観劣化、地域衰退への対応等の社会的要請から、生活景の保全・継承、景観まちづくり、住民自治の再構築、自治体政策による社会的ジレンマの解消、地域的ルールの法的解釈の構築等の枠組みにおいて、景観と自治の関係性に近接する問題が研究対象となりつつある。また、実証的事例研究の領域では、地域における空間構成要素と社会的活動の関係性の変遷や、景観を巡る自治体政策の分析研究に、景観と自治の関係性に関する研究課題の一部が内包されていた。

しかしながら、上記の先行諸研究はいずれも、景観と自治の相互関係や、この相互関係による影響構造とその原理の解明という、景観と自治の関係性の理論的枠組み自体の構築を目的としたものではなかった。その結果、現代の多様な社会的課題に対応し、ごく普通の地域における景観と自治の再構築を目指す場合に依拠することができる理論的基盤を、学術的知見に基づいて提供する枠組みが未だ構築されていない、という本質的課題が生じている。

以上の先行研究の現状、課題に対し、本研究の学術的な位置づけ・新規性は、景観に関する人文地理学、及び景観工学分野における基礎的知見と、自治に関する行政学分野における基礎的知見を研究基盤としつつ、行政学的な基礎自治体という枠組みを活用し、景観と自治の間に存在する未着手の学際的領域を対象とした事例研究手法を構築していく点にある。

すなわち、本研究では、遠藤(2009)により示された、基礎自治体は「人間と自然との物質的代謝の場であり、人間の労働と生活の最も基本的な圏域＝定住圏を基礎単位として成立する「容器」であるという行政学的枠組みを活かし、基礎自治体を事例とした実証的研究の枠組みを構築する。その際、事例の分析手法として、景観、自治の両概念に構造的に組み込まれており、且つ実証的な把握が可能な「社会的活動及び活動主体」に着目し、景観と自治の相互関係を統合する媒体としての役割を持たせる。

具体的には、まず、対象事例地域（本研究では長野県旧開田村を対象とする）の空間構成要素とそこに関わる社会的活動及び活動主体との相互関係から地域景観を、景観を巡る政策の過程と社会的活動及び活動主体との相互関係から自治の基盤構築を捉え、その変遷状況や、それらが再構築されていく過程を詳細に調査・分析する。その上でそこで得た変遷過程の諸状況を、「社会的活動及び活動主体」を媒体として統合することで、景観と自治の相互関係やその構造、原理を捉えようと試みる。

2-2. 本研究の分析・考察の枠組み

2-2-1. 研究仮説と研究の基本的な枠組み

本研究では、第1章2節で示した研究目的を、基礎自治体（長野県旧開田村）を事例対象とした実証的な分析・考察、及び論証の俎上に乗せる枠組みを構築するために、二つの研究目的それぞれ対応する理論的な仮説を以下に設定する。

[研究仮説1]

基礎自治体における地域景観と地域社会は、空間構成要素と社会的活動の諸相のレベルで関係し合っている。この関係を通じて、地域景観には、地域社会と相互に影響を与え合う内的なシステムが形成される。

[研究仮説2]

上記の内的システムを通じて、基礎自治体における地域景観を巡る政策には、その政策循環プロセスを通じて自治の基盤を再構築していく構造が原理的に生成されていく。

研究仮説の設定は以下の理由による。

景観を巡る諸活動が、地域住民と地域景観との間に、何らかの強い精神・感覚・感情的な結びつき（例えば、「誇り」、「懐かしさ」等）を形成し、この結びつきが地域づくりを支えていくことは、既に、景観まちづくりやその他の先行事例研究の知見のなかで数多く触れられている。しかし、それらは、学術的には、あくまで推論の域を出ていない。これに対し、本研究は、この結びつきに対応するものとして、上記の仮説により「内的なシステム」という概念を構想する。その上で、実証性を有する諸情報に基づく論証作業を通じて、この「内的システム」の実体と役割を明らかにしつつ、景観を巡る諸活動を通じて自治の基盤が再構築されていく過程を検証する、という研究の基本的枠組みを採用する。

2-2-2. 分析・考察の手順・手法

(1) 分析・考察の手順と論理構成

本研究では、5章立ての構成のうち、本章に続く第3、4、5章が旧開田村を対象とした事例研究による分析・考察に当てられる。以下に分析・考察の手順とその論理的構成を示す。

第3章 地域景観と地域社会の相関構造と景観の内的システムの生成・発現、においては、研究仮説1（第一の研究目的に対応）の論証を目指し、旧開田村髭沢地区を対象に、地域景観を構成する空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の構造を構造図として抽出する。その上で、この構造を通じて生じる地域景観の内的システムとその原理を想定し、地域で生じている社会的活動の実体と照合しつつその存在と役割を論証していく。

続く、第4章 景観を巡る政策循環プロセスと自治的基盤の再構築、においては、研究仮説2（第二の研究目的に対応）の論証を目指し、旧開田村の景観を巡る政策群の政策過程・政策展開の構造、政策実施による影響の構造を抽出する。その上で、景観を巡る政策群と自治的基盤の再構築の関係を成立させる原理を、内的システムを組み込んだモデルとして図化し、政策を巡る社会的活動の変化の実体と照合しつつ詳細に論証していく。

第5章1節 総合的考察、では、まず、第3章で得た相互関係の構造図と、第4章で得たモデル図の統合を図る。その上で、両図を一般化するための適用

可能性と限界点、及び、構造図とモデル図に現れている旧開田村事例の特徴が、どの程度、汎用性を有するものであるかを論理的に検証する。

以上の手順を用いて本研究は、第3章においては研究仮説1を、第4章において研究仮説2を旧開田村事例の枠内で論証した上で、第5章1節で考察する構造、モデルの適用可能性と限界点が、研究仮説の論証結果の成立条件となる論理構成を構築しようと試みている。

なお、以上に示した手順を、基礎自治体の景観と自治の再構築を実証的に考察する、という本論文の全体像との関係から捉え直した場合、第3章では地域景観を構成する空間的・社会的要素から自治の基盤の再構築にまで至る展望（パースペクティブ）を確保し、第4章ではこの展望（パースペクティブ）を、景観を巡る政策群の分析・考察を通じて実証的に論証する。そして、第5章では、論証結果の成立条件を明確にするという論理的構成を構築しているといえる。

(2) 分析・考察に適用する手法

(1)で示した本研究の分析・考察の枠組みは、二つの学術分野の研究領域、すなわち、空間構成要素や空間構造も含めた地域景観を研究対象とする人文地理学、景観工学の研究領域と、自治の枠組み、住民参加・参画、協働、政策分析等を研究対象とする行政学の研究領域に依拠するものである。ただし、前節で確認した通り、この二つの分野を結びつける学際的研究には、先行研究において未着手の領域が存在する。以上の学術的背景を踏まえ、本研究では、以下の二点に充分留意しつつ適用する分析・考察手法を選定した。

第一の留意点は、分析・考察手法は本研究が依拠する学術領域の知見から逸脱しない適用を行う点にある。すなわち、本研究の事例の分析・考察手法は、主に景観工学分野による景観分析手法と、行政学分野における政策過程分析手法に軸足を置いて採用する。その上で、二つの分野を結びつける学際的な領域では、内的システムの仮説的な構想等において、生態学的視覚論（アフォーダンス）、哲学的身体論、文化人類学的な知見を活用した考察を行う。しかしながら、そこで得た知見は、再度景観工学、及び行政学的な枠組みのなかに戻し実証的な諸情報をもとに論証を加える、という構成をとる。この手順により、既存の学術的方法論や知見による基盤の枠から逸脱しないよう充分留意する。

第二の留意点として、分析対象である「景観」、「自治」には、一部に抽象的、あるいは主観的側面を含むことへの実証研究としての対処方法が挙げられる。この点に関して、本研究では、分析の対象をできる限り実証的に把握可能な要素（ここでは、空間構成要素や社会的活動と活動主体とその変遷等）に絞りこむ手法を採用している。

以上の留意点を踏まえた各章ごとの適用手法と、適用時の基本的な考え方を以下に概説する。なお、各手法の詳細は、第3、4章の各第1節、及び各適用箇所における解説を参照されたい。

第3章では、旧開田村髭沢地区における地域景観を構成する空間構成要素と社会的活動諸相の相関構造の抽出過程において、景観工学的な事例分析手法を適用している。

まず、空間構成要素の抽出においては、ドキュメント調査を行いその概要を把握した上で、空間を構成する地形、高低差、建築物、構造物、植物、土地利用等を平面・断面にプロットしていく景観工学的な現況調査手法を用いている。その際、各空間構成と対応する社会的活動は、現況調査において、現地在住の行政担当者の同行を得ることで詳細な情報収集を行っている。以上の情報から空間構成要素と社会的活動諸相の分布特性を把握し、その相関構造としての基本形成単位を抽出する。ここでは、山田(2008a)による景観工学的な敷地形成原理の分析手法を応用した「空間-社会構造図」を考案し分析に用いている。

相互関係の構造から地域景観の内的システムを仮説的に構想する過程では、生態学的視覚論（アフォーダンス）、現象学、哲学的身体論、文化人類学的な知見を援用し、内的システムを理論的に導き出している。その上で、内的システムが生成・発現する経緯を論理的に想定し、景観工学的手法で得た基本形成単位ごとに、論理的な想定とそこに実際に生じている実体的活動とを時系列的に照合させることで、内的システムの存在・特性を検証する手法を用いる。その上で、以上で得た結果を、わが国の自治の課題の行政学的知見（石田(1990)）のなかで捉え直し、自治の課題と地域景観の劣化との関係性を考察している。

第4章では、景観を巡る諸政策の政策過程・政策展開の構造、政策実施の影響構造の抽出過程においては行政学的な政策過程分析の手法の適用を基本とし、その一部に、第3章の分析・考察で得た内的システムに関する知見を取り込ん

だ分析手法を採用している。

まず、政策情報の収集過程では、縣(2005)における、政策情報の論理的シェーマ形成の考え方を参考とした政策情報の整理を行っている。次に政策情報の分析においては、キングタン「政策の窓モデル(policy window model)」⁷⁾の考え方を一定程度参考とした上で、政策過程で生じる政策諸情報の蓄積による政策展開の可能性を加味した「政策群構造分析図」を考案し分析に用いている。

政策実施の影響の構造分析では、まず、政策前後の社会的活動諸相と基本形成単位の変化の傾向を、「変化傾向分析図」により視覚化し類型化する手法を採用している。さらに、この変化が地域社会に与える影響の分析では、第3章で得た内的システムの知見から政策実施の影響を想定しつつ、これを地域で実体的に生じている事実と時系列的に照合させることで影響構造を抽出する手法を用いている。

その上で、基礎自治体における景観を巡る政策の影響と自治の基盤の再構築の関係性、及び関係性の生成原理の解明においては、二つの内的システムを縦軸、横軸として自治の基盤の再構築の状況を図化する概念イメージ図を考案して用いた。さらには、行政学の羽貝(2007)の指摘を参考としてローカル・ガバナンス再構築の観点から、基礎自治体の景観を巡る政策の可能性に考察を加えている。

本研究の分析手法は、異なる分野に依拠している点で、その一部にトライアングレーション的手法⁸⁾としての特性が認められる。佐藤(2005)は、トライアングレーションを戦略的に活用する際に理論的視点の整合性が重要である点を指摘している⁹⁾。本研究では、その原点として現象学的な景観の定義を採用していることから、現象学と親和性の高い研究知見を援用することで理論的視点との整合を図っている。さらに、分析・考察で用いた諸データに関して、次項で収集方法を明確に示した上で、各分析・考察箇所において注釈等を用いてその出所を明確に記載し実証性の担保に努めている。

2-2-3. データ収集の方法

(1) 分析・考察における必要データとその収集方法

本研究では、本章第3節における分析対象事例（旧開田村）の特性把握、第

3章2節における、地域景観を構成する空間構成要素と社会的活動諸相の相互作用の構造の分析、第3章3節における、地域景観の内的システムの生成・発現状態の把握、第4章2節及び3節における、景観を巡る諸政策の政策過程・政策展開、及び政策実施の影響の構造の分析において、特性の異なる分野の大量のデータを収集する必要がある。

そこで、本研究では、複数の調査手法を用いてデータを収集している。すなわち、A.ドキュメント調査（文献調査）、B.現状実態調査・変遷調査、C.ヒアリング調査・参与観察¹⁰⁾、の3つの調査手法である。ただし、以上の調査から得た実証的な情報は、その相互の整合、不整合を確認した上で一元的に蓄積・管理し、研究全体としてのデータの一貫性を確保している。各章における分析・考察のための必要データと、その収集手法の関係を表2-1に整理して示している。以下に、各章、節とデータ収集方法の関係を詳述する。

まず、本章第3節の事例対象地（旧開田村）の基礎的データ（旧開田村の概要、地域景観、社会的活動の特性）の把握においては、ドキュメント調査（文献調査）を基本としている。また、ドキュメント調査（文献調査）で不足した情報は、ヒアリング調査、現状実態調査・変遷調査を併用して補っている。

次に、第3章2節における、地域景観を構成する空間構成要素と社会的活動諸相の相互作用の構造の分析では、旧開田村髭沢地区を主対象として地域景観の空間構成要素と社会的活動諸相及び、その関係性を網羅的に把握している。ここでのデータ収集方法は、現状実態調査、変遷調査を基本として、ドキュメント調査、ヒアリング調査を行うことで情報量の充実を図っている。

第3章3節では、地域景観の内的システムの生成・発現状態を把握するために、地域景観の変遷に関係する社会的活動変化や住民心情に関する具体的、実態的なデータが必要となった。データは、ヒアリング調査を基本として収集している。

第4章2,3節における、景観を巡る諸政策に関するデータは、ドキュメント調査によって基礎情報を収集するとともに、政策の問題設定、政策立案・実施、政策の影響等に関する総覧的なデータ収集に関しては、政策アクターへのヒアリング調査を通じて詳細な情報を把握している。さらには、不足するデータは現地調査、参与観察を行うことで補足している。

表 2-1 分析・考察のための必要データの収集方法

対象箇所	目的	必要データ	収集方法		
			A	B	C
第2章 3節	事例対象地（旧開田村）の特性把握	旧開田村の基礎自治体としての概要、地域景観、社会的活動の特性に関する基礎的なデータ	●	○	○
第3章 2節	地域景観を構成する空間構成要素と社会的活動諸相の相互作用の構造を抽出	旧開田村髭沢地区を主対象として地域景観の空間構成要素と社会的活動諸相及び、その関係性に関する網羅的なデータ	○	●	●
第3章 3節	地域景観の内的システムの生成・発現状態の把握	地域景観の変遷に関する社会的活動変化や住民心情に関する実体的なデータ	○	○	●
第4章 2、3節	景観を巡る諸政策に関する政策情報の把握	景観を巡る政策に関する基礎的なデータと政策の問題設定、政策立案・実施、政策の影響等に関する総覧的、実態的なデータ	●	○	●

A.ドキュメント調査、B.現状実態調査・変遷調査、C.ヒアリング調査・参与観察

凡例：●：主要な収集方法、○：補助的収集方法

(2) ドキュメント調査（文献）によるデータの収集

a) 事例対象地（旧開田村）の基礎的情報に関する文献

旧開田村の概要、景観的特性、社会的特性などを把握する上で用いた基本的な文献は以下の通りである。

まず、旧開田村の自然環境と社会的環境をその歴史的変遷からとりまとめた総合的な資料として、『開田村誌』（村誌編集委員会(1980)）が挙げられる。上下巻2冊、2,500頁強の『開田村誌』からは、旧開田村の地質・地形・河川・気象、動植物等の自然環境情報、年中行事、方言、民話・伝説、民謡、風俗習慣、民具、生活の知恵等の民俗的情報、先史時代から荘園の発生、村落形成、江戸時代から明治に至る村の歴史的変遷の概況と村人の暮らし（道路、木曾馬、水田開発等）、明治維新と行政の改革等の歴史的変遷、近現代の政治、社会、産業経済、教育文化、交通運輸、通信と電気等の諸情報を広く収集することができる。

また、1937(昭和 12)年 5 月から 2005(平成 17)年 10 月まで、開田村役場がほぼ毎月発行していた広報（ただし、1931(昭和 16)年から昭和 1949(昭和 24)年の間は休刊）を時系列的にとりまとめた『広報かいだ復刻版』（開田村(1982)）、及び『広報かいだ復刻版第二回』（開田村(2005)）からは、開田村行政と住民生活の主要な動向に関する情報が、ほぼ網羅的に収集できる。

次に、地域社会を調査研究・調査した文献資料として、「御料林開放」問題に対応するため農林省林野局が、林野の所有形態とその利用状況に関する詳細な把握・分析を、戦後間もない時期に行っている（農林省林野局(1949)）。同時期に西川(1951, 1953)は、社会学的観点から西野地区を対象として、村落構造と入会地の権利主体の関係や社会制度としての「イエ」とその内部での労働分担の構造を、詳細且つ実体的に把握・分析している。これらの調査・研究は、江戸時代の入会地活動から継続する社会的活動諸相を、家族や共同体、村落等の観点で実証分析しており、旧開田村の地域景観と地域社会の関係を、歴史的変遷を踏まえて考察する上でのデータが収集できる。

澤頭修自の『御嶽のみえる村—木曾開田高原日記—』（澤頭(1985)）は、澤頭が、1975(昭和 44)年から 1984(昭和 49)年にかけて、当時開田村末川にあった東小学校に勤務していた時期の日記をとりまとめたものである。赴任当時の開田村の日常生活や季節ごとの行事、特産物、地蔵様、馬頭観音に至るまで広範囲の情報が収集できる。

景観を直接の対象とした研究・調査としては、旧開田村の景観に関する先駆的調査として（財）観光資源保護財団(1979)が挙げられる。同報告書は、旧開田村の景観の基本的構造だけではなく建築物にも目を向けて看取り図等を作成し、それらを保全しつつ観光的な展開を行う手法を具体的に示し、その後の旧開田村の景観を巡る政策や景観の価値構築に直接的な影響を与えている。

b) 地域景観の空間構成要素・社会的活動諸相に関する文献

地域景観の空間構成要素・社会的活動諸相に関する主要なデータは、本項(3)で示す現状実態調査・変遷調査やヒアリング調査からデータを収集している。なお、併用したドキュメントデータは、本項 a)に示している。

c) 景観を巡る政策に関する文献

旧開田村の景観を巡る政策に関する基本的情報としては、前述 a)で示した各文献資料から収集している。

加えて、開田村役場がとりまとめている景観を巡る政策に直接関わる情報として、開田村の景観を巡る主要な政策を紹介した「心安らぐふるさとを目指して」（開田村役場(2004a)）が挙げられる。当該資料からは、景観を巡る主要な政策の諸元や政策立案の経緯などが把握できる。また、1988(昭和 63)年 3 月 25 日から 2004(平成 16)年の間に報道された開田村の景観を巡る政策に関する各紙新聞記事を、ほぼ網羅的にとりまとめた「景観を活かした村づくり」（開田村役場(2004b)）からは、旧開田村の景観を巡る政策とその社会的評価を理解する上での多角的視点からの情報が収集できる。なお、以上の資料は、本項(4)のヒアリング対象者伴っている現木曾町職員の大目富美雄氏（当時開田村開発企画課職員として景観を巡る政策を担当）が企画し、長野県の地域づくり総合支援事業を活用してとりまとめたものである。

この他、大目は、旧開田村が実施した景観を巡る政策を独自に調査・整理している（大目(2005)）。また、旧開田村の I ターン者の生活実態に関する研究を行っている（大目(2006)）。前者は、旧開田村の景観を巡る政策がどのような経緯で問題設定され、またその問題設定がどのように政策内容に反映されたかを理解する上で重要な情報を提供している。一方、後者のなかで大目は、旧開田村に転入してきた I ターン者約 230 人のなかから 113 人を対象に、職業、年齢等の属性や転入理由等の多様な項目のアンケートを実施しており、I ターン動機と旧開田村の景観との関係や、I ターン者の活動実態に関するデータを収集することができる。大目のこれらの研究は、旧開田村の地域景観と地域社会との関係を視野に入れており、先駆的視点を提供している。

さらに、「開田村高原開発基本条例（1972(昭和 47)年～）」の制定やその改正（1987(昭和 62)年）に関しては、開田村議会議事録（開田村議会(1972)及び開田村議会(1987)）から、制定時や改正時の議員間のやりとりや住民心情等の情報が収集できる。

以上に見た旧開田村の景観を巡る政策に関する情報に加え、全国的な社会構造変化から旧開田村の景観を巡る政策やその成果を位置づける際には、以下の

文献を参考としている。

まず、わが国の自治形成の歴史的変遷に関しては、石田(1998)、山田(1991)、羽貝(2005)の各文献を参考資料として用いている。また、全国規模での地域開発に大きな影響を与えた国土計画に関しては、国土交通省国土政策局のHPに示された国土計画の「資料アーカイブ」を基礎資料とし、その上で、下河辺(1994)の文献を参考とし、第一次から第四次までの全国総合開発計画の内容や成果、社会的背景を把握している。また、全国の基礎自治体の景観を巡る政策内容の歴史的変遷とその社会的背景の把握においては、主に、伊藤(2006)、土岐(2005)、中林(2007)の各文献を参考資料として用いている。

(3) 現状実態調査、変遷調査によるデータの収集

第3章2節における地域景観の空間構成要素と社会的活動諸相に関するデータは、現地実態調査、変遷調査を行い収集している。現状実態調査、変遷調査では、旧開田村髭沢地区の集中的な調査を行っている。調査においては、地域在住の住民（前述の大目氏）らとともに現地を巡り、航空写真や地図と実態を比較しつつ、空間構成要素とそこでの管理・活動や所有の枠組み等を把握している。

現状実態調査は2009(平成21)年9月17,18日及び、同年10月25日、変遷調査は2009(平成21)年9月18日に旧開田村髭沢地区を対象に集中的に行っている。調査に先だちドキュメント調査、ヒアリング調査を行い景観を構成する空間構成要素、社会的活動の主体に関しての基礎的情報を整理した後、調査時は、地域在住の住民（前述の大目氏）らとともに現地を巡り、航空写真や地図と実態を比較しつつ、各空間構成要素と、各要素に関連する管理・活動や所有の枠組み等を網羅的に把握している。また、調査結果の不明点は、再度のドキュメント調査、ヒアリング調査等で補足する作業や、その後のヒアリング調査時に現地に赴き細部を確認する等の補足調査を積み重ねることで、空間構成要素と社会的活動諸相に関するデータの充実を図っている。

なお、事前のドキュメント調査に用いた主要文献は本項(2)に、ヒアリング調査に関しては、本項(4)に示している。また、現地実態調査、変遷調査の諸元は、第3章2節1項(1)及び、第3章2節3項(1)に詳述している。

(4) ヒアリング調査、参与観察によるデータの収集

a) ヒアリング調査、参与観察の概要

事例対象である旧開田村は、人口 2,000 人程度の小規模な基礎自治体であり、景観を巡る政策に関する情報、空間構成要素や社会的活動の変遷に関する情報、景観の変遷に対する住民の心情に関する詳細な情報の収集に関しては、ドキュメント調査では限界があった。この点を考慮し、以下のヒアリング調査、参与観察による情報収集を行っている。

主要なヒアリング調査、参与観察は、2006(平成 18)年 11 月 14 日から 2010(平成 22)年 7 月 19 日まで、約 4 年間にわたり断続的に合計 12 人に延べ 19 回行われた。ヒアリング諸元一覧(場所、日時、対象者、質問方法、質問事項)、及びヒアリング録の概要を巻末の付録 1、2 に整理している。本文中、及び本文の注における人名に関するアルファベット記号(ヒアリング実施年月順)は、表 2-2 及び付録 1、2 の記号に対応している。以下、ヒアリング対象者の特性と収集データの研究への活用方法を概説する。

なお、ヒアリング調査に先立ち、ドキュメント調査で得た情報を踏まえ、旧開田村の社会的活動の基本的な構造(本章の図 2-2 参照)や、景観を巡る政策の概要(第 4 章の表 4-1 参照)、議会、村長、村行政、住民自治組織、サークル等との関連性等を整理し、地域の社会的活動や政策過程・政策展開上、立場を異にする様々な関係者から事実、見解、心情等を把握し、対象者相互の比較を通じて客観的な状況把握が行えるように対象者を選出し、ヒアリング事項を設計している。

b) 各ヒアリング対象者の特性

大目富美雄氏は、木曾町役場教育委員会に勤務。旧開田村の開発企画課、及び合併後の木曾町企画調整課で景観を巡る政策に直接従事していた。また、同氏は、林業組合の青年部から派生した地域づくりサークル「がったぼ会」の創立メンバーでもあり、大目(2005, 2006)の著者として景観を巡る政策や I ターン者の調査・研究を行っている。開田村髭沢地区に生まれ現在も在住している。地域の五人組長、区長、消防団、林業組合の青年部等の活動を経験しており、

旧開田村の行政、住民両面から社会的活動等に精通している。

A氏は、旧開田村に15区あった行政区のなかの末川行政区の区長経験者である。集落内景観整備事業等で住民側から景観を巡る政策の実施を支えた経験があり、区長として先進自治体への視察などを経験している。

B氏は、地元旅館の経営者で、ヒアリング当時、現在木曾町観光協会副会長であった。旧開田村の元村議会議員であり開田村観光協会の役員を兼務していた。サインシステム整備事業に伴う屋外広告物撤去時には「看板統一委員会」の委員でもあった。屋外広告物撤去等、旧開田村の景観保全の姿勢を一貫して支持してきた。

C氏は、旧開田村出身の木曾町開田支所職員で旧開田村役場の職員でもあった。ヒアリング調査当時、旧開田村の議会議事録等の資料を管理していた。

D氏は、末川行政区長の経験者であった。旧開田村に生まれ一旦村外に出てから村に戻ったUターン者であった。集落内景観整備事業のきっかけとなる景観に関する自主事業（ゴミステーション設置）を実施した。区長時代に区長会で神田正知村長と地域づくりについて議論を戦わせた。

E氏は、現在木祖村教育委員会委員長であった。木曾地域の歴史、民俗に詳しい郷土史家でもある。旧開田村に昭和44～49年に小学校教員として赴任した。赴任時期の日記をもとにした開田高原に関する著書もあり、赴任当時の開田村の日常生活や季節ごとの行事、特産物、地蔵様、馬頭観音に至るまで広範囲の情報を、体感を伴って記憶している。

F氏は、元旧開田村役場職員であり開発企画課の初代課長であった。御獄天然水施設、木曾馬とそばの里づくり事業、温泉施設である「やまゆり荘」の開発等による地域振興を推進する。景観を巡る政策の問題設定、政策立案・決定、政策実施に中心的な政策アクターとして関係した。旧開田村に生まれ、ヒアリング調査時も在住しており、役場職員と生活者の両面から村民の心情、景観、日常生活の変遷を熟知している。

G氏は、1976年に旧開田村に転入したIターン者であった。職場は名古屋にあり、毎週末から週の初めまでの3日間、旧開田村の自宅で生活をしている。自宅近辺の国道沿道数百メートルの草刈りを自主的に実施する等、景観に関わる住民活動を実施している。

H氏は、現在、山下家住宅・開田考古博物館管理人であり、元旧開田村役場職員であった。かつての木曾馬の放牧・生産活動や記名共有地の共同使用等の実態に詳しい。

伊東尚人氏は、現在、木曾町役場企画財政課職員で、旧開田村職員であった。学芸員の資格を有する。

I氏は、旅館経営者であった。末川地域（髭沢地区を含む）に長く住み、末川地域全般の戦前からの景観の変遷を、そこで活動した思い出とともに体感的に詳しく記憶している。開田村村議会議員であった時期があり、青樹操村長とも交流が深い。

青樹操氏は、旧開田村の村長経験者（在職：1971(昭和 46)～1987(昭和 62)年))であった。開田村村長として簡易水道整備、村内道路等の基本的インフラ整備の充実、国道 361 号の道路改良（新地蔵トンネル整備を含む）の陳情等を行った・林業中心から観光や自然を活かした地場産業へと旧開田村の基幹産業の転換を図った。また、開田高原開発基本条例の制定、サインシステム整備事業を実施し、旧開田村の景観を巡る政策に先鞭をつけた中心的な政策アクターである。

c) ヒアリング対象者と事例分析への活用箇所

まず、事例対象地（旧開田村）の特性を把握するための情報に関して、ドキュメント調査で把握できなかった事実、特に、旧開田村の社会的活動の現状と変遷の実体に関して、下記の通り各氏へのヒアリング調査で情報を補っている。

現在の空間構成要素と社会的活動諸相の関係の情報収集に関しては、現状実態調査へ同行した大目富美雄氏へのヒアリング結果を基本的情報として活用している。前述の通り、大目氏は、現地調査の対象とした髭沢地区に生まれ現在も在住しており、区長、森林組合、消防団の各活動を経験し、且つ旧開田村役場職員として空間構成要素に対する補助金の交付状況にも詳しい。

空間構成要素と社会的活動諸相の関係の変遷に関しては、変遷調査へ同行した I 氏へのヒアリング結果から情報を収集した。前述の通り I 氏は、戦前から末川地域（髭沢地区を含む）に住み、現在旅館経営を行っている。薪の採取等の仕事・生活上の活動から、記名共有地等での実態的活動（山地部での現在地

の確認方法、野焼きの手順等)を熟知しており、その空間構成要素の記憶は過去の航空写真情報等とも一致していた。なお、変遷状況に関しては、I氏以外にも、大目氏、E氏、F氏、H氏、青樹氏から髭沢地区や、旧開田村全域に関わる情報を収集している。

地域景観の内的システムの生成・発現状態の把握に関する情報収集は、地域における実体的・日常的な活動状況を体感的に記憶している大目氏、D氏、E氏、F氏、H氏、青樹氏等へのヒアリング結果を基本的情報とした。Iターン者の意識は、大目(2006)や、G氏へのヒアリング等を通じて収集した。

景観を巡る諸政策に関するヒアリング調査では、ドキュメント調査による基本的情報をもとに、村長、議会、行政、観光協会、住民、Iターン者、サークル活動者等、様々な立場のヒアリング対象者から多角的な情報を収集した。

なお、景観を巡る政策に関する情報とヒアリング対象者の関係を、第4章の表4-1との対応から整理すると次の通りとなる。

第I期の政策である開田高原開発基本条例の制定における問題設定、政策立案・決定・実施の各過程の情報収集に関しては、青樹氏(当時村長)からの情報を基礎情報として、F氏(当時行政職員)から補足的に情報を収集している。また、第II期の政策であるサインシステム整備事業の問題設定、政策・立案決定過程に関しては、青樹氏(当時村長)の情報を基礎情報として、F氏(当時行政職員)、B氏(観光協会役員として看板統一委員会委員)等から補足的に情報収集している。なお、以上の政策は、条例の遵守、屋外広告物の段階的な撤去等の作業において、行政と住民の双方が関係していた。住民側の情報は主に、A氏、D氏へのヒアリングを通じて収集している。

第III期に諸政策に関しては、それらを行政側として主導、F氏(当時行政側担当者)、大目氏(当時一部政策の行政側担当者)から、政策の問題設定、政策立案・決定・実施の各過程に関する基本的情報を収集している。また、こうした政策過程を住民自治会の区長とし、また、住民として立場から支えたA氏、D氏から情報を収集している。さらにこうした政策をIターン者の立場として捉えた情報は、G氏へのヒアリングから収集している。

以上に整理したヒアリング調査対象者の社会的属性と、ヒアリング調査により得られたる情報の主な活用方法の関係を、表2-2に示した。

表 2-2 ヒアリング調査対象者の社会的属性と収集情報の活用箇所

対象者	調査考慮した社会的属性	活用箇所				調査上考慮した属性区分							
		第2章3節	第3章2節	第3章3節	第4章2、3節	公的・準公的活動			住民活動			郷土史家	
						村議会議員	村長	村役場職員	組合関係者	区長経験者	サークル等		Iターン者
大目富美雄氏	現在、木曾町役場教育委員会勤務。旧開田村の開発企画課及び木曾町企画調整課で景観を巡る政策を実施。	○	○	○	○			●			●		
A氏	元末川行政区長。景観を巡る政策の実施を住民として支えた。	○			○					●			
B氏	木曾町観光協会副会長。屋外広告物撤去時の委員会の委員。	○			○	●		●					
C氏	木曾町開田支所職員。	○					●						
D氏	元末川行政区長。集落内景観整備事業のきっかけとなる自主事業を実施。	○	○	○	○					●			
E氏	木祖村教育委員会委員長。旧開田村に昭和44～49年に小学校教員として赴任。郷土史家。	○	○	○									●
F氏	元旧開田村役場職員、初代開発企画課長として地域振興策、景観を巡る政策を実施。	○	○	○	○			●					
G氏	1976年に旧開田村にIターン。道路の草刈り等を自主実施。	○		○	○								●
H氏	山下家住宅・開田考古博物館管理人。元旧開田村役場職員。	○	○	○				●					
伊東尚人氏	木曾町役場企画財政課。学芸員の資格を有する。	○						●					
I氏	旅館経営。末川地域（髭沢地区を含む）に長く住み、戦前からの景観の状況を詳しく記憶している。	○	○			●		●					
青樹操氏	元開田村村長として行政活動全般や景観を巡る政策を指導。	○	○	○	○	●							

凡例：○は主な活用先、●:考慮した主要属性

2-2-4. 基本的用語の定義

本項では、本研究全体を通じて用いている基本的用語について簡単に定義しておく。なお、本研究の分析・考察において用いる技術的・学術的な用語に関

しては第3章、第4章のそれぞれ第1節にまとめて整理し、特殊な用法を用いる用語に関しては、当該箇所の注において解説を行うこととする。

はじめに、本研究全般で用いる「景観」という用語であるが、前述の中村の定義であるところの「人間をとりまく環境の眺めにほかならない。(中略)但し見る側の評価が加わっている」¹¹⁾との定義を採用する。この定義は、工学系の文献では一般的に用いられている。また、地域景観を、地域社会との動的な相互関係のなかから捉えようと試みる本研究の現象学的な姿勢とも整合が図られている。

次に、地域景観を構成する「空間構成要素」は、地域空間を構成する地形(現地形、高低差等)、土地利用、河川、道路、民家、墓地、神社、祠等の諸要素を示す場合に用いている。「空間構成要素」と直接、間接的に関連する「社会的活動諸相」は、議会、行政、自治的活動、生産活動、日常生活活動、冠婚葬祭に関する活動などの、地域で行われている社会的活動や所有・管理の諸状況を示す場合に用いている。

また、「地域」という用語は、小規模な基礎自治体、あるいはそれを構成する単位である地区程度の広がりをも想定し、その社会的・空間的な総体を指す場合に用いている¹²⁾。なお、地域という用語に関連し、「集落」という用語は、本研究においては、近隣世帯(概ね五人組単位)により形成された社会的・空間的まとまりを、「村落」という用語は、複数の「集落」により形成された行政区単位の社会的・空間的まとまりを示す場合に用いている。

一方、「自治」という用語は、西尾(1990)を踏まえて以下のように定義する。すなわち、個人の自治、集団の自治、共同社会の自治からなり、それぞれの自治に共通するものは自律(autonomy)と自己統治(self-government)の結合であると定義する。

基礎自治体における「自治の基盤」という用語に関しては、本研究では、基礎自治体の村議会、行政などの統治機構、基礎自治体に関わる各種組合等の準公的な団体、自治的な活動主体である住民、住民の自治的組織、住民サークル等の社会的な活動主体と、その活動状態、相互の関係性、人的蓄積、政策関連情報の蓄積、組織構築、制度の充実、地域的ルールなどを総合した、自治を支えている基盤全般、という意味で用いるものとする。

さらには、自治の基盤との関係も含め、本研究では「ローカル・ガバナンス」という用語に関しては、羽貝（羽貝(2007)、p.262）の「住民の自治、地域の自治と自己決定を重視し、同時に立案から評価に至る政策の循環過程に広く住民の参加・参画を促しながら、求められる自治体政策の実現を志向する自治体の自己統治のあり方、住民参加型自治の実践」という定義を踏襲して用いる。

2-3. 分析対象事例

2-3-1. 分析対象事例（旧開田村）の特性

(1) 旧開田村の概要

旧開田村は、1889(明治 22)年、末川村と西野村の合併により誕生した後、2005(平成 17)年、木曾福島町、日義村、三岳村、開田村の 4 町村が合併して木曾町となるまで存続した。

木曾御嶽山の東方に位置し(図 2-1、写真-1)、総面積は 149.54km²、標高 1,100m 余りの高原地帯であり、土地利用は山林 57%、原野 23%、田畑 4%、宅地 1%で、自然的景観が圧倒的優位である。年間の平均気温は 8℃ときわめて低く、冬期の最低気温が-20℃を下回ることもある厳しい寒冷な気象条件を有している。昭和の初期までは、木曾馬の生産地として知られていたが、現在の主要産業は、気候を活かした高原野菜や特産の蕎麦の生産、肉牛の飼育等を中心とした畜産、リゾート地としての観光等である。人口は、3,714 人（1950(昭和 25)年）をピークに、1,984 人（1995(平成 7)年）にまで減少し続けた。その後、横ばい状態となり、合併前の総人口は 1,992 人（2005(平成 17)年）であった。

表 2-3 旧開田村の人口・世帯数の推移

年次	開田村				髭沢地区			
	世帯数	人口(人)			世帯数	人口(人)		
		総数	男	女		総数	男	女
1890(明23)	451	2,798	-	-	-	-	-	-
1900(明33)	446	2,987	-	-	-	-	-	-
1910(明43)	460	3,118	-	-	-	-	-	-
1920(大9)	522	3,010	1,465	1,545	-	-	-	-
1930(昭5)	521	3,143	1,516	1,627	-	-	-	-
1950(昭25)	592	3,714	1,790	1,924	29	191	99	92
1960(昭35)	671	3,713	1,815	1,898	28	188	98	90
1970(昭45)	649	2,872	1,404	1,468	-	-	-	-
1980(昭55)	634	2,333	1,146	1,187	-	-	-	-
1990(平2)	601	2,045	1,017	1,028	-	-	-	-
1993(平5)	603	1,984	980	1,004	-	-	-	-
1996(平8)	622	1,994	972	1,022	28	108	58	50
1999(平11)	663	2,013	975	1,038	29	106	54	52
2000(平12)	702	2,001	959	1,042	29	101	52	59
2005(平17)	701	1,992	903	1,019	30	99	47	52

注) -は、データが入手できなかった年度。

(2) 旧開田村の地域景観と地域社会活動

旧開田村の景観的特性は、西野川、末川とその支流により形成される谷底平野と、それを囲む山容と景観的なシンボルとしての御嶽山という地勢的構造と土地利用の関係のなかに集約されて現れている。

具体的には、低地部に位置する西野川、末川とその支流である髭沢川、把ノ沢川等の河川から、水田、集落の屋並み、河岸段丘の段丘崖、段丘面の畑、山麓の採草地、カラマツを基調とする森林の山並みに至る多様な空間構成要素が、地形に概ね正直に法則性を持ち、地形の高低差に従って河川軸上に奥行きを伴って展開される。このため、これらの空間構成要素が重層的且つ一体的に眺望され、その上で、こうした基本構造を超越した形で稜線越しに御嶽山が眺望できる点に、地域全体としての景観構造の特性がある。

また、旧開田村ではかつて木曾馬の飼育が盛んであり、1960年代までは、山麓、山地斜面には谷の奥までカップとよばれる採草、放牧地が広がっており、伝統的家屋(切妻大屋根構造、板葺石置屋根)とともに独特な景観を呈していた¹³⁾。しかし、木曾馬飼育の衰退とともに、カップはカラマツ植林により森林化

し、現在木曾馬の里付近にその面影が残るものの、全体として当時の開放感は失われている。また、板葺き石置きの大屋根の家屋も柳又地区等の一部を除き見られなくなっている。

次に社会的特性（図 2-2）であるが、村役場では、村域を 15 の行政区に分けており、各行政区は複数の五人組で形成されている。西川(1951)によれば、この行政区、五人組という空間的・世帯的な単位は、江戸時代に村落管理体制として存在したいわゆる「村役」を中心とする「むら」の単位的まとまりにまで遡ることができる。五人組は自然発生的な集落が基盤となっており、行政区は行政的必要性から生じたとみられる¹⁴⁾。

行政と住民との情報交換・議論は、この行政区、五人組を単位として行われている。すなわち、毎月 1 回開田村役場内で開催される区長会（行政と住民自治的な区会の長の合同会議）に、行政と住民の調整事項、課題や、伝達の必要な情報が集約される。そして、区長会に集約された情報や協議結果は、各区長が五人組長で構成される区会（各区単位）を通して五人組長に伝達し、五人組長から各戸に流される仕組みとなっている。逆に住民が地域行政に関わる課題等を五人組で話し合い、区会、区長会を通じて行政に伝えることも行われている。五人組はその他、冠婚葬祭等の身近な地域行事を運営・補助する役割も果たしている。区長や五人組長は、基本的には 1 年ごとの輪番制で、若い世代や I ターン者にも順番が回ってくるのが、住民の五人組長・区長への積極的な協力や責任感に繋がっている¹⁵⁾。

住民自治的組織以外で地域活動に関わる公共的な組織としては、消防団・分団が、1947(昭和 22)年に各行政区に組織され（1947(昭和 22)年当初は、旧消防団令に依拠し、後には消防組織法を根拠とする）、若者を中心に参加している。産業に関わる組織としては、森林組合が 1952(昭和 27)年に結成され、森林の管理を担っている。また、事業者を会員とした活動組織としては、1951(昭和 26)年に設立された観光協会（会長＝旧村長）が存在する。

また、地域では、日常生活内で主に集落単位の共同作業が行われておりそこには、近隣住民の自然発生的な形態が一部維持されている。かつては、農作業、麻布のハタ張り作業等、日常生活内の様々な箇所「結い」と呼ばれる近隣の相互扶助作業が行われていた。さらに、採草地や森林等は、幕藩時代には入会

地（明治以降は、個人所有地あるいは記名共有地）であり、そこでの建築資材や薪の調達、干草調達等は、割り当てられた権利に基づき、各個人（家）単位、又は特定の集落単位で行われていた。その他に、家屋新築や屋根の補修に関する普請、葬式、山の講、氏神の祭り等も主に集落内の共同作業であり現在もその一部が存続しコミュニティの基盤を形成している¹⁶⁾。なお、共同作業を行う近隣世帯が五人組と構成メンバーを同じくしている場合も多いが、五人組は主に集落内の自治・行政的な役割を担っており、日常の相互扶助的な活動や生産活動を対象とはしていない。

さらに、かつては、寺社を中心とした様々な歳事・祭事が、各集落の年中行事として行われていた¹⁷⁾。現在、その多くが失われるなか、各行政区の世話役は現存しており、神社の祭りやどんど焼き等は村落（行政区）の重要な共同行事として残っている。また、各集落では、かつて「念仏講」が組織されていた。念仏講とは、念仏信仰を中心とした一種の自治組織であり、家同士の紛争の調停を務める等の重要な役割を担っていた¹⁸⁾が、現在その活動はほとんど失われた。

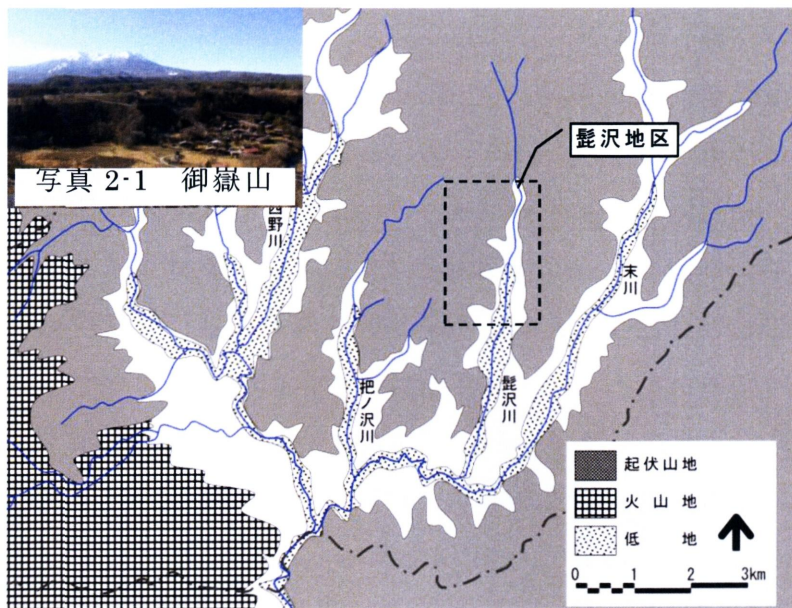


図 2-1 長野県旧開田村の全体概要図

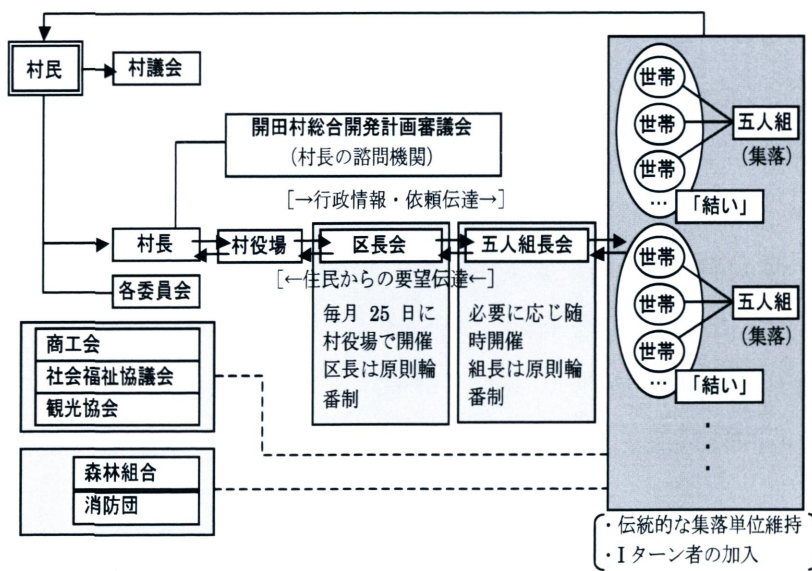


図 2-2 旧開田村の社会組織

2-3-2. 分析対象事例（旧開田村）の研究上の位置づけ

旧開田村は、わが国の景観に関する自主条例制定の黎明期たる 1972(昭和 47)年に、景観の保全に関わる自主条例を制定する等、地域景観を巡る新規性の高い政策を多数実施してきた。

「開田高原開発基本条例」(1972(昭和 47)年制定)は、自然景観や自然環境の保全を目的に基礎自治体内のほぼ全域(規制の重複を避ける意味で農業振興地域のみ除外)に罰則を伴う開発規制を設けた、基礎自治体の景観を巡る自主条例で最も初期の事例である¹⁹⁾。案内サインシステム整備事業は、村内全域を対象に屋外広告物の自主撤去と案内サインの設置を、村行政と観光協会や旅館が協働して行った事例であり、その手法は、木曾広域連合における案内サイン事業を経て、磐梯高原広域サイン計画にまで波及し影響を与えた²⁰⁾。また、村の玄関口にあたる国道沿いの用地を村行政が借地し白樺林の自然林を保全する等、様々な工夫を凝らした政策を 30 年以上実施・展開し続けてきた。

政策の成果は、区長会等を通じた行政と住民との協働、「村落内景観整備事業」等を通じた住民参加の充実、住民の景観を巡る自主事業等による地域コミュニティの活性化の進行や、政策の他地域への波及等に認められる。

また、旧開田村の景観を巡る活動は、国土庁・全国過疎地域活性化連盟等が主催した全国過疎問題シンポジウムでの「過疎地域活性化連盟会長賞(1994(平成 6)年 10 月)」、農林水産省主催の第 3 回美しい日本のむら景観コンテスト「むらづくり対策推進本部長賞(1995(平成 7)年 3 月)」、国土庁主催の農村アメニティコンクール「特別優秀賞(1996(平成 8)年 12 月)」、毎日新聞社主催の毎日地方自治大賞「奨励賞(1996(平成 8)年 1 月)」の受賞に結びついている。また、2006(平成 18)年 10 月には、「日本で最も美しい村」(NPO 法人「日本で最も美しい村」連合)への加入も果たした。旧開田村の景観を巡る活動に関する新聞報道は、1990(平成 2)年 3 月から 2004(平成 16)年 3 月までに 102 本にのぼっている。

そして、こうした活動とその成果は、間接的、直接的に I ターン者の増加等による人口の維持に繋がり地域としての良循環に結びついている²¹⁾。

以上、旧開田村には、地域景観を巡る統治機構、住民の活動の双方に優れた実績があり、景観と自治の関わり方の分析・考察に不可欠の貴重かつ豊富な手が

かりを有していた。

他方で、以上に示した旧開田村の景観を巡る政策上の特性や、前項で見た基礎自治体としての特性は、研究成果を規定する条件ともなり得ることが想定される。この視点で旧開田村と先行事例研究の知見²²⁾を比較すると、旧開田村事例は、景観を巡る条例の黎明期から平成の大合併までの間に生じた事例であり、紛争対応・行政主導で始まる政策構造と、「一次産業が優位な景観」を有する小規模自治体としての事例である、という特性が指摘できる。

注

- 1) 中村のこの指摘は、地方分権推進法に基づき設置された地方分権推進委員会（1995(平成 7)年）が、その中間報告（1996(平成 8)年 3 月）で示した「分権型社会の創造」というビジョンを地域景観という観点から先取りしており、その先見性は注目に値する（中村(1982)、p.230 参照）。
- 2) 例えば、武内和彦は、1990 年代におけるランドスケープ・エコロジーを地理学・緑地学・生態学の統合した形として捉え、地域生態学とは、人間と地域環境の関わりを、生態学的視点から分析・総合・評価し、人間にとって望ましい地域環境を保全し、創出する手法を考える研究領域であるとしている（武内(1991)、pp.1-22 参照）。
- 3) 例えば、菊池利夫は、歴史地理学会の創立 20 周年記念特別講演において、歴史地理学の理論と方法を体系的に整理し、その基礎概念が、絶対空間から相対空間へ移行し地域変遷が対象となった経緯を論じている（菊池(1988)、pp.21-48 参照）。
- 4) 例えば、全 32 巻から構成される「歴史地理学紀要（歴史地理学会発行）」の各巻では、開発、生産、文化、人口・労働力等の様々な観点から歴史地理が分析され、膨大且つ客観的な地域情報が蓄積されている。
- 5) 中村の景観の定義（中村(1977)、p.2 参照）に対する、齋藤潮の解説（篠原(1998)、pp.10-13 参照）による。
- 6) 柴田久は、景観論の変遷を研究系譜から分析する中で、1990(平成 2)年以降の景観研究において、住民参加による効果が多く取り上げられていること

を示しつつも、「住民との対話を基盤としない参加研究のスタンスについて、研究視点の独自性確保と意義主張に、時代的要請が形式的に取り込まれていく危険性」を指摘している（柴田(2001)、pp.44-46 参照）。

- 7) キングダン(John W.kingdon)が、アメリカの保健医療と運輸の二つの政策領域を分析対象として導き出した政策過程分析のモデル。政策過程の4つの段階である、①アジェンダ設定、②政策代替案の生成・特定化、③政策代替案の選択による決定・正当化、④決定・正当化された政策の実施、のうち、①と②のプロセスの焦点を合わせ、①、②、③の3つのプロセスを分析・解明しようとするモデルである。コーエン(Michael Cohen)らによる「ゴミ箱モデル(Garbage Can Model)」を参照し、それを修正したものである。当該モデルは、政策過程の構造とパターンの抽出を目的としており、政策過程には独自のパターンを持った独立した問題の流れ、政策の流れ、政治の流れがあり、そして「政策の窓」が開かれた決定的な時期に、問題が認識され、政策代替案が整い、政治状況が変化の徴候を創出し、なおかつ諸制約が存在しない場合に、それらの3つの流れが合流することを仮定している。なお、政策の窓モデルに関しては、以下の文献を参考としている（John W.kingdon(1995)、小島(2000)、並びに大嶽(1990)、p.97-110、宮川(1995)、pp.180-187、早川他(2004)、pp.51-57）。
- 8) ウヴェ・フリックによれば、トライアングレーションという言葉は、ひとつの現象に対して様々な方法、研究者、調査群、空間的・時間的セッティングあるいは異なった理論的立場を組み合わせることを意味する（ウヴェ・フリック(2002)、pp.282-283 参照）。佐藤郁哉は、「トライアングレーション」というアプローチの根底には、個々の調査技法の持つ強みと弱点について認識した上で、それぞれの技法の弱点を補強し合うとともに、長所をより有効に活かしていこうという発想があるとする（佐藤(2007)、p.138）。
- 9) 佐藤郁哉は、ノーマン・デンジンを援用しつつ、戦略的にトライアングレーションを進めていく上での4つのポイントをガイドラインとして示している。要約すると、1. 課題や対象に対する適切な技法選択についての十分な吟味、2. 各技法の固有の強みと弱みについての理解、3. 技法選択における理論的視点との整合性の理解、4. 研究計画の柔軟性の維持、である。本研

究では、一部を本文に示したように、これらの点に十分配慮し手法を適用している（佐藤(2005)、p.36 参照）。

- 10) 付録におけるヒアリング等調査諸元一覧を参照。なお、本文、注における人名に関するアルファベット記号は、当該一覧を用いている。
- 11) 前掲注 5)参照。
- 12) エドワード・レルフ(E. Relph)は、現象学的地理学の立場から「場所」の概念を説明する。そのなかでレルフは、J.A.メイ(1970)が *Kant's Concept of Geography* で、地理学者が用いてきた場所の概念のうち、「場所は空間の特定の部分とその空間を占有しているものを示す」との意味にだけ、場所の理念の特質を示すものがある、と指摘していることを受けて、「この意味での場所が、他には代えがたい私たちの現実の場所経験によって『知覚上のまとまり』になる」とする。本研究で「地域景観」という用語を使用する場合の「地域」は、上記の「場所」の概念を内包する。(エドワード・レルフ(1999)、pp.31-32 参照)。
- 13) 1979(昭和 54)年に旧開田村の農村景観の調査を行った報告書である（財）観光資源保護財団(1979)では、1979 年当時の開田村の景観が、御嶽山を背景として広い採草地を持つことや家屋の特性から、ヨーロッパアルプスのチロル地方等の一部に見られる景観と類似している点を指摘している。その一方で、土地利用構成、集落景観が自然に調和し細部にわたって人間の経験に見合ったヒューマンスケールにより構成されており、洗練された純日本的な景観でもある点に、同報告書は着目している。
- 14) 1951(昭和 26)年に開田村の西野地区を対象に村落構造を分析した西川(1951)は、西野地区は行政上において 8 組（現在の行政区に相当）、15 部落（現在の五人組に相当）に区分されており、この区分は享保見地以前に存在していた可能性が高いことを、「享保九年西野村検地帳」に 15 集落がみられる点、「尾卅御順見留メ書覚」（享保 6 年：徳川林政史研究所蔵）に庄屋 1、組頭 8 名の名前が出ている点から示している。また、組（現在の行政区に当たる）が必ずしも地形的・空間的なまとまりと一致している訳ではない点を地図上で示し、その設置には何らかの行政的な意図が働いていたと推論している。
- 15) 大目氏、D 氏、F 氏へのヒアリング（付録参照）

- 16) 西川(1951)は、1951(昭和 26)年に西野地区を調査した際に古老にヒアリングした話として、地縁的共同体による主な共同作業として、ユイに慣行(例としては春の播種期、春の収穫期の「すけ手」、家建屋根普請(集落各家よりの救助者と他集落の姻戚関係者による普請)、葬式(集落内)、嫁取養子取(隣家の適任者)、山の講その他(年二回、集落全員が農事を休んで参加等)、氏神(集落毎の氏神を輪番制で宿を勤める)等を挙げている。なお、共同作業に関しては、大目氏、D 氏、F 氏へのヒアリング(付録参照)、及び澤頭(1985)、村誌編纂委員会(1980)の記述も併せて参考としている。
- 17) 年中行事としての歳時・祭事に関しては、澤頭(1985)、村誌編纂委員会(1980)に詳しい記述がある。
- 18) 旧開田村の念仏講に関しては、村誌編纂委員会(1980)、pp.359-378 を参照。
- 19) 伊藤(2006)によれば、基礎自治体で本条例以前に制定された罰則を伴う自主条例(景観関連)としては、例えば、辰口町(現・石川県能美市)の自然景観等保護条例(1971(昭和 46)年)がある。ただし、景観等に関する規制を基礎自治体全域に設けた例は、それ以前には存在しないようである。
- 20) 曾根真理ら(2009)参照。
- 21) 例えば、木曾郡の人口は、2000(平成 12)年には 4 万 2 千人であったものが、2005(平成 17)年 4 月には約 3 万 4 千人まで約 2 割程度減少しているのに比較し、旧開田村の人口は、1990(平成 2)年以降減少傾向に歯止めがかかり、その後、ほぼ 2000 人に人口を維持している。その一因には I ターン者の増加が挙げられる。大目(2006)によれば、2006(平成 18)年には、その総数は 268 名、村内総人口比率が 13.4%に達している。同研究のアンケートによると、このうち旧開田村の美しい環境を転入の理由と答えた I ターン者は、回答者 113 人の約 40%にのぼっている。また、このなかには、沿道景観整備事業(1989(平成元)年～)により守られた白樺の自然林を見て開田への転居を決めた G 氏のような I ターン者が存在する(付録参照)。これらは、間接、直接的な景観を巡る政策群の成果といえる。
- 22) ここでは、本章第 1 節で整理した、猪爪ら(2008)の湯布院町に関する研究、伊藤夏樹ら(2007)の金沢市・京都市を対象とした研究、白井ら(2009)は、旧佐原市の政策展開を分析した研究、田中晃代ら(1999)の兵庫・大阪・滋賀の各

府県と府県下の基礎自治体の景観条例・まちづくり条例を分析した研究、岡崎ら(2000)の岐阜県古川町を対象とした研究、伊藤修一郎の金沢市・神戸市の景観条例を対象とした研究（伊藤(2005c)）、及び全国の景観条例の制定過程を調査した研究（伊藤(2006)）の各事例で示された特性を参考とした。

第3章 地域景観と地域社会の相互関係の構造及び景観の内的システムの生成・発現に関する実証的分析・考察

3-1. 本章の構成

3-1-1. 本章の目的

本章では、第1章2節で示した研究の目的のうち、第一の目的を達成するため、旧開田村を対象とし、その景観を構成する空間的要素と社会的活動との相互関係と、そこから生じる相互の影響を分析・考察する。実証的な事例分析・考察のために、本章では、以下に示す3点の目的を設定している。

本章の第一点目の目的は、地域景観を支える空間的構成要素と社会的活動諸相の実態を把握し、そこで得た相互関係の分布特性から、地域景観を構成する相互関係のまとまり（相互関係の構造）としての景観の基本的な単位を抽出することにある。

第二点目の目的は、上記の相互関係の構造に起因し、地域社会における活動が地域景観に内的なシステムを生成することを、景観の基本的な単位別に考察するとともに、その内的なシステムの発現が地域社会に与える影響を明らかにすることにある。その上で、第三点目の目的は、上記の内的システムの発現が、地域の自治の基盤の形成に果たす役割を考察することにある。

以上の3つの目的の達成により、本章では、景観を構成する空間的構成要素から、そこに関わる社会的活動を媒体として自治の基盤形成に至る論理的な展望（パースペクティブ）が構想されることになる。

3-1-2. 本章の構成

(1) 本章の構成

本章は、第1節 本章の構成、第2節 旧開田村（髭沢地区）における空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の構造の調査、第3節 地域景観の内的システムの生成・発現実態と地域社会や自治の形成に与える影響に関する考察、第4節 小括、の4節により構成される。

このうち、本節（第1節）では、本章の目的、構成、本章で用いる用語の定

義などを提示している。

続く第2節は、本章の目的1の達成を目指している。具体的には、旧開田村髭沢地区を調査対象地として、地域景観を構成する空間構成要素と社会的活動諸相に着目し、2007(平成19)年と1947(昭和22)年の両年におけるそれらの相互関係を調査・分析している。また、そこで得た相互関係の分布特性から、地域景観を構成する相互関係のまとめり(相互関係の構造)としての景観の基本形成単位を抽出している。続く第3節1項では、本章の目的2の達成を目指している。具体的には、第2節の分析で得た基本形成単位を踏まえて、空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の構造を通じて、地域景観には内的システムが生成されていくことについて考察している。

さらに、第3節2項では、本章の目的3の達成を目指している。具体的には、旧開田村の景観政策とその結果を対象として、地域景観の内的システムがどのように発現(再現実化・再社会化)し、それが地域社会にどのような影響を与えるのかを、そこで生じた事実や住民の心情から捉え、自治を巡るわが国の行政学的課題に対し、地域景観はいかなる意味を有するのかを考察している。

以上の構成を通じて本章では、地域景観が自治に果たしうる役割の原理的枠組みを想定し、景観を構成する空間的構成要素から、そこに関わる社会的活動を媒体として自治の基盤形成に至る論理的なパースペクティブを構築している。

(2) 本章の分析・考察手法

本章では、旧開田村の髭沢地区を対象に、景観工学による現況実態調査、及び変遷調査の手法と、ドキュメント調査、及びヒアリング調査等を組み合わせた調査手法を採用し、調査結果を景観工学の手法を用いて分析している。分析結果の考察では、一旦、生態学的視覚論、現象学、哲学的身体論、文化人類学的な知見を援用した後、行政学的な枠組みを用いた考察を行っている。

具体的には、髭沢地区の空間構成要素の抽出においては、事前にドキュメント調査を行いその概要を把握した上で、空間を構成する地形、高低差、建築物、構造物、植物、土地利用等を平面・断面にプロットしていく景観工学的な現況調査手法を用いている。また、変遷調査では、航空写真を用いている。その際、各空間構成要素と対応する社会的活動は、現況調査時に現地在住のヒアリング

対象者の同行を得ることで情報収集を行っている。

以上の情報から空間構成要素と社会的活動諸相の分布特性を把握し、その相互関係の構造としての基本形成単位を抽出している。ここでの分析では、まず、平面図と断面図に現地調査、変遷調査の情報を落とし込み、平面図からは空間構成要素と社会的活動の関係性に生じている「領域」を、断面図からはその「配置」を読み取る。また、平面、断面の複合的關係から「境界」の存在を確認する。その上で、基本形成単位の抽出では、山田(2008a)による景観工学的な敷地形成原理の分析手法を応用している。

山田は、敷地という空間単位を対象とし、これを構成する空間構成要素の相互関係から、境界領域の諸要素を説明し、境界により分節された各空間領域の景観・デザインの様相変化の分析から、境界による領域分節と道による統辞の構造を、敷地形成原理として見出している。本研究では、上記の「敷地」における形成原理を、社会的活動を伴う「地域」に拡張し、空間構成要素と社会的活動諸相との相互関係の構造を実証的に捉えるために、図 3-1 に示すところの「空間-社会構造図」を考案し分析に用いている。

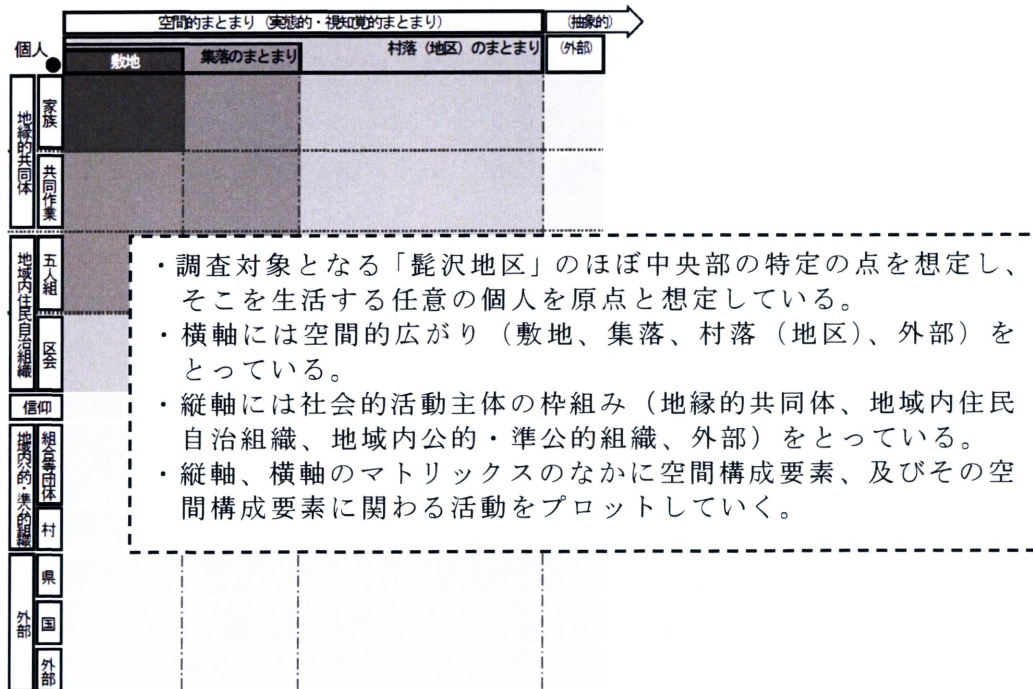


図 3-1 空間-社会構造図の構成

「空間-社会構造図」は横軸に空間構成要素を、縦軸に社会的活動諸相を配置してグラフ化したものであり、両者の相互関係の分布が図上で把握できる構成を有している。

次に分析結果の考察において、空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の構造から地域景観の二つの内的システムを仮説的に構想する過程では、生態学的視覚論、現象学、哲学的身体論、文化人類学の知見を援用してシステムを理論的に導き出す。その上で、内的システムの生成・発現の経緯を、景観工学的手法で得た基本形成単位とそこに生じている活動実態とを時系列的に照合することで、内的システムの存在・特性を検証する手法を用いている。

その上で、以上の結果を、行政学的な枠組み、すなわち石田によるわが国の自治の課題の行政学的知見（石田(1990)）のなかで捉え直し、自治の課題と地域景観の劣化との関係性と、地域景観が有する自治の課題解決への可能性を考察している。

3-1-3. 本章の分析・考察で用いる用語の定義

本章における分析・考察において独自に用いる技術的・学術的な用語を概説、定義しておく。

まず、空間構成要素と社会的活動諸相の「相互関係の構造」については、「空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の分布のなかに生じる構造」と定義しておく。次に、地域景観の「基本形成単位」という用語は、「空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の分布特性上に生じる類型であり、相互関係の構造を構成する単位」と定義する。なお、「基本形成単位」という用語を用いることで、「相互関係の構造」は「基本形成単位及び単位間に生じている構成の総体」との再定義が可能である。その上で、「景観の内的システム」という用語は、「環境への行為や地域社会の形成過程を通じて地域景観の内部に蓄積され、その発現により社会的活動に影響を及ぼす、地域景観に組み込まれているシステム」と定義しておく。

なお、これらの各用語の実体的な内容は、以上の定義を踏まえつつ、分析・考察のなかでより明確に示していくものとする。

3-2. 旧開田村（髭沢地区）における空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の構造の調査・分析

3-2-1. 空間構成要素と社会的活動諸相の現況実態調査

(1) 実態調査の諸元

a) 調査対象地の選定

空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の調査にあたり、髭沢地区を調査対象に選んだ理由は次の通りである。

調査対象の選定において条件としたのは、旧開田村の特性を典型的に示す空間的・社会的なまとまりを有することであった。

空間的特性に着目すれば、調査対象地は、第2章3節1項(1)で示した旧開田村の景観特性、すなわち河川を軸とし水田、集落の屋並み、河岸段丘、段丘面の畑、山麓の採草地、森林の山並みに至る多様な空間構成要素が、地形の高低差に従って河川軸上に奥行きを伴って展開される空間的まとまりを有する。社会的な特性に着目した場合、社会的活動の基本的な単位を形成している行政区と五人組を内包し、森林組合や消防団等の活動が存在し、また地縁的な共同作業、歳時・祭事等が行われている社会的なまとまり、すなわち最低限、行政区単位を有する地域である。

もう一つの選定条件として、地域景観を巡る空間構成要素、社会的活動をくまなく把握するという本調査の特性から、対象地の在住者の協力が得られ、且つ協力者に大きな負担を与えない期間内に調査が可能な規模に限定する必要があった。

以上の条件のもと旧開田村の空間的、社会的特性のまとまりを再考すると、西野川、末川本流周辺では川から山容に至る空間幅が広く、その空間的まとまりを捉えるためには複数の行政区に跨った調査が必要である一方、支流の把ノ沢川、髭沢川等では一つの行政区内で空間的まとまりをカバーでき、調査内容・方法と空間規模の整合が図れることが分かった。さらに、髭沢地区は、旧開田村役場及び木曽役場職員として景観を巡る活動に携わり自身の著作を有する大目富美雄氏が在住しており、調査協力が得られるというメリットがあった。且つ、髭沢地区は、(財)観光資源保護財団(1979)において、1979(昭和54)年時

点で旧開田村特有の地形的特徴とそれに起因する景観的特徴を有する典型的な地区であることが指摘されており、景観変遷の確認において適性が高かった¹⁾。

以上の条件により選定した髭沢地区（行政区名）は、末川の支流である髭沢川の両岸に広がる約 30 戸で構成される集落である。田屋（たや）、向（むげ）、入江（にゅうえ）、上（かみ）の 4 つの集落（五人組）を有している。地区内では、自治的活動や地縁的共同作業が実践されており、また、地区の神社としての諏訪神社や集落単位での祠等が存在し、古くからの歳事・祭事等の一部も現存していた。

b) 実態調査の諸元

筆者は、本調査に先立ち、旧開田村全域に関する詳細な文献調査、3 年間にわたるヒアリング調査など²⁾を実施してきた。その上で、本研究における髭沢地区の現地調査を、2009(平成 21)年 9 月 17・18 日に実施した。

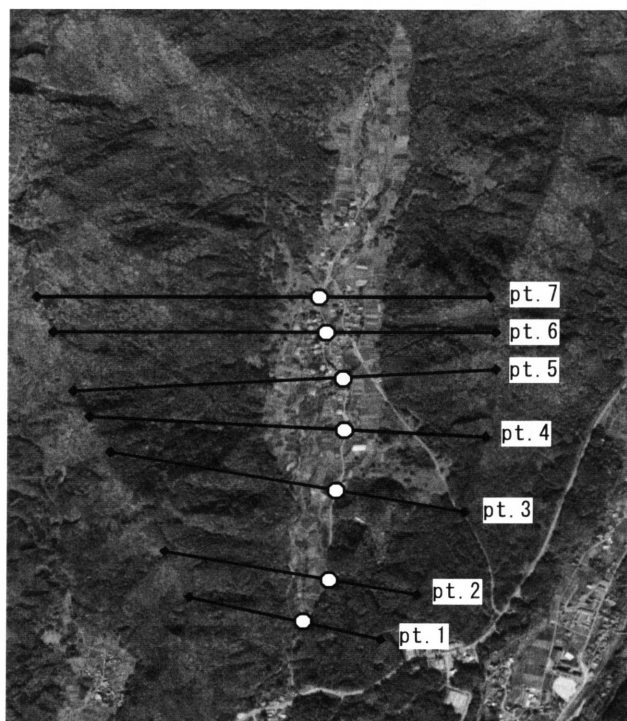


図 3-2 現地調査実施箇所

(図 3-2 のベース図には 2000(平成 12)年 10 月 24 日撮影の国土地理院航空写真 (CB200011Y'C5'15) を使用している。)

17日の調査では、調査員3名で道路沿いのポイント（図3-2）を対象に、各ポイントを通り道路にほぼ直交する断面線上に存在する空間構成要素を調査し、併せて周辺の景観の状況を写真に撮影した。次に、木曾町役場の職員2名の協力を得て、ともに現地を巡検し、各空間構成要素に関する地域社会との関わり（所有・管理・活動等）とその歴史的背景を把握した。

職員2名のうち、1名は長く旧開田村の景観政策に携わってきた職員で髭沢地区在住、もう1名は現在景観政策に携わる職員で学芸員でもある。

翌18日には、末川地域（髭沢地区を含む地域）に長く居住するI氏とともに、髭沢地区と周辺地域の補足調査を行った。

以上の調査により実態を把握した上で、2009(平成21)年10月25日に再度現地調査を行い、農業用水、墓、馬頭観音等の石仏、山の神を祭った祠、花壇、ゴミステーション等の位置を確認した。

(2) 実態調査の結果

髭沢地区の空間構成要素と社会的活動諸相の実態的な関係を、空間構成要素別に整理すると以下の通りとなる。

[原地形]

髭沢地区の中央の谷には髭沢川が流れ、河川両側に河岸段丘が形成されている。集落は河岸段丘の下にあり、段丘面は農耕地である。谷幅は、平地面で最大300m程度あり、平地と山地の比高が300m程度と比較的小さく（仰角約15度）、山麓の緩斜面が緩やかに河岸段丘と接続している結果、地形的な圧迫感はない（写真3-1）。こうした地形を大きく改変する人為的な働きかけは、後述の河川（改修・護岸整備）を除き、現在まで行われていない。

[地形上の高低差処理]

河岸段丘の斜面や低地内の高低差を処理する石垣・土羽等が築かれており、農地等と同様に概ね個人が所有している（写真3-2）。その管理は各戸で個別に行われているが、後述の野焼き、祭りの時期等には区全体で協力して清掃等が行われる。

[土地利用]

低地部の集落に隣接する山麓・山地は、かつてはカップ（採草地）が分布していたが、現在はカラムツを中心とした植林により森林化している。集落に隣接するこれらの山地・山麓の森林は、個人所有だが、その維持管理に係る作業に関しては、森林組合が一部請け負って間伐、緩衝帯整備等を行っている。現在は大規模な採草地がないため、山麓の森林は道路（村道）と一部接しており（写真 3-3）、道路際まで植生が繁茂する。

この道路際で道路に被さる樹木の枝等は、特に土地所有者に断ることなく、気づいた住民が伐採する。このルールは、土地所有者を含め髭沢地区全体で共有・了解されている。また、路肩は、森林との境界が曖昧だが、特にその境界を意識せず、道路に接する部分 3m 程の範囲（一部は民地・一部は道路区域）の下草・雑草等も、気づいた人が草刈りするという。決まった期日のない、こうした日常的な維持活動の他、髭沢地区の祭りの日（年 3 回）には、区の住民総出で道路周りの清掃、森林斜面・法面等の草刈り、水路の清掃等を行う。

田畑は個人所有で、日常農作業は各戸単位で行う。共有して使う畦道の清掃、畦道や法面、水路、水路をわたる小さな手作りの木橋等（いずれも個人所有。水路は個人所有又は共有。写真 3-4）の維持補修等は、日常的には所有者が行うが、土地所有者同士の結いに近い共同作業や、区の祭りにあわせた区会メンバーによる一斉清掃活動も行われる。

蕎麦畑等を耕す際のコンバイン等の農用機械は、地域の蕎麦の加工販売等を手がける「(財)開田高原振興公社」が貸出す場合もある。耕作放棄地を蕎麦畑等に活用する際には、県や国からの補助金等を一部活用して行う箇所もある³⁾。

田畑は現在、道路を挟むか、直接山麓と接するため、イノシシ、猿等による農作物被害を防ぐため、防獣柵が設置されたところが多い（写真 3-5）。防獣柵は、各戸、又は土地所有者共同で購入・設置している。

さらに、旧開田村の単独事業である集落内景観整備事業（1989(平成元)年より継続）において、法面や田畑等の野焼き（5 月）が行われる他、道路境界の公地・民地を利用した花壇整備、集落に隣接する森林の里山除伐、水路整備等もこの事業において行政区単位で行われる。

[河川・農業用水]

髭沢川（写真 3-6）は一級河川（1964(昭和 39)年指定）で、河川や河川区域内の樹林は、国（国土交通省）管理である。かつては、道路面と水面との高低差が小さく、川に架かった木橋から直接川に飛び込むことができたという。夏にはプール代わりに水遊びをしたり、魚取りをして、遊びの場として川をよく使ったという。現在は、治水上、河床が掘り下げられ高低差が大きくなっている。河川と道路境界（写真 3-7）に設置されたガードレール（道路付属物）は、特に危険な場所、要望のあった場所以外には設置されていないが、それに対する住民等からの指摘はないという。

農業用水（写真 3-8）は、基本的には髭沢川本流と山麓の沢から引いており、使用後の水は髭沢川に還流する仕組みとなっている。その管理は、農業用水を活用している田畑の所有者が共同で管理しているものと、個人で管理しているものがある。

[道路]

公道は 2 本あり、いずれも村道である（写真 3-9, 10）。このうち、谷を南東から北西方向に斜めに横断する道路は、戦前から存在する旧道である。これらは、原則的に村の管理による。ただし、行政が草刈り等を日常的業務で行うことはなく、前述のようにその路肩は住民が自主的に管理している。

[民家とその敷地]

民家は、河岸段丘の下の低地の、髭沢川の中流から上流部の河川周囲に大部分が立地する。建築・敷地は個人所有で、基本的に各戸で管理されるが、ペンキ代助成事業(1990(平成 2)年より継続)を村が実施しており、屋根の塗り替えは、各家庭とともに近隣の結いに類する共同作業でも行われる。また、開田高原開発基本条例（1972(昭和 47)年より継続）により、全村にわたる土地改変面積の制限、及び、建物高さの制限が掛かっている。

家周りの道路に接する畑や境界領域の草花・草地等（写真 3-11）は基本的に各戸で維持管理されるが、祭りにあわせた区内一斉の清掃活動等が行われる。管理の際に用いる農機具の貸し出しでは、近隣農家が協力し合っている。

[墓地]

共同墓地は存在せず、各戸の敷地脇に設けられており、家屋や樹木と一体と

なり特徴的な景観を呈している（写真 3-12）。かつては（昭和末期まで）土葬を行う場合もあったという。墓は各戸で維持管理されるが、葬式等の冠婚葬祭では五人組や区から人手が出され、これに加えて結いに類する相互扶助も行われる。

[神社・祠]

村落最奥部の北西山麓斜面には、諏訪神社が鎮座する（写真 3-13）。また、南東の村落入り口部にもう一つの神社が鎮座する。この2つの神社を、谷を斜めに横断する形で道路（旧道）が結んでいる。神社は、髭沢地区全体で管理している。神社に関わる主な活動としては、1月14日のどんど焼きの際に、毎年、空きの方角（恵方）から白樺やカラマツの木を切り出して（所有者の許可はとらない）円錐状の小屋をつくり、火送りの行事が行われるが、こうした祭事はこの諏訪神社を中心として行われている。

集落内の段丘崖に所々、巨木（単木）が残され、その下に祠（山の神）が祀られている（写真 3-14）。樹木は個人、祠は五人組単位で所有・管理される。

[その他の空間構成要素]

路傍の石仏（馬頭観音等：写真 3-15）は、かつて個人（家）単位で祀った個人所有だが、人口減少等で手が行き届かなくなったものもあり、区のなかで集約する動きもあるという。開田村の農村風景を特徴づける一要素であるハゼ（写真 3-11）は、各戸単位で管理されるが、収穫等の繁忙期には、稲架け作業等が農家を中心に結いで行われる。

道路沿いには電柱が立つが、電力会社の管理である。地区内の電柱は、ポール色を茶系色にする等の景観的配慮は行っていない⁴⁾。その他、ゴミステーション（写真 3-16）、防火施設等が主な空間構成要素である。ゴミステーションは五人組管理、防火施設は消防団の管理となっている。

以上の調査結果のうち、ポイント6（図 3-2 の pt.6）周辺の景観の様子、及び、空間構成要素と地域社会諸相との関係を、表-1、及び、写真-17、18、19、20に示した。



写真 3-1 地形スケール



写真 3-2 段丘崖と草取りの様子



写真 3-3 森林と道路の境界



写真 3-4 田畑、法面、畦道



写真 3-5 森林・畑と防獣柵



写真 3-6 髭沢川



写真 3-7 髭沢川と道路の境界



写真 3-8 農業用水の取水



写真 3-9 旧道



写真 3-10 段丘崖上の共有道



写真 3-11 民家脇の畑、ハゼ



写真 3-12 一本木の下墓地



写真 3-13 集落最奥部の神社

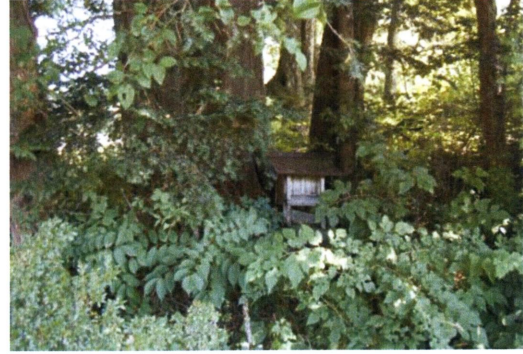


写真 3-14 樹下に祀られた祠



写真 3-15 馬頭観音



写真 3-16 ゴミステーション

3-2-2. 実態調査結果の分析

(1) 空間構成要素の平面上の特性（領域）

前項（3-2-1）で把握した空間構成要素を、現地調査結果と 1/25,000 地形図、航空写真（CB200011Y'C5'15、2000(平成 12)年 10 月 24 日撮影、国土地理院）をもとに整理し、平面図（図 3-3）に示した。この平面図から読み取ることのできる特徴は、「領域」の存在である。

髭沢地区内には、いくつかの集落のまとまりがある。それらは各々、敷地を構成する空間構成要素群（民家、庭、墓地、石仏、ハゼ等）を空間的まとまりの最小単位とし、集落はこのような敷地の集合体として、その空間的まとまりを維持している。また、集落は、段丘崖と村道（旧道）、河川を概ねの境として相互に区切られ、集落ごとに存在する祠とその周辺の樹木（主にイチイの木）が、集落を表徴する。その外側に、水田・畑、採草地、森林等の土地利用のまとまり（一次産業に関わる景観）が集落を包み込み、周囲を圍繞する山地とともに、髭沢地区の空間的領域を形づくっている。

敷地の領域は、敷地の内と外の境界において、イチイの生垣、花壇、石仏等によって明示される。他方、集落の内と外の境界、村落（地区）の内と外の境界はそれぞれ、段丘崖、山地等の地形により、空間的に明示される。また、集落・村落（地区）の各領域を貫く形で存在するのが、集落の単位を越える諏訪神社の行列経路、地区の単位を越える 2 本の道路（村道）と河川（髭沢川）である。特に、道路は、領域の内と外の空間を媒介・交流（流通・往来）させる装置として存在する。旧道が、この地区の内と外の境界に至る地形的要衝部（峠道に続く北西の地区最奥部の山裾と、南東の尾根地形の先端）には、2 つの神社が鎮座し、地区の領域的な押さえとなっている。

管理的側面から見ると、現在、集落内での空間構成要素のほとんどは個人所有・管理であるが、そこでの作業には、かつての結いに近い共同作業が加わり、採草地、水田、畑、水路、畦道等における、ごく自然な補完的關係が成り立っている。ただし、森林に関しては、森林組合等による作業が行われる。その他、こうした要素には、行政からの補助金が交付される場合がある。

上述の集落は、幕藩時代からほぼ現在の形で存在しており⁵⁾、現在の行政単位である五人組の基盤となっている。また、幕藩時代には集落が共同で、ある

いは集落内の個人が入会地（明治以降は、個人所有地あるいは記名共有地）を管理しており⁶⁾、各集落に祠（山の神）が存在することも、この単位の強さを物語っている。

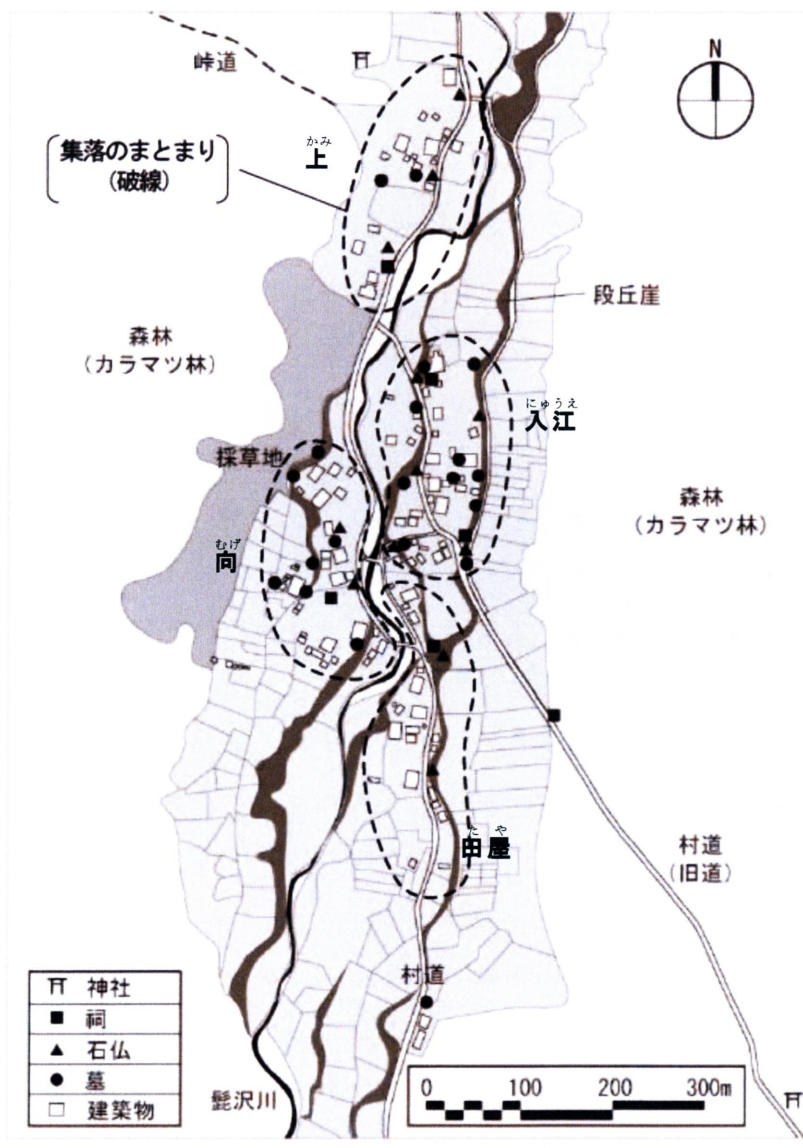


図 3-3 現在の髭沢地区の平面特性（平面図）

(2) 領域の断面上の特性（配置）

ここでは、空間構成要素を谷軸に直交する断面上に整理し、図 3-4 に示した。断面構成から読み取ることのできる特徴は、地形的な特性が、空間構成要素の

分布特性（配置関係）にそのまま反映されている点である。

河川を中心とし、その周辺の低地には水田や道路、民家・敷地があり、民家の裏手の段丘崖（敷地内）に墓地が配されていることが多い。段丘崖を介した背後の段丘面上には道路や民家・敷地があり、さらに二段目の段丘崖を介し、背後の段丘面上は畑、そして山裾へと続き、山裾・山地部は採草地・森林に利用されている。なお、図 3-4 の断面図に示した箇所において、一段目の段丘崖は、河川の護岸・法面部に吸収されている。

上記の断面構成と直行する軸は大きく二つに整理される。一つは、断面の中心の最低地部に位置する河川、道路等であり、国・村により行政的に（所管上）管理されている。もう一つは、段丘崖、山裾等、結い等の活動により支えられる断面変化部である。ここから、(1)で平面的に確認した「領域のまとまり」は、断面的な要因に強く支えられて形成されていることが明らかになる。集落・村落（地区）のまとまりと断面の関係を図 3-4 に破線で示した。

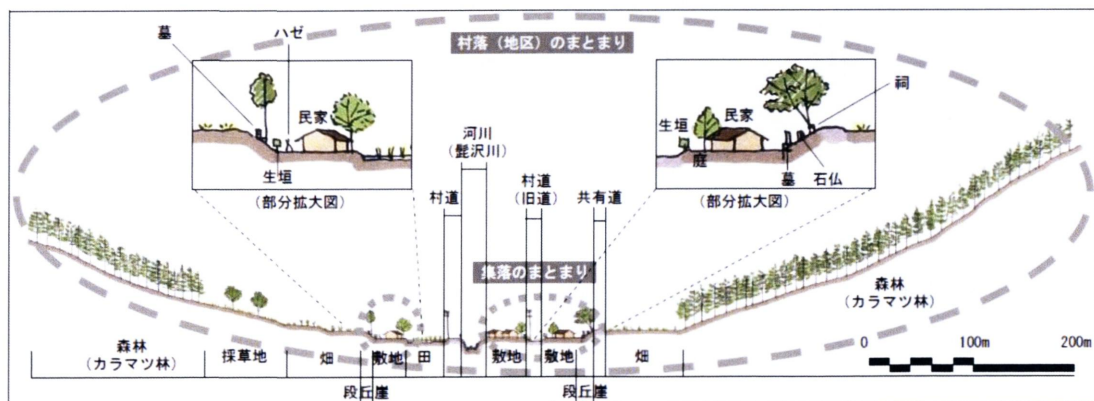


図 3-4 ポイント 6 を通る断面線上の断面図

(3) 平・断面の複合的關係から見た特性（境界）

本節第1項で調査した空間構成要素のうち、本項(1), (2)平面的な領域形成、断面的な配置に関わる空間構成要素の複合的關係から境界領域の存在が捉えられる。

まず、「原地形」との關係であるが、そこに見られる空間構成要素のほとんどは、原地形が持つ高低差を集約する要素として存在する。すなわち、「土地利用」との關係では、段丘崖・山裾等の断面變化部、土地利用内部で高低差を処理する法面・石垣、「河川」との關係での法面・護岸、「道路」との關係での法面（擁壁）がある。「敷地」との關係では段丘崖や高低差を処理する法面、石垣（擁壁）等がある。さらに詳細には、敷地内の墓地は、民家との配置關係、及び段丘崖や法面との關係から、また、石仏（馬頭觀音等）は、段丘崖や法面、あるいは道路との關係等からその位置が暗黙裏に定まっていると推察される。

次に、「土地利用」と他の要素との關係性を見ると、「河川」との關係から生じる法面・護岸・用水路、「道路」との關係における草地（斜面）・路肩、「敷地」との關係では法面・石垣・植栽・ハゼ等が存在する。その他、土地利用の内部においては、土地利用の違いにより副次的に派生する要素として、土地利用（所有）を区切る法面・石垣・畦道・防獣柵等がある。「河川」と他要素との關係では、「道路」との關係において生じる護岸・法面・防護柵（ガードレール）、「敷地」との關係では護岸・法面・植栽等が存在する。さらに、「道路」と「敷地」との關係では、花壇、生垣、植栽等がある。

(4) 空間構成要素と社会的活動諸相の相互關係の構造

山田(2008a)は、敷地を構成する空間構成要素の相互關係から、境界領域の諸要素を説明し、境界により分節された各空間領域の景觀・デザインの様相變化の分析から、境界による領域分節と道による統辞の構造を、敷地形成原理として見出している。ここでは、上記の「敷地」における形成原理を、社会的活動を伴う「地域」に拡張し、空間構成要素と社会的活動諸相との相互關係の構造を「空間-社会構造図」を用いて実証的に分析する。

すなわち、「空間-社会構造図」では、髭沢地区のほぼ中央部の特定の点を想定し、そこを原点に、横軸には空間的広がり（敷地、集落、村落（地区）、外部）

をとって、空間構成要素の配置を示す。また、縦軸には社会的活動主体の枠組み（地縁的共同体、地域内住民自治組織、地域内公的・準公的組織、外部）をとって社会的活動諸相を示す。以上の縦横軸を用い、空間構成要素とこれに関わる社会的活動諸相との実体的な関係を平面的な図のなかに落とし込み、髭沢地区の空間構成要素と社会的活動諸相の分布特性を捉えたものが図 3-5（空間-社会構造図：2009 年 10 月）、及び図 3-7（空間-社会構造図：1947 年頃）である。なお、図の表現上、地縁的共同体を地域内住民自治組織に対し原点に近い位置に配置したが、両者は集落、村落という管理空間内で重層して活動しており、前者の活動が後者の活動より空間的な広がりをもつことを意味している訳ではない。

図 3-5（空間-社会構造図：2009 年 10 月）からは、本節(1)-(3)で分析した特性の他に、空間構成要素と社会的活動諸相との相互関係の分布特性のまとまり、すなわち相互関係の分布特性に基づく地域景観の基本的単位を、明確に読み取ることができる。

まず、髭沢地区の空間構成要素の基調となる i) 集落内生活景観、のまとまりが図の最上部の左側に、ii) 一次産業景観、のまとまりが、i) 集落内生活景観、を包み込むように図の上部に、それぞれ認められる。このうち、集落内生活景観は、「集落のまとまり（横断方向に概ね 100m）」のなかに概ねおさまり、個人と結いや普請、共同作業等の地縁的共同体のよる活動により維持されている。一方、一次産業に関わる景観（森林、採草地、水田、畑）は、より広い範囲（上記 100m 程度の集落範囲の外側）に広がり、ここでは、行政区や地域の公共的団体等の活動が加わり、さらに行政からの補助金等が補完的役割を果たしている。

また、地縁的な共同体、地域内住民自治組織に関わるもの以外の要素として、道路、河川の、iii) 行政管理の景観、が存在している。

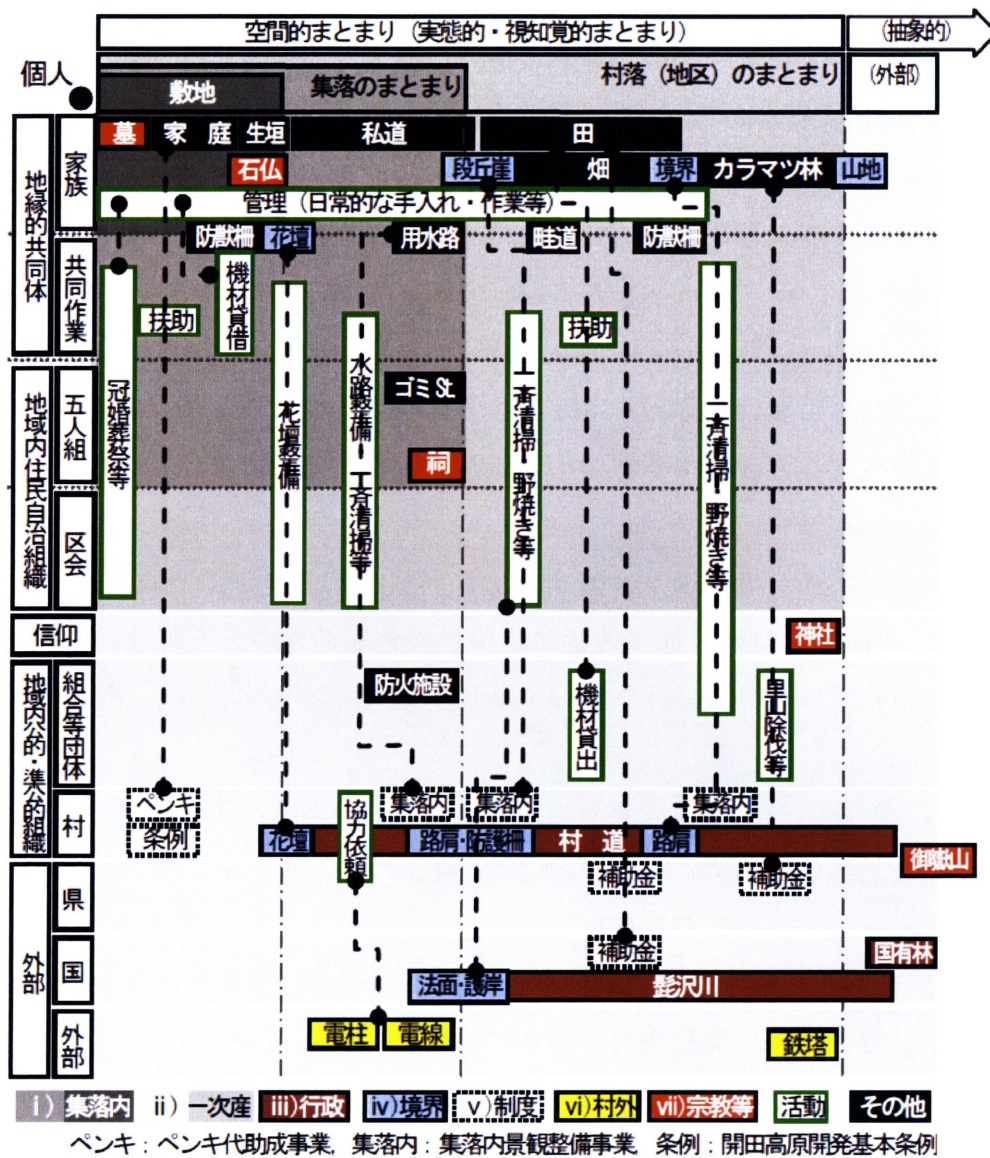


図 3-5 空間-社会構造図 (2009(平成 21)年 10 月)

以上の空間-社会的なまとまりとの間に、特徴的なものとして、iv) 境界領域の景観、の存在が、図 3-5 の上部（地縁的共同体・地域内住民自治組織）と下部（地域内公的・準公的組織・外部）を繋ぐように縦長棒状に分布している。この境界領域の景観は、前項 c) に示した通り、段丘崖・山裾等の連続的な地形境界や、道路・河川と周辺地（敷地、水田・畑、森林等）の間に存在する。これらは、誰が所有者かという面では、個人と行政とに区切られてはいるが、活動という面では、所有者の日常的な管理活動に加え、特定の日や条件において、

行政区活動や組合等の活動が重層的に加わり、所有の区切りによらず一体的に境界領域を形成している。

例えば、道路と田畑・森林の境界部分は、行政区における共同事業（集落内景観整備事業）の一貫として「野焼き」、「里山整備」等が、年に1回の割合で、住民総出で行われる。この時、集落は結いではなく五人組として機能する。また、祭りの日に併せて、地区内の道路周辺の樹木を、景観・安全・防犯等の観点から伐採する。つまり、境界領域は、結い的な共同作業に加え、公共的、あるいは祭事的な枠組みとの融合的な社会的活動諸相として管理されている。

各集落に存在する祠は、樹木（単木）とともに集落のまとまりを表徴する。2つの神社は、地区の領域の境界を押さえ、領域境界を表徴している。

上述の空間構成要素のなかには、補助金、条例等を通じて、行政や地域の公共的団体が制度的に関与することにより維持されている、v) 制度関連による景観、が存在する。国、県、村が、分権的な補完性の原理⁷⁾に則った補助を行っている訳ではなく、個別且つ分散的に関与している様子が図上に現れている。

さらに、電柱・鉄塔のように、vi) 村外管理の景観、の構成要素が、外部（図の最下部）に存在することも、一つの特徴である。

vii) 祭事に関連する神社・祠等による景観も、特徴的な位置を占めている。祭事においては、行列経路が各集落に横断的に関わる。また、祭事は、これに併せて行われる地区の清掃、草刈り等の活動諸相により、境界領域とも強い関わりを有している。祠は五人組、神社は行政区の行政的組織とは独立した氏子による構成で管理される。さらに、敷地内に存在する墓地・石仏、集落内に存在する祠、村落（地区）境界に位置する神社の関係が図 3-5 の相互関係の構造図のなかを左上から右下に向かって斜めに横断する。これは、身体（民家）を中心とした同心円状の多重な空間認識のなかに位置づけられている。

以上の空間構成要素を近景、中景として、周囲を囲繞する山並み越しに遠望される御嶽山が、髭沢地区の景観の領域性に対し象徴的に関与している。

3-2-3. 髭沢地区の空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の変遷調査・分析

(1) 変遷調査の諸元

2009(平成 21)年 9 月 18 日に、末川地域（髭沢地区を含む）に長く居住する I 氏とともに末川全域（髭沢地区を含む）の現地調査を行い、山地部を見渡せる眺望点 5 箇所から、肉眼で地形・植生等の現状を確認しつつ、過去の土地利用状況及び管理方法等の詳細な情報をヒアリングした。その上で、髭沢地区の地域景観に関しては、1947(昭和 22)年の航空写真（USA'M482-2'73、1947（昭和 22）年 9 月 17 日撮影、国土地理院）を、2000(平成 12)年の航空写真と比較し、その変遷を把握した（図 3-6）。なお、1947(昭和 22)年当時の活動実態は、その他のヒアリング結果や文献資料等⁸⁾で情報を補足した。

(2) 変遷調査結果とその分析

変遷調査の結果を平面的に捉えたものが図 3-6 である。ここで、変遷調査結果と現状の平面図を比較すると（図 3-3 及び図 3-6 参照）、最も大きい景観的变化は、産業構造変化に伴って集落を取り囲むカップ（採草地）・蕎麦畑が、カラマツの植林地へと姿を変えた点に見られる。1947(昭和 22)年の航空写真で見ると山の稜線部まで続いていたカップ（採草地）と帯状の森林（カラマツではなく雑木林であった）は、2000(平成 12)年には、髭沢地区の集落群と山地部との境界部のごく限られた範囲に縮小している。さらに、ヒアリングによれば、山裾部の蕎麦畑は完全に姿を消したという。こうしたなかで、カラマツの植林地は、集落と山裾、山地の間の、空間的な連続性や広がりをも喪失させたと言える。

社会的活動としては、カップ（採草地）の一部は、集落単位の記名共有地として管理されており、その利用は各集落、あるいは、個人別に特定の割り当てを行っていた。カップ（採草地）での集落の共同作業としての火入れや、個人的な採草、薪拾いなどの作業は、馬の飼育、蒔の確保等、生活に欠かせない重要なものであった。カップの縮小は、それに関わる共同作業、個人的作業が喪失したことを意味する。その後の、林業活動を通じて山地部の利用は継続したが、現在、林業も衰退傾向にあり森林の手入れはほとんど行われていない。結果的に、行政区の日常的な社会活動の範囲は大幅に縮小した。

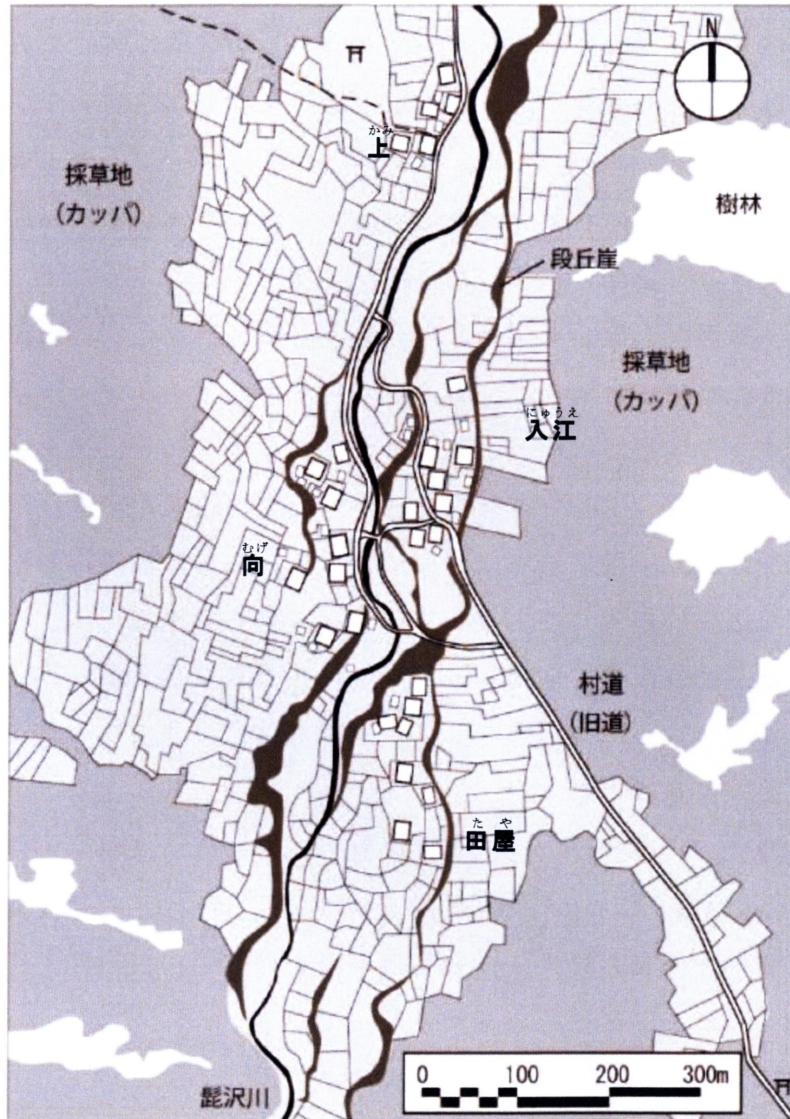


図 3-6 1947(昭和 22)年の髭沢地区 (平面図)

次に、断面的な変遷を航空写真の比較やヒアリング結果等から想定する。ここでは、髭沢川の河川改修と、河川に隣接する新たな道路整備により公的整備の河川周辺への集中がやや強まった。現状では村道が 2 本あるが、1947(昭和 22)年当時は、髭沢地区に尾根を越えて入る 1 本だけであった。

また、段丘崖・山裾等の連続的な地形境界や、道路・河川と周辺地（敷地、

水田・畑、森林等)の間の境界部は、1947(昭和22)年以後に加わった河川、道路整備等の箇所、及び土地利用変化によって加減した箇所等の一部の箇所を除いて、物理的には、ほぼ現在と同じ状況であった。ただし、管理面から見ると現在のように境界部分に複合的な活動主体が集中し領域的な特性を有していた訳ではない。段丘崖・山裾等の地形境界は土地所有者である個人や地縁的共同体の共同作業のより、ほぼ一体的に管理され、また道路・河川と周辺地(敷地、水田・畑、森林等)の間にも境界的な領域はなく、日常的には地縁的共同体内での個人や共同作業で管理されていた⁹⁾。

上記の平面、断面から確認・想定できる事項以外に、例えば、現在の河川沿いの村道は、その整備に付随して、ガードレール、コンクリート護岸等の新たな空間構成要素を地域景観に挿入した。また、鉄塔等も新たに加えられた要素である¹⁰⁾。さらには、住宅様式を捉えると、伝統的様式の家屋自体が少なくなつたことに加え、大屋根構造を残す家屋でも板葺から鉄板葺へ変化したことにより、完全な伝統的様式(切妻大屋根構造、板葺石置屋根)による民家はほとんど喪失した。これは、住宅の維持管理(板葺の葺き替え等)、新築(近隣、親戚等による普請等)に伴う地縁的共同体による結い、普請等の共同作業等も衰退していることを意味する。

こうした変遷は、実は、髭沢地区だけに見られるものではない。変遷の基本的な構図(カップや蕎麦畑のカラマツ植林への変化、行政による社会資本整備、外部からの空間構成要素の侵入、伝統的建築様式の衰退)は旧開田村全域で生じた変化であり、髭沢地区はその縮図となっている。

(3) 空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の構造

前述の点を、空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の構造により捉えたものが図3-7である。図3-7を図3-5(現在)と比較すると、1947(昭和22)年当時は、社会的活動諸相が図の上部、すなわち地縁的共同体及び地域内住民自治組織への集中度が高く、その活動は現在に比較し、格段に大きな空間的広がりを有していたことが明らかになる。

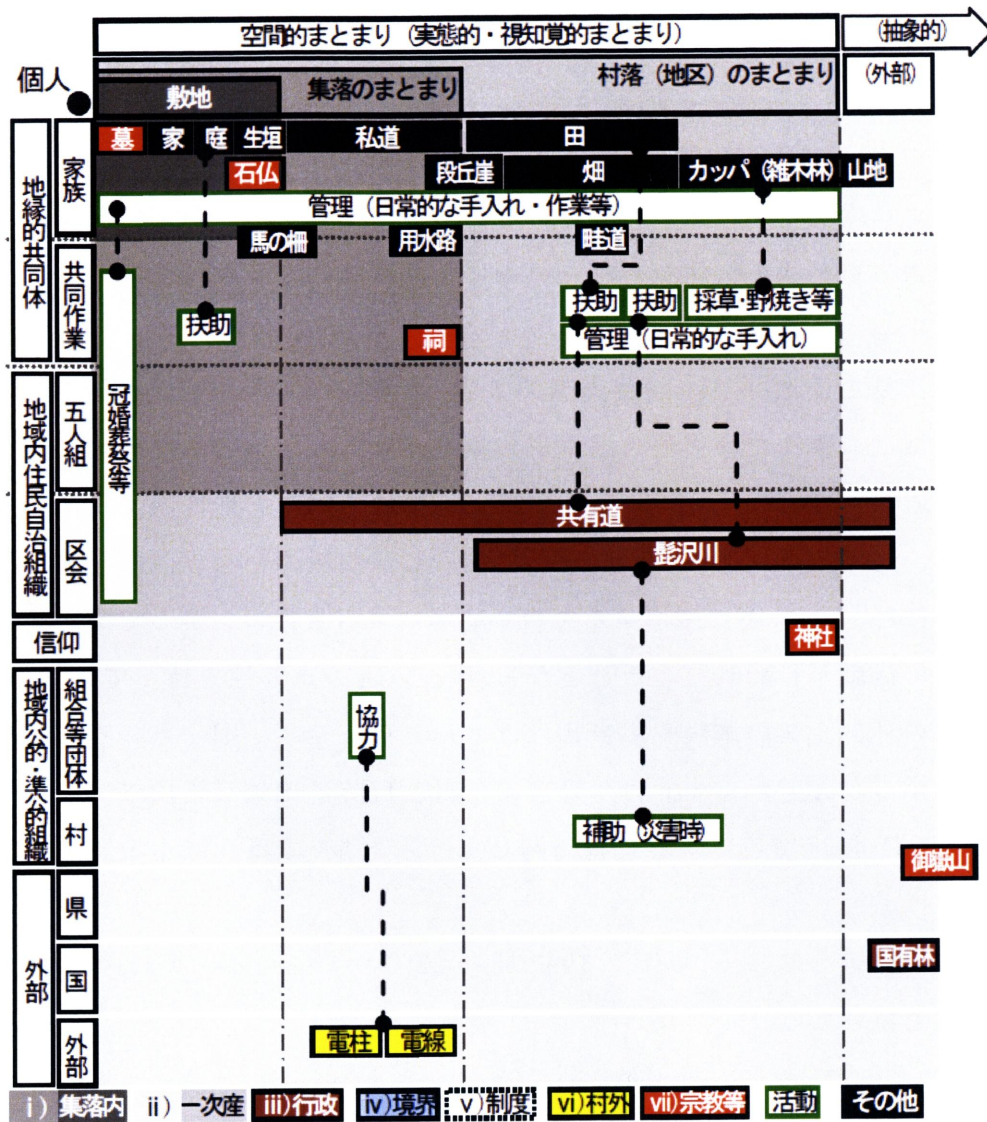


図 3-7 空間-社会構造図 (1947(昭和 22)年頃)

これを前節の(4)で把握した髭沢地区の現状分析における地域景観の基本的単位ごとに比較すると、i) 集落内生活景観、伝統的な建築様式が失われたものの、そのまとまりは概ね継続している。ii) 一次産業景観、カッパ・蕎麦畑のカラマツ植林化により景観及び社会的活動が大きく変化した。さらに、1947(昭和22)年当時は、i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、の活動の担い手は概ね地縁的共同体あり、これら二つの基本形成単位は、現在以上の連続性、一体感が

高く、広範囲に広がっていた。しかし、それと同時に、地縁的共同体内には、結い、火入れ等の共同作業、家屋新築、改築等の普請、講、山の神等の多様な活動が含まれており役割分担等も各々明確であった。つまり、i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、の内部構造は、現在以上に重層化されていた。

他方で、iii) 行政管理の景観を見ると、髭沢地区では河川整備、新たな村道整備により増加したことが分かる。また、旧開田村全体を想定した場合、新憲法下の地方自治法の公布を受けた再編により行政的な所有・管理の枠組みは大きく変化したことが想定される。

以上に見た変化は、iv) 境界領域の景観、の形成に大きな影響を与えている。境界領域は、現在では複数の基本形成単位が重層した複合的な領域として存在しているが、1947(昭和 22)年当時には、地縁的共同体、地域内住民自治組織の活動等、地域の共同体的活動のなかに埋没し、領域的な独立性は低かった。

さらには、v) 祭事に関連する神社・祠等による景観は、かつては活発に祭りや講等の活動が行われていたことから、現在以上の重要性を持っていた。また、地域内の外部企業の施設や広告物はほとんど存在せず、国や県の直接的な関与も少なかったことから vi) 村外管理の景観、現時に比較し格段に少なかった。ただし、v) 制度関連による景観に関しては、本調査では詳細を把握できなかった。

以上の分析を踏まえ、以下に 1947(昭和 22)年から 2009(平成 21)年に至る変遷の特性を整理する。

1947(昭和 22)年においては、i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、が連続的、一体的に広がっており、iii) 行政管理の景観、vi) 村外管理の景観、は格段に少なく、iv) 境界領域の景観、がほとんど存在しなかった。しかし、その一方で、2009(平成 21)年に比較して i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、の活動領域は広範囲に渡り、その内部には、2009(平成 21)年に比較し遙かに多様な活動や、明確な役割分担が働いていた。つまり、基本形成単位間の構成は単純な構造から複雑化していく一方で、i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、の内部に存在していた多様性や役割分担による重層的な構造は単純化され、i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、の範囲自体も縮小していったと捉えられる。

3-2-4. 相互関係の構造における基本形成単位の抽出・整理

(1) 基本形成単位の抽出・整理

前述の第2節2,3項で整理した2009(平成21)年と1947(昭和22)年の各年における相関分布の特性分析等を踏まえると、髭沢地区における地域景観の空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の構造から、以下の基本形成単位を導き出すことができる。

すなわち i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、iii) 行政管理の景観、iv) 境界領域の景観、v) 制度関連による景観、vi) 村外管理の景観、vii) 祭事に関連する神社・祠等による景観、である。

(2) 基本形成単位から捉えた地域景観の視覚的特性

髭沢地区の地域景観を視覚的観点から見ると、前項の ii) 一次産業景観は、地域景観の地模様を描く「地」となり、i) 集落内生活景観と iii) 行政管理の景観、は「図」として認知される。vii) 祭事に関連する神社・祠等による景観は、視覚的に極端に目立つ存在ではないが、集落を表徴する祠はイチイ等の樹木を介してアクセント的に認知される。そして、iv) 境界領域の景観は、「図」と「地」を緩やかに繋ぐ絵画的には「ぼかし」のような存在として、また、段丘崖・山裾等の地形的境界では樹木等を伴って vii) 祭事に関連する神社・祠等による景観、をさりげなく包み込みながら、ほとんど従属的に認知される。これに対して、vi) 村外管理の景観、は異物として認識されるか、あるいはまったく意識されない場合も想定される。そして、v) 制度関連による景観は、視覚的に直接認知することはできない。

一方で、これを、社会的活動諸相を含めた基本形成単位を用いて捉えた場合、i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、vii) 祭事に関連する神社・祠等による景観は、地縁的共同体内部で相互の機能を連携させつつ歴史的に一体的に構築されてきたものであると捉えられる。その後、iii) 行政管理の景観、の再整備が加わり、さらにそこに vi) 村外管理の景観、が加わったのは、概ね戦後になってからのことである。その過程で、iv) 境界領域の景観、の存在が社会的活動主体間の関わり合いのなかで明確化してきた。

この比較における重要な点は、視覚的に捉えられる景観と、社会的活動諸相

との関係から捉えられる景観とは、その特性に大きな差異がある、という点である。ここに見られる差異は、操作論的立場を前提に、視覚のみに頼った景観調査やその結果を基にした施設・構造物の景観デザインを行う場合、地域の社会的活動諸相から生じる景観認識と齟齬が生じる可能性を示唆している。

3-3. 地域景観の内的システムの生成・発現実態と、地域社会や自治の形成に与える影響に関する考察

3-3-1. 相互関係の構造に起因する景観の内的システムの生成

本項では、前節（第2節）で確認した相互関係の構造に起因し、地域景観には、そこに関わる人々の社会的活動が蓄積され、基本形成単位の特性に応じた内的システムが生成されることについて、アフォーダンスや文化人類学的知見を援用し、旧開田村で生じている事実や住民心情を素材として考察を加える。

(1) 環境への行為による景観の内的システムの生成

生態学的視覚論の提唱者であるギブソンによれば、環境の「アフォーダンス」とは、「動物と環境の相補性を包含しており」、それは、どこに住むか（where）より多く、いかに住むか（how）に関連している¹¹⁾。ギブソンの考察を踏まえて佐々木¹²⁾は、「知覚情報には自分以外の「外部」についての情報と、自分の身体についての情報という、二つのことが、切り離せない形で共存している」とし、「行為によって「環境を変えていく」とき、行為によって環境の見えが変わる。行為はこの行為がつくった変化によって予期的につくられている」と指摘する¹³⁾。この指摘は、環境の見え（景観）には、個体の行為（社会的活動諸相）との相互作用（景観を変えていく行為がつくった変化をあらかじめ予期し、行為がつくられるという関係性自体）が、その活動の特性（基本形成単位）に応じた身体的感覚として蓄積されることを示唆している¹⁴⁾。

こうした示唆に基づき事例（髭沢地区）を振り返ってみると、例えば、ii) 一次産業に関わる景観、の構成要素である水田、畑、森林等は、個人・家族による日々の作業や集落における共同作業等の様々な活動により成り立っている。

前述の指摘を踏まえると、これらの活動は、なにがしかの形で地域景観と住民の関係性として体感的に蓄積されることになる。それに加え、過去の活動もまた、同様に蓄積されているはずである。

ところで、髭沢地区の、ii) 一次産業景観、は本章第2節3項で見たように大きな変遷を示している。産業的な変遷に起因し、集落背後の山麓・山腹のみならず、谷のはるか奥の方まで広がっていた広大なカップ(採草地)や蕎麦畑は、昭和20年代からカラマツの植林地に変化し、現在は、そのほとんどが喪失した。このカップ(採草地)には、木曾馬の放牧や集落共同で行われる火入れ、薪拾い、さらには「山の口があく」と呼ばれる採草の解禁日に、共同地権者が先を争って採草を行うというような様々な記憶や、作業に伴う移動距離、そこから認識される現在よりはるかに広い空間領域が、体感的に染みついている。かつてカップ(採草地)の存在した場所や、集落外のカップの縦縞模様等の景観に関する克明な記憶をもとに、当時を述懐する住民の言葉からも、そのことは裏付けられる¹⁵⁾。

このような行為的背景を持つ景観内の蓄積は、かつての景観を知っている住民や、親などから伝え聞いた人々にとって、現在においても大きな体感的意味を持つことになる。例えば、ヒアリングの対象者の多くから、「山が汚れた」という言葉が発せられている¹⁶⁾。この言葉からは、森林化したという物理的理解を超えて、「汚れた」という体感的なイメージが強く感じられる。

森林化に伴う腐植土化により、野焼きすら延焼が危ぶまれる状態となり、結果として、人間の社会生活のエリアへ動物が侵入する鳥獣被害が増大した。さらには、道路周辺へ木々の枝が被さることで交通安全(凍結)、防犯上の危険性(見通しの悪さ)等の実害が生じた。こうした状況への理解が、「汚れた」という体感性を伴う言葉に端的に表現されている。そして、この表現は本質的に、現在の景観を対象としつつも、過去の景観との比較の上で成立しており、景観に蓄積された社会的活動への体感を伴った評価が、内的にシステム化¹⁷⁾されていることを物語っている。このシステムは、ii) 一次産業景観、だけに限定されるものではなく、原理的には景観の基本形成単位ごとに、その社会的活動特性の差異を反映しつつ内在する。例えば、i) 集落内生活景観、の代表的構成要素である石置きの切り妻大屋根家屋は、かつては入会地から共同で切り出し加工

できる木や板材を活用して建築されたものである。伝統的家屋は、集落景観として強い愛着を持たれ、その面影を残す柳又地区を伝統的建造物群保存地区へ登録することが検討されている。さらには、公共的施設への切り妻の適用（公共施設景観整備事業（1970(昭和45)年頃より継続）、屋根の色を茶系色にする事業（ペンキ代助成事業：1990(平成2)年より継続）等の事業に、内的システムの影響が見いだせる。

以上をとりまとめると、環境への行為が基本形成単位の特性に応じて蓄積し、体感的記憶や過去との比較を伴った評価の概念が地域景観に内的システム化されているとの考察が成り立つ。

(2) 社会形成による景観の内的システムの生成

髭沢地区の基本形成単位の考察で、特に興味深かったのは、iv) 境界領域、の景観であった。境界領域の景観は、その境界で接する2種類の基本形成単位の周縁部に位置するにもかかわらず、そこには、図3-5に明確に見られたように、それぞれの単位内の活動に比べ、より広い範囲の共同体的、行政的な活動が集中している。さらに、こうした境界領域は、現在の景観により多様化する傾向が見られた（図3-5と図3-7を比較参照されたい）。

山口は、境界の特性を「混沌と秩序の弁証法」の関係で捉える。山口は記号論理学者 A. J. グレイマンズの『構造論的意味論』を援用しつつ、「意味作用は、単独の範疇では成り立たず、関係項の存在を前提とする」とし、「特定の文化的記号のパターンの意味上の価値は、(中略)対立する質、および分化した価値の担い手によって逆照射され、特徴づけられる」ことを指摘する。その上で、境界の特性について、「中心と周縁」の関係から両義性が表れる場所と規定し、多くの事例研究を引いた上で「価値における中心的部分は、境界を、時と場所を定めて視覚化、強調し飾り立てることによって、中心を構成する秩序に対する「逆定言」(カウンター・ステートメント)を行うのである」とし、そのことが中心部分を生氣づけるとの結論を述べている¹⁸⁾。

旧開田村（髭沢地区）にたち帰り、境界領域の景観の実態を見てみると、日常的には、例えば、村道と森林、村道と水田という官民の境界領域においては、所有者による管理が行われている。しかし、年に一度の野焼き（村の集落内景

観整備事業)の当日や祭りの日には、髭沢地区住民の総出による整備が行われ、さらに、国、県からの補助金による助成や、森林組合による活動が行われる。こうした「時と場所を定めた」複合的且つ両義的な活動は、一方に髭沢地区の村落共同体、他方には行政制度というように、拠って立つ基盤を異にする二つの領域がそれぞれの側から「逆定言」を行っていると見て取れる。その結果、双方に活性化がもたらされている。

逆な例として、ヒアリングにおいて「I ターン者のなかには、自分の土地の領域一杯まで家を建ててしまったものがある」¹⁹⁾、という困惑にも似た指摘があった。現在の境界領域のあり方が1947(昭和22)年当時と比べて格段に複雑化しているのは、こうした異質の文化がより複雑に集落内の景観に反映されている結果とも捉えることができる。したがって、境界領域の景観への外部的要素の侵入、例えば境界部への大量の屋外広告物の設置が、結果として、境界領域をどちら側からも外部と見なす意識を生み出し、空き缶を無造作に投げ捨てる等の行為を誘発する可能性が十分にあり得る。また、髭沢地区ではないが旧開田村では、電力会社や警察の協力を得て電柱や信号、標識等を茶系のポール等で統一する動きが見られるが、これは、vi) 村外管理の景観、を逆に地域景観内に引き込んで、境界領域をつくろうとする意識が働いているとも考えられる。

このように、iv) 境界領域の景観、においては、例えば屋外広告物、I ターン者が所有地一杯に建てた家、電柱や信号、標識等の vi) 村外管理の景観が、その異質性を保持し留まり続けようとする力と、広告物が案内施設に移行し、電柱や信号、標識を茶系に変えるなど、境界領域で接続する相互の領域の関係者間に問題点を拡大・融合する力とが拮抗するシステムが働いている。

次に、vii) 祭事に関連する神社・祠等による景観、を見てみると、髭沢地区の諏訪神社は、地区集落の最も奥まった箇所、且つ、かつての旧道が山地部へ入る箇所に位置している。そして、その活動のなかには行政的な構成とは異なる秩序が含まれており、地勢的にも制度的にも、日常活動から見ると周縁に位置していると言える。

しかし、年に一度の「どんど焼き」には、事態は一変する。毎年、空きの方角(恵方)から白樺やカラマツの木を切り出して(所有者の許可はとらない)、地区の中心に近い河原に円錐状の小屋をつくり、夜には火送りの行事が行われ

る。この行事に先立つ厄落としにおいて、髭沢地区内を神社に至る道筋は固定している。この、祭りの当日にしか見られない景観は、集落景観内で生じていながら、日常的な集落景観の見え方とまったく異質のものであり、その差異自体が、前項 a) で示した原理により体験的に内的に蓄積される。この内的システムは、厄年の人（男性は 2、7、9、19、25、42、62 歳、女性は 2、7、19 歳）が、厄の年にはふるさとに戻る機能を果たす等²⁰⁾、日常とは異なる地域社会への関わりを作り出していた。

以上に考察した社会形成から生じるシステムは、iv) 境界領域の景観、vi) 村外管理の景観、vii) 祭事に関連する神社・祠等による景観、等の、地域社会の文化・制度的な周縁に関係する景観とその管理主体や住民との間に生じ、異質な領域間で、その主体を巻き込み拡大融合・拮抗していくシステムとして捉えることができる。

3-3-2. 内的システムの発現（再現実化・再社会化）が地域社会や自治の形成に与える影響と意味

本項では、前項でその生成過程を確認した地域景観の内的システムが発現（再現実化・再社会化）に向かう時、今度は地域社会に対して影響を与える力が生じることについて、さらに、その影響が、地域の自治形成の本質的な課題に対する打開策となる可能性とその意味について考察を加える。

(1) 景観の内的システム発現が地域社会に与える影響

前項で見たように、景観の内的システムは複合的に生成されていくことから、その発現（再現実化・再社会化）の形も多種・多様であり、全体像の完全な把握は容易ではない。しかしながら、旧開田村では、長期にわたって行政や住民が景観政策を実施してきており、その取り組みのなかに、端的にその特性を見出し得るものもある。以下では、髭沢地区で得た知見を、旧開田村の景観政策に適用し、内的システムの発現の状況と、その地域社会への影響に関して考察を進める。

旧開田村における景観への取り組みのうち、その初期に実施された事業に、

旧開田村全域で野立て屋外広告物を撤去し、代わりに地域内の案内サインを設置するという事業（1979(昭和 54)年）がある。この事業に基本形成単位概念を適用して解釈すると、vi) 村外管理の景観、である「野立て屋外広告物」を、iv) 境界領域の景観、の施設として関係者が管理する「案内サイン施設」に、その基本形成単位としての位置づけを変える事業として捉えることができる。そこには、「社会形成により生成された内的システム」の発現（再現実化・社会化）の様子が具体的に見て取れる。

当該事業は、開田村役場と観光協会が一体となって委員会を設置し、観光協会の会員が関連する屋外広告物を自主的に撤去する作業から始まった。残った商業看板（例えば清酒の広告看板）等に関しては、役場の担当者が各地主と広告主を丹念に訪ね、一つずつ撤去していき、観光等に必要な情報は案内サイン施設のなかに有料で組み込んでいった。

ここで注目したいのは、内的システムの発現過程は、観光協会、地主、地域外の広告掲出者というように、対象景観の形成に関わったすべての対象者を巻き込む形で地域社会への影響を広げていく点にある。同様の経過は、村の玄関口にあたる国道 361 号線の新地蔵トンネル沿道の白樺自然林の景観を保全するため、村役場が地主から土地を賃借するという沿道景観整備事業（1989(昭和 64)年より継続）における地主と行政の関係にも見られる。これらの動きは、村落共同体的なコミュニティを越えた、地域外の企業との関係や、地域内での行政と住民の自治的關係等、地域社会においてより複雑な社会的関係を形成する働きを持っていると言える。

当然、これらの事業の背景には、「環境への行為による内的システム」も総合的に働いており、事実、屋外広告物の事例では、「看板は村の景観にそぐわない」²¹⁾という体感的意識が、そして、沿道景観整備事業でも、「村の玄関口をずっと、以前のまま美しく保ちたい」²²⁾という感覚的な意識が強く働いていた。

他方、「環境への行為による内的システム」が直接的要因となっている事業としては、集落内景観整備事業が挙げられる。集落内景観整備事業は、村内の 15 の行政区に年 10 万円の補助金を支給し、行政区の独自のアイディアで景観整備事業を実施するものであった。実施内容は、野焼き、花壇整備、里山整備、の 3 つを主対象として、その他水路整備、廃屋撤去等が行われてきている。毎

年、この事業に延べ 1,000 人以上の住民が参加しており、予算に比較してその規模が大きいことから、行政と住民の協働的作業として位置づけられる²³⁾。

ここで、特に考察を深めたいのは、集落内景観整備事業で行われる作業は、かつて旧開田村の i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、のなかで実施されていたが、社会変化のなかで喪失した作業内容と類似している点である。ただし、それは単に、景観政策の枠組みを通じて、集落における伝統的作業が引き継がれただけではない。その活動場所が、従来の i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、から iv) 境界領域、に集約、縮小された点が注目される。ここには、現時点で野焼き、里山整備等の活動の産業・生活上の意義が低くなり、i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、のなかで大規模に行う経済的な根拠が得られないという現実と、最低限、身の回りでは、これ以上、山を汚さないように保とうという感覚が同時に働いている。

範囲が縮小された一方で、こうした活動を iv) 境界領域の景観、で再び行うことは、従来は共同体的活動に完全依存していた点と比較し、行政と住民の関係や消防団等との関係、さらには地区の枠組みを超えた一つの基礎自治体としての自治体内連携等の、新たな、そして複雑な要素を巻き込むことになる。

そして、こうした複雑な要素の巻き込み（異質な領域の主体間の拡大融合・拮抗）が、「山が汚れた」という感覚・感情、つまり、体感的な「景観への評価」を伴って発現（再現実化・再社会化）するとき、それは、地域景観を基軸として、かつての地域社会を比較対象としながら、新たな地域社会の枠組み（新たな実施主体・実施方法・新たな目指すべき方向）を模索する問いが、実体的・作業的に発せられることを意味する。

さらなる分析・考察が必要ではあるが、この問いを地域的に展開する過程において、地域景観を地域の公共性を帯びた地域資源・地域の共有財産として位置づけようとする場合²⁴⁾、その表裏の関係のなかで、地域における景観形成の主体の枠組みを模索する問い、換言すれば自己統治的な視点からローカル・ガバナンスを再構築しようとする問いが発現されるはずである。

(2) 自治形成の本質的課題に対する景観の内的システム発現の意味

前述(1)の最後に指摘した「問い」に関しては、今後の地域景観政策の方向性

に関わる重要な論点を含むことから、ここでは、わが国で現在進行している地方自治の課題と、第1章で見た本研究の社会的背景としての全国規模で普通の地域の景観が劣化の課題を比較しつつ、考察を深めたい。

わが国の地方自治概念は、石田²⁵⁾によれば、明治期の制度形成を通じて、村落共同体的秩序内における自動詞的自治概念（自然に治まる）をドイツから輸入した地方行政制度に接ぎ穂し「村落共同体秩序を官僚制的支配の末端にくみこむ」ような形で成立した。このため、戦後において「主権在民の原則が新憲法で明確化された後も、これを「自治」と結びつけて理解することがなかった」と指摘する。また、杉原²⁶⁾は、ヨーロッパ地方自治憲章（1985(昭和60)年）や世界地方自治宣言（1993(平成5)年）等は、「現代市民憲法における地方自治の保障水準を超えて「地方自治」の体制を「現在」に不可欠のものとして提示している」と述べ、地方自治の推進の重要性を指摘する。

一方で、現在の地方分権改革の議論を受けつつ、地方の行政を主体的に担うべき基礎自治体では、社会活動の複雑化、少子高齢化、人口減少等に財政難が加わり、もはや単独では地域の公共サービスを全面的に引き受けることができないという課題が生じている。本来は、このような状況のなかでこそ、新たな自治の形として、行政と住民との協働、住民参画、ローカル・ガバナンスの再構築が、ごく自然に希求され、実現に向かうはずである。

ところが、他動詞的自治の運用経験が少ないわが国では、多様化する住民による主体的な課題解決手段（地域コミュニティ等の自立的活動等による解決）を行政的活動（予算や執行権限）に結びつける住民意識、ルール、制度が、自律的に形成されづらいという、より本質的で根の深い課題が露呈し始めている。第1章1節で想定した、「地域的コンセンサスの重要な部分の働きが不全」とは、この課題の現れと位置づけられるのではないだろうか。

以上の課題認識の上で、地域景観の内的システムの発現等がもたらす新たな地域社会の枠組み（新たな実施主体・実施方法・新たな目指すべき方向）を模索する問いが、一つの打開策を提供している。また、そうした展開にこそ、地域景観の内的システムの発現が地域社会に与える影響の本質を見て取ることができるのではないだろうか。事実、旧開田村においては、保守的な村落的コミュニティを基盤にしながら、住民の提案が景観政策化した事例や政策枠組みだ

けを行政が決め、その後は住民活動に委ねるという、住民の主体的活動が行政に自然に連携した事例が存在する。

その結果、社会的活動の拡大融合・拮抗を伴いつつ、地域景観が目に見える姿として改善され、結果が一目で認識できるという景観の特性により、その影響は住民自身や来訪者、さらにはマスコミ等に波及し、観光客やIターン者の増加等へと展開した²⁷⁾。そして、総人口の約1割のIターン者を受け入れながら、住民と行政との協働が一定程度成功している²⁸⁾。

しかしながら、この打開策は、景観の内的システムの特性上、当初から決まった制度の枠組みに住民活動を組み込むという対応では、おそらく機能しないであろう。そうではなく、地域景観のありように正面から向き合う新たな主体の枠組みは、地域景観と地域社会の相互関係に対する、住民と行政の自主的で体感的な理解の積み上げ過程から時間をかけて発現し、わが国の自治の本質的課題に徐々に対峙してゆくのである。

3-4. 小括

3-4-1. 本章の成果のまとめ

本章の目的に対する分析・考察の成果は次の通りである。

本章第3節では、旧開田村（髭沢地区）を対象とし、空間構成要素と社会的活動諸相との関係を詳細に把握し、平面・断面特性に加え、相関分布特性をグラフ化することで、その構造を明らかにした。その結果、地区における空間構成要素と社会的活動諸相の関係性に、i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、iii) 行政管理の景観、iv) 境界領域の景観、v) 制度関連による景観、vi) 村外管理の景観、vii) 祭事に関連する神社・祠等による景観、の7つの基本形成単位があることを示した。

本章第4節では、上記の基本形成単位には、環境への行為や、地域社会形成における中心と周縁の関係等から、原理的に内的システムが生成されること、また、このシステムからは、かつての地域社会を比較対象としながら、新たな地域社会の枠組み（新たな実施主体・実施方法・新たな目指すべき方向）を模索する「問い」が、実体的・作業的に発せられていることを考察した。その上

で、この「問い」が、自己統治的な視点からローカル・ガバナンスを再構築しようとする問いに発展する可能性と、その点が、わが国の自治の本質的課題である自動詞的自治（自然に治まる）の克服に連動する可能性を示唆した。

3-4-2. 本章成果の限界と次章への展望

ここでは、本章の検討で得た7つの基本形成単位、景観の内的システム、さらにはその発現の社会的影響に関する考察の成果について、その成立条件、限定条件を確認して、次章への展望を示しておく。

本章の結論は、景観の内的システムの生成・発現が、わが国の自治の本質的課題である自動詞的自治（自然に治まる）の克服に連動する可能性の示唆にある。その際、本章では内的システムの生成・発現を、アフオーダンス、文化人類学的知見を用いて想定し、旧開田村で生じている社会、景観の実態と時系列的に照合することで一定程度、論証し得たと考える。しかし、内的システムの生成・発現の実体や特性をより詳細に把握するためには、本来は、網羅的、且つ体系的な情報を用いた検証が望ましい。

この点を踏まえて次章では、内的システムの生成・発現の構造の実証的検証を目指し、景観を巡る政策群を分析対象に、政策過程分析の手法を用いて緻密且つ網羅性を担保した分析を行う。これにより、地域景観と地域の自治の形成の相互の関係性の構造を、内的システムの生成・発現実体を踏まえて抽出しようを試みる。この過程は同時に、内的システム自体の検証過程ともなり得るはずである。

もう一点、旧開田村の髭沢地区事例から抽出した7つの基本形成単位は、どの程度の地域特性に対し汎用性を有するのかという点が、本章の分析・考察では未だ示せていない。この点に関しては、今後の研究の展開の有用性に関連するため、実証研究の枠組みを離れ、中山間地、郊外地域、都市部に関して、旧開田村髭沢地区の特性条件からの想定し記載してみる。なお、都市の特性上、vi) 村外管理の景観は、vi) 外部管理の景観、と言い換えて記載する。

事例特性を踏まえると中山間地等の地形条件を有し、且つ一次産業的な景観が優位な地域では、空間構成要素、社会的活動諸相が旧開田村と類似する可能性は高く、基本形成単位においても類似する可能性がある。一方、郊外地域を

想定した場合、iii) 行政管理の景観、vi) 外部管理の景観、などがより大きな位置を占め、しかもその内容が複雑になることが想定される。その上で、例えば新興住宅街などでは、i) 集落内生活景観、は個々の敷地内に解体され集約性を欠く場合も想定される。iv) 境界領域の景観は、公的、あるいは個人の所有意識が強い場合、基本形成単位の間で極端に狭められている可能性がある。都市地域では、iii) 行政管理の景観、vi) 外部管理の景観、の優位性がさらに高まり、事務所やショッピングセンターのように vi) 外部管理の景観、のなかにさらに人為的な活動が入り込む新たな基本形成単位が加わることも考えられる。

郊外地域、都市部の基本形成単位の構成を把握するためには、今後、本章と同様な事例を用いた実証研究を進める必要があるが、その際、原理上、本章で用いた実態調査手法や「空間-社会構造図」の活用が可能と考える。

注

- 1) 旧開田村の農村景観は、谷底低地を囲む緩やかな山容による地形的な特性と土地利用が直接連動し構成されている。その点において、髭沢地区の景観が開田村の典型的な農村風景を呈していることが、財団法人観光資源保護財団(1979)において指摘されている。
- 2) 付録のヒアリング調査諸元一覧を参照されたい。
- 3) 各年度によって活用する補助金等が異なるため、詳細には把握はできなかったが、現地調査時のヒアリング(大目氏)では、その一例として、長野県の「元気づくり支援金」が挙げられていた。
- 4) 旧開田村では、電力会社や電話会社、警察等の関係機関に協力を要請し、景観に配慮して、電柱、標識等のポール色や電話ボックスの色を茶系色に統一する努力を続けており、他地区においてはそれらの実績が見られる。
- 5) 集落の成り立ちを推論する根拠については、第2章注14)に西川(1951)の記載を引用して詳述している。
- 6) 入会地(その一部は後の記名共有地)の所有、管理等に関しては村誌編纂委員会(1980)、下巻 pp.117-602、及び西川(1951)に詳しい。
- 7) 「公的な責務は、一般に、市民にもっとも身近な当局が優先的に遂行するものとする」、ヨーロッパ地方自治憲章、第4条第3項「補完性の原理」(the

principle of subsidiarity)

- 8) 村誌編纂委員会(1980)、農林省林野局(1949)、西川(1951、1953)を参照した。
- 9) 例えば 1950 (昭和 25) 年の旧開田村の当初予算における土木費はわずか 135,800 円 (歳出全体で 4,182,650 円) で会議費 57,800 円の倍程度であり、実質的に住民が管理していた点を裏付けている (村誌編纂委員会(1980)、下巻 p.832 参照)。また、水害復旧等は、当初住民の使役によったが 1918 (大正 7 年) に私設消防組が設置された後は消防組合が、戦後の 1947(昭和 22)に自治消防団が設置された後は消防団があたっている (村誌編纂委員会(1980)、pp.945-946 参照)。
- 10) 電気事業は、1919(大正 8)年から 1921(大正 10)年にかけて住民組合 (西野電気利用組合、末川電気利用組合) により開始されており、その後、1934(昭和 9)年に木曾川電力株式会社により配電を受けて全村点灯に向かっていく。ただし、その際、引き込み料金、電柱の現物・夫役負担、運搬人夫等は住民が受け持っている。このように、電気事業 (電柱・電線・夫役等) 自体が住民の自治的活動と直接に結び付いていた (村誌編纂委員会(1980)、下巻 pp.1224-1237 参照)。
- 11) J.J.ギブソン(1985)、p.137, p.139 参照。
- 12) 佐々木正人(1996)、p.163, p.186 参照。
- 13) ここでの佐々木の「知覚情報」における「外部」と「自分の身体」についての情報の「切り離せない形」での「共存」関係や、「行為はこの行為がつくった変化によって予期的につくられている」という指摘と類似する考察は、理論的背景の異なる他の学問領域からも導き出すことができると考えられる。例えば、西研は、フッサールの「ブリタニカ草稿」を援用した現象学的思考から、「ノエマ」(想われたもの)と「ノエシス」(想うこと)の切り離せない関連のなかで、心的体験の本質的性格である「志向性にもとづく総合」について考察している。西研(2005)、pp.157-165 参照のこと。
- 14) この点に関わる興味深い指摘として、哲学的身体論からの市川の指摘がある。市川は、「見分け」「身分け」「言分け」を論じるなかで、「身は、世界とのかかわりにおいて自己組織化するのみならず、世界とかかわる身自身とかかわることによって自己組織化する」とし、その関係化の二重性を指摘する

とともに、その意識化の可能性を現実化するのが「用具や言語や制度によって仲だちされた媒介経験」であるとしている。ここには、世界と人間の関係の意識化が、直接的な行為のみならず、「用具や言語や制度」を介しても成立するという視点が見て取れ、今後、都市・郊外地域等を含めたさらなる分析・考察を深めたい興味深い指摘である。市川浩(2001)、p.41を参照。

- 15) I氏へのヒアリングによる（付録参照）。
- 16) 大目氏、D氏、F氏へのヒアリングによる（付録参照）。
- 17) ここで、システム化という表現は、ギブソンがアフォーダンスで指摘する「動物と環境の相補性」に近い部分の体感的な評価が、主体の意識的評価に先立って、自律的に生じるイメージを想定している。
- 18) 山口(2000)、p.69, p.99 参照。
- 19) F氏へのヒアリングによる（付録参照）。
- 20) 澤頭(1985)、pp.61-66 参照。また、大目氏（髭沢集落在住）へのヒアリング（付録参照）による。
- 21) B氏ヒアリングによる（付録参照）。
- 22) 長野県開田村(2004a)、及び大目氏へのヒアリングによる（付録参照）。
- 23) 旧開田村の2004(平成16)年度の普通建設事業費合計は約5億、歳出合計は約24億円である。この小さな歳出規模のなかで、各行政区に年間10万円、合計150万円の補助金予算で、各行政区が自ら年間延べ1,000人を動員する集落内景観整備事業は、住民協働の好例であると言える。歳出規模は、開田村広報第189・190号（開田村（2005））を参照した。
- 24) 例えば、住民が主体となって自主条例等により、ある種の地域景観の価値を明確に位置づけ、その保全等に一定の社会的規制を設ける場合等がこれにあたる。また、制度的な枠組みを構築するまでに至らない場合でも、住民の参画により、行政との意見交換の場ができ上がり、一定の合意形成がなされる場合もこれに準ずる。
- 25) 石田雄(1998)、p.27, p.84 参照。
- 26) 杉原泰雄(2008)、p.135 参照。
- 27) 「目にも見える」、という景観が持つ本質的な特性が持つ波及効果は、地元清酒会社の野立て看板が「目に見える形」で撤去されて以降、住民の地域

景観に対する意識・行動に大きな変化が生じたという指摘（大目(2006)、及び大目氏ヒアリング（付録参照））や、沿道景観整備事業（1989(昭和 64)年より継続）により守られた白樺の自然林を見て開田への転居を決めた I ターン者（G 氏（付録参照））が存在したことなどより確認できる。また、マスコミへの波及効果は、開田村の景観に関する取り組みの報道記事（主に長野日報、信濃毎日、中日新聞、読売新聞等）総数が、1990(平成 2)年 3 月から 2004(平成 16)年 3 月までに 102 本にのぼっていることから推論できる（報道件数は、開田村役場（2004b）による）。

- 28) 旧開田村の景観に関する施策が I ターン者の増加等、地域の活性化に繋がった経緯及び、その論理に関しては、大目(2006)などを先行研究として、筆者らも、既に考察を加えている（山田圭二郎ら(2008)参照）。しかしながら、経済循環を含めた政策評価的な枠組みを示すまでの実証的理論の構築には至っておらず、その点は今後の課題としたい。

第4章 基礎自治体の景観を巡る政策循環プロセスと自治の基盤の再構築に関する実証的分析・考察

4-1. 本章の構成

4-1-1. 本章の目的

本章では、本研究第1章2節で示した研究目的のうち、第二の目的を達成するために、第3章と同じく旧開田村事例を対象とし、その景観を巡る政策群が自治の基盤の再構築に与える影響の分析・考察を行う。実証的な事例分析・考察のために、本章では以下に示す3点の目的を設定している。

第一点目の目的は、景観を巡る政策の政策過程・政策展開の分析を通じて、その政策過程・展開構造を抽出することにある。第二点目の目的は、景観を巡る政策の実施による地域社会への影響の分析を通じて、その影響構造を抽出することにある。その上で、第三点目の目的は、上記の政策過程・政策展開構造と地域社会への影響の構造を政策循環プロセスのなかに統合、再構築し、基礎自治体の景観を巡る政策と自治の基盤の構築の関係性及び関係性の生成原理を明らかにすることにある。

以上、本章では、第3章の成果として得た、景観を構成する空間的構成要素から社会的活動を媒体として自治の基盤形成に至る論理的な展望（パースペクティブ）を、景観を巡る政策群を対象としたより詳細な分析・考察を通じて、実証性を高めながら論証していくものである。

4-1-2. 本章の構成

(1) 本章の構成

本章は、第1節 本章の構成、第2節 旧開田村の景観を巡る政策の政策過程・政策展開の構造の分析、第3節 旧開田村の景観を巡る政策の地域社会への影響の構造の分析、第4節 地域景観を巡る政策循環プロセスと自治の基盤の再構築に関する考察、5節 小括、の5節により構成される。

このうち、本節（第1節）では、本章の目的、構成、本章で用いる用語の定義を示した後、分析対象とする景観を巡る政策群、各政策の概要、各政策の展

開時期区分（第Ⅰ期からⅢ期）等の基礎情報を示している。

続く第2節では、本章の目的1の達成を目指している。具体的には、第1節3項で示した政策群を対象とし、第2節1項で分析の手法を示した後、第2項では、第Ⅰ期から第Ⅲ期のそれぞれの時期別、政策過程別に各政策の政策関連情報を網羅的に収集する。その上で第3項において、政策関連情報を社会的背景・問題の流れ、政策全体の流れ、政治（政策アクター）の流れに分類した上で各流れの関係性を捉え、政策過程・政策展開の構造を分析している。

第3節では、本章の目的2の達成を目指している。具体的には、第2節と同一の政策群を対象とし、第3節1項で分析の手法を示した後、第2項では、政策実施の前後で生じた社会的活動と基本形成単位の変化を、政策ごとに把握している。第3項では、第2項で得た変化の方向性を類型化し、各類型が地域社会に与えた影響を、第3章の成果として得た「環境への行為による内的システム（以下、評価のシステムと略す）」、「社会形成によるシステム（以下、境界領域のシステムと略す）」の知見を踏まえて読み解き、政策の影響の構造を分析している。

以上の第2、3節の分析を踏まえた上で、第4節では、本章の目的3の達成を目指している。具体的には、第4節1項において、第2節で見た政策過程・政策展開の構造と第3節で捉えた政策実施による影響の構造を、政策循環プロセスという枠組みを用いて統合、再構築している。その上で、政策アクター、並びに地域的ルールの形成と再構築の過程に着目して、自治の基盤の再構築と景観を巡る政策との関係の全体像を把握している。さらに、第4節2項においては「概念モデル図」により、政策と自治の基盤の再構築の関係性が生成していく原理を明らかにしている。

(2) 本章の分析・考察手法

本章における分析手法は、各節の第一項で詳述しているため、ここでの記述は、分析・考察手法の概略にとどめるものとする。

まず、政策過程・政策展開の分析手法としては、政策過程別に政策情報を網羅的に収集した上で、情報を社会的背景・問題の流れ、政策全体の流れ、政治（政策アクター）の流れに分類して、本研究で考案した「政策群構造分析図」

により情報の関係性を捉える手法を用いている。政策実施の影響の構造分析では、政策実施の前後で生じた社会的活動と景観特性（基本形成単位）の変化の傾向を、「変化傾向分析図」により類型化した上で、第3章で得た「評価のシステム」、「境界領域のシステム」の知見を踏まえて、変化が地域社会に与えた影響を読み解き、政策の影響の構造を分析している。

その上で、政策過程・政策展開の構造と政策実施による影響の構造を、政策循環プロセスという枠組みを用いて統合している。また、その結果を、「評価のシステム」を横軸、「境界領域のシステム」を縦軸とした「概念モデル図」の上にプロットし考察を加えることで、景観を巡る政策循環プロセスと自治の基盤の再構築の関係性とその生成原理を解き明かす手法を用いている。

4-1-3. 本章の分析・考察で用いる用語の定義

本章における分析・考察において独自に用いる技術的・学術的な用語を概説、定義しておく。

まず、本章では「政策」という用語を基礎自治体の「政策」を対象として用いていることから、政策の執行過程への工夫や市民が主導する公共的な活動への支援等も「政策」という枠組みのなかで捉えている¹⁾。

次に、「政策過程」と「政策展開」という用語の定義であるが、本章では、政策群を分析対象としている関係から、混乱を避けるため、「政策過程」と「政策展開」という用語の意味を分けて用いている。すなわち、本章で「政策過程」という用語は、個々の政策の問題設定、立案、決定、実施、政策評価等の過程を表す場合に用い、「政策展開」という用語は、個別の政策に誘発されて次の政策が成立していく政策から政策への展開を表す場合に用いている。

また、本章では、「構造」という用語を、政策過程や政策展開、政策実施の影響などを成立させている各種の政策関連情報（社会的背景・課題、政策アクターと組織、政策アイデア、社会的活動、景観特性、地域的ルール、その他）、及び各情報間に現れる関係性の総体、という意味に用いている。

さらに政策に関連し、「政策アクター」という用語は、前述の基礎自治体の政策の定義との関連から、従来の公共セクター（行政、議会等）に加え、自治的団体、NPO、社会的企業等を含め、公共政策の問題設定、政策立案・決定、

政策実施に自ら主体的に関わるアクターという意味で用いている²⁾。

「地域的ルール」という用語は、当該地域における土地や空間の利用等に関する地域の慣行やルールという意味で用いている。なお、この用法は、景観の私法上の保護における地域的ルールの法学的な意義を研究対象とした吉村(2007)の考察を参考としている³⁾。

以上、本研究で分析・考察の対象とする「政策」は基礎自治体の「政策」であることを踏まえた上で、「政策循環プロセス」という用語では、「政策循環」という用語の一般的な枠組み⁴⁾を拡大し、基礎自治体における政策過程・政策展開が、地域社会への影響を創出し、次の政策へと展開する動きの総体を捉えている。

4-1-4. 分析対象（景観を巡る政策群）

本研究では、旧開田村の景観を巡る政策群として、「基本条例」（1972(昭和47)年）、サインシステム整備事業（1979(昭和54)年）、「基本条例」の一部改正（1988(昭和63)年）、銘木百選事業（1988(昭和63)年～）、沿道景観整備事業（1989(平成元)年～）、集落内景観整備事業（1989(平成元)年～）、ペンキ代助成事業（1990(平成2)年～）、住民の主体的取り組み（1993(平成5)年～）、村外機関へ協力要請（1994(平成6)年～）、サインシステム整備事業（改良：1995(平成7)年）、ゴミステーション事業（2003(平成15)年）の合計11本の政策を分析・考察の対象とした⁵⁾。

また、分析の便宜上、これらの政策をその実施時期から、I期からIII期の3つの時期に区分した。

[第I期（1972(昭和47)～1979(昭和54)年)]

第I期は、「基本条例」を制定し開発業者の乱開発に歯止めを掛け、「自然環境・景観の保全」を目的として政策を実施した時期とした。分析対象とする政策の時期区分、策定時期、政策目的、政策主体、取り組み内容は、表4-1の通りである。なお、各政策は次節で政策過程ごとの情報を踏まえた詳細な分析を行う。

[第II期（1979(昭和54)～1988(昭和63)年)]

第II期は、「基本条例」をより積極的に運用し、野立て屋外広告物の撤去や

案内サインの設置を図り「自然景観を活かすための景観阻害要因の除去」を目的として政策を実施した時期とした。

[第Ⅲ期（1988(昭和 63)～2004(平成 16)年)]

第Ⅲ期は、新地蔵トンネルの開通に伴う来訪者の増加が予測された時点から合併までの期間、「地域景観の保全・魅力の向上」を主な目的として多様な政策群を実施した時期とした。

表 4-1 旧開田村の景観を巡る政策群（～2003(平成 15)年）

期区分・政策目的		政策名 開始年	実施主体・取り組み内容	
期	政策目的		実施主体	取り組み内容
I	自然環境・景観の保全	開田高原開発基本条例 1972(昭和 47)年～	開田村行政	自然景観と住民生活が密接に関係していることに鑑み、住民の生活環境の保全、住みよい郷土の実現を期し、建築物その他工作物、宅地造成、公共道路造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石類の採取、地下水利用、廃棄物の処理について保護基準、処理基準を定めた。
II	自然景観を活かすための景観阻害要因の除去	サインシステム整備事業 1979(昭和 54)年～	開田村行政 観光協会	開田村行政と観光協会（看板統一委員会）が一体となって村内の野立て看板を撤去するとともに、新たな統一サインを村内に設置した。
III	地域景観の保全・魅力の向上	開田高原開発基本条例の一部改正 1987(昭和 62)年～	開田村行政	当初は農業振興地域を適用外としていたが、この時期までに村内の殆どの地域が農業振興地域に指定されたことを踏まえて、農業振興地域を含む村内全域を条例の対象とする改正を行った。
		銘木百選事業 1988(昭和 63)年～	開田村行政区会・住民	行政区の各区長の協力によりサクラやマツ、コブシ、フジ等 56 件を保存樹木として銘木に指定し、土地所有者には認定書と記念の盾を贈り、その保護保全を行っている。
		沿道景観整備事業 1989(昭和 64)年～	開田村行政	景観的に特に重要な、村の玄関口である国道 361 号の新地蔵トンネル出口から約 1km 区間、沿道両側約 70m を借地している。
		集落内景観整備事業 1989(平成 元)年～	区会・住民 開田村行政	村内の 15 の行政区へ毎年 10 万円の補助金を出し、区ごとにそれぞれ独自の発想とアイディアで景観整備事業を進めている。これまでに、花壇づくりやコス

期区分・政策目的		政策名 開始年	実施主体・取り組み内容	
期	政策目的		実施主体	取り組み内容
III	地域景観の保全・魅力の向上			モス街道づくり、花木の植栽、遊休荒廃農用地の有効活用、無人家屋の取り壊し等が行われている。
		ペンキ代助成事業 1990(平成2)年～	開田村行政 住民	色彩的に景観になじまない屋根を、茶系色に塗り替えた場合に、坪当たり100円の助成をしている。
		住民の主体的取り組み 1993(平成5)年～	住民 (個人、老人会等)	行政が様々な形で景観整備事業を実施するなか、住民の景観に対する意識が非常に高まり、建設資材置き場の目隠し、無人販売所、オミナエシの植栽等の様々な景観事業が独自に展開されている。
		村外機関へ協力(請) 1994(平成6)年～	開田村行政	NTT木曽、中部電力(株)、木曽建設事務所、木曽警察署(県公安委員会)に景観に配慮した施設整備を要請した。
		サインシステム整備事業(改良) 1995(平成7)年～	開田村行政 観光協会	1979年に整備したサインシステムを改良し、ハゼをモチーフとした広域、中域、狭域用の3つの種類の統一サインシステムを整備した。
		ゴミステーション事業 2003(平成15)年～	開田村行政区会	地域づくり総合支援制度を活用し、行政区が整備するゴミステーションについて建設費の1/2(最高限度額7.5万円)までを補助することにした。ゴミステーションには木製切り妻屋根方式が採用されている。

4-2. 旧開田村の景観を巡る政策の政策過程・政策展開の構造の分析

4-2-1. 政策過程・政策展開の構造の分析手法

本章では、旧開田村の景観を巡る政策群を分析対象とし、政策アクター側の動向に焦点を合わせ、政策過程、政策展開に影響を及ぼした諸要素と、諸要素間の因果関係から、その構造を抽出する。情報収集の方法は、第2章2節3項に詳述しているため、ここでは、収集情報の選択・整理に関する手法とその分析手法について以下に記載する。

まず、分析のための収集情報の選択・整理の方法であるが、前章で区分した第Ⅰ期から第Ⅲ期を対象として、各期内の諸政策の政策過程を、「問題設定」、「政策立案・決定」、「政策実施」の3過程に分け、各過程の分析に必要な政策関連情報を総論的に収集・整理する。各政策過程の範囲及び政策過程の分析に際して収集に努める情報は、表4-2に示す通りである。

なお、収集情報の選択・整理の手法では、縣公一郎（縣(2005)、pp.30-46 参照）が提案する政策関連情報の論理的シェーマ形成の考え方を参考としている。縣(2005)は、政策改善を目指す政策情報の体系化のあり方として、政策内容と政策過程、規範的側面と記述的側面の各観点を意識しながら総論的に捉えた上で、政策過程の5段階（問題設定、選択肢選考、政策決定、政策実施、及び政策評価）の区分を基盤とする論理的シェーマの形成を検討している⁶⁾。

文献情報の量が少なく、複数の関係者からのヒアリング情報が重要であった本事例では、必要情報の収集・整理において縣の提案する論理的シェーマの観点を取り入れた整理を行っている。

表 4-2 各政策過程の範囲と政策関連情報

政策過程	各過程の範囲	収集情報
問題設定	政策アクター間で、ある社会的問題が政策の対象であると判断され、一定の定義がなされる段階	<ul style="list-style-type: none"> 政策対象に関する事実前提（分野、地域、集団、技術等） 政策対象に関する現行制度状況と、それに関する社会的認識 政策アクター間の利害関係 問題設定の理由と問題の定義
政策立案・決定	問題解決のための選択肢の合理性が考量される段階、及びその政策内容が政策アクターによって正式決定される段階	<ul style="list-style-type: none"> 先行事例・理論に関する情報 行政機関が政策立案の根拠とした情報及び決定根拠 選択肢に関する政策アクターの利害関係 決定された政策内容に関する諸情報
政策実施	採択された政策が様々な施策等の実施・運用を通じて実現される段階	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況に関する定量・定性データ 実施状況に至った経緯と背景

このことは、ヒアリング段階から分析のために必要な基礎的情報を戦略的に

体系化し、記述的側面のみでの分析で起こりがちな、構造分析における情報の漏れや偏りを抑えるという面で有効性が高い。ただし、事例自体が小規模であり且つ情報量が限られているという特性を考慮し、収集情報から財政措置等の内容を外し、且つ、選択肢選考と政策決定を一体化し、政策評価は対象外として3段階の政策段階を採用するなど、県の緻密な検討を参考としつつ、その一部を簡易化して活用するにとどめている。

次に、収集した政策関連情報を、旧開田村をとりまく社会的背景・課題の流れ、旧開田村で策定された政策全般の流れ、政治（政策アクターの活動）の流れの3つの要素に分類し、全体の構成と諸要素間の因果関係を「政策群構造分析図」（図4-1参照）として時系列的に整理する。

先行研究の検討（第2章1節1項(1)を参照）からは、景観を巡る政策が展開していく基礎自治体では、その背景となる社会的状況が変遷し、その過程で問題設定や政策アクターの枠組みが展開する可能性が知見として抽出されている。先行研究の知見を踏まえると、景観を巡る政策群がどのように成立し、それが一過性で終わらず、次々と政策が展開されていくのか、その構造の解明を目指す本節分析において、政策の問題設定とその変遷のメカニズムを捉えることは、特に重要性が高かった。

問題設定の分析に焦点を当てる政策過程分析手法の一つに「政策の窓モデル(policy window model)」がある。当該モデルは、キングダン(John W.kingdon)が、アメリカの保健医療と運輸の二つの政策領域を分析対象として導き出した政策過程分析のモデルである。以下、John W.kingdon(1995)、小島(2000)、大嶽(1990)、宮川(1995)、早川他(2004)等を参照、参考として当該モデルの概要を示す。

キングダンは、当該モデルにおいて、政策過程の4つの段階である、①アジェンダ設定、②政策代替え案の生成・特定化、③政策代替え案の選択による決定・正当化、④決定・正当化された政策の実施、のうち、①と②のプロセスに焦点を合わせ、①、②、③の3つのプロセスを分析・解明しようとする。

当該モデルは、政策過程の構造とパターンの抽出を目的として、政策過程には独自のパターンを持った3つの独立した流れ、すなわち問題の流れ（特定の問題が政策形成者に問題認知される過程）、政策の流れ（特定の政策アイディアの内容が政策コミュニティのなかで受容されるようになる過程）、政治の流れ

(多様な政治勢力が特定の政治的課題をアジェンダとして受容するようになる過程)があると想定する。その上で、当該モデルでは「政策の窓」の開放と表現するある時期に、問題が認識され政策代替案が整い、政治状況が変化の徴候を創出し、なおかつ諸制約が存在しない場合に、それらの3つの流れが合流し政策化が促されるとしている。

本節における分析では、当該モデルの考え方を一定程度参考とし⁷⁾、「政策群構造分析図」を作成することで、以下の情報を整理する。

「政策群構造分析図」では、収集・整理した政策情報を、景観政策をとりまく社会的背景・問題の流れ、旧開田村の景観政策とそれ以外の諸政策の流れ、景観政策のアクターの流れに時系列的に分類・整理する。その上で、各政策の問題設定、政策立案・決定、政策実施の段階別にそこに関わった社会的背景・問題、政策アクターの動き、政策自体に関するアイデア等の因果関係を整理する。その際、政策実施により生じた情報の蓄積も因果関係に加えることで、特定の政策が次の政策に与えた影響を読み解いていく。

以上の関係性が総括された「政策群構造分析図」を、その他の政策関連情報と再度、時系列的に照合して総合的に読み解くことにより、政策過程・政策展開上の構造を明らかにしようと試みる。

4-2-2. 各期（第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期）における政策関連情報の整理

(1) 第Ⅰ期における政策関連情報の整理

[問題設定]

旧開田村における景観を巡る政策の端緒となる「基本条例」は、1971年に問題設定がなされた。その「きっかけ」は、不動産開発会社「A開発」が、水道等のインフラも整備されていない馬橋地区の森林、湿地内に無秩序に小規模別荘地を分譲し始めたことによる。

この乱開発は、長野県企画局が主導した「御嶽山麓総合観光開発計画」(1966(昭和41)年)に基づく旧開田村恩田平の保健休養地開発(1970(昭和45)年分譲開始)等の大規模観光開発に「A開発」が便乗したもので、「新全国総合開発計画」(1969(昭和44)年)等を背景とした全国的な観光開発ブームに後押しされていた。この時期、旧開田村では木曾馬の飼育や林業等の第一次産業が衰

退傾向となり、行政、住民ともに自然環境を活用した観光等への産業構造の転換を模索し始めていた。現金収入の少ない住民にとっては、農地に活用できない荒れた森林や湿地を現金化できるメリットは大きく、一夜に複数の地主住民の家を「A 開発」が訪問して土地の買い上げを持ちかけた⁸⁾。

前述の恩田平の保健休養地とは異なり、乱開発地は集落内の御嶽山への眺望に優れた地点に位置していた。当該地周辺に観光拠点施設の配置を計画していた行政は、計画上重要な地点が、面積、区画もバラバラの虫食い状態で別荘地として分譲され、しかも、それらが、行政には売買に歯止めをかける術のない個人所有地であったことに危機感を高めた。こうした背景から、村長であった青樹操氏⁹⁾は、複数の村議会議員と個人的に相談し、「乱開発の防止」という政策的な問題設定を行い、行政内での意識の共有を図った。

[政策立案・決定]

青樹村長と行政は、開発業者が既に取得していた用地も対象とした乱開発の規制を図るために、自主条例を制定する方針をとった。その際、青樹村長は、個人的に親交のあった長野県地域課の職員に条例による規制の可能性を相談した。また、条例の具体的規制内容に関しては村行政の各担当課が検討を加えて原案が作成された。罰則項目は、法務局との相談に基づいて設定された¹⁰⁾。

基本条例の内容を確認すると、まず、同条例第 1 条では、「開田村が古来よりすぐれた自然景観を有し、それが住民生活と密接に関係していることに鑑み、この地域を健全なる保険休養地として開発するに当たり、必要な施策の基本となる事項を定め住民の生活環境を保全し、住みよい郷土の実現を期する」という目的が示され、その適用区域は開田高原地域（開田村のうち、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて指定された農業振興地域を除いた区域）としている（第 2, 3 条）。ただし、適用区域に関する指定では、適用区域内の他の法的規制地域との関係性は特に触れられていない。

以上を示した上で、同条例では、自然環境保全（景観保全を含む）のための保護基準及び処理基準を村長が定めること（第 6 条）、開発造成を行う事業者はあらかじめ村長と基準に適合した「開発基本協定」を締結しなければならないこと、同協定の締結に当たり村長はあらかじめ開田村観光開発審議会の意見を聞かなければならないこと（第 8 条）等が示された。

詳細な基準は「開田高原開発基本条例施行規則」（昭和 47 年規則第 6 号）に定められた。同基準には、切土、盛土法面の角度、緑化に関する項目（第 3 条(1) ア、イ、ウ）や、個人向休養地は原則として 1 区画 500m² 以上とすること（第 3 条(1) ク）、建物の高さは 13m を超えない範囲とすること（第 3 条(2) イ）等の数値による規制、さらには、屋外広告物の規制（第 3 条(3)）も含まれていた。また、同条例は、勧告（第 10 条）、措置命令（第 11 条）、立入調査（第 12 条）、罰則（第 13 条）、両罰規定（第 14 条）を定めている。

以上より、「基本条例」は、その目的に健康保養地の開発規制を置きながらも、自然景観が住民生活と密接に関係している点を強調し、また、乱開発が村内全域の及ぶことを危惧しその適用範囲は、農業振興地域を除いた村全域としている点に、その独自性が見出せる¹¹⁾。ここに見られる、「自然景観が住民生活と密接に関係している」という視点は、その後旧開田村の景観を巡る政策が、住民生活との密接な関連の中で立案、実施されていく特性を基礎づけている。

なお、開田村議会議(1972)によれば、「基本条例」に関して、農業地の扱い、500m² 以下の土地の売買が可能であるかの確認、既に権利譲渡造成済みの土地の規制の有無について、村議会議員からの質問が行われている。青樹村長は、「日常生活の上に影響を及ぼす事は一切ない旨を確約」するとともに、土地の売買への規制ではなく、造成、建物、のり面勾配等の規制を行うこと等を説明し、反対意見は見られなかった。また、従来通りの土地利用を青樹村長が確約したため、住民・地主も議会議決に反対しなかった。以上の経過を踏まえ、同条例は 1972(昭和 47)年 9 月 28 日に議決され、同年 11 月 1 日に施行された。

[政策実施]

政策実施（「基本条例」の運用）は、旧開田村の振興課が中心となって行われた。「A 開発」等の乱開発に対しては、当該条例により開発規模、条件が厳しく規制された。これに加えて行政は、末川簡易水道事業（1974(昭和 49)年完成）で得られた飲料水を、乱開発による定住者のいない別荘地には配水しない方針を採り、飲料水の得られない当該地周辺に実際に別荘を建てるのが抑制された。水道整備を行わないことは「見せしめ効果」を発揮し、乱開発や売買が抑制されたとの見方が行政、住民の双方から聞かれた¹²⁾。その後の「B 建設」によるゴルフ場開発では、開発基本協定が締結され、各種基準が遵守されたこと

により景観が維持された。

(2) 第 II 期における政策関連情報の整理

[問題設定]

前述の通り、「基本条例」には屋外広告物の規制が明記されていた。第 II 期の「サインシステム整備事業」(1979(昭和 54)年)は、この規制目的を実現した政策といえる。1973(昭和 48)年 8 月の「広報かいだ」¹³⁾には、観光協会の総会で「村内の各所にある看板は素朴な開田村の自然のイメージをこわしてしまうので業者の方々の協力を得て段々に整備統合していくこととし、今年度は地蔵峠に各業者の統一した案内板を設置することを決めました」との記載があり、この時点で屋外広告物の景観阻害への対応が協会内で検討されていたことがわかる。その上で、財団法人観光資源保護財団が策定した観光資源調査報告書「木曾開田高原 農村景観の保全と再生 (1979(昭和 54)年)」¹⁴⁾ (以下「報告書」と略す)の中で、専門家(学識経験者)により野立て広告物の撤去と統一標識の設置が提案されたことが、問題設定の「きっかけ」となった。

専門家の指摘により「屋外広告物による景観阻害」という明確な定義を得た青樹村長(観光協会会長を兼務)は、複数の有力な地元旅館の経営者(村議会議員、観光協会の役員を兼務する経営者を含む)と個人的に議論を重ねた上で、行政内及び観光協会内において問題設定を行った。

[政策立案・決定]

サインシステム整備事業は、振興課と観光協会内に設立された「看板統一委員会」(委員構成は、役場関係者、旅館や商業施設等の屋外広告物の掲出関係者)の協議により立案・決定された。この時点で全国的に参考とすべき事例は殆どなく、企画内容は行政、観光協会、区会等で独自に考案した¹⁵⁾。

この事業は、行政側から捉えれば「基本条例」による規制を実施しつつ、野立て広告物の持つ案内誘導の機能を新たな統一案内サインで代替える政策であった。一方、観光協会にとっては、野立て広告物を自費で撤去し、施設案内を有料で案内サイン内に掲出する事業であった。当該事業では、景観阻害の解消を目的とした官民の協働が成立している。また、案内サインには、村内各行政区の施設・観光資源も掲出されたことから、区長会を通じた調整が行われた

ことがうかがわれる。

[政策実施]

野立て広告物の撤去は、観光協会の会員である旅館や商業施設の経営者による自費撤去に基づいた。しかしながら、村内には村外業者による野立て広告物が多数設置されていた。このような野立て広告物に対しては、行政の担当者が設置箇所の地主や村外の掲載者を一軒一軒訪ねて「基本条例」の主旨を説明し、自主撤去の合意を取りつけた。1993(平成5)年まで残存していた地元清酒会社の野立て広告物がついに撤去されたのを契機に、広告物設置のための土地賃貸の可否に関する地主住民から役場への問い合わせが一気に増え、野立て広告物規制は村内全域で徹底されていった¹⁶⁾。

この撤去に並行して、行政によって案内サインの作成が行われた。案内サインでは、各行政区との情報共有も行われ、また、店舗前に設置する看板に対してもできる限り色合い等をコントロールする指導が進められた。

(3) 第 III 期における政策関連情報の整理

[問題設定]

第 III 期の各政策の問題設定には、新地蔵トンネル整備（1987(昭和62)年開通）が大きく影響した。トンネルの開通が旧開田村の交通事情を劇的に改善し、観光産業等の振興に寄与するとの期待が持たれた。一方で、この時期までに、村内農地の多くが「基本条例」の規制対象範囲外となる農業振興地域の指定を受けていた。青樹村長、行政、一部の村議会議員は、トンネル開通後の乱開発の再燃を危惧し、村内全域を規制対象とする「基本条例」の改正（1988(昭和63)年）という問題設定がなされた。住民は、「基本条例」の運用経験上、日常生活への支障はないと理解しており、政治上の反対勢力に回ることはなかった。

トンネル開通後に本格化する第 III 期の政策群では、「基本条例」から継続する景観保全の意識に加え、観光客等の来訪者を通じた地域景観の価値の発見やそれに伴う自治的活動の変化などが「きっかけ」となって、自然景観保全から景観の魅力向上へと、問題設定への意識が変化していく。背景には、簡易水道、道路、橋梁等の基本的社会インフラ整備という政策目標を達成した青樹村長が勇退し、新たに観光や地場産業振興を行政テーマとした神田正知村長¹⁷⁾が就任、

開発企画課を設置するという政治的な変化があり、「木曾馬とそばの里づくり事業」（1988(昭和 63)年)、「やまゆり荘」建設（1992(平成 4)年完成）等の地域振興事業が展開されていく。こうした展開は、「総合保養地域整備法」（通称リゾート法、1987(昭和 62)年 6 月施行）や「自ら考え自ら行う地域づくり事業」（ふるさと創生事業、1988(昭和 63)～89(昭和 64)年）等、国の全国規模でのリゾート産業振興や地域振興の動きに後押しされていた¹⁸⁾。

銘木百選事業（1998(平成 10)年）の問題設定は、「毎年開花を楽しみにしていたコブシが伐採されガッカリした」という来訪者からの手紙が役場に届いたことが「きっかけ」となった。これを開発企画課長であった F 氏が取り上げ、区長会に問題提起した。自分たちが意識しなかったコブシなどの花木や美しい樹形の木々が、来訪者にとっては景観と共通の価値を有するという認識が、行政、区会、住民に育まれ、銘木を守るという問題が設定された。

集落内景観整備事業（1989(平成元)年）は、行政区（末川地区）で、住民が「ゴミより汚い」と自覚していたゴミ置き場（ゴミステーション）を自主的に作り直し、事後に区会を通じて行政に製作費の補助を要望したことが「きっかけ」となった。行政は、住民の自主的な景観活動は各区内のコミュニティ活性化を支えると理解し、自主的な活動を対象とした補助金制度を作るという問題設定に至った。他方で、この時期、林業振興会後継者部会が母体となり「がったぼ会」というサークル（1990(平成 2)年）が立ち上がり、地域づくり活動が始まっていた。この動きが住民の自主的活動意識を高め、住民の主体的取り組み（1993(平成 5)年）の「きっかけ」となった。さらに、ゴミステーション事業（2003(平成 15)年～）へと展開した。

この間、「基本条例」に則って景観保全を進める動きも確実に進展していた。沿道景観整備事業（1989(平成元)年～）は、トンネル開通後に、新たに開田村の玄関口となる国道 361 号沿道を乱開発から守り、景観的な魅力を継続的に確保するという意識が、村長、村議会議員、行政の間で共有され問題設定がなされた。ペンキ代助成事業（1990(平成 2)年）は、「基本条例」で示された建築物の色彩に関する配慮を実現するために行政が問題設定したものであり、行政による村外機関への協力要請（1994(平成 6)年）も同様な経緯で、行政内において問題設定された。

以上に見た諸政策の仕上げ的な事業が、サインシステム整備事業（改良）（1995(平成7年)）であった。当該事業では、村長、行政、議会、観光協会、区長会等により、開田村の景観整備の象徴であったサインシステムの評価と再構築、レベルアップという問題設定がなされた。

[政策立案・決定]

「基本条例」の改正は行政内で原案が作られ、議会内では一般質問等や臨時議会等の意見、提案、さらには前述の開発審議会からの答申等を踏まえて、昭和62年12月定例会で議決された。改正内容は、当該条例の適用区域を村内全域（農業振興地域を新たに適用区域とする）とすること、良好な自然景観を形勢、維持していく景観保全地域の指定を可能にすること等であった。

銘木百選事業は、行政が区長会に政策内容を提案した上で、共に議論し、銘木の選定は15の区会に一任し、行政は認定書を交付する等の政策の枠組みを立案、政策決定している。集落内景観整備事業も、地域景観整備に関する事業を各区会が自由裁量で実施し、各区会に年10万円の補助金を交付するという政策の枠組みを行政内で立案し、区長会での承諾を得て政策決定している。集落内景観整備事業を政策立案した行政職員は、末川地区の区会による自主的なゴミステーション製作に補助金を交付したことを政策立案の際に参考にしたと語っている¹⁹⁾。

沿道景観整備事業も行政により立案・決定されている。地域住民へのヒアリングによれば、景観整備への住民の要望を受けた行政が、国道361号沿道に水生植物園を整備した折、地主から土地を賃借した経験が、沿道景観整備事業における借地という手法に適用された²⁰⁾。ペンキ代助成事業も行政が立案・決定している。これは、「基本条例」に建築物の色彩に関する項目があることや、前述の「報告書」の中に屋根の色に関する具体的提案があった事が立案時の参考とされた。サインシステム整備事業（改良）は、行政を中心に、観光協会、区長会、住民等の意見を踏まえ、改良前の案内サインの問題点を改善し立案・決定された。整備案の立案には、妻籠宿（伝統的建造物群保存地区）の整備に関わっていたコンサルタントの協力を得ている。

[政策実施]

改正された「基本条例」は、行政担当者により日常的に運用（実施）され、マンション建設に当たり、高さを規制内に下げる等の運用が行われた。銘木百選事業では、56件の銘木が選定された。沿道景観整備事業では、国道361号沿道を幅70m、長さ約890mに渡り行政が34人の地主から借地した。沿道の白樺やカラマツの林の保全や建物・工作物の設置の制限の他に、森林組合と有志が連携した灌木・下草整備等も実施されている。

集落内景観整備事業は、花壇づくりや耕作放棄地の活用、老朽家屋の取り壊し等の独自事業の他に、野焼き、里山整備に活用され、15行政区の合計で年間延べ約1,000人（2008(平成20)年調べ）の住民を動員するに至っている。ペンキ代助成事業は各年度で20件程度の活用があった。村外機関への協力要請では、NTT木曽福島、中部電力（株）、木曽建設事務所、木曽警察署（公安委員会）に協力要請を行い、道路標識・電柱の茶ポール化、民家風の電話ボックスの設置等が行われた。サインシステム整備事業（改良）では、広域・中域・狭域の3種類の統一サインが合計52箇所に整備された。

4-2-3. 景観を巡る政策の政策過程・政策展開の構造分析

(1) 政策群構造分析図の作成

政策過程・政策展開の分析に際しては、まず、前項（第2項）で得た政策関連情報を、旧開田村を取り巻く社会的背景・課題の流れ、旧開田村で策定された政策全般の流れ、政治（政策アクターの活動）の流れの3つの要素に時系列的に分類し、その上で、政策の問題設定、政策立案・決定、政策実施及び政策展開に関する要素間の因果関係を線分で結び、これらの関係の全体像を「政策群構造分析図」として図4-1に整理した。

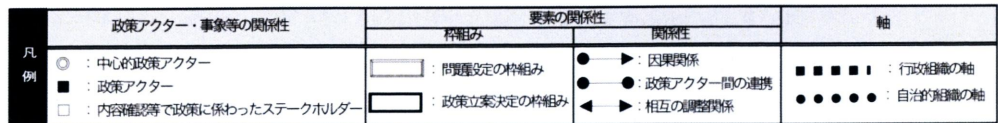
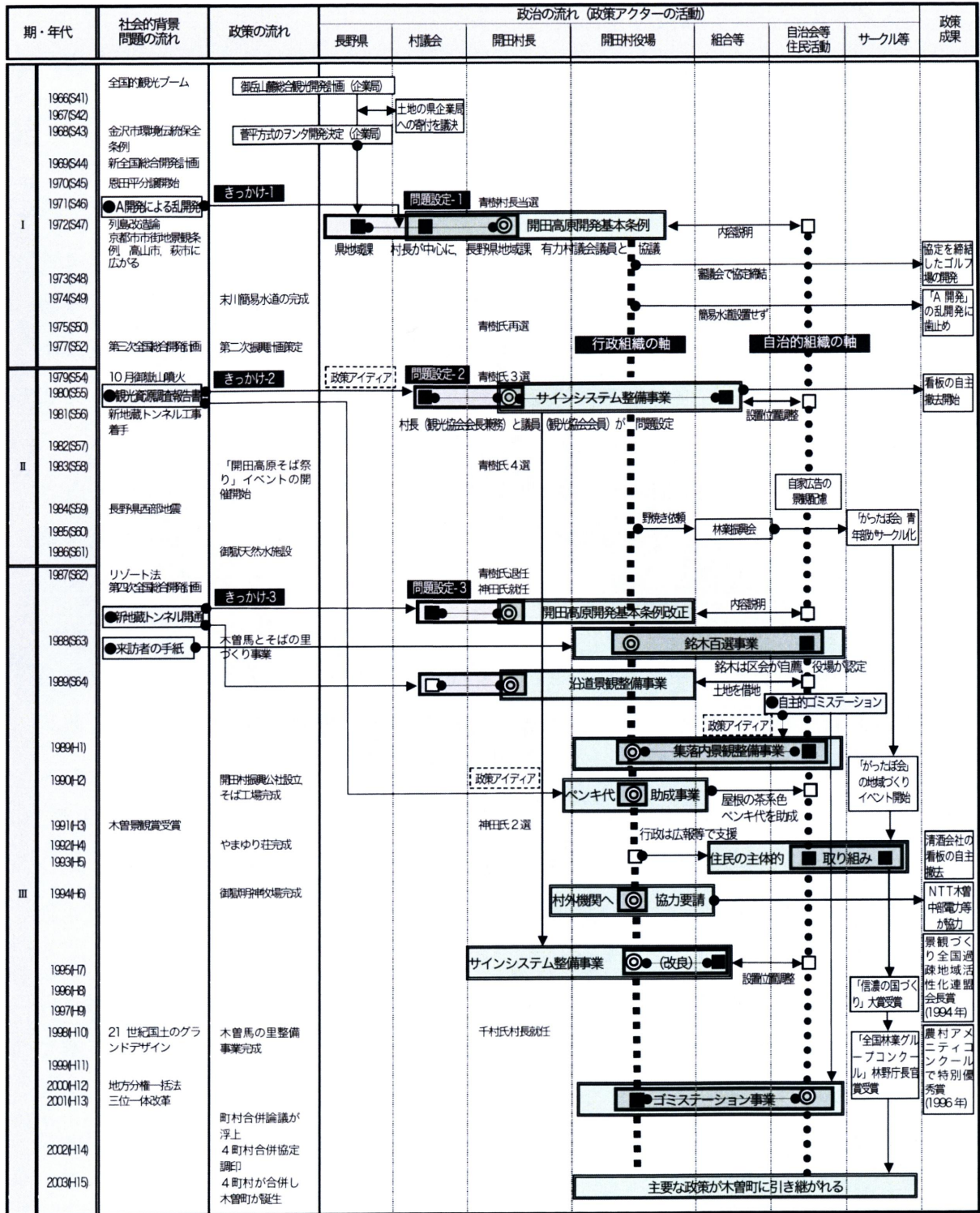


図 4-1 政策群構造分析図

(2) 「きっかけ」と問題設定の構造

第Ⅰ期では、A 開発による乱開発を「きっかけ」（図 4-1 の「きっかけ-1」）に、青樹村長の個人的な親交関係を基盤に、主要な村議会議員や県の地域課、村行政職員の間で議論が行われ、「乱開発の防止」という目的のもと問題設定が行われた（問題設定-1）。

第Ⅱ期では、専門家が策定した「報告書」により屋外広告物による景観阻害が明確に意識化された（きっかけ-2）。これを「きっかけ」に、青樹村長が旅館オーナー（村議会議員、観光協会役員を兼務）である友人や行政職員と議論を重ね、行政と観光協会が共同で景観を阻害する屋外広告物を撤去する、との問題設定が行われた（問題設定-2）。

第Ⅲ期では、新地蔵トンネル開通が多くの政策の問題設定の「きっかけ」（きっかけ-3）となった。青樹村長に代わり新たに就任した神田村長と主要な議員は、トンネル開通により来訪者が増加して観光産業・地場産業の活性化が図られると同時に乱開発が進行するのでは、という共通認識を持っていた。そこで、村内全域の自然環境・景観の保全という問題が設定され（問題設定-3）、村議会での審議を経て「基本条例」を改正し、村内全域を規制対象にするという政策立案・決定につながった。

同様に、沿道景観整備事業はトンネル開通を、ペンキ代助成事業は「報告書」を、村外機関への要請は行政職員が他の地域で見た先進事例をそれぞれ「きっかけ」としていた。これらの政策はいずれも、行政（神田村長、行政職員）、議員、また準公的組織（観光協会）が「きっかけ」を問題設定に結びつけた。

他方で、銘木百選事業は、来訪者の手紙を「きっかけ」として、行政担当者と自治組織である区長会の間で問題設定が共有された。集落内景観整備事業では、「きっかけ」そのものが、区会の自治的活動であるゴミステーションの改善から生じている。住民の自主的取り組みでは、住民個人や婦人会が自ら問題設定を行っている。

以上に整理した問題設定では、当初は、社会的背景・問題と政策の流れから「きっかけ（争点）」が生まれた。そこに地域の課題と次のビジョンへの展開の間の「齟齬」が潜在している点を見抜いた政策アクターが、その矛盾を問題設定に結びつけるという基本的な動きが図 4-1 の横軸方向に成立している。

ここで「きっかけ」と政策アクターの関係をより詳細に観察すると、第 I、II 期に見られる「きっかけ」は、観光開発に便乗した乱開発や観光産業が定着していく段階での野立て広告物の乱立、新地蔵トンネル開通による乱開発への危惧等、地域開発がその発現の要因であった。

村行政はこの時期、全国規模での地域開発推進、産業構造変化等を社会的背景として 1960 年代後半から顕著となった一次産業衰退、人口流出等の課題に直面していた。また、長野県の開発事業、国道 361 号整備事業と連動しながら、観光産業や自然資源を活用した産業への構造転換を図ろうとしていた。その転換点に便乗するかのように外部企業が、従来から地域で自律的に保持されてきた土地利用の枠組みを越える開発を行った。つまり、当初の「きっかけ」は、開発政策の流れと従来の地域的枠組みの齟齬の象徴的な発現であった。だからこそ、村長や行政職員がいち早く問題設定を行ったと解釈できる。

他方、第 III 期では、専門家や外部意見、先行政策や自治的活動を「きっかけ」とした問題設定による政策が現れる。そして、政策アクターに自治組織（区会）やサークル等が加わり図 4-1 の中で、問題設定の位置が上方左側から下方右側へと変遷していく。この動きについては、後述(4) でさらに分析を加える。

(3) 問題設定を政策立案・決定に進展させる諸要因

設定された問題を、政策立案・決定過程へと進展させた要因としては、第一に中心的政策アクター（図 4-1 に「◎」で示したアクター）の存在が挙げられる。

青樹村長は、「基本条例」の立案において村議会議員と問題設定への下地を作り、自主条例の実現性を長野県地域課に確認した。そして、「基本条例」が日常生活への影響を与えないことを議会で確約し、政策決定を主導した。また、サインシステム整備事業では、観光協会会長として看板撤去委員会を自ら運営した。一方、神田村長は、第 III 期の政策全般で、行政トップの立場から政策立案・決定に向けて実務担当者を後押しした。行政トップの後押しを受けて、産業振興課の初代課長である E 氏は、銘木百選事業、集落内景観整備事業、ペンキ代助成事業の「きっかけ」を的確に問題設定に持ち込み、政策立案の際の政策アイデアを提供した。また、同課の後輩である大目氏が、サインシステム整備

事業（改良）立案時のコンサルタント導入を主導し、自身でも村外機関への協力要請、啓蒙・広報活動等を行った。

新規的政策の立案には、参考情報が不可欠となる。旧開田村では、外部専門家のアドバイス、村内先行事例の政策関連情報が参考とされていた（図 4-1 の「→印」を参照）。

前者の例としては、「基本条例」の規制内容に関する長野県地域課や法務局のアドバイス、サインシステム整備事業、ペンキ代助成事業における観光資源保護財団の「報告書」による提案、サインシステム整備事業（改良）における外部コンサルタントによる提案が挙げられる。後者の例としては、水生植物園の整備で得た借地という手法を沿道景観整備事業に応用した例や、区会による自主的なゴミステーション改善の事例を参考に、補助金を区会が自主運用する集落内景観整備事業の制度的枠組みが生み出された例が挙げられる。

景観を巡る政策は、関係者に規制や活動負担をもたらすため、しばしば抵抗勢力が発生する。しかし、旧開田村では、日常生活に悪影響を及ぼす内容がないことを村長が明言して抑制効果を得た。さらに、銘木百選事業や集落内景観整備事業では、規制や活動負担を受ける関係者自身に政策内容を委ねる手法を採ったり、僅かであっても経済的メリットが生じる補助金や借地料等を活用して賛同を得た。村長や議員を選出する権利を有する村民が政策全般に賛同しているため、例えば「基本条例」の議会議決において、村外開発業者が影響力を及ぼす機会を封じ込めたことも、政策決定の重要な要因となった。

以上に見た要因を先行研究の知見（第 2 章 2 節 1 項(1)）と比較すると、複数事例で、開発と土地利用の枠組みに生じた「齟齬（争点）」により問題が設定され²¹⁾、それが専門家の助言や前述の政策アイデアにより政策立案・決定、政策実施へと進み²²⁾、その後「齟齬（争点）」の変遷や行政と住民自治組織の協働により政策が展開する²³⁾という共通項が見られた。全国の景観条例の制定過程を調査した伊藤修一郎(2006)では、景観破壊と紛争に起因する条例を「紛争対応型」と分類している。上記の共通項は、この型の特性と推測される²⁴⁾。

(4) 政策実施による蓄積が政策展開を支える構造

政策実施による蓄積は、第一に、村役場を中心に図 4-1 の縦軸方向（通時的

方向)に生じていく。第Ⅰ期では、「基本条例」という制度及び審議会という組織が出来上がり、民間企業(ゴルフ場開発)と開発基本協定を締結することにより政策運営のノウハウが蓄積されていった。この蓄積が、第Ⅱ期のサインシステム整備事業では、観光協会との問題設定、政策立案・決定を容易にした。

第Ⅲ期に、行政内に産業振興課が設立され、同課が「木曾馬とそばの里づくり事業」等の地域振興政策と景観を巡る政策を担当すると、銘木百選事業、沿道景観整備事業、集落内景観整備事業、ペンキ代助成事業等、観光来訪者と住民の自治的活動の双方を見据えた政策が立案され、行政に中心的政策アクターとなる人的資源が育成されていった。

村役場に対して、住民の自治的組織による蓄積が図4-1のもう一つの縦軸となった。第Ⅰ・Ⅱ期では、区長会を通じた政策内容の確認作業や自家広告物への景観配慮等によって、景観保全の意識が区長会や区会に蓄積された。区長会は、村長や行政職員との調整の場として、各区会は実践的な活動の場として、蓄積された情報や経験を活用した。

第Ⅲ期の、来訪者の手紙を「きっかけ」とした銘木百選事業では、行政と区長会の協議を経て、銘木の選定方法と管理方法が区会側に委ねられた。ここで、政策立案のアクターの一端に住民自治組織(区会)が加わり、その後、区会が主体となったゴミステーション改善等の景観を巡る自主的な動きが生じた。「がったぼ会」の地域づくり活動の「木曾景観賞」(木曾広域行政事務組合による)受賞も、住民側の動きを刺激した。

前述(3)で示した通り、こうした区会活動や先行政策が情報源となって、行政組織の軸と住民の自治的組織の軸との間で政策関連情報が合流し、問題設定、政策立案に結びつく動きが生まれた。この動きが、前述(2)で示した、問題設定が図4-1の左側上方から右側下方に展開する構造であった。

(5) 政策過程・政策展開の構造分析のまとめ

前述(2)の分析からは、特定の社会的状況下で、政策ごとに「きっかけ」が発現し、村長等の中心的政策アクターが、「きっかけ」の中に潜む開発政策と地域的枠組みの「齟齬」を明確に認識し、問題設定、政策立案・決定に進展させる共時的²⁵⁾な動き(図4-1の横軸方向)が示された。一方、前述(4)からは、

政策実施により開田村役場、住民自治的組織の二つの軸に制度・組織、人的資源、参考情報等が蓄積される通時的な動き（図 4-1 の縦軸方向）が示された。

その上で、この二つの動きが、前述(3) で示した政策進展の要因である中心的政策アクター、専門家意見、政策アイデア等を通じて交差し、総合化された結果、行政と住民の自治的組織との協働が生まれ、新たな幅広い問題設定や政策展開を行う枠組みが構築された。

以上が、政策アクター（治者側）の動向から見た旧開田村の景観を巡る政策過程・政策展開の構造であった。

4-3. 旧開田村の景観を巡る政策の地域社会への影響の構造の分析

4-3-1. 景観を巡る政策による影響構造の分析手法

本節では、前節と同じ政策群を対象に被治者側の動向に焦点を合わせ、地域における社会的活動及び景観特性（基本形成単位）の変化の分析を通じて政策の影響の構造を把握する。

当該分析には、第 3 章(3)による検討結果から得た知見である「基本形成単位」「評価のシステム」「境界領域のシステム」を援用し、以下の手順・手法を用いている。

まず、社会的活動の変化の分析では、旧開田村の主な社会活動を、第 3 章(2)における分類を基本として、1)個人・事業者、2)サークル等団体、3)地縁的共同体、4)住民自治組織、5)公的・準公的組織、6)外部企業等、7)来訪者、の 7 つに分類した（表 4-3）²⁶⁾。その上で、景観に関する社会的活動の類型が政策の実施前後でどう変化したかを把握する。

次に、景観特性の変化の分析では、先行研究で得た 7 つの「基本形成単位」の中から、政策と関係する、i)集落内生活景観、ii)一次産業景観、iii)行政管理の景観、iv)境界領域の景観、v)制度関連による景観、vi)外部管理による景観、の 6 つ（以下、それぞれ i)集落内、ii)一次産業、iii)行政管理、iv)境界領域、v)制度関連、vi)外部管理、と略す）を抽出し（表 4-4）、政策前後の基本形成単位の変化を把握した。

表 4-3 旧開田村の景観に関する主なアクターとその活動

活動の枠組みの分類		内容
1)	個人・事業者	村内の個人、企業等による活動
2)	サークル等団体	「がったぼ会」や老人会、その他、住民によるサークル的な活動
3)	地縁的共同体	家族
	家族	家族、身近な親族による活動
4)	住民自治組織	結い、共同作業等
		農業、林業、冠婚葬祭、その他の活動の中での相互扶助活動
5)	公的・準公的組織	五人組
		自治的組織としての五人組による活動
6)	外部企業等	区会
		自治的組織としての区会・区長会活動
7)	来訪者	村行政
		旧開田村行政による活動
8)	外部企業等	組合等
		観光協会、森林組合等の準公的組織
9)	外部企業等	村外に本社を置きながら旧開田村の空間構成要素の管理所有等に関わりを持つ開発業者、広告物掲載者、電力会社、NTT等
10)	来訪者	観光客を中心とする村外からの来訪者

表 4-4 旧開田村の景観の基本形成単位

	基本形成単位	景観の構成要素	関連する社会的活動
i)	集落内生活景観	家、庭、垣根、私道、花壇、のり面、墓等の景観要素により、集落単位のまとまりとして形成されている景観。	主に、地縁的共同体、住民自治組織（五人組）、サークル（老人会）等によって所有・管理されている。
ii)	一次産業景観	水田、畑、森林、用水路、畦道、防獣柵、河岸段丘面等の景観要素により、集落をとりまく一次産業に関わる土地利用のまとまりとして形成されている景観。	主に地縁的共同体、住民自治組織（区会・五人組）、準公的組織（森林組合等）によって所有・管理されている。
iii)	行政管理の景観	河川、河川護岸、道路等の行政所管の景観要素により形成されている景観。	国、県、村等の行政によって管理されている。
iv)	境界領域の景観	地形境界や、道路・河川と周辺地（敷地、水田・畑、森林等）の間に一体的に形成されている景観。	所有者は、公的組織（自治体が主体）、地縁的共同体等に分かれているが、管理は公的・準公的組織（村行政、森林組合等）、住民自治組織（区会）等により一体的に行われている。
v)	制度関連による景観	補助金、「基本条例」の規制事項を通じて、国、県、村行政が制度的に関連している景観。 i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、iv) 境界領域の景観、の一部と重複している。	
vi)	外部管理による景観	電柱、電話線・電話ボックス、屋外広告物等	所有・管理活動を村外の事業主が行っている

以上の分析結果に基づき、政策ごとに生じた社会的活動及び基本形成単位の変化を「変化傾向分析図」(図 4-2)に整理し、その方向性(傾向)を把握する。その上で、この方向性を、開田村を取り巻く社会状況の変化、「評価のシステム」と「境界領域のシステム」の生成・発現との関係から時系列的に読み解き、政策実施による影響の構造を明らかにする。

4-3-2. 各期(第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期)における変化の整理

(1) 第Ⅰ期における変化の整理

第Ⅰ期では、「基本条例」が実施(運用)された。この運用に伴い、社会的活動では、6)外部企業等、による無秩序な開発活動が抑制される変化が生じた。このとき、5)公的・準公的組織(行政：以下、かっこ内には政策実施を通じて変化が生じた活動の担い手を記載する)に「基本条例」の運用の活動が加わった。この点を基本形成単位からみると、v)制度関連、が新たに加わり、vi)外部管理、の中で基準を満たさない、いわゆる乱開発等が抑制される変化が生じた。

(2) 第Ⅱ期における変化の整理

第Ⅱ期では、サインシステム整備事業の実施に伴い、野立て広告物が撤去され、案内サインが設置された。最も大きな社会的活動の変化は、野立て広告物の撤去活動を通じた6)外部企業等、1)個人・事業者、による無秩序な広告活動の抑制であった。案内サインはその検討・設置において、5)公的・準公的組織(行政、観光協会)、4)住民自治組織(区長会・区会)の活動を活性化し、7)来訪者、に対する案内機能を充実させた。このとき、基本形成単位では、vi)外部管理、の野立て広告物が取り除かれ、新たに案内サインが設置された沿道空間は、iv)境界領域、としての特性を帯びる変化が生じた。

(3) 第Ⅲ期における変化の整理

第Ⅲ期の政策の端緒となる「基本条例」の改正内容は、農業振興地域を指定地域に加えたことである。このことが社会的活動、基本形成単位に与えた変化は、第Ⅰ期の「基本条例」の制定時と同様であった。

銘木百選事業では、従来、2)地縁的共同体(家族)により管理されていた樹

木に対して、5)公的・準公的組織（行政）、4)住民自治組織（区会）との関係が発生した。加えて来訪者が銘木を観賞することにより、7)来訪者、の観光活動を誘発した²⁷⁾。基本形成単位の変化では、i)集落内、ii)一次産業、の構成要素である樹木に対してv)制度関連、の要素が加わった。仮に観光、観賞という行為を社会的活動と捉えるならば、所有者と異なる主体の活動が加わったことにより、そこには、iv)境界領域、に類する特性が付加されたと捉えられる。

沿道景観整備事業における社会的活動の変化は、地主・林業事業者である1)個人・事業者、が所有・管理していた土地に対して、5)公的・準公的組織（行政）の借地権が生じたことである。加えて、2)サークル等団体、による下草刈り等の活動や、7)来訪者、による写真撮影等の観光活動が生じた。これを基本形成単位で見れば、ii)一次産業、から iv)境界領域、へと変化し、v)制度関連、が新たに加わった。

集落内景観整備事業では、以前は3)地縁的共同体（家族・結い）の活動であった野焼きや草刈り等の活動に加えて、廃屋撤去や花壇整備等の活動を、4)住民自治組織（区会・五人組）が定期的実施するという主体の変化が生じた。加えて、補助金により、5)公的・準公的組織（行政）との関係が生じた。このとき、基本形成単位は、i)集落内、ii)一次産業、iii)行政管理、の中の政策対象箇所が iv)境界領域、に変化し、同時に v)制度関連、が加わったと捉えられる。

ペンキ代助成事業では従来、1)個人・事業者、3)地縁的共同体（家族）が行っていた屋根のペンキ塗りに、5)公的・準公的組織（開田村行政）による補助金制度が付加される変化が生じた。その結果、景観の魅力が向上し、7)来訪者、に好影響を与えたと推察される。このとき、基本形成単位では、i)集落内、に対してv)制度関連、が発生した。また、来訪者の視点（観光活動）が意識されることにより、i)集落内、でありながら iv)境界領域、に類する特性が加わった。

住民の主体的取り組み（資材置き場の目隠し植栽、花壇整備、伝統的建物形式による野菜売り場づくり等）では、2)サークル等団体（老人会等）の活動が活性化した。この活動を5)公的・準公的組織（行政）による広報が支え、その結果、景観の魅力が向上し、7)来訪者、の観光活動が活性化したと推量される。基本形成単位では、これらの活動の多くは、iii)行政管理、の道路に面した i)集落内、で生じる特性を有しており、そこに iv)境界領域、の創出が促されていた。

村外機関への協力要請では、従来の 6)外部企業、の専有的な活動に 5)公的・準公的組織（行政）からの要請が加わった。その結果、7)来訪者、の観光活動が活性化した。このとき、基本形成単位は、vi)外部管理、が iv)境界領域、に変化したと捉えられる。

サインシステム整備事業（改良）では、第 II 期のサインシステム事業と同様の変化が生じた。ゴミステーション事業では、4)住民自治組織（区会・五人組）の活動が活発化し、また来訪者の視点が意識されていることから、7)来訪者、の観光活動に影響を与えたと推量される。基本形成単位では、i)集落内、の質的向上に寄与したほか、来訪者（観光客）の視点への配慮から、iv)境界領域、に類する特性が加わったと捉えることができる。

4-3-3. 景観を巡る政策による影響構造の分析

(1) 政策実施による変化傾向分析図の作成

前項（第 3 節 2 項）で把握した各政策の実施による社会的活動及び基本形成単位の変化を「変化傾向分析図」に整理し、政策群全体の変化の方向性（傾向）を把握した（図 4-2）。

具体的には、図の縦軸には各政策、図の横軸には社会的活動の枠組みの変化と基本形成単位の変化をとり、各政策の実施前後で、政策対象景観に関わる活動主体や補助的活動、連携・協働的な活動、間接的な影響、行政の補助的活動、及び基本形成単位の構成がどのように変化するかを比較し、政策群全体として見られる変化の傾向を把握している。

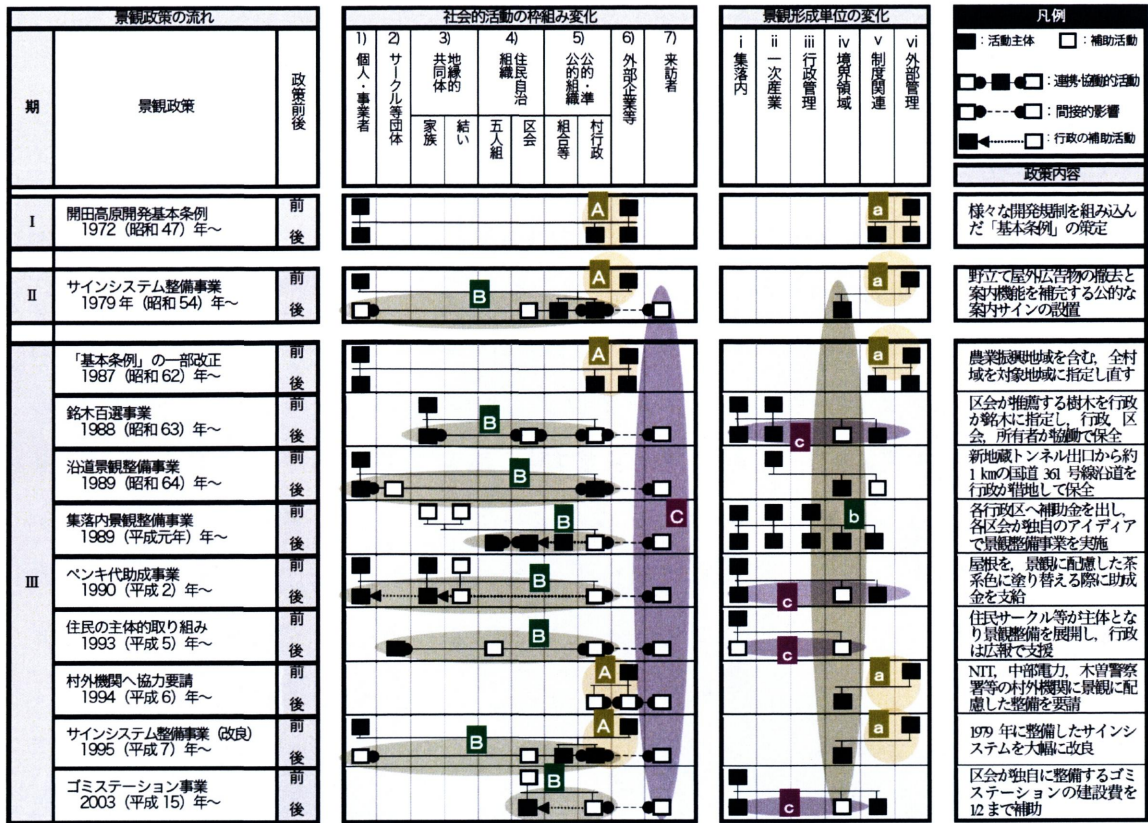


図 4-2 変化傾向分析図

(2) 社会的活動、基本形成単位の変化の方向性

図 4-2 から、社会的活動の変化には大きく三つの方向性が見て取れる。第一の方向性は、地域的な土地利用の枠組みを越える外部企業等の活動の抑制・排除であり、「基本条例」による乱開発抑制、サインシステム事業による野立て広告物撤去がこれに当たる（図 4-2 の **A**）。

第二の方向性は、住民自治組織、観光協会等の準公的組織、新たなサークル等団体と行政との連携・協働の推進である。サインシステム事業における看板統一委員会の設置、区会との情報連携、銘木百選事業での区会との協働、沿道景観整備事業での地主との連携、集落内景観整備事業での区会との協働、ペンキ代助成事業での個人への補助金交付、住民の主体的取り組みへの広報による支援、サインシステム事業（改良）での連携・協働、ゴミステーション事業における区会への補助金交付等がこれに当たる（図 4-2 の **B**）。

第三の方向性には、来訪者の観光活動等への配慮が挙げられる。その結果、

観光活動の増加・活発化が誘発されたと推量される。サインシステム整備事業（改良含む）、銘木百選事業、沿道景観整備事業、集落内景観整備事業、ペンキ代助成事業、住民の主体的取り組み、ゴミステーション事業がこれに相当する（図 4-2 の c）。

基本形成単位の変化にも三つの方向性が見られる。

第一の方向性は、vi)外部管理、の抑制の動きである。「基本条例」、サインシステム事業を通じてこの動きが生じている（図 4-2 の a）。第二の方向性は、i)集落内、iii)行政管理、等の基本形成単位が、iv)境界領域、に変化する動きである。サインシステム整備事業（改良を含む）、沿道景観整備事業、集落内景観整備事業、住民の主体的取り組みにこの変化が生じている（図 4-2 の b）。

第三の方向性として、基本形成単位としては i)集落内、ii)一次産業、iii)行政管理、であることを維持しつつも、そこに来訪者の観光活動等が加わり社会的活動が重層化することで、iv)境界領域、に類する特性が付加される動きが挙げられる。銘木百選事業、ペンキ代助成事業、ゴミステーション事業がこれに該当する（図 4-2 の c）。

(3) 景観を巡る政策実施による影響構造

前述(2)で見た変化の方向性は、旧開田村を取り巻く社会状況の中でどのような影響を地域に与えたのだろうか。

時系列的に捉えると、1960年代後半は、旧開田村にとって、一次産業から観光開発への転換、自然資源を活用した産業への転換を模索する時期に重なっていた。この時期、旧開田村の自然景観の美しさは木曾地域では広く知られ、住民も一定の自負を持っていたものの、その社会的価値はまだ確立・共有されていなかった²⁸⁾。そこに、「基本条例」、「サインシステム整備事業」という政策を通じて、地域的な土地利用の枠組みを越える外部企業等の活動を抑制・排除するという社会的活動変化の第一の方向性が生じた。これにより、地域景観の価値とそれを維持してきた潜在的な地域的ルールが、行政、観光協会、住民等による政策の実践という目に見える活動を通じて顕在化し、確立されていった。

続く 1970 年代以降の産業構造の本格的な転換期に、観光協会等の準公的組織、住民自治組織、新たなサークル等団体と行政との連携・協働の動きを促進

する、社会的活動変化の第二の方向性が生じた。それまで、地域における自主的活動の多くは地縁的共同体が、結い、普請、その他の共同作業によってまかなっており、他方で住民自治的組織（区会・五人組）は、戦前からの行政の末端組織的な活動を継承し税金や寄付金の徴収等の補助等を行っていた。そうした中で、区会が自ら銘木を選出する銘木百選事業や、事業内容を自由に発想し決定・実施する集落内景観整備事業等による行政との連携作業を通じ、住民自治組織（区会・五人組）の主体的な活動能力が形成されていった。これらと平行、或いは連動し、地域住民のサークル等の動きも活発化し、主体的に地域づくり活動を行い始めた。

さらに、実施された政策の多くは図 4-2 の **B** が概ね **C** と連動している点から明らかなように、地域内の連携・協働とともに、来訪者へと連動する観光活動等への配慮を間接的に含んでいた。これが第三の変化の方向性であった。これらの政策は、来訪者に対して単に開田村の目に見える景観の魅力を伝えただけでなく、景観を保全する社会的活動自体への理解も高めた。その結果、観光地としての好感に深みが加わり、最終的に I ターン者の増加に寄与した。

例えば、開田村役場(2004b)によれば、旧開田村の景観に関する取り組みを肯定的に報道した記事（主に長野日報、信濃毎日、中日新聞、読売新聞等）総数が、1990(平成 2)年 3 月から 2004(平成 16)年 3 月までに 102 本にのぼっており、旧開田村の景観への取り組みは、好感を持って受け入れられていたことがわかる。また、I ターン者である G 氏は、沿道景観整備事業（1989(平成元)年～）により守られた白樺の自然林を見て開田への転居を決めている²⁹⁾。

次に、見る側に「体感的記憶や過去との比較を伴った評価」を誘発する「評価のシステム」と、iv)境界領域、に独自に生じる「異質な領域間で、その所有・管理主体を巻き込み拡大融合・拮抗」しながら活動を活性化させる「境界領域のシステム」の生成・発現に関する筆者の先行研究の知見を踏まえ、基本形成単位の変化の影響を、社会的背景や政策展開の動きとともに読み解く。

旧開田村ではその政策形成以前から、一次産業（特に林業、木曾馬の飼育等）を対象とした活発な活動を通じて、i)集落内、ii)一次産業、等の基本形成単位に「評価のシステム」が生成・蓄積されていたと推量される。そして、第 I・II 期に、外部企業の活動と地域的ルールとの間に生じた齟齬を、行政等が景観へ

の影響という観点から評価し問題設定に導く過程を、この「評価のシステム」が後押しした。その結果、vi)外部管理、の抑制が合意形成される方向性が生じたと解釈できる。

この後、第 II 期のサインシステム整備事業の実施により、沿道空間が iv)境界領域、に変化した。第 III 期に入ると、この沿道空間の iv)境界領域、を巡って「境界領域のシステム」が発現し、行政、観光協会、個人・事業者、住民自治組織等の所有・管理主体を巻き込み拡大融合・拮抗しながら活動を活性化させる動きが生じる。

すなわち、沿道の白樺林（沿道景観整備事業）、雑草・灌木（集落内景観整備事業）、集落内の花壇（住民の主体的取り組み）、道路標識・電話ボックス（村外機関への協力要請）等の、iv)境界領域、の景観要素を対象に、カッコ内に示した政策が主体間の連携を通じて問題設定されていく。他方、iv)境界領域、に変化した沿道景観の観賞を通じて来訪者（観光客）が地域景観への関わりを持ちはじめ、やがて、銘木百選事業、ペンキ代助成事業等が問題設定され、i)集落内、ii)一次産業、の一部に、iv)境界領域、に類する特性が付加される。

そして、カッコ内に示した第 III 期の政策が実施された段階で、iv)境界領域、及び iv)境界領域、に類する特性を有する領域の範囲が格段に拡大し、その結果、その所有・運営主体である行政、住民自治組織、地縁的共同体、外部機関等の連携・協働が活性化し、来訪者（観光客等）の視点を取り込まれて社会的活動が重層化した。

この「境界領域のシステム」の働きと平行し、社会的活動変化を伴って保全・形成された景観とその保全・形成の活動自体が、「評価のシステム」により地域社会に認知され、地域的ルール of 再考を促す動きが展開した。

例えば、年間 1,000 人を越える住民が参加する活動に展開した集落内景観整備事業では、産業構造の変化の中で消えてしまった地縁的共同体による野焼き活動が、住民自治組織の活動として再開されたり、農業活動から見て阻害要因ともなりえる花木や野草を住民が積極的に保全する変化が生じている。ここには、景観という政策対象が媒体となり「評価のシステム」と「境界領域のシステム」が複合的に発現することにより、従来の地域的ルールとそれを支えてきた社会的活動や価値観が、新たな社会的背景を取り込みつつ刷新される動きが

見て取れる。

そして、以上に見た動きは、30年にも及ぶ地道な政策実践を通じて段階的に発現していったのである。

(4) 政策実施による影響構造の分析のまとめ

前述(3)の分析からは、政策形成以前に生成・蓄積された「評価のシステム」が潜在的な地域的ルールと社会的状況の齟齬に対する政策の問題設定を促す点、境界領域が拡大し、「境界領域のシステム」により社会的活動の内容・組織が拡大・刷新され、政策対象も拡大して政策展開が促される点、政策実施により形成された新たな景観と景観保全・形成の活動の双方に「評価のシステム」が働き、地域的ルールを再考する動きが促される点が示された。そして、以上の過程には、地域的ルールを顕在化させ新たな社会的背景を取り込みつつルールを刷新する働きがあることが示された。

つまり、政策実施により生ずる社会的活動変化が基本形成単位に一旦蓄積された後、時間的な差異（ズレ）を伴った「評価のシステム」「境界領域のシステム」の複合的な発現により再度、社会に影響を与える。その結果、社会的活動変化の影響自体を評価し、拡大融合・拮抗する構造が生じる。そして、この構造が、政策展開を促しつつ同時に政策形成基盤や地域的ルールを顕在化させる、あるいは形成・刷新するという、景観を巡る政策の影響の構造と捉えられる。

4-4. 基礎自治体の景観を巡る政策循環プロセスと自治の基盤の再構築に関する考察

4-4-1. 政策循環プロセスと自治の基盤の構築のステージ

(1) 政策循環プロセスと基盤構築の二つのステージ

政策循環プロセスは、一般に、社会的課題に対応して政策が立案され、その実施が社会に一定の影響を与え、影響が評価され次の政策が立案される循環を意味する。本節（第4節）では政策循環プロセスを、第2節で見た政策過程・政策展開が第3節で見た地域社会への影響を創出し、次の政策へと展開する動きの総体として捉えて考察を加える。

このように捉えた場合、旧開田村では、景観を巡る政策の循環プロセスを通じて自治の基盤の構築に関わる二つのステージ（段階）の形成が促されたことが明らかになる。

第一のステージは、「基本条例」やサインシステム整備事業を通じて、基礎自治体が独自に政策形成を行うための政策アクターの確立と地域的ルールの顕在化が促された過程として捉えられる。この動きは、村長をトップとした行政が先導し、乱開発との齟齬を「きっかけ」に、行政と村議会議員の相互理解、観光協会との連携を通じて政策アクターが確立した。また、政策実施により、日頃生活の中で明確には意識されずに守られてきた地域的ルールが条例化（明文化）され、さらに、開発抑制や野立て広告物の撤去という様々な地域社会の主体による活動・実践を通じてルールが顕在化していった。

つまり、第一のステージは、行政、議会が地域住民や他の社会的活動主体と合意形成を図って地域的ルールを自主条例により制度化し、地域の社会的活動主体が日常的な社会活動の中で制度を具現化するという、自治の最も基本的な基盤の確立過程、と位置づけられる。

次に、第二のステージは、第 III 期の諸政策により、住民の自治的組織等が政策アクターに加わる枠組みの再構築、及び様々な社会的状況変化の取り込みによる地域的ルールの刷新が促された過程として捉えられる。このステージも当初は村長、行政担当者が先導したが、その後、政策が次々に実施される中で制度・組織、人的資源、参考情報等が行政だけでなく住民自治組織にも蓄積され、やがて住民自治組織等も政策アクターに加わっていった。

地域的ルールの実践主体たる住民の自治的組織やサークル等が政策アクターに加わり、且つ専門家や来訪者の意見、先行政策や自治的活動からのアイデア等が活用されたことにより、従来からの地域的ルールの枠組みを越える政策形成が可能となり、形成された政策を実施することで地域的ルールが刷新された。

以上に見た第二のステージは、行政と住民の自治的組織等との連携・協働による政策形成基盤の多様化と、基礎自治体を取り巻く社会状況変化を取り込みつつ政策形成を通じて地域的ルールを刷新できる可能性の拡大、という住民と統治機構との関係性の再構築の過程、すなわち自治の基盤の再構築とローカ

ル・ガバナンスの質の向上の過程と位置づけられる。

(2) ステージ形成に関わる地域景観の役割再考

第一のステージが形成されるためには、乱開発と従来の潜在的な地域的ルールに生じた齟齬を政策の問題設定に結びつけ、政策立案時に、地域住民が条例による規制事項を受け入れる必要があった。こうした動きは、政策形成以前に地域景観に蓄積されていた「評価のシステム」により後押しされた。また、続く第二のステージにおいて、「境界領域のシステム」と「評価のシステム」が複合的に発現することによって政策範囲が拡大し、そこで形成された新たな景観が、それを支える社会的活動ごと評価され地域に定着していった。以上の経過は、すでに第3節の分析を通じて示している。

加えて、景観は、視覚を通じて共有されるという基本的特性を内在させている。社会的状況変化が景観に投影され可視化されることが、政策形成・政策展開につながる場面が各ステージで見られた。第一のステージでは開発と地域的ルールの齟齬が森林内の乱開発として可視化された。第二のステージでは、境界領域における異なる社会的活動（行政、観光協会、森林組合、住民自治組織、地縁的活動等）の拮抗・融合状況が、野立て広告物による景観阻害として可視化された。さらに、境界領域に類する特性が加わった景観では、来訪者の意思が、例えば銘木百選事業等を通じて可視化され評価された。

以上のように、地域景観は第一に、社会的活動の蓄積媒体として、時間的な差異を伴って「評価のシステム」や「境界領域のシステム」を発現（再社会化）させる特性、第二に、政策実施による影響を可視化し視覚という共有しやすい枠組みを提供する特性という、他の政策対象にない固有の特性を有している。そして、この二つの特性こそが、景観を巡る政策が自治の基盤の再構築を促す本質的な要因となったのである。

4-4-2. 基礎自治体の景観を巡る政策の可能性

(1) 運動論としての地域景観とガバナンス

一次産業の衰退、人口流出、コミュニティ弱体化等の地域衰退の課題に対して旧開田村の景観を巡る政策が果たした成果としては、コミュニティ活性化、

自然景観イメージの向上による観光産業の活性化、高原野菜・蕎麦等の付加価値商品化への移行、Iターン者の増加等の間に良循環が生まれ、根本的課題である人口減少に一定の歯止めがかかった点が挙げられる³⁰⁾。

以上の成果の過程とは、地域的ルールの顕在化、住民自治組織等と行政との連携・協働等を通じた政策形成主体の再構築、専門家や来訪者等の意見を踏まえた地域的ルールの刷新等、基礎自治体としての自治の基盤が再構築された過程でもあった点は、繰り返し示してきた。

今日の地域的課題と自治の再構築の関わりについて羽貝³¹⁾は、第一次分権改革の分析を手がかりとして、住民参画、住民と行政との協働の推進に、基礎自治体が直面している複合的な課題への対処を可能とする住民自治拡充と地方自治の自立性獲得を促す条件を見出している。その上で、住民参画、住民と行政との協働の推進が目指すローカル・ガバナンスの再構築とは、「治者と被治者の同一性」（いわゆる自己統治）という民主主義の政治原理を自治体運営の中に具体的に反映させる改革の実践という面で、ガバナンス論には運動論的な側面があることを指摘した。

旧開田村で把握された地域的課題と政策の成果との実体的な関係は、上述の整理が妥当であることを明らかにしている。第3節の政策アクター（治者側）の動きと、第4節の社会的活動主体（被治者側）及び地域景観特性への影響が政策循環プロセスを形成し、当初は被治者側に位置していた住民の自治的組織等が政策アクターの一翼を担うに至る過程は、自己統治が概念としてだけではなく、その作用が現実の中で実体的に再構築されていく過程であることを示している。

そこには、地域景観が媒体となり、その特性（基本形成単位）を変遷させながら、地域を巡る固有の諸条件を政策に取り込み、政策アクターの確立や地域的ルールの顕在化・刷新を促す、地域景観とガバナンスの運動論的な関係が示唆される。その諸条件として、問題設定のきっかけ、政策アクター間の関係、政策対象景観に関わる社会的活動やその主体、政策対象景観の基本形成単位に見られる質的特性、政策関連情報、外部からの意見、等が挙げられる。

(2) 概念モデルによる運動イメージと政策的可能性

前述(1)の考察を踏まえ、旧開田村の事例で得た知見をもとに、地域景観と自治の基盤やローカル・ガバナンスの再構築の動的な関係を概念的なモデルとして捉えようと試みた(図 4-3)。同図では、横軸に「評価のシステム」、縦軸に「境界領域のシステム」の働きを据え、図中左上から右下に向かい、地域景観の二つのシステムの生成・発現を通じて、景観を巡る政策が自治の基盤の充実を生み出していく運動イメージを概念的に表現している。

ここでは、地域景観の二つのシステムの生成・発現が複合し、本節第1項に示した二つのステージを形成していく過程を、同図の各軸上に示したコメントを踏まえ、左上方から右下方に向かって、以下に時系列的に読み解いていく。

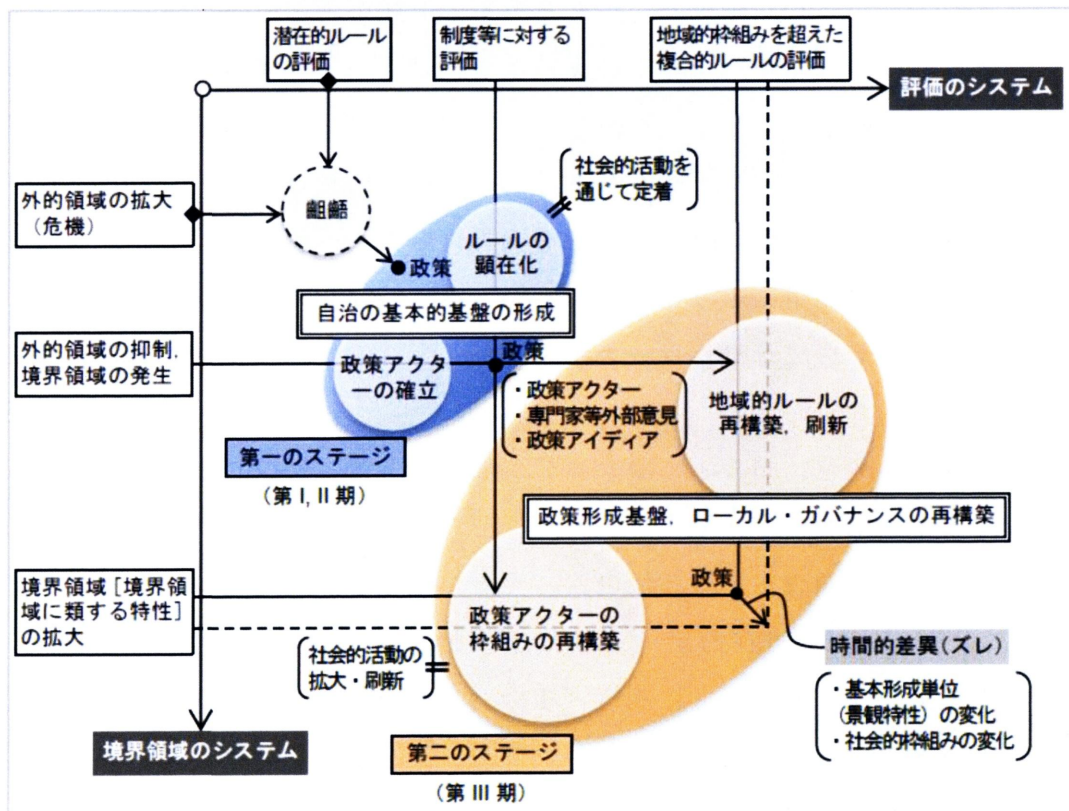


図 4-3 概念モデル図による運動イメージ

まず、政策形成以前に、縦軸である「境界領域のシステム」の「原点」（図4-3 左上の軸交差部）に近い箇所で、外的領域（外部管理の領域）が拡大する。この拡大が、横軸上では地域の潜在的ルールを評価する働きにより「齟齬」と評価され、その解消のための政策化が促される。これらの動きを自治の基盤の再構築の観点から見た場合、政策化は、地域が独自の政策を立案する際に必要な政策アクターの確立と潜在的ルールの顕在化を伴って生じ、結果として第一のステージ（自治の基本的な基盤）が形成されたと捉えられる。

次に、政策により制度化（顕在化）されたルールは社会的活動を伴った地域景観への「評価のシステム」を通じて地域社会に定着し、政策により発生した境界領域は、「境界領域のシステム」によって関係する社会的活動の主体を拡大融合・拮抗させる。こうした状況下で、第一のステージで確立された政策アクターによって外部の専門家意見や政策アイデアが吸い上げられ、次の政策が形成されていく。また、地域外の専門家の意見やアイデアが注入されることにより、地域的ルールの枠組みを超えた政策の形成が促されることになる。

さらに、形成された新たな政策の実施は、縦軸上で境界領域と境界領域的な特性を有する景観を拡大していく。その結果が、今度は、横軸上において地域的枠組みを超えた複合的ルールとして評価・確立され、地域的ルールの再構築、刷新が促される。この間、縦軸上では「境界領域のシステム」が発動し、行政以外のアクターが政策に組み込まれ、政策アクターの枠組みの再構築が促される。ここに、政策形成基盤、ローカル・ガバナンスの再構築に向かう第二のステージが形成されていく。

以上の理解のもと、図4-3の概念モデルによる運動イメージと政策過程分析結果（本章第3節3項(5)参照）を照合する。

まず、政策の問題設定が「評価のシステム」と「境界領域のシステム」の特定（外的領域の拡大と潜在的ルールによる評価）の交点に現れ、そこを起点に、政策実施を通じて図の右下方に制度・組織、人的資源、参考情報が通時的に蓄積される。そしてこの動きは、図の中央部分に見られる中心的政策アクター、専門家・外部意見や政策アイデアを媒介して展開したと解釈できる。

以上をまとめると、社会的活動の可視化された蓄積媒体としての地域景観を対象とし、「評価のシステム」と「境界領域のシステム」の時間的差異（ズレ）

を伴う発現（再社会化）を取り込みつつ展開していく、景観を巡る政策の可能性は、以下のように要約される。

景観を巡る政策は、個人や地域社会の活動主体が、視覚的に共有可能な地域景観を評価し、景観の構成要素とそこに関連する社会的活動（表 4-4 参照）及びその変化の意味を認識することから始まる。そして、各主体が政策を巡る社会的活動や評価を通じて互いに融合し、またあるときは拮抗し合う。景観を巡る政策とは、こうした過程を通じて、地域景観と自覚的な住民、自覚的な住民に基づいた自治の形成を繰り返し推し進めていく運動論的な政策である。

その上で、そこに繰り返される運動が、民主主義の政治原理である「治者と被治者の同一性」を、概念としてではなく実体として基礎自治体運営に反映させる過程を担うとき、様々な主体にとって真に魅力ある地域景観が形成されていくのである。この点に、我々は景観を巡る政策の本質的な可能性を見いだすことができるのではないだろうか。

4-5. 小括

本章の目的に対する分析・考察の成果は次の通りである。

まず、本章第 3 節では、旧開田村の景観を巡る政策群を対象とし、政策過程、政策展開の構造の抽出を目的とした分析を行った。

分析の結果、特定の社会的状況下に発現する「きっかけ」に潜む開発政策と従来からの地域的枠組みとの齟齬を認識した政策アクターが、これを問題設定、政策立案・決定に進展させる共時的な動きを抽出した。また、政策実施により、行政及び自治的組織の二つの軸に制度・組織、人的資源、参考情報等が蓄積される通時的な動きを抽出した。そして、以上の動きが、中心的政策アクター、専門家意見、政策アイデアを通じて交差した結果、行政と自治的組織等との協働が生まれ、新たな幅広い問題設定、政策展開を可能にしていく点を、政策過程・政策展開の構造として明らかにした。

次に、第 4 節では、第 3 節と同じ政策群を対象とし、政策実施による地域社会への影響の構造の抽出を目的とした分析を行った。

分析の結果、政策実施により対象景観に関わる社会的活動の主体や主体間の

関係、基本形成単位が変化し、その変化が「評価のシステム」「境界領域のシステム」の生成・発現により、時間的な差異（ズレ）を伴って影響し合う点を示した。

また、以上の影響の過程で、まず、地域的ルールへの評価が顕在化し、次に、景観の管理主体間の連携・協働の活性化が生じ、さらに、拡大した連携・協働主体が、外部の専門家、来訪者の意見を地域景観の評価に取り込むことによって地域の社会的活動や地域的ルールの評価を刷新していく点を、政策実施による影響の構造として明らかにした。

以上を踏まえ第5節では、第3、4節の成果を、政策循環プロセスという枠組みの中に統合・再構築し、景観を巡る政策と自治の基盤の再構築との関係の全体像と、その関係性が生成する原理の解明を行った。

結果として、旧開田村では、政策循環プロセスを通じ自治の基盤の再構築の二つのステージが段階的に形成される点が明らかになった。

具体的には、第一の段階として、自覚的な政策アクターが地域的ルールを制度化し、住民が日常的活動を通じてルールを定着させる、という自治の最も基本的な基盤が形成される第一のステージが生まれることを明らかにした。その後、第二の段階として、連携・協働の中で政策形成基盤が多様化し、社会状況変化を取り込み地域的ルールの刷新を図る能力を形成するという、ガバナンスの質の向上に向けた第二のステージが段階的に生まれる点を示した。

また、以上のステージ形成の動きは、時間的差異を伴って「評価のシステム」と「境界領域のシステム」の二つのシステムが複合的に発現（再社会化）する特性と、政策成果が視覚を通じて共有できるという地域景観に固有の特性に依拠している点を示した。

これらの分析を踏まえて、旧開田村の事例分析を通じて得た景観を巡る政策と自治の基盤の再構築との関係を、「評価のシステム」と「境界領域のシステム」を軸とした概念モデル図にプロットすることによりモデル化し、その運動イメージを抽出した。加えて、前述の二つのステージの形成過程を、図の縦横軸に表現された二つのシステムの発現から時系列的に読み解き、景観を巡る政策と自治の基盤形成の関係性の原理を解き明かした。

注

- 1) 自治体の「政策」を国の政策とは異なるニュアンスで捉える考え方は、例えば松下圭一(1991)や今井(2001)などに見られる。
- 2) ここでは、前掲 1)の自治体政策の枠組みを踏まえて政策アクターを定義している。自治体の公共政策アクターの枠組みを幅広く捉える枠組みを明確に指摘している例として、例えば、今井(2001)における p.4 の記載が上げられる。
- 3) 本研究で地域景観と地域的ルールとの関係を考察するに当たっては、景観紛争を巡る判例等を分析し地域的ルールとの関係を法律的に考察している吉村(2007)、簗輪(2008)、吉田(2005)、等を参考としている。
- 4) 一般に政策循環とは、政策過程(政策プロセス)の循環を意味する。他方、この考え方は、目的意識が明確で合理的に計算できる限られた政策決定者の決定としての政策過程を捉えているため、流動的な参加や試行錯誤がある現実を見誤っているとの批判がある。ここでは、政策循環プロセスという用語を用いて、基礎自治体政策の特性である公共セクター以外の政策アクターの働きや、政策実施による社会的影響も取り込んだダイナミックな動きの総体を表現している。
- 5) 本研究では政策実施が社会的活動諸相や基本形成単位に直接的に影響を与えている政策を対象とした。取り上げた政策は、開田村役場(2004a)にも記載があり旧開田村の景観を巡る代表的な政策群と捉えられる。なお、旧開田村では、これらの政策以外にも地域づくりや景観に関わる講演会等のソフト的な施策を実施している(大目(2005)参照)。
- 6) 当該文献で縣は、政策改善に資する政策情報の体系として、①どのような内容の政策が決定実施されるのか、②特定の政策がどのような過程を経て実施決定されるのか、という政策内容と政策過程の区分と、その双方に対する③規範的分析(目的志向的に将来の政策に関して規範的・処方的に行う分析、すなわち政策のための分析(analysis for policy))と、④記述的分析(過去の政策に関する記述・説明的分析、すなわち政策に関する分析(analysis of policy))のマトリックス的を想定している。その上で、体系化へのアプローチは最終的に、政策のための情報(information for policy)と政策に関する情報

(information of policy)との論理的融合を意味し、政策当事者と政策観察者が一つの政策情報の分析的シェーマを共有することに資する可能性があることを指摘している。

- 7) 本分析では当該モデルの厳密な適用を目指すものではなく、問題、政策、政治のそれぞれの流れが独立して存在し、特定の問題と政治上の事件・変化等が契機となり、そこに政策アイデアによる政策案の準備が出来ているとき政策化が促される、という基本的枠組みに着目している（「政策の窓モデル」は、国レベルでの政策を分析対象としているのに対し、本分析の対象事例は基礎自治体の小規模施策である。また、本分析は、政策群として多数の施策の問題設定、政策立案・決定の構造と、それらの政策が次の政策を生み出していく政策展開の構造の抽出を目的としており、分析の目的自体を異にしている）。その上で、本分析では、問題、政策、政治に関わる諸要因に関して、総覧的、政策段階別に整理した政策関連情報の中から「政策の窓モデル」が示す中央政府レベルでの要因を参考としつつ、各々の関連を明確に示すことができる情報を抽出・整理した。また、各流れの合流（coupling）に関しては、各政策の問題設定、政策立案・決定に影響を与えたそれぞれの流れの政策関連情報（例えば、問題の流れとしての乱開発、政策の流れとしての専門家や住民による政策アイデアの提示、政治の流れとしての村長選挙、政策アクター間の連携等）の因果関係を図上で整理し、その構造を分析した。また、政策実施の過程から新たな政策アイデアが発生し、次の政治の流れ（政策アクターの拡大、グループ形成等）を形成する過程も因果関係で結ぶことで、政策展開の構造の分析を行っている。
- 8) 青樹氏、F氏へのヒアリングによる（付録参照）。
- 9) 青樹操村長（在職：1971(昭和46)～1987(昭和62)年）は簡易水道整備、村内道路等の基本的インフラ整備の充実、国道361号の道路改良（新地蔵トンネル整備を含む）の陳情等を行い、林業から観光や自然を活かした地場産業への基幹産業の転換を図った村長である。指導力の基盤は、開田村助役時代から培った豊富な人間関係と村行政の現状への理解、住民からの信頼にあった（大目氏、F氏へのヒアリング（付録参照）、及び青樹(1987)参照）。
- 10) 青樹氏、F氏へのヒアリングによる（付録参照）。

- 11) 小林重敬ら(1999)は、わが国の「街づくり条例」の系譜は、「環境系」、「景観系」、「土地利用調整系」、「地区まちづくり系」に分類でき、このうち、土地利用調整系の条例では、1974 昭和(49)年の「国土利用計画法」の制定と前後して、1970 年～80 年代にかけて、地方の小規模な基礎自治体で「開発規制条例」などが制定され、土地利用調整の仕組みが工夫されたことを指摘している。開田村の「基本条例」もこの系譜に入るものと考えられる。例えば長野県においてもほぼ同時期に、望月町開発基本条例（1972(昭和 47)年）、立科町開発基本条例（1973(昭和 48)年）、臼田町開発基本条例（1973(昭和 48)年）等の事例が見られる。しかしその一方で、開田村の「基本条例」は、自然景観の保全を目的として明確に示しており、景観保全を対象とした条例としての位置づけを有している。その場合、当該条例が制定された 1972(昭和 47)年時点で、景観を対象とし基礎自治体内全域(この時点で、旧開田村では、農業振興地域に対する規制内容が定まっておらず、規制の重複を避ける意味で農業振興地域のみ除外しているが、主旨は全域規制にあった)に罰則を伴う規制を設けた事例はごく限られる。伊藤(2006)によれば、基礎自治体で本条例以前に制定された罰則を伴う自主条例（景観関連）としては、例えば、辰口町（現・石川県能美市）の自然景観等保護条例（1971(昭和 46)年）がある。しかし、景観等に関する規制を基礎自治体全域に設けた例は、それ以前には存在しないようである。
- 12) 青樹氏、D 氏、F 氏へのヒアリングによる（付録参照）。
- 13) 開田村役場(1982)における 1973(昭和 48)年 8 月の「広報かいだ」を参照。
- 14) 財団法人観光資源保護財団(1979)。
- 15) 青樹氏、F 氏へのヒアリングによる（付録参照）。
- 16) 大目氏、A 氏、D 氏へのヒアリングによる（付録参照）。
- 17) 神田正知村長（在職 1987(昭和 62)～1998(平成 10)年）は、新地蔵トンネル開通により基本的インフラ整備が概ね終了し、産業的な振興がますます重要度を増す時期に就任した。産業振興課を新設するとともに、「木曾馬とそばの里づくり」「やまゆり荘」等の現在につながる開田高原の自然を活かした代表的観光施設整備事業を主導した。神田村長の指導力の基盤は、村議会議長としての実績、産業振興の推進力と、実務を部下に任せる姿勢にあった。

- 以上は大目氏、D氏、F氏へのヒアリング等による（付録参照）。
- 18) 例えば、木曾馬とそばの里づくり事業は、その初動では、長野県の通称「ふるさと創生事業（自ら考え自ら行う地域づくり事業）」による交付金を原資としていた。
 - 19) 大目氏、D氏へのヒアリングによる（付録参照）。
 - 20) 大目氏、D氏へのヒアリングによる（付録参照）。
 - 21) 湯布院町（猪爪ら(2008)参照）、金沢市・京都市（伊藤夏樹ら(2007)参照）、旧佐原市（白井ら(2009)参照）にこの特性が見られた。
 - 22) 岐阜県古川町（岡崎ら(2000)参照）、金沢市・神戸市（伊藤修一郎(2005c)参照）にこの特性が見られた。
 - 23) 湯布院町（猪爪ら(2008)参照）、金沢市・京都市（伊藤夏樹ら(2007)参照）、旧佐原市（白井ら(2009)参照）、岐阜県古川町（岡崎ら(2000)参照）にこの特性が見られた。
 - 24) 全国の景観条例の制定過程をアンケートにより分析した伊藤修一郎の研究によれば、政策過程は「紛争対応類型」と「無紛争類型」に分類される。前者では内生条件、後者では波及要因がアジェンダ設定において重要であるとしている。この分類を適用すると、旧開田村、及び本研究で取り上げた先行研究の事例は、概ね前者に位置づけられる（伊藤修一郎(2006)、pp.152-171参照）
 - 25) ここでは「共時的」という用語を、社会的背景・課題の流れ、諸政策全般の流れ、政治の流れが、特定時期に合流し政策形成が促された点を示すために用いた。問題設定と政策立案・決定が全く同時に実現したわけではない。
 - 26) 表 4-3 に示した社会的活動の他に、祭事、念仏講に関する活動が存在したが、政策との直接的な関連はみられなかったため、ここでは取り上げなかった。なお、住民自治組織である区会は、1980年代以降、行政と連携し村民を対象とした地域づくりに関わる研究会、先進事例視察等を企画・実施する役割を担っていた。
 - 27) 銘木百選に選出された樹木の中には、旧開田村の観光スポットである「木曾馬の里」のコナラの大木のように、御嶽山の前景として、観光風景の中で重要な役割を果たしている樹木も存在する。

- 28) 青樹氏へのヒアリングによる（付録参照）。
- 29) G氏へのヒアリングによる（付録参照）。
- 30) 木曾郡の人口は、2000(平成 12)年には 4 万 2 千人であったものが、2005(平成 17)年 4 月には約 3 万 4 千人まで減少しているのに比較し、旧開田村の人口は、1990(平成 2)年以降減少傾向に歯止めがかかった。その一因には I ターン者の増加がある。大目(2006)によれば、2006(平成 18)年には、その総数は 268 名、村内総人口比率が 13.4%に達している。同研究のアンケートによると、旧開田村の美しい環境を転入の理由と答えた I ターン者は、回答者 113 人の約 40%にのぼっている。これらは、間接、直接的な景観を巡る政策群の成果といえる。
- 31) 羽貝(2007)、pp.259-263 参照。

第5章 結論

5-1. 地域景観と自治の再構築に関する総合的考察

5-1-1. 「空間-社会構造図」と「概念モデル図」の統合

本項では、旧開田村を対象として第3章2節で作成した「空間-社会構造図」（図3-4、及び図3-6）と第4章4節で作成した「概念モデル図」（図4-3）の関係性を確認し、両図の統合に関して論理的な考察を加える。

「空間-社会構造図」（図3-4、及び図3-6）は、旧開田村髭沢地区における時間軸上の一定点（図3-4は2009（平成21）年、図3-6は1947（昭和22）年）における空間構成要素と社会的活動諸相の相互関係の分布を図化し、その構造を捉えたものである。両図の間には約62年間の時間経過があり、両図を比較することにより、地域景観を構成する空間-社会の分布構造の変遷の状況が把握できる。できるその主要な変遷の結果を再確認するならば、2009（平成21）年（図3-4）では1947（昭和22）年（図3-6）と比較し、新たに21境界領域が出現する等、空間構成要素に関わる社会的活動の主体が複雑になっている。また、山間部まで広範囲にわたり、多様で明確な役割分担が存在していた地縁的共同体の活動が、図3-4では縮小している（この点は既に第3章2節(3)で示している）。

次に、第4章4節で示した「概念モデル図」（図4-3）は、横軸に「評価のシステム」、縦軸に「境界領域のシステム」の働きをとって、旧開田村の景観を巡る活動と自治の基盤の再構築の関係をグラフ化したものである。「概念モデル図」では、評価のシステムと境界領域のシステムの対応関係を通じて、図の原点から右下にむかって時間経過が表現されている。「概念モデル図」に表された主要な動きを再確認すると、まず、縦軸上で外的領域（外部管理の領域）の拡大が始まり、この拡大が横軸上では地域の潜在的ルールを評価する働きにより「齟齬」と評価され、その解消のための政策化が促される。ここを起点として、時間経過に従って、第一のステージ、第二のステージが図の右下に向かって形成されていく（この点は、第4章4節2項で示している）。

以上の両図の構成とその表現内容を踏まえ、以下に両図の関係性を考察した上で、その統合を試みる。

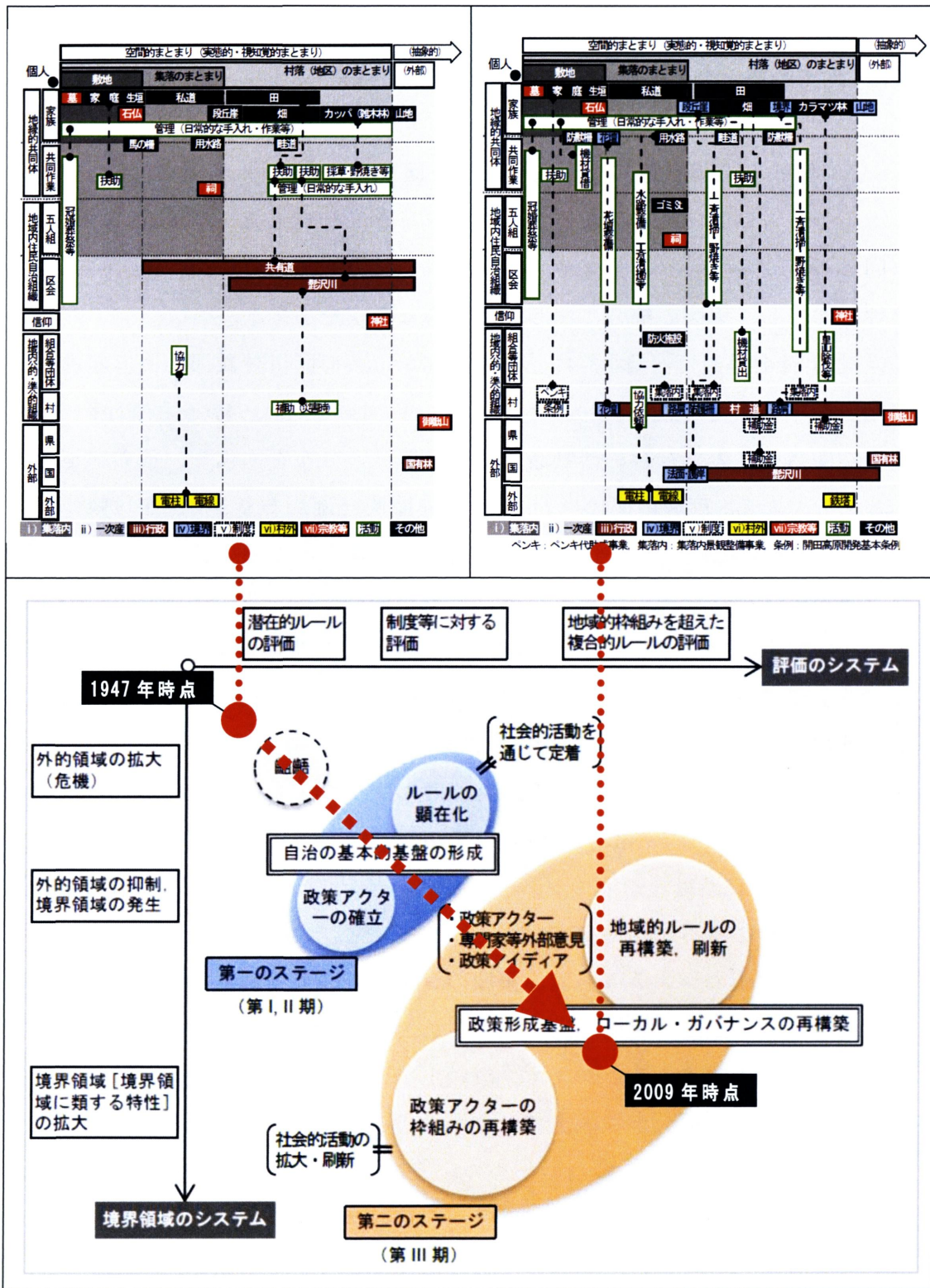


図 5-1 総合関係図（「空間-社会構造図」と「概念モデル図」の統合）

ここで、両図の関係を時系列的視点から捉えてみる。

まず、「概念モデル図」(図 4-3) 上において、外的領域が拡大し潜在的ルールの評価により「齟齬」が意識され政策化が促されたのが 1972 (昭和 47) 年であった。ここで、図 3-6 (1947 (昭和 22) 年) を、「概念モデル図」上にプロットすることを想定した場合、「概念モデル図」上で「齟齬」が確認できる 1972 (昭和 47) 年より原点に近い側の、1947 年という定点における空間-社会構造を表現していると位置づけられる。そして、「概念モデル図」上にプロットした定点の状況を、その横軸・縦軸から読み解くと、1947 年には、外的領域は極端に少なく、景観を巡る地域的ルールは、村落共同体の中で慣習的に成り立っているという状態が想定される¹⁾。

同様な考え方にに基づき、今度は図 3-6 (2009 (平成 21) 年) を位置づけるならば、「概念モデル図」の縦軸上で境界領域と境界領域的な特性を有する景観が拡大し、横軸上では地域的枠組みを超えた複合的ルールが評価・確立され、地域的ルールの再構築、刷新が促された時期、すなわち、図 3-6 は、第二のステージ上の 2009 年という定点における空間-社会構造として位置づけられる。

以上、旧開田村の「空間-社会構造図」と「概念モデル図」を例として、両図の時系列的な関係性を踏まえ、一つの図に統合して示したものが図 5-1 である。

ここで、図 5-1 に見る両図の関係性を一般化すると、仮に任意の地域を対象として「空間-社会構造図」と「概念モデル図」を作成したと仮定した場合、両図の関係は次のように統合される。すなわち、「空間-社会構造図」には、「概念モデル図」上の特定の定点における空間構成要素と社会的活動諸相の分布構造が表される。そして、ここからは、任意の地域を対象として「空間-社会構造図」、「概念モデル図」が作成出来れば、「概念モデル図」を用いて対象地域の自治の基盤の再構築の経過が確認でき、その一方で、「空間-社会構造図」を用いて、上記の過程上の時系列的な定点における空間構成要素と社会的活動諸相の関係性が把握できる、という両図の活用上のメリットが明らかになる。

5-1-2. 「空間-社会構造図」と「概念モデル図」の適用条件の考察

前項で整理した「空間-社会構造図」と「概念モデル図」の関係を前提として、本項では、両図を構成する「軸」と、「概念モデル図」上に表現した自治の基盤

に関する諸要素の特性を整理・確認した上で、両図を任意の基礎自治体の地域景観や、地域景観を巡る政策の分析に活用する際の適用条件を考察する。なお、第2章2節2項で示した通り、ここで考察する適用条件は、論理的には、旧開田村を対象として第3、4章で分析・考察した成果の一般化における制約条件となっている。

(1) 「空間-社会構造図」の構成と適用条件

髭沢地区を対象とした「空間-社会構造図」(図3-4、及び図3-6)は、その原点に髭沢地区における任意の個人を想定し、横軸には空間構成要素(敷地、集落、村落(地区)、外部等)を配置し、縦軸には社会的枠組み(地縁的共同体、地域内住民自治組織、地域内公的・準公的組織、外部等)を配置している。

当該図は、その縦横軸の構成から、情報さえ得られれば原理的には、任意の地域の任意の時間上の定点における空間構成要素を図上にプロットすることができる。また、これにより、特定の時間において地域の空間構成要素(例えば水路や水田)が、どのような社会的枠組みと関連し、結果としてどのような「空間-社会」の関係構造を成立させているかを、当該図を用いて網羅的に把握することが可能となる。

一方で、既に第3章4節2項で触れているが、図上に現れる「空間-社会」の関係構造としての「基本形成単位」は、必ずしも、図3-4に見られる旧開田村の事例で把握出来た7種類に集約されるとは限らない。旧開田村の例で見た7つの「基本形成単位」には、中山間地等の地形条件を有し、且つ一次産業的な景観が優位な地域という事例の特性が表れており、郊外地域、都市部、商業地等を有する地域では、それぞれに異なった「基本形成単位」が見られることが想定される。

以上の点を整理し、一般化して言い換えれば、「空間-社会構造図」は、情報さえ得られれば任意の地域における任意の時間の空間-社会構造が把握できる縦横軸の構成を有しており、そこからは、対象地域の特性に応じた、空間-社会構造のまとまりとしての「基本形成単位」の構成が分析、把握できる。つまり、原理的には²⁾、「空間-社会構造図」は、任意の基礎自治体への適用性を有しているといえる。

(2) 「概念モデル図」の構成と適用条件

「概念モデル図」は、地域景観の二つの内的システムを縦横の軸として構成されている。すなわち、横軸には「評価のシステム」、縦軸には「境界領域のシステム」の働きをとって、景観を巡る諸活動を通じて二つのシステムが相互に作用することで生じた自治の基盤の構築の経過を表す構成となっている。

ここでは、まず、縦横の軸を構成する内的システムの適用性を確認する。内的システムは、第2章2節1項に示した通り、地域住民と地域景観との間に形成される、何らかの強い精神・感覚・感情的な結び付きが地域社会に与える影響を、実証的な論証の俎上に載せる目的で仮説的に構想したシステムである。

このうち、「概念モデル図」の横軸を形成する「評価のシステム」は、アフォーダンス、現象学、哲学的身体論等の信頼性の高い基礎的文献を援用してその生成・発現を想定し、旧開田村で生じた社会的状況と詳細に照合することでその存在を論証したシステムである。この点を言い換えれば、原理的には、任意性を確保した論理的枠組みにより構想され、旧開田村の社会的活動実体で一定程度照査されたシステムと言える。また、内容的には、工学系では最も一般的な中村良夫による景観の定義、「環境の眺め、(中略)但し、見る側の評価が加わっている」(詳細は第2章の注5)を参照)とも明確な整合を示している。

その上で、当該システムの「体感的記憶や過去との比較を伴った評価」という作用は、日常的な体験の中で誰もが感じ取れる内容で説明できる一般性を有している。一つ例を挙げれば、仮に、伝統的な木造建造物の落ち着いたきのある町並みの中に、唐突に原色の壁面のビルが建築されたときに、ビルの景観への影響の賛否を論理的に思考する前に「昔の方が良かった」などと感じる評価は、このシステムの発現を示している。ただし、本研究では、「評価のシステム」について、旧開田村の事例の枠内で実証的な論証を試みており、このシステムを一般化して任意の地域を対象として適用する場合、「体感的記憶」の生成に関して、より多角的な知見を蓄積し、その確実性を高めることが望ましいと考える。ここでは、以下に二点、留意点を想定する。

「評価のシステム」の一般化に向けての第一点目の留意点として、「体感的記憶」の生成条件に関する多角的視点の確保を挙げておく。本研究では、「体感

的記憶」を社会的活動の蓄積との関係に限定して位置づけている。しかし、例えば中村良夫は、第2章1節1項(2)で見た通り、風景の三態として「棲まわるべき風景（身分け）」、「絵になる風景（見分け）」、「詩になる風景（言分け）」をあげている（中村(2011)、pp.9-10 参照）。ここには、本研究で示した「社会的活動や作業の体感的記憶≒棲まわるべき風景（身分け）」以外に、絵画や文学等のメタファから得た「体感的記憶」が「評価」に関係する可能性が示唆されている。こうした絵画や文学等のメタファから生成される「評価のシステム」は、特に、繁華街などこうしたメタファが氾濫する地域では、大きな影響を及ぼすことが推測されるが、こうした影響の解明は今後の課題となる。

第二点目は、「体感的記憶」と基本形成単位との関係性に関するものである。原理的には、空間-社会構造を異にする基本形成単位では、異なった特性をもって評価のシステムが生成されると想定されるため（第3章3節1項(1)参照）、旧開田村と特性の異なる社会的活動の規範や基本形成単位を有する場合、例えば、商業地や新興住宅街、団地等では、「評価のシステム」の生成・発現のあり方や強度に差異が生まれることが推測される。この点の解明に関しても、更なる事例研究等による知見の蓄積が求められる。

次に、「境界領域のシステム」の適用性を確認する。このシステムの構想には、山口(2000)による文化人類学的知見を援用している。山口における「境界」の概念には、神話や宗教、通過儀礼的な側面も含め大量且つ混沌とした情報が蓄積されている。この山口の境界の概念を参考に、本研究では、特定の基本形成単位が互いに接している境を形成する場所で、そこでは、空間-社会構造が相互に乗り入れ所有・管理の枠組みが複合する景観が生じている場合、或いは祭事等に関連する神社・祠等の存在により、日常的な景観が特定の時期にその特性を大きく変化する場合を想定し、「境界領域のシステム」を構想している。また、その発現のあり方も、「異質な領域間で、その主体を巻き込み拡大融合・拮抗していく」点に限定して提示している。

近年の地域社会における活動主体の多様化・複合化に伴い、異なる規範性を有する「空間-社会構造」の単位が接する箇所が多く発生することは、ごく一般的に想定できる内容である。そうした場合、ともすると各単位の所有・管理主体を巻き込み拡大融合・拮抗する状況が発生する場面が生じる。こうした事例

は、例えば、近年、道路上にパラソル等の簡易施設を設置して地域活性化を図る社会実験など、身近に観察し得る状況が多くなってきている³⁾。また、第2章1節1項(2), a)で見た通り、ベルク(1990)は、風土における境界(異なる概念の空間・場所的広がり)の境界を、「文化がその意味作用で表象しきれない裂け目(境界)」(ベルク(1990)、p.161)として捉えており、二項対立を通態する重要な場所と規定している。そこには、本研究における「境界領域のシステム」と通底する発想が存在する。ただし、このシステムも評価のシステムと同様に、本研究では、旧開田村の事例の枠内で論証を試みており、今後、以下のような検討や知見を蓄積し、その適用の確実性を高める必要がある。

例えば、旧開田村では、地形の高低差を含む断面や道路等の行政管理の景観の周縁に「境界領域」が形成される傾向(第3章2、3節参照)や、主に観光目的の来訪者を通じて「境界領域」に類する特性が付加される傾向(第4章3節参照)があった。旧開田村と異なる地形的特性、土地利用状況、産業構造等を有する地域、また基本形成単位が異なることが想定される郊外部、都市部等で、境界領域のシステムがどのような特性を持って生成・発現されるかを、事例研究を通じて検証、蓄積することが課題なる。

ここまでの、内的システムの適用条件の考察を総合すると、「評価のシステム」、「境界領域のシステム」は、原理的には広い適用性が確保されていると捉えられる。加えて、今後、旧開田村と地域的・景観的特性の異なる、より多くの事例研究を通じて、その生成・発現の実態に関する情報を蓄積することで、適用の確実性、有用性が高まることが期待できる。

次に、旧開田村事例の「概念モデル図」(図4-3)の図上に表現されている政策アクターの自律性、地域的ルール形成、政策形成・展開を促す諸要因について、これらが任意の地域を対象に、自治の基盤の構築状況を判断する指標となり得るか、その適用性を確認する。

本研究では、自治の基盤の構築状況の指標として、政策アクターの自律的な活動状況、地域的ルールに関する顕在化(ルールが一定程度公開されている)、公権力による制度化等を用いており、「概念モデル図」においては指標的役割を付与している。これらの指標的な役割の付与は、政治参加(自己制御能力)や制度制定(自主立法権)が、自律性、自己統治という自治の基本的な条件であ

る点に依拠している（第2章1節1項(2), b) 参照）。また、事例研究や、地域社会の自治的活動の実践例のなかにごく一般的に存在する要素である。さらに、政策形成、政策展開の要因としての中心的政策アクター、専門家等の外部意見、政策アイデア等の記載内容は、旧開田村における実体と先行研究の知見を照合して得たものである（第4章2節3項(3)参照）。

以上を総合すると、「概念モデル図」とその縦横軸を構成する二つの「内的システム」、及び記載事項としての政策アクターの自律性、地域的ルール of 状況、政策形成、政策展開の諸要因としての中心的政策アクター、専門家等の外部意見、政策アイデア等は、「内的システム」に関する前述の留意点を条件とした枠内では、任意の基礎自治体事例の景観を巡る活動・政策の分析への適用性を有していると想定できる。

5-1-3. 「概念モデル図」から捉えた地域特性と政策の整合性の考察

(1) 旧開田村事例の「概念モデル図」の特性と可能性

旧開田村を対象として作成された概念モデル図（図4-3）に示された、景観を巡る政策群と自治の基盤の再構築の関係性には、第一のステージ、第二のステージの段階的形成と、その展開のスムーズさに特性が認められる。

この特性は、まず、縦軸（境界領域のシステム）で、外部管理の領域が拡大することから始まる。横軸（評価のシステム）ではこの拡大が、地域の潜在的ルールを評価する働きにより「齟齬」と評価され、その解消のために政策化が促される。ここを起点として、時間経過に従って第一のステージ、第二のステージが図の右下に向かって段階的に形成されている。展開が連続的、段階的でスムーズな印象は、地域的ルールの評価の展開、境界領域とそれに準ずる特性の展開、政策アクター、地域的ルールの確立・再構築の展開が、互いに時系列、内容の両面で整合し有機的な繋がりが生まれている点に拠っている。

そして、以上に見た有機的な繋がりを支える条件に着目することで、旧開田村の事例に見られる二つのステージを有する「概念モデル図」は、任意の基礎自治体で、景観を巡る活動・政策と自治の基盤の再構築に向けた政策を考察する上での、参考図としての活用が期待できる。ただし、活用を想定するに当たっては、旧開田村の事例のスムーズな展開と全国規模での時代的背景との関係

を明確化し、「概念モデル図」の二つのステージの形成とその展開が、時代的な諸条件に限定されない点を確認する必要がある。

旧開田村の事例への時代的背景からの影響は、全国規模で行われた地域開発計画や住民自治の活動との関係から、その概要を把握することができる⁴⁾。

例えば、「基本条例」が制定された1972(昭和47)年は、「新全国総合開発計画」(1969(昭和44)年)等を背景とした全国的な観光開発ブームの時期に当たった。この時期は、同時に、公害問題等から展開した市民運動により全国的に革新自治体が隆盛し⁵⁾、環境問題が政治的俎上に乗しやすい時期でもあった。さらに、「基本条例」の改正により旧開田村の景観を巡る政策が大きく展開した1987(昭和62)年は、リゾート法制定(1987(昭和62)年)の年でもあった。そして、この時期はまた、リゾート法制定を契機に、先進的な自治体における景観まちづくりの取り組みがより総合的なまちづくりの取り組みに進化していく時期とも重なりを見せている⁶⁾。

以上の整理からは、例えば、全国規模での乱開発と内的システムの発現との関係や、政策展開時期と先進自治体の景観まちづくり活動との同時代性等、旧開田村の景観を巡る政策群の実施や自治の基盤の再構築に、全国規模での時代的变化が様々な影響を与えたことが容易に推測される。

しかしながら、その一方で、ステージの形成の原理となる二つの内的システムは既に前項で確認した通り、任意の基礎自治体において、その空間構成要素、社会的活動の特性のもとに生成し、多様な外的要因に起因し発現する可能性を有する。具体的には、第一のステージの成立要件である自律的な政策アクターの確立と地域的ルールの特在化は、旧開田村の事例に見る地域開発と潜在的な地域的ルールの齟齬からだけ生じるものではない。例えば、伝統的建造物の喪失、マンション建設による景観の劣化、災害による既存の町並みの崩壊とその再生等を要因とする事例も多く見られる。さらには、例えば、コミュニティにおける福祉的な要因等を通じて、景観を巡る政策が実施される以前に、既に第一のステージが形成されている地域も想定され得る。

そして、この観点から捉えた場合、旧開田村の事例に見られる社会的変化からの要請は、現在、政策形成、政策展開を構想する場面では、歴史的事実、先行事例としてその知見が織り込まれており、むしろ、旧開田村の二つのステー

ジを有する「概念モデル図」は、そうした全国規模の時代的課題を受け止めた結果として生じた事例として、時代的要請への対応が不十分な状態で景観劣化や自治の基盤の弱体化に直面している多数の基礎自治体に対して、有用な示唆を与える可能性が想定される。

(2) 「概念モデル図」から捉えた地域特性と政策の整合性の考察

ここでは、任意の基礎自治体の地域特性と景観を巡る政策との整合、不整合を、「概念モデル図」と「空間-社会構造図」を相互に参照しつつ確認するケースを想定してみる。その際、本項(1)でその有用性を確認した二つのステージを「概念モデル図」に表示し、各ステージを基準に政策形成を目指す任意の基礎自治体の自治の基盤の状況を位置づけ、図上に定点としてプロットする方法を検討する。

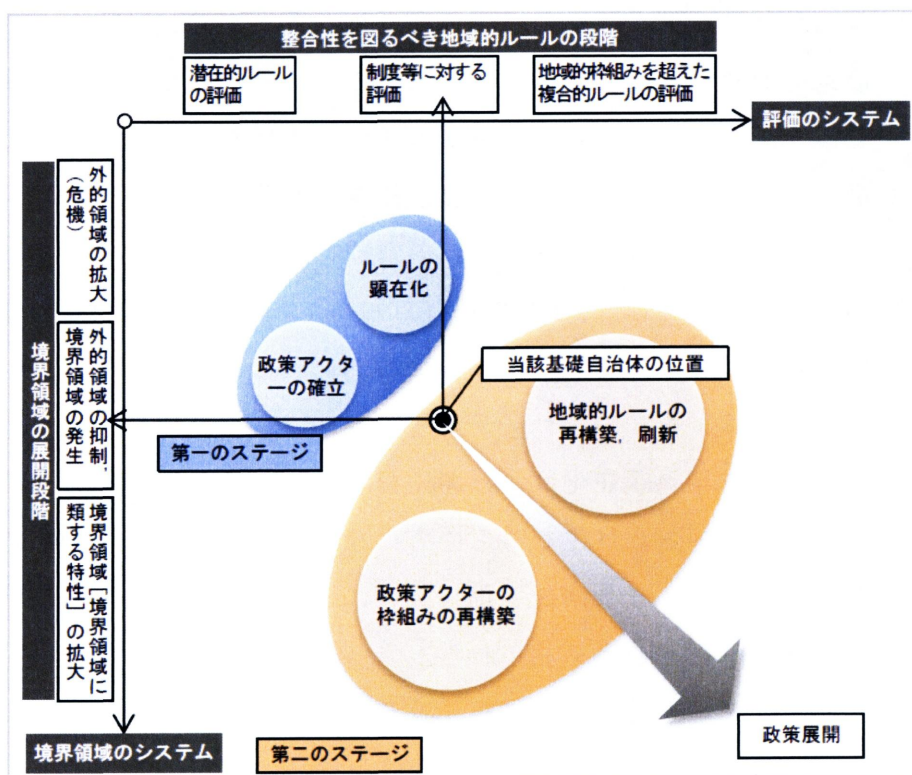


図 5-2 概念モデル図による任意の政策の想定

(図は、政策立案時のステージと内的システムの段階の整合を示している。)

具体的な手順としては、まず、当該基礎自治体の政策アクターの自律性、地域的ルールの顕在化の現状等を観察し、自治の基盤の構築段階を「概念モデル図」上に定点として表記する。このとき、その定点は、当該基礎自治体の自治の基盤の状態が、どのようなステージの段階にあるかを示している（図 5-2 の想定例では、第二ステージの初期）。また、実務においては、政策対象となる地域の実態調査を実施することで、当該エリアの簡易的な「空間-社会構造図」を描き出すことができる。

以上の下準備を通じて、まず、「概念モデル図」から当該基礎自治体の自治の基盤のステージが確認されることになる。また、「空間-社会構造図」から、政策対象エリアにおける景観と自治の関係性に関する基礎的情報を、空間構成要素（地形、道路や河川護岸等の土木構造物、建築物、工作物、土地利用状況等）や社会的活動（行政組織、自治的組織、企業活動、NPO 活動等）にまで踏み込んで、その実体として把握することができる。さらに、そこからは、地域景観の特性を規定する基本形成単位や、境界領域の景観の場所や規模等の状況が明らかにされる。こうして、「空間-社会構造図」で得た情報を「概念モデル図」に反映させることで、今度は、定点との位置関係から評価、境界領域のシステムの生成・発現状況（図 5-2 の矢印は、発現状況との確認イメージを示す）を想定することができる。

以上の作業を通じて基礎的な情報が整理された後、「概念モデル図」、「空間-社会構造図」を用いて、景観を巡る政策と自治の基盤の構築のスムーズな連動・展開を目指すために必要な地域特性と政策の関係の整合、不整合を確認する。このとき、第 3、4 章で得た知見を踏まえると、政策と地域特性の整合、不整合を確認する上では、次の二つの事項に留意する必要がある。

第一の留意事項は、政策の問題設定と、自治の基盤の段階（ステージ）、地域的ルールの顕在化の状況、境界領域の配置や広がり、そして政策対象の景観を巡る状況（空間-社会構造）が整合したとき、評価のシステム、境界領域のシステムが作動し、政策が自治の基盤の生成にスムーズに連動する点にある。逆に、システムやステージと政策の問題設定が整合しない場合、後述する通り政策展開やステージが停滞し、ときには後退する可能性が推測される。

第二の留意事項は、政策対象エリアにおける基本形成単位の構成と地域的ル

ールの関係性を把握することにある。すでに示した通り、基本形成単位ごとに「評価のシステム」の生成・発現特性が異なることが想定され（第3章3節1項）、生成された「評価のシステム」が、潜在的ルールの顕在化、制度化、制度の組み替えに重要な役割を果たしていく（第4章3節3項）。この点から、基本形成単位の構成と地域的ルールには、「評価のシステム」を媒体とした密接な関係が推測される。従って、対象地域と異なる基本形成単位の枠組みに則して設計された制度や施策メニューは、当該地域では、自治の基盤形成を促さない可能性がある。

以上の整理を踏まえ、現在、景観まちづくり等で一般的に用いられる手法を例として、「概念モデル図」、「空間-社会構造図」を活用し、政策と地域の整合、不整合を確認しつつ、両図の活用により得られる知見を以下に概観する。

はじめに、概念モデル図上で第一のステージに至る以前の、自律的政策アクターが確立されず、また、地域的ルールが顕在化していない状態における政策例を想定してみる。

この段階は、景観まちづくりに見られる地域の景観資源を探る手法との整合性が高い。この手法の導入に際し前述の留意事項を踏まえると、景観資源を、「空間-社会構造図」を用いて特定の基本形成単位（空間-社会構造）との関連で捉え、その景観資源を支えてきた暗黙のルールの有無等を確認することが重要となる。従って、資源調査では、行政、一般市民や専門家に加え、対象資源の管理等に直接関わりのある関係者の意見が聞ければ効果的である。その上で、資源調査の結果をとりまとめ、継続していく「仕組み」としての景観勉強会や研究会のような組織を立ち上げる、といった手法が想定される。

以上の活動過程で、景観資源や潜在的ルールを社会的活動との動的関係を含めて評価するための知見が得られ、同時に保全上の課題とその解決策の必要性が意識される。また、この活動を実践したメンバーが、組織化を通じて自律的政策アクターに成長する機会が生まれる。この段階で、第一のステージの形成への展開が促される。

次に、第一ステージが形成され始め、住民が、特定の景観を巡る地域的ルールに対して公共性を認識した段階を想定する。

この段階では、特定景観の空間-社会構造の保全方策の合意形成を促進し、そ

のルールを定着させることが政策の問題設定となる。この場合は、行政と地域的ルールの重要性を意識する住民が連携し、特定の空間-社会構造の直接的な関係者と共に制度化を模索することになる。

留意事項を踏まえると、その際は、まずは既往の制度の活用を想定しつつも、地域全体の自治的活動の状況や保全すべき景観の空間-社会構造と制度内容の整合を高める工夫が必要である。従って、政策アイデア、政策情報を有する先進事例のノウハウや専門家等のアドバイスが得られる体制を構想することが望ましい。また、上記の保全対象としての景観とは別に、「空間-社会構造図」に境界領域の景観が明確に現れている場合、上記の活動と併せて境界領域の景観を対象にモデル事業を行い、実践的活動を通じて立場の異なる関係者の協働体制を定着させる手法も考えられる。

複合的な政策アクターによる検討では、地域的ルールの一部を更新することで、合意形成が促される場面も想定される。こうした検討過程が、第二のステージ形成に向けての基盤となる。

政策内容と地域の不整合の例としては、景観法による法定条例と自主条例の関係を確認する⁷⁾。例えば、住民参画の歴史を経て制度化された自主条例等は、ステージ、システム、空間-社会構造の連動が、自主条例等の中の方針、基準等に組み込まれている場合が多い。こうした自律的な枠組みに、法定条例等の規範化された基準を当てはめる場合は、地域における景観と自治の連動に充分留意し、その後の自律的展開が停滞しない制度設計の工夫が必要となる。

以上の例は、基礎自治体の景観と自治の基盤の再構築というテーマと比較し、規模や影響が小さいと印象づけられるが、小さな政策を数多く、継続的に実施することが結果的に両者の自律的展開を作り出すことは、旧開田村事例が実践的に示している。

なお、時系列的な観点から捉えた場合、政策展開は、政策実施により徐々に蓄積、充実していく政策諸情報や政策アクターの組織に支えられる（第4章2節3項）。また、評価のシステム、境界領域のシステムも、相互に作用しつつ段階的に生成し、やがて複合的に発現する。この点を鑑みると、原理的には、第一のステージの形成は、第二のステージの形成の前提と捉えられる。

しかしながら、本項(1)で整理した通り、現在、政策形成、政策展開を推進す

る基礎自治体では、第一、第二のステージの形成過程は、時代的要請を受け止めた歴史的事実や、先行事例のノウハウとして既に政策情報への組み込みが一定程度進行している。従って、政策の起点が、常に開発と地域的ルールの齟齬に生じる訳ではない。例えば文化政策、福祉政策、まちづくり活動等によって既に形成された組織や枠組みと、景観を巡る政策の連携を図る等の政策設計により、第一、第二のステージ形成の過程を、ほぼ同時に推進できるはずである。

最後に、図 5-2 の「原点」とは、原理的にはどのような状態が想定されるだろうか。「原点」への近接は、地域として外的管理の景観が少なく外部から潜在的なルールを脅かされる可能性が低い、「評価のシステム」、「境界領域のシステム」の発現が希薄な状態と解釈できる。以上より、「原点」に近接する場所では、自ら地域的ルールを顕在化・評価し再構築していくところの治者であり同時に被治者でもある政治的に自覚的な住民や、自覚的な住民を基盤とした自己統治の現場としての自治が、意識されづらい状態であることが想定できる。

そして、ここでの「原点」に近接する状況としては、石田(1998)が指摘している、村落共同体的な自動詞的自治という課題が色濃く残っている状況を想定することができる。すなわち、わが国の地方自治概念は、村落共同体的秩序内における自動詞的自治概念（自然に治まる）を、ドイツから輸入した地方行政制度に接ぎ穂し「村落共同体秩序を官僚制的支配の末端にくみこむ」ような形で成立したため、戦後「主権在民の原則が新憲法で明確化された後も、これを「自治」と結びつけて理解することがなかった」（第3章4節2項参照）、という課題である。

しかし、仮に、「原点」に近接している状況が、村落共同体的な自治の課題とは異なる要因、すなわち、次項（本章第1節4項）で想定する「空間-社会構造」の分断による「評価のシステム」の機能不全に起因し、新たに現代に発生している事態であるならば、例えば「美しい国土づくり政策大綱」が指摘する全国の「普通の地域」（第1章1節を参照）のコンセンサス形成機能の不全は、景観と自治を巡る複合的な課題が顕在化した状態と捉えられる。すなわち、他動詞的自治の未成熟と、本来であれば、体感的記憶や過去との比較を伴った景観の評価、更新をなし得るはずの、景観の主体としての住民や共同体の機能低下という課題である。

5-1-4. 景観と自治の主体の再構築に向けての仮説的展望

本項では前項までの考察を踏まえ、旧開田村事例で得た知見や、その「空間-社会構造図」を参考としつつ、基礎自治体の景観形成、自治の形成の主体の再構築に向けての展望を仮説的に示してみたい。

図 5-3 は、「個人」を図の「原点」とした景観の静的な概念イメージを模式的に示したものである。当該図では、「個人」がその視覚の対象として空間と社会の関係性の表象としての景観を「眺め」ており、このとき景観は、「個人」にとっての外部環境の感覚や視知覚的な経験の集合像として客観的に、あるいは、そこに自らの意識や心象を投影しつつ捉えられる。

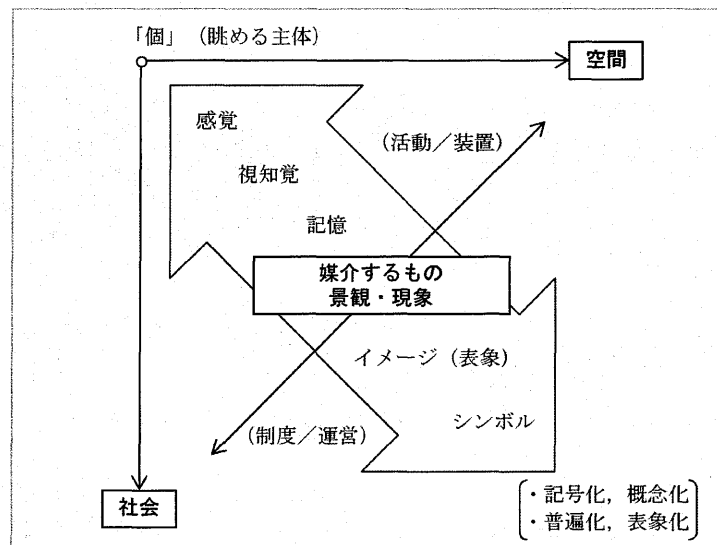


図 5-3 「個」 (主体) が眺める客観的対象としての景観

ここで、当該図を「空間-社会構造図」と比較した場合、縦横軸の構成が同じことから、一見、類似した構造を有している図のように捉えられる。しかし、「空間-社会構造図」に描かれる内容は、実体的な空間構成要素とそこに関わる様々な主体の社会活動実体である。このとき、その「原点」とは、実体的な「個人」ではなく地域のほぼ中心部に位置する空間と社会の架空の起点を想定しているに過ぎない。そして「個人」の実体的活動が、図上の様々な位置で「個人」が属する社会的活動主体の一員 (=住民) として実施される。

「空間-社会構造図」に示される景観は、個人による客観的对象ではなく、活動現場であり、その活動主体としての「個人（住民）」自体も、空間-社会構造とともに活動を通じて「変化」し、その「変化」を「評価」する現場でもある。

ここで改めて、第 4 章までの実証的な成果に立ち戻り、旧開田村の「空間-社会構造」を示している図 5-4（1947 年の空間-社会構造図：図 3-7 の一部を加工）と、図 5-5（2009 年の空間-社会構造図：図 3-5 の一部を加工）を比較してみる。このとき、図 5-4 では「住民」は、地縁的共同体、地域内住民自治組織の一員として、「敷地」、「集落的なまとまり」、「村落（地区）のまとまり」に対して、村落共同体による一定の地域的ルールの中で、直接的に関与できる状態にあった。そして、1947(昭和 22)年においては、地縁的共同体こそが、地域における空間構成要素と関連する社会的活動の主体であった。

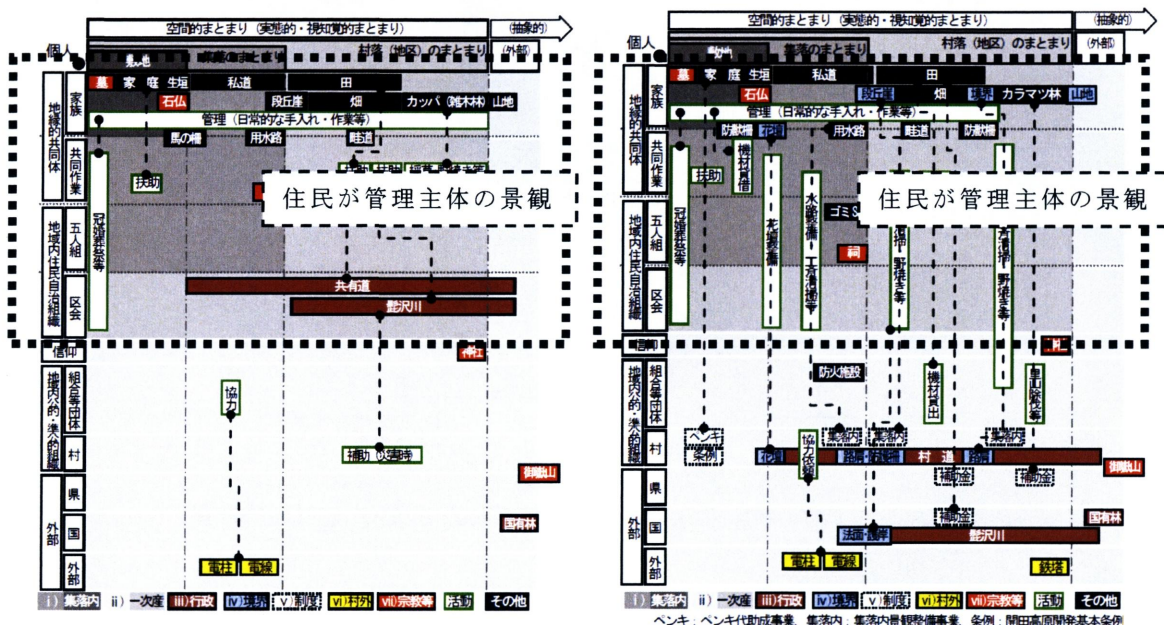


図 5-4（1947 年の空間-社会構造図）

図 5-5（2009 年の空間-社会構造図）

これに対し図 5-5 では、第 4 章で見たように、様々な要因による社会構造変化への対応上、地域の同様の空間的な広がりの中に地域内公的・準公的組織（組合団体等や開田村行政）、外部（長野県、国、その他外部企業）等の、村落共同体的な活動を離れた領域が増えてきており、地縁的共同体の従来の活

動も減少してきている。村道、髭沢川、電柱・電線等の管理の公共・準公共化、カップ（採草地）等に関わる扶助の減少等に、そうした事実が象徴的に見て取れる。

そして、この変遷から、石田(1998)や山田(1991)が指摘する自然村的な地域的公共関係と近代的な自治制度の二重性が、戦後の住民自治的な活動を通じ、徐々に統合されつつある点を読み取ることも可能であろう。ただし、この変遷は、現代においては、例えば旧開田村の「一次産業景観」の中で捉えるなら産業構造変化や生産活動の変化、少子・高齢化による「一次産業景観」の内での活動量の減少、また、「集落内生活景観」を捉えるなら、建築物の画一化・商品化による木材の普請の衰退など、複合的な要因が絡み合っ生まれてきている。

このようにして生じる、地域住民が自主的に運営管理する空間-社会構造の変質は、全国規模での産業構造変化、企業活動の地域への浸透、土地の高度利用、公的・準公的インフラ整備の推進等の様々な要因を背景にしており、旧開田村のような中山間地だけのものではない。例えば、機能の集約する都市内においても、住宅地への商業施設の混在、区画整理等による細街路や私道の消失、バイパス沿道への商業的な開発等、多様なバリエーションをもって発生している。しかも、この縮小は、一定の規模のエリアを有していた空間-社会構造を分断する。その結果、特定の空間-社会構造やその構成から生まれる評価のシステムの働きが不全となる。結果、住民の価値観と地域的ルールを一体的に形成する自律的な働きが弱まっていく。

こうした課題に対し、旧開田村事例では、住民は住民自治組織（区会）を通じて、ある場面では政策に参画し、ある場面では地域的ルールを守り、評価することで顕在化し、地域景観の保全・創出に影響を行使してきた。また、境界領域の発生が、そこに関わる「異質な領域間で、その所有・管理主体を巻き込み拡大融合・拮抗」させるシステムの動きにより、特性の異なる空間-社会構造の間での活動を活性化させてきた（図 5-5 における緑枠の長方形で示された活動がこれに当たる）。さらに、そこで刷新された新たな認識が、緩やかに境界領域周辺の空間-社会構造に浸透し価値観を更新する動きが確認された（第 4 章 3 節 2 項(2)で指摘した「境界領域に類する特性」の付与がこれに当たる）。

そして、以上に整理した地域景観と自治の基盤の再構築の過程は、もはや図

5-3 に示した「個人」と客観的対象としての地域景観の概念では説明が出来ない。ここでは、地域景観を構成する空間的要素との直接的な関わりから生まれた「生きた感覚」が、主体としての自治的活動を通じてルールや政策に持ち込まれていく。また、地縁的共同体の空間-社会構造と異なる社会的活動の一部は、一旦は課題として分別された後、境界領域の景観が触媒となり、そこに関わる複数の主体の意思疎通を促し、結果的に自治の基盤が再構築する場面が見られた。そして、この動きに、ベルク(1998)が指摘する「場所的」な次元と「空間構成的」な次元の通態の働きの、この働きを通じた風土・景観とその主体（人間、社会等）の特性の出現を見出すことも可能であろう。

以上の旧開田村事例の分析、考察から得た知見は、現代の景観と自治、その主体の再構築に向けて、どのような展望を与えているのだろうか。

近年、地域景観を巡る空間-社会構造は、経済、文化、開発等の絶えざる外部圧力と、産業構造変化、人口流出等の内部変化により変質を余儀なくされて来た。そして、この点は、景観の主体としての住民や地域社会にとっては、自分を包み込む空間と社会的活動との従来の関係が分断されることを意味する。結果として、環境への行為の蓄積が、個人と地域社会の両面において分断され、評価のシステムが更新されにくい状態、つまり実体的な環境を基盤とした価値や地域的ルールが、住民主導で形成されにくい状態が生み出されていく。

しかし、地域景観は、社会的活動主体（住民、共同体等）の活動感覚やイメージの空間的な蓄積媒体としての作用を常に継続させている。そして、それを眺める主体の評価の対象となることで、主体内部や主体間で分断された様々な感覚、意識、価値観、イメージ等を実体的な空間構成要素として一旦受け止め、それらの分断、分裂の危機を統御する役割を果たし得る。また、境界領域のシステムの発現により、異質な形成過程を背景として成立している主体の拮抗を、社会的活動との関係を通じて特定の空間内で融合し、統御可能な領域に組み込む役割を果たし得る。

それゆえに、住民にとって生き生きと魅力ある景観のイメージからは、その形成を目標とする社会的活動を通じ、活動主体を社会構造変化と対応させつつ再構築する力が生み出される。同時に、社会的活動の自己統制的、制度的な蓄積媒体としての自治の概念と連動することで、より地域の実情に即した活動を

保障する成熟した民主主義のイメージを拡大し根付かせる力を生み出していく。この点に、景観まちづくりの活動の本質が見出せるはずである。

その上で、この動きは、抽象的な概念として捉えられるのではなく、基礎自治体という「人間と自然との物質的代謝の場であり、人間の労働と生活の最も基本的な圏域」(遠藤(2009))の中で政策として実践されることが重要となる。基礎自治体を実践のための「容器」とすることによって初めて、現代的な社会構造変化を背景とした社会的主体の分断、異質な主体間の拮抗、そして石田(1998)が指摘する他動詞的自治の未成熟等の課題に対応し、地域景観の「評価のシステム」、「境界領域のシステム」の発現を通じて、住民参画や住民と行政の協働等を促し得る。そこでは、羽貝(2007)の指摘する「治者と被治者の同一性」という民主主義の政治原理を生きた原理とする実践的運動論としてのローカル・ガバナンスが、再構築されていく可能性がある。

そして、そこでこそ、社会構造の変化に対応し、社会的主体としての個人やその他の組織が、地域景観を媒体として空間・社会構造との直接的な関わりから得た「生きた感覚」を絶えず取り込み、自らの統治機構や制度の再構築を実践してゆく、地域の主体としての自律的な住民が目指すべき自治の展望(パースペクティブ)が、拓けていくのではないだろうか。

5-2. 本研究の結論

本研究は、国土の基調となる普通の地域の景観の全国規模での急速且つ一様な「劣化」という課題と、その深層にある地方の衰退や地方分権改革等、地域を巡る複合的な課題を背景とし、地域景観と自治の関係性をより根本的に捉え直すことにより、地域景観の意味を問いつつ地域景観と自治の基盤の形成を導き出す論理を構築すること、を研究課題として出発した。

その上で、上記の研究課題を踏まえて以下の二つの研究目的を設定した。

第一の目的は、地域景観を支えている空間と社会の相互作用の構造を実証的に抽出した上で、相互作用の構造から生じる特性が地域社会に与える影響と、その影響を生み出す原理的枠組みを提示すること、第二の目的は、基礎自治体の景観を巡る諸活動には、自治の基盤を生成させていく構造が内在している点

を示すとともに、景観を巡る諸活動と自治の基盤の生成の関係、及びその生成原理を実証的に明らかにすること、である。

以上の研究目的に対して本研究が導出した成果は以下の通りである。

第3章では、第一の研究目的の達成を目指した。

具体的には、旧開田村（髭沢地区）を対象とし、空間構成要素と社会的活動諸相との関係を把握し、「空間-社会構造図」を用いて、旧開田村の地域景観から、i) 集落内生活景観、ii) 一次産業景観、iii) 行政管理の景観、iv) 境界領域の景観、v) 制度関連による景観、vi) 村外管理の景観、vii) 祭事に関連する神社・祠等による景観、の7つの基本形成単位を抽出した。

次に、アフォーダンス、哲学的身体論、文化人類学等の理論を援用して環境への行為の蓄積、地域社会形成における中心と周縁の関係から、景観の基本形成単位に、見る側に「体感的記憶や過去との比較を伴った評価」を誘発するシステムと、「異質な領域間で、その主体を巻き込み拡大融合・拮抗」していくシステムの、二つの内的システムが生成・発現（再社会化）することを示した。

そして、旧開田村で生じている社会的な動きをシステムと対応させ、このシステムが複合的に発現するとき、かつての地域社会を比較対象としながら、新たな地域社会の枠組み（新たな実施主体・実施方法・新たな目指すべき方向）を模索する「問い」が、実体的・作業的に発せられていることを示した。その上で、この「問い」が、自己統治的な視点から自治に基盤を再構築しようとする問いに発展する可能性と、その点が、わが国の自治の本質的課題である自動詞的自治（自然に治まる）の克服に連動する可能性を示唆した。

続く第4章では、第二の研究目的の達成を目指した。

具体的には、旧開田村で行われた景観を巡る政策群を分析対象とし、まず、その政策過程・政策展開の構造と、政策実施の影響の構造を分析した。政策過程・政策展開の構造分析では、文献調査とヒアリング調査を併用し、政策情報の総覧的な把握と整理を行った。その上で、「政策の窓」モデルを参考とし、政策情報を社会的背景・問題の流れ、政策の流れ、政策アクターの流れに分類した「政策群構造分析図」に落とし込み、相互の関係性を把握する分析手法を用いた。その結果、政策と地域的ルールとの齟齬をきっかけに、ほぼ共時的に生じる初期の問題設定と、政策実施による情報が行政組織、自治的組織に蓄積され

る通時的な動きが、中心的政策アクター、専門家意見、政策アイデアなどを通じて交差し、中期以降の多様な政策の展開に結び付く構造を明らかにした。

政策実施の影響の構造分析では、地域の社会的活動主体と基本的形成単位の政策前後での変化を「変化傾向分析図」を用いて分析し、それぞれに3つ類型を抽出した上で、旧開田村を取り巻く社会状況の変化と類型を時系列的に付け合わせた。その結果、政策実施により生ずる社会的活動の変化が基本形成単位に一旦蓄積され、時間的な差異を伴って「評価のシステム」と「境界領域のシステム」が複合的に発現すること、それらを通じて、社会的活動の変化の影響自体が評価され、拡大融合・拮抗する構造が生じ、この構造が政策展開を促しつつ同時に政策形成基盤や地域的ルールを顕在化、刷新することを明らかにした。

さらに、上記の政策過程・政策展開と政策実施の影響を、政策循環プロセスという枠組みの中に統合、再構築した。その結果、旧開田村では政策循環プロセスを通じて自覚的な政策アクターが地域的ルールを制度化し、住民が日常的活動を通じてルールを定着させる、という自治の基本的な基盤が形成される第一のステージと、その後、連携・協働の中で政策形成基盤が多様化し、社会状況の変化を取り込みつつ地域的ルールを刷新する能力の形成、というガバナンスの質の向上に向けた第二のステージが段階的に生まれる点を示した。

また、上記の関係を「評価のシステム」と「境界領域のシステム」を軸とした「概念モデル図」を用いてモデル化し、二つのステージが、図の縦横軸に表現された二つのシステムの時系列・複合的な生成・発現を通じて形成されていく動きが、景観を巡る政策と自治の基盤形成の関係が生成される原理であることを検証した。

最終章である第5章では、その第1節の総合的考察において「空間-社会構造図」と「概念モデル図」の関係を示すことで第3、4章の成果の統合を図った。また、「空間-社会構造図」、「概念モデル図」は、その構成から原理的には任意の基礎自治体に適用性を有すること、また、旧開田村事例の二つのステージを持つ「概念モデル図」には、全国規模での社会構造変化や自治の時代的変遷が組み込まれていることを明らかにした。

さらに、「概念モデル図」を用いて、基礎自治体が景観を巡る政策を実践す

る際、自治の基盤形成や内的システムの発現段階と政策の問題設定段階の整合を図ること必要があること、基本形成単位の構成と地域的ルールの間が生じている関係性に留意する必要があることを示した。

その上で、基礎自治体の景観を巡る政策を通じて、現在の社会構造変化に対応しつつ、地域景観を媒体として社会的主体としての個人やその他の組織が、空間・社会構造との直接的な関わりから得た「生きた感覚」を絶えず取り込み、自らの統治機構や制度の再構築を実践してゆく、という自治の展望が拓けていく可能性を、仮説的に展望した。

以上、第3、4章及び第5章1節の分析・考察結果を総括すると、「基礎自治体における地域景観と地域社会は、空間構成要素と社会的活動の諸相のレベルで関係し合っている。この関係を通じて、地域景観には、地域社会と相互に影響を与え合う内的なシステムが形成される。上記の内的システムを通じて、基礎自治体における地域景観を巡る政策には、その政策循環プロセスを通じて自治の基盤を再構築してゆく構造が原理的に生成されていく」、という研究仮説は、第5章の総合的考察で示した「概念モデル図」の適用条件の枠内で、論証されたと考える。

注

- 1) F氏、H氏、I氏へのヒアリングによれば、記名共有地で草刈りを始める日（「山の口が開く」と表現していたという）が決まっている等、明文化はされていない様々な地域ルールが存在していた（付録参照）。できる
- 2) 例えば、第3章4節2項で想定したように、都市部では基本構成単位の関係性が入れ子構造となって複雑化する可能性があり、その場合、空間・社会構造図上への各要素のプロットには表現上の工夫が必要となることが推量される。
- 3) 例えば、商店街における商品陳列棚の公道へのはみ出しや祭日等における路上への仮ベンチの設置と来訪者の関係、鉢植えの私道への陳列や公園緑地に周辺住民が自主的に植栽を行う行為、その他、日常的に見られる様々な場所、活動の中に境界領域的な特性や境界領域的なシステムの発現が想定される。しかし、こうした境界領域的な景観を対象とした実証研究は存在せず、

境界領域のシステムの汎用性、バリエーションを実証的に確認するためには、今後の更なる事例研究が必要となる。

- 4) 旧開田村で景観を巡る政策がどのように展開していったのかは、全国規模での時代的な背景も含め、第4章2節で分析しており、ここでは、その中から全国規模での時代的背景を取り出し、革新自治体の存在等、わが国の自治の歴史的展開等の情報を付加して補足している。
- 5) 1970(昭和45)年に革新知事の下にある人口は、全人口の39%に及んでいる(石田(1998)、p.98参照)。
- 6) この時期、リゾート法制定を背景とするリゾート開発ブームに対して新たな土地利用調整をめざす景観まちづくりとして、「湯布院町潤いのある町づくり条例(1990(平成2)年)」、「真鶴町まちづくり条例：美の条例(1993(平成5)年)」、「鎌倉市まちづくり条例(1995(平成7)年)」などの総合的なまちづくりが推進されはじめた(中林(2007)、pp.222-223参照)。
- 7) 例えば、自主条例等により地域的ルールが再構築されている地域に、法定条例を機械的に導入することを想定した場合、概念上では評価のシステムや政策アクターとの不整合から政策展開が停滞・後退する可能性も推測される。この点には、第1章の注14)で示した橋本ら(2008)、中井(2005)の指摘と通底する部分があり興味深い。ただし、以上の考察は、本章第1節3項で示した「概念モデル図」の適用条件を踏まえると、仮説的な見解の域を出ない。

参考・引用文献一覧

- 青井和夫編(1974)『理論社会学』東京大学出版会
- 青樹操(1987)『16年のあゆみ：村民みなさんへの復命書』
- 縣公一郎、藤井浩治編(2007)『コレク政策研究』成文堂
- 芦原義信(1979)『街並みの美学』岩波書店
- 芦原義信(1983)『街並みの美学 続』岩波書店
- 芦原義信(1994)『東京の美学：混沌と秩序』岩波書店
- 網野善彦(1997)『日本社会の歴史（上）・（中）・（下）』岩波書店
- クリストファー・アレグザンダー(1984)『パターン・ランゲージ』平田翰那訳 鹿島出版会
- 五十嵐敬喜、小川明雄(1993)『都市計画：利権の構図を超えて』岩波新書
- 石井幹子(1984)『環境照明のデザイン』鹿島出版会
- 石田雄(1998)『一語の辞典 自治』三省堂
- 磯崎育男(1997)『政策過程の理論と実際』芦書房
- 市川浩著、中村雄二郎編(2001)『身体論集成』岩波現代文庫
- 伊藤修一郎(2002)『自治体政策過程の動態』慶応義塾大学出版会
- 伊藤修一郎(2003)「自治体政策過程における相互参照経路を探る：景観条例のクラスター分析」公共政策研究, Vol.3, pp.79-90
- 伊藤修一郎(2005a)「政策革新と政府間関係－景観条例・景観法制定をめぐる中央地方関係－」群馬大学社会情報学部研究論集, Vol.2, pp.69-88
- 伊藤修一郎(2005b)「景観政策形成過程における住民組織の役割」公共政策研究, Vol.5, pp.14-26
- 伊藤修一郎(2005c)「先行自治体の政策過程分析：金沢市と神戸市による景観条例制定を事例として」筑波大学人文社会科学研究科現代文化・公共政策専攻論叢, Vol.2, pp.61-86
- 伊藤修一郎(2006)『自治体発の政策革新』木鐸社
- 伊東孝(1993)『東京再発見』岩波書店
- 伊藤夏樹、小泉秀樹、大方潤一郎(2007)「自治体における複合型景観整備シス

- テムの展開過程に関する研究：金沢市および京都市を事例として」都市計画
論文集, Vol.42, No.3, pp.67-72
- 伊藤光利、真淵勝、田中愛治(2000)『政治過程論』有斐閣アルマ
- 猪爪範子(1994)「湯布院における農村景観をめぐる争点の歴史的変遷に関する
研究」造園雑誌, Vol.57, No.5, pp.97-102
- 今井照(2001)『新自治体の政策形成』学陽書房
- 今井照(2011)『図解よくわかる地方自治のしくみ』学陽書房
- 今田高俊、金泰昌編(2004)『都市から考える公共性』東京大学出版会
- I.イリイチ(1990)『シャドウ・ワーク：生活のあり方を問う』玉野井芳郎・栗原
彬訳 岩波書店
- 岩崎正洋、佐川泰弘、田中信弘編(2003)『政策とガバナンス』東海大学出版会
- 岩崎正洋、田中信弘編(2006)『公私領域のガバナンス』東海大学出版会
- 梅棹忠雄(1974)『文明の生態史観』中央公論社
- 大住莊四郎(2002)『パブリック・マネジメント』日本評論社
- 大嶽秀夫(1990)『政策過程』東京大学出版会
- 大目富美雄(2005)「景観を生かした村づくり：開田村の景観形成事業(活力ある
まち・むらづくり)」信州自治研, No.163, pp.43-46
- 大目富美雄(2006)「Iターン者と地域活性化についての一考察」信州大学大学院
経済・社会政策科学研究科修士論文(特定課題研究論文)
- 岡崎篤行、西村幸夫(2000)「立案初期段階からの住民参加による景観形成制度
の策定」日本建築学会計画系論文集, No.537, pp.211-218
- 開田村議会(1972)『開田村議会議事録(1972年9月28日審議)』
- 開田村役場(1982)『広報かいだ復刻版』
- 開田村議会(1987)『開田村議会議事録(1987年12月22日審議)』
- 開田村役場(2004a)「心安らぐふるさとをめざして：景観を生かした村づくり」
- 開田村役場(2004b)「景観を活かした村づくり：新聞報道から」
- 開田村役場(2005)『広報かいだ復刻版第二回』
- 梶井厚志(2002)『戦略的思考の技術—ゲーム理論を实践する』中公新書
- 片岡寛光(2002)『公共の哲学』早稲田大学出版部
- 上條末夫(2006)『政策課題』北樹出版

- 神吉紀世子、三村浩史(1991)「地方小都市近郊農村の市街化に伴う里山・集落景観の変容過程に関する研究：宅地開発の発生構造と農村の市街化意識から」都市計画学会論文集, No.26, pp.139-144
- 菊池利夫(1988)「歴史地理学における最近の動向」歴史地理学会編「村落の歴史地理」 pp.21-48
- 川添登(1979)『東京の原風景：都市と田園との交流』日本放送出版協会
- 北川正恭、縣公一郎、総合研究開発機構編(2005)『政策研究のメソドロジー』法律文化社
- J.J.ギブソン(1985)『生態学的視覚論：ヒトの知覚世界を探る』古崎敬・古崎愛子・辻敬一郎・村瀬旻共訳 サイエンス社
- J.J.ギブソン著、エドワード・リード、レベッカ・ジョーンズ編(2004)『直接知覚論の根拠：ギブソン心理学論集』境敦史・河野哲也訳 勁草書房
- 木田元(2000)『現象学の思想』筑摩書房
- 木田元(2010)『現象学の根本問題』作品社
- 北村喜宣(2005)「景観法が拓く自治体法政策の可能性」日本建築学会編『景観法と景観まちづくり』学芸出版社 pp.24-29
- 倉沢進編(1973)『都市社会学』東京大学出版会
- 黒田乃生(2002)「白川村荻町の森林における利用と景観の変容に関する研究」ランドスケープ研究, Vol.65, No.5, pp.659-664
- 景観まちづくり研究会編著(2004)『景観法を活かす：どこでもできる景観まちづくり』学芸出版社
- 国土交通省(2003)「美しい国づくり政策大綱」、
http://www.mlit.go.jp/keikan/taiko_text/taikou.html 参照, 2012(平成24)年9月30日最終閲覧
- 国土交通省都市・地域整備局都市計画課(2007)「景観形成の経済的価値分析に関する検討報告書」、<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/pdf/070615kachi.pdf> 参照, 2012(平成24)年9月30日最終閲覧
- 国土交通省大臣官房技術調査課(2009)「公共事業における景観整備に関する事後評価の手引き(案)：市民の目線に立った良質な空間形成に向けて」、
<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyau/keikan/pdf/keikan-jigohyouka-honbun.pdf> 参照,

2012（平成 24）年 9 月 30 日最終閲覧

- 越沢明(1991)『東京の都市計画』岩波書店
- 小島廣光(2000)『政策形成と NPO 法：問題、政策、そして政治』有斐閣
- 後藤春彦(2007)『景観まちづくり論』学芸出版社
- 小林重敬(1999)『地方分権時代のまちづくり条例』学芸出版社
- 小林正(2007)「我が国の景観保全・形成法則」レファレンス
- 小柳武和、志摩邦雄、山形耕一、金利昭(1993)「屋外広告物が都市景観の色彩
調和・イメージに与える研究」日本都市計画学会学術研究論文集, No.28,
pp.523-528
- 観光資源保護財団(1979)「木曾開田高原 農村景観の保全と再生」
- 齋藤潮(1998)「景観」篠原修編『景観用語辞典』彰国社
- 佐々木正人(1996)『知性はどこから生まれるか』講談社学術新書
- 佐藤郁哉(2005)「トライアングレーション(方法論的複眼)とは何か？」インタ
ーナショナルナーシング・レビュー
- 佐藤郁哉(2006a)『定性データ分析入門』新曜社
- 佐藤郁哉(2006b)『フィールドワーク増訂版』新曜社
- 佐藤郁哉(2007)『フィールドワーク増訂版』新曜社
- 澤頭修自(1985)『御嶽の見える村：木曾開田高原日記』実業之日本社
- 柴田久(2001)「景観の主体と公共性に関する研究」東京工業大学学位論文
- 下河辺淳(1994)『戦後国土計画への証言』日本経済評論社
- 日本建築学会編(2005)『景観法と景観まちづくり』学芸出版社
- 白井清兼、西村崇、山本淳子、伊藤興一、加藤浩徳、城山秀明(2009)「旧佐原
市地区におけるまちづくり型観光政策の形成プロセスとその成立要因に関
する分析」社会技術研究論文集, Vol.6, pp.93-106
- 杉原泰雄(2008)『地方自治の憲法論-「充実した地方自治」を求めて [補訂版]』
勁草書房
- レヴィ・ストロース(1972)『構造人類学』荒川幾男・生松敬三・川田順造・佐々
木明・田島節夫共訳 みすず書房
- レヴィ・ストロース(2001)『悲しき熱帯』川田順造訳 中央公論新社
- レヴィ・ストロース(1970)『今日のトーテミズム』仲沢紀雄訳 みすず書房

- 曾根真理、山田圭二郎、藤倉英世、太田啓介、足立文玄(2009)「屋外広告物除却・改善の実践方策に関する調査分析」土木学会景観・デザイン研究論文集, No.6, pp.51-62
- 村誌編纂委員会(1980)『開田村誌 上下巻』村誌編纂委員会
- 多木浩二(1994)『都市の政治学』岩波書店
- 武内和彦(1991)『地域の生態学』朝倉書房
- 竹田茂夫(2004)『ゲーム理論を読みとく：戦略的理性の批判』筑摩書房
- 田中尚人、轟修、中嶋伸恵、多和田雅保(2008)「風土に根ざしたインフラストラクチャー形成に関する研究：柿野沢地区の道普請を事例として」土木学会論文集, Vol.64, No.2, pp.218-227
- 田中晃代、鳴海邦碩、久隆浩(1999)「景観条例・まちづくり条例にもとづく市民団体の活動と支援方策の特性に関する研究：兵庫・大阪・滋賀における景観およびまちづくり条例を事例として」日本建築学会計画系論文集, No.516, pp.193-199
- 玉野和志(2009)「ふつうの町の景観はなぜかけがえのないものなのか：その社会学的な説明と背景」都市計画, Vo.58, No.1, pp.31-34
- 地方分権推進委員会(1996)『中間報告』
- 地方分権推進委員会(2001)『最終報告』
- 辻村太郎(1937)『景観地理学講話』地人書館
- 辻村太郎(1958)『日本の景観』東都書房
- 坪郷實、ゲジーネ・フォリヤンティ=ヨースト、縣公一郎編(2009)『分権と自治体再構築：行政効率化と市民参加』法律文化社
- イーファー・トゥアン(1992)『トポフィリア：人間と環境』小野有五・阿部一共訳 せりか書房
- イーファー・トゥアン(1993)『空間の体験』山本浩訳 筑摩書房
- 東京都立大大学院都市科学研究科(2005)『改訂増補版 都市の科学』東京都立大都市研究所
- 道路の景観改善に関する研究会(2004)「道路景観改善のあり方」国土交通省関東地方整備局道路部道路計画第二課
- 土岐寛(2005)『景観行政とまちづくり』時事通信社

- 土木学会編(1985)『街路の景観設計』技報堂出版
- 土木学会編(1988)『水辺の景観設計』技報堂出版
- 鳥越皓之(1997)『環境社会学の理論と実践：生活環境主義の立場から』有斐閣
- 鳥越皓之、家中茂、藤村美穂(2009)『景観形成と地域コミュニティ：地域資本を増やす景観政策』農山漁村文化協会
- 長岡宏樹、窪田陽一、深堀清隆(2007)「情報認知量に着目した屋外広告物の視覚特性分析」景観・デザイン研究論文集, No.2, pp.65-72
- 中井検裕、小浦久子(2005)「景観法成立を受けて自治体が工夫すべきこと」日本建築学会編『景観法と景観まちづくり』学芸出版社, pp.16-23
- 永沢哲(2002)『野生の哲学：野口晴哉の生命宇宙』青土社
- 中林一樹(2007)「大都市郊外地域のまちづくり活動と街づくり条例」羽貝正美編『自治と参加・協働 ローカル・ガバナンスの再構築』学芸出版社, pp.220-258
- 中邨章(2003)『自治体主権のシナリオーガバナンス・NPM・市民社会』芦書房
- 中村良夫他(1977)『土木工学大系 13：景観論』彰国社
- 中村良夫(1981)「交通行動に関連した景観体験の空間意味論的考察」IATSS Review, Vol5, No2
- 中村良夫(1982)『風景学入門』中央公論社
- 中村良夫(2001)『風景学・実践編：風景をめききする』中央公論新社
- 中村良夫(2004)『風景を創る：環境美学への道』日本放送出版協会
- 中村良夫(2010)『都市をつくる風景：「場所」と「身体」をつなぐもの』藤原書店
- 中村良夫(2011)「「安寧の都市」論の構築に向けて：身体と場所の風景論から」安寧の都市研究, No.1, pp.4-17
- 並木良治、曾根真理、足立文玄(2007)『実践 道路景観を阻害する屋外広告物等の除却・改善と地域の景観づくりに関する事例集』国土交通省
- 西尾勝(1990)『行政学の基礎概念』東京大学出版会
- 西尾勝(1999)『未完の分権改革：霞が関官僚と格闘した1300日』岩波書店
- 西川善介(1951)「入会地分割と村落構造-木曾開田村西野の事例」社会学評論, Vol.2, No.2, pp.43-62
- 西川善介(1953)「農村における家と労働-木曾・開田村西野の事例」フィロソフ

- ィア, 通号 24, pp.52-78
- 西研(1989)『哲学からの冒険』毎日新聞社
- 西研(1995)『ヘーゲル・大人のなりかた』日本放送出版協会
- 西研(1998)『哲学の練習問題』日本放送出版協会
- 西研(2005)『哲学的思考：フッサール現象学の核心』筑摩書房
- 西村幸夫、町並み研究会編著(2000)『都市の風景計画：欧米の景観コントロール・手法と実際』学芸出版社
- 西村幸夫、町並み研究会編著(2003)『日本の風景計画：都市の景観コントロール・到達点と将来展望』学芸出版社
- 西村幸夫(2005)「序説：景観法の意義と自治体のこれからの課題」日本建築学会編『景観法と景観まちづくり』学芸出版社, pp7-15
- 西村幸夫(2008)『西村幸夫 風景論ノート』鹿島出版会
- 日本行政学会編(2004)『ガバナンス論と行政学』ぎょうせい
- 温井 亨(1999)「村山市上五十沢集落の風景とその保全継承に関する研究」ランドスケープ研究, Vol.62, No.5, pp.721-726
- 農林省林野局(1949)「林野實態調査報告 1948.8-1949.3」
- マルティン・ハイデガー(1958)『乏しき時代の詩人』手塚富雄・高橋英夫共訳 理想社
- 羽貝正美(2007)『住民参加型自治への展望：自治と参加・協働 ローカル・ガバナンスの再構築』学芸出版社
- 羽貝正美(2011)「安寧のまちづくり：自治と参加の視点から」安寧の都市研究, No.2, pp51-61
- 羽貝正美(2012)「「分権型社会」の創造と地方分権改革の隘路：地域自治・住民自治再構築の論理と可能性」現代法学, 第 22 号, pp65-117
- 橋本隆、湯沢昭(2008)「景観法に基づく景観行政の制度設計に関する研究」日本地域政策研究, No.6, pp.305-312
- 蓮見音彦編(1973)『農村社会学』東京大学出版会
- ロバート・D. パットナム(2006)『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』柴内康文訳 柏書房
- 初谷勇(2001)『NPO 政策の理論と展開』大阪大学出版会

- 浜島朗編(1975)『社会学理論』東京大学出版会
- 早川純貴、田丸大、大山礼子、内海麻利(2004)『政策過程論：「政策科学」への招待』学陽書房
- 樋口忠彦(1975)『景観の構造：ランドスケープとしての日本の空間』技報堂
- 樋口忠彦(1981)『日本の景観：ふるさとの原型』春秋社
- ミシェル・フーコー(1974)『言葉と物：人文科学の考古学』渡辺一民・佐々木明共訳 新潮社
- ミシェル・フーコー(1981)『知の考古学』中村雄二郎訳 河出書房新社
- 藤井浩治、縣公一郎編(2007)『コレク行政学』成文堂
- 藤倉英世(2008)「景観政策の新たな射程とその実践：景観政策の内在的展開力による地域づくりの可能性」早稲田大学公共経営研究科修士論文
- 藤倉英世、山田圭二郎(2008a)「景観政策の内在的展開力による地域づくりに関する考察」土木計画学研究・講演集Vol.37, 論文番号284
- 藤倉英世、山田圭二郎(2008b)「地域づくりを射程とした景観アセスメントシステム試論」景観・デザイン研究講演集, No.4, pp44-49
- 藤倉英世、山田圭二郎、羽貝正美(2010)「地域景観と地域社会の相関構造及び景観の内的システムの生成・発現に関する実証的研究」土木学会論文集D, Vol. 66, No.3, pp.394-413
- 藤倉英世、山田圭二郎、羽貝正美(2012)「基礎自治体の景観を巡る政策循環プロセスと自治の基盤の再構築に関する実証的研究：長野県旧開田村の景観を巡る政策群を対象として」土木学会論文集D3, Vol. 68, No.3, pp.160-179
- エドムント・フッサール(1974)『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』細谷恒夫・木田元共訳 中央公論社
- エドムント・フッサール(2001)『デカルト的省察』浜渦辰二訳 岩波書店
- R・N・ベラー他(1991)『心の習慣：アメリカ個人主義のゆくえ』島菌進・中村圭志共訳 みすず書房
- ウヴェ・フリック(2002)『質的研究入門：〈人間の科学〉のための方法論』小田博志他訳 春秋社
- オギュスタン・ベルク(1985)『空間の日本文化』宮原信訳 筑摩書房
- オギュスタン・ベルク(1990)『日本の風景・西欧の景観』篠田勝英訳 講談社

- オギュスタン・ベルク(1992)『風土の日本』篠田勝英訳 筑摩書房
- エドワール・ホール(1970)『かくれた次元』日高敏隆、佐藤信行訳 みすず書房
- M.メルロ=ポンティ(1982)『知覚の現象学』中島盛夫訳 法政大学出版局
- 前田愛(1982)『都市空間の中の文学』筑摩書房
- 溝口宏樹、福井恒明、角真規子、太田啓介(2008)「公共事業の景観向上効果に関する考察」景観・デザイン研究講演集, No.4, pp1-10
- 蓑輪靖博(2008)「景観の民事法的保護について」福岡大学法学論叢第 53 卷, 第 1・2 号, pp.57-82
- 宮川公男(1994)『政策科学の基礎』東洋経済新報社
- 宮川公男(1995)『政策科学入門』東洋経済新報社
- 宮川公男、山本清(2002)『パブリック・ガバナンス』日本経済評論社
- 宮川公男、大守隆編(2004)『ソーシャル・キャピタル』東洋経済新報社
- 三宅論(2007)「象潟-景観保全と農業振興に揺れる島々」日本建築学会編『生活景』学芸出版社, pp.234-246
- 宮本憲一(1995)『都市をどう生きるか』小学館
- 森岡清志編(1998)『ガイドブック社会調査 第2版』日本評論社
- 森久聡(2008)「地域政治における空間の刷新と存続：福山市・鞆の浦「鞆港保存問題」に関する空間と政治のモノグラフ」社会学評論 Vol.59, No.2, pp.349-368
- 八十島義之助(1994)『日本土木史』技報堂出版
- 山口昌男(2000)『文化と両義性』岩波書店
- 山田公平(1991)『近代日本の国民国家と地方自治』名古屋大学出版会
- 山田圭二郎(2008a)『「間」と景観：敷地から考える都市デザイン』技報堂出版
- 山田圭二郎、藤倉英世(2008b)「政策形成ツールを活用した景観評価制度の分析とその可能性」景観・デザイン研究講演集, No.4, pp.25-31
- 山田圭二郎、藤倉英世(2008c)「地域づくりへの内在的展開力を有する景観政策の実施過程に関する事例分析：長野県旧開田村を対象として」景観・デザイン研究講演集, No.4, pp.107-116
- 山谷清志(1997)『政策評価の理論とその展開：政府のアカウンタビリティ』晃洋書房

- 山中英生、青山吉隆、多田恭章、永峰崇二(1995)「CGアニメーションを用いた屋外独立構造物の規制水準の分析」土木学会論文集, No.529, IV-2, pp.37-48
- 吉田克己(2005)「景観利益も法的保護:《民法と公共性》をめぐって」慶應法学, No.3, pp.449-481
- 吉村良一(2007)「景観の私法上の保護における地域的ルールの意義」立命館法学, 第316号, pp.449-481
- 吉村良一(2011)『環境法の現代的課題:公私協働の視点から』有斐閣
- 龍慶昭、佐々木亮(2000)『「政策評価」の理論と技法』多賀出版
- エドワード・レルフ(1999)『場所の現象学:没場所性を越えて』高野岳彦・阿部隆・石山美也子訳 筑摩書房
- 渡辺聡、後藤春彦、李彰浩、三宅諭(2003)「商業地街路における歩行者の看板注視傾向に関する研究:銀座中央通りにおける歩行実験の分析」日本建築学会計画系論文集, 第574号

- Kingdon, John, W. (1995), *Agendas, Alternatives and Public Policies 2nd edition*, Harper Collins Publishers.
- Lasswell, Harold D(1971), *A Preview of Policy Science*, American Elsevier.
- Lynch, K. (1960), *The Image of the City*, MIT Press.

参考資料

- 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価情報支援ネットワーク」
<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html> 参照, 2012(平成24)年9月30日最終閲覧
- 国土交通省国土政策局「国土計画/資料アーカイブ」,
http://www.kokudokeikaku.go.jp/document_archives/index.html 参照, 2012(平成24)年9月30日最終閲覧
- 国土交通省総合政策局/都市局「景観ポータルサイト」,
http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html 参照, 2012(平成24)年9月30日最終閲覧

国土交通省総合都市局「景観法の施行状況」，

http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000021.html参照，

2012(平成24)年9月30日最終閲覧

国土交通省総合都市局「景観まちづくり」，

<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/index.html>参照，2012(平成24)年9月30

日最終閲覧

付録 主要なヒアリング調査結果一覧

本研究にあたり実施してきたヒアリング調査、参与観察調査のなかから主要なものを以下の一覧に整理し、各ヒアリングに関する要旨録を記載した。

なお、本文、注、及び、参考文献における人名に関するアルファベット記号は、以下の一覧中の記号に対応している。

付録表 ヒアリング調査諸元一覧

調査日・場所	対象者	質問目的
2006(平成 18)年 11月14日 13時～15時 於：木曾町役場	大目富美雄氏 現在、木曾町役場教育委員会に勤務。旧開田村の開発企画課及び合併後の木曾町企画調整課で、景観政策に従事。	屋外広告物の除却及び景観を巡る政策の全体概要。
2007(平成 19)年 11月27日 13時～17時 於：木曾町役場	大目富美雄氏 (前述)	景観を巡る政策群の実施過程の詳細及び波及効果。
2007(平成 19)年 12月20日 17時～18時 於：開田母子健康センター	A氏 元末川行政区長。景観を巡る政策の実施を住民として支えた。	集落内景観整備事業等の行政区を単位とした住民による景観維持活動の概要。
2007(平成 19)年 12月21日 8時～9時 於：旅館 やまかの湯	B氏 木曾町観光協会副会長。屋外広告物撤去時の委員会の委員。	条例の改正、サインシステム整備事業における観光協会の果たした役割等。
2008(平成 20)年 12月6日 10時～12時 於：開田支所	C氏 木曾町開田支所職員	集落内景観整備事業等の経緯、内容把握。参考資料入手。
2008(平成 20)年 12月6日 12時～13時 於：旧開田村内の建築現場	D氏 元末川行政区長。集落内景観整備事業のきっかけとなる自主事業を実施。	集落内景観整備事業の経緯及びその波及効果、住民と行政の連携、区長会の役割。

調査日・場所	対象者	質問目的
2009(平成 21)年 5月5日 14時～16時30分 於：E氏宅	E氏 木祖村教育委員会委員長。 旧開田村に昭和44～49年に小学校教員として赴任。 木曾地域全般に詳しい郷土史家。開田高原に関する著書あり。	昭和後期の旧開田村の生活習慣、コミュニティ、入会地活動、景観等の当時の社会構造全般と現在までの変化、開田村の魅力等。
2009(平成 21)年 5月6日 10時～12時30分 於：F氏宅	F氏 元旧開田村役場職員、初代開発企画課長。	景観を巡る政策実施の背景、目的、経緯、実態、その他政策の実態。
2009(平成 21)年 5月6日 15時30分～17時20分 於：開田支所	大目富美雄氏 (前述)	集落内景観整備事業及び、Iターンとコミュニティ活動。
2009(平成 21)年 5月6日 17時30分～18時30分 於：G氏宅	G氏 1976年に旧開田村にIターン。道路の草刈り等を自主実施。	Iターンの動機、自主的な景観形成作業の内容確認。
2009(平成 21)年 5月7日 10時～12時 於：山下家住宅	H氏 山下家住宅・開田考古博物館管理人。元旧開田村役場職員。	木曾馬と入会地利用・管理に関する歴史的変遷に関しての詳細。
2009(平成 21)年 5月7日 17時30分～18時30分 於：木曾馬の里	D氏 (前述)	集落内景観整備事業の経緯、住民側から見た旧開田村の行政活動、コミュニティ活動の現状と変遷。
2009(平成 21)年 9月17日 13時～17時 於：髭沢地区	大目富美雄氏 (前述) 髭沢地区に生まれ育ち、現在も髭沢地区に居住。	髭沢地区を回り、各空間構成要素に関する地域社会との関わり(所有・管理・活動等)、その変化を現場で調査。
2009(平成 21)年 9月17日 13時～17時 於：髭沢地区	伊東尚人氏 木曾町役場企画財政課。学芸員の資格を有する。	髭沢地区を回り、各空間構成要素に関する地域社会との関わり(所有・管理・活動等)、その変化を現場で調査。
2009(平成 21)年 9月18日 15時～17時 於：髭沢地区等	I氏 旅館経営。末川地域(髭沢地区を含む)に長く住み、戦前からの景観の状況を詳しく記憶している。	髭沢地区を含む周辺地域の補足調査、及び昭和20年代の景観の状況を、代表的な視点場から確認。航空写真を観ながら、現地調査内容を確認。

調査日・場所	対象者	質問目的
2009(平成 21)年 10月24日 14時～22時 於：新地蔵トンネル入口沿道、及び、民宿ひらもと	大目富美雄氏（前述） J氏 長野県木曾地方事務所林務課。 その他林業関係の方々合計20名程度。	参与観察（新地蔵トンネル入口沿道の白樺林内の灌木、下草等の伐採作業に加わる）。 懇親会（作業終了後、泊まりがけの懇親会に加わり、地域活動、コミュニティの実際を観察。
2010(平成 22)年 7月19日 9時～11時30分 於：F氏宅	F氏 （前述）	景観を巡る政策、その他政策の背景、目的、経緯、実態。
2010(平成 22)年 7月19日 12時～15時 於：青樹元村長宅	青樹操氏 元開田村村長として「基本条例」の制定等を主導。	村長時代に実施した景観を巡る政策、その他政策の背景、目的、経緯、実態。

ヒアリング諸元	
① 日時	2006(平成18)年11月14日 13時～15時
② 場所	木曾町役場
③ 対象者	大目富美雄氏
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎、その他1名
⑤ 目的	屋外広告物の除却に関する諸情報の把握 景観を巡る政策全般に関する概要の把握
⑥ ヒアリングの方法	事前にヒアリング主旨を mail で説明し、当日はヒアリング項目リストを配布したが、リストの内容だけにこだわらず、全般的なヒアリングを行った。

ヒアリング録 (大目氏：2006(平成18)年11月14日)																																														
<p>【旧開田村で行った景観を巡る政策実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要なものとしては以下のものがある。 ・公共施設整備事業、銘木百選事業（昭和63年）、沿道景観整備事業（平成元年～）、集落内景観整備事業（平成元年～）、ペンキ代助成事業（平成2年～）、サインシステム整備事業（平成4年～）等。 ・なお、その他にも細かい事業があり、詳細は、別途提供資料「心安らぐふるさとを目指して」を参照していただきたい。 																																														
<p>【屋外広告物の除却実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年に村観光協会内に看板統一委員会を設置、村内すべての野立て看板を撤去し、統一した標識とすることが話し合われた。広告主・広告業者・地主のご理解を得て、村内の野立て看板は次々自主撤去され激減、現在に至っている。 ・改善実績としては案内広告物に代替えるサイン事業を実施した。内容は、提供資料「心安らぐふるさとを目指して」に示した通りである。 ・代替えサインの設置実績は以下の通りである。 																																														
年度別のサイン設置状況（基数）																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H6</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域サイン</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> <tr> <td>中域サイン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> <tr> <td>狭域サイン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">52</td> </tr> <tr> <td>説明サイン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table>		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	計	広域サイン	10	10	8		3	5		36	中域サイン				8	6	3		17	狭域サイン						31	21	52	説明サイン						6	4	10
	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	計																																						
広域サイン	10	10	8		3	5		36																																						
中域サイン				8	6	3		17																																						
狭域サイン						31	21	52																																						
説明サイン						6	4	10																																						
<p>【景観を巡る政策の成果とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間地でありながら、総人口はほぼ横ばいを維持し、平成8年以降は、転入人口が増加している。（大目氏が独自に、転入者に転入理由をヒアリングしたところ、「美しい景観」と答えた人が多かった、とのこと。）これは上記事業や条例の具体的成果と考えられる。 ・ただし、上記事業は定住人口や観光客を増やす目的で行ったものではない。自分たちの村を住みよくするために、またより良い状態を後生に残すことが目的で行っており、結果的に定住人口が維持されたり、観光客が増えたりしている、と考えている。 																																														
<p>【開田高原開発基本条例の契機や背景となった課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開田高原開発基本条例（昭和47年）」は、当初長野県の「保険休養地（別荘地）」開発に対し適用のための条例だったが、これが景観を重視する村の姿勢を明確にする契機ともなった。 ・村の一部が県の「保険休養地」に指定されたため、その地域の自然環境や景観を守る 																																														

ヒアリング録（大目氏：2006(平成18)年11月14日）

ことを目的に「開田高原開発基本条例」が策定された。

- ・その後、昭和54年に出された財団法人観光資源保護財団による報告書「木曾開田高原農村景観の保全と再生」で示された様々な提言が、開田村の様々な景観施策が始まった契機といえるのではないだろうか。

【景観を巡る政策の実施主体について】

- ・主な政策の活動主体としては、まず村役場があげられる。また、「開田高原開発基本条例」に「開田村総合開発計画審議会（以下審議会）」の設置とその役割が示されており、審議会も景観施策に重要な役割を持っている。
- ・連携先としては、活動内容により観光協会、建築士会、警察、NTTや中部電力等。審議会はこうした連携先となる各団体からも委員になってもらい合計15名で構成されている。また、住民との連携は区長会を通して行われ、区長会は毎月25日に開催、講師を招いてアドバイス等を受けることも多い。
- ・「開田村総合開発計画審議会（以下審議会）」が条例に基づき運営されている。委員は村議会議員、観光協会、教育委員会、農業委員会、公民館長、JA支所長、青年会長、社会福祉協議会長、健保休養地管理組合、学識経験者で構成されている。条例により一定以上の開発事業はすべて「審議会」の合意を必要とする。

【屋外広告物の除却、廃棄までの実際】

具体的な動き

- ・まず、昭和54年に出された財団法人観光資源保護財団による報告書「木曾開田高原農村景観の保全と再生」の提言を受け、野立看板の撤去・サイン計画の実施を発想した。その後、昭和57年に村観光協会内に看板統一委員会を設置、野立看板を撤去し、統一した標識とすることが話し合われた。
- ・まず、合意を得て地元業者の設置している屋外広告物は自主撤去を始めた。
- ・広告主が村外の方の場合は、広告業者あるいは広告主に条例の理解を求め、自主撤去を行ってもらった。
- ・自主撤去の実績情報をマスコミに広報し、新聞等に掲載してもらうことで、開田村は屋外広告物が無い村だという印象を世間に広めていった。

外部企業等（中部電力、NTT等）との関係

- ・外部企業等に対して、開田村が屋外広告物を禁止している実績（村の活動及び新聞等の記事をスクラップしておいたもの）を示すことにしている。また、他の地域で袖巻き看板やその他を撤去している事例や、電柱が環境色（茶系色）に塗られている事例を示し、開田村でも同様の景観対策を求めることにしている。
- ・今までの実績、他地域での先行事例が大きく効果を示すことが重要である。
- ・合意を得た内容を先進事例として村役場で広報し、マスコミ等の取材には積極的に村が景観を重要視していることをアピールする。
- ・協力を得て景観改善が出来た場合も直ちに広報し、マスコミ等で掲載された記事をスクラップしていく。

【サインシステム整備事業】

- ・屋外広告物を撤去時に、案内誘導型の屋外広告の代わりに独自の案内板をもうけて代替していたが、案内としての機能性に課題も残っていた（様々な試行錯誤があった）。
- ・平成4年に、環境文化研究所に「開田高原開発基本計画策定調査」を委託し、特に景観やサインシステムに重点的な提言を得た。（委託費は840万円で村が単費で捻出した。）村にとっては大きい金額だったが、担当者だけでなく行政トップ（村長）も必要性を確信していたため、委託が可能となった。

【沿道景観整備事業】

契機

- ・旧開田村の入り口にあたる国道361号地蔵峠（標高1645m）は道も険しく、トンネル化が求められていた。一方で地蔵峠から眺めた旧開田村及び御嶽山の景観の魅力は村の玄関口として象徴的景観であり、旧開田村を訪れる様々な人に親しまれてきていた。
- ・そこで、トンネル開通（昭和62年）で新たな村の玄関口となるトンネル坑口付近に、

ヒアリング録（大目氏：2006(平成18)年11月14日）

旧開田村の新しい景観的魅力を確保しようと考えた。トンネル坑口付近は白樺の自然林で、別荘や食堂等、屋外広告物をたてるのに最適な場所であった。このため開発による景観喪失を避けるため、村が沿道用地を借地することを決めた。

合意形成・手続き等

- ・平成元年、地権者34名に協力をいただき、坪単価10円で約88,000㎡を借地して事業スタート。以後7年後に契約見直し。その後5年単位で更新した。
- ・トンネル開通直後の、まだ沿道に商店、屋外広告物等が皆無の状態の時に地主と直接交渉により理解を求めたため、特にトラブル等はなかった。

【景観を巡る政策を実施する上でのポイント】

行政内での意識共有

- ・同じ職場内で仕事をしていても、景観に対する共通の認識が育っているとは限らない。例えば、交差点への信号機や照明灯を設置する場合、普通に設置してしまえばポールの色等は指定しない。(このため、せっかく他の箇所で景観になじむ茶色系の使用を推進していても統一できない、というような状況が生じる)まずは、行政内で景観の重要性、そのための施策のあり方を共有事項にするための努力が必要である。

住民とのコンセンサス

- ・住民意見の吸い上げを重視し、住民の主体的活動を後押しすることが重要。そのためには住民の自主的なまとまり(旧開田村では「区長(合計15区)」)を通して、住民意見を聞き、また行政の考え方を丹念に説明した。さらには区長に対する啓蒙活動を行った。

関係組織自体の意識向上

- ・観光協会等の関連組織の意識向上も重要である。そのために研修や講師を呼んでの教育・啓蒙等も積極的に行っていくことが効果的である。

【当日提供いただいた資料】

- ・冊子「心安らぐふるさとを目指して」(平成16年3月長野県開田村)
- ・冊子「景観を行かした村づくり～新聞報道から～」(平成16年1月長野県開田村)
- ・冊子「日本でもっとも美しい村」連合(NPO法人「日本で最も美しい村」連合)
- ・雑誌「農村景観2006年8月号」(農林水産省農村振興局)
- ・改善事例写真コピー数点
- ・パンフレット「第7回中部の未来創造大賞」

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2007年11月27日13時～17時
② 場所	於：木曾町役場
③ 対象者	大目富美雄氏 ・現在、木曾町役場教育委員会に勤務。旧開田村の開発企画課及び合併後の木曾町企画調整課で、景観政策に従事
④ 実施者	藤倉英世
⑤ 目的	旧開田村の景観に関する活動全般の把握
⑥ ヒアリングの方法	事前にヒアリング用紙及び確認したい資料を mail しておき、用紙に沿ってヒアリングを実施

ヒアリング記録（大目氏：2007(平成19)年11月27日）
<p>(1) 景観に着目したきっかけ・経緯について</p> <p>【「基本条例」と「報告書」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県開発局による保険休養地に関する「基本条例」は、当初は県も関わって条例のひな形を作ったと聞いている。また、「木曾開田高原 農村景観の保全と再生（以下「報告書」）と略記」は開田村が依頼したものではなく、全国の調査の一環だったと聞いている。この報告書を当時の担当者が要約版（特に屋外広告物問題が中心）を100部程度コピーして係長以上に配ったと記憶している。 ・「報告書」が出る前から、地域としては、地域の特性を大切にする、という気持ちはあった。元々集団的な農作業、酪農作業等により、自然に対ししっかり手を入れている地域であったためだ。当時は木曾馬と蕎麦を地域の特産とする試みがあった。ただ、景観自体を目標としている訳ではなかった。 ・「報告書」の要約版コピーをもらった時凄いと思った。本編は当時2冊しかなかったので、自身でその全編をコピーした。まず、地域特性をしっかりと分析していた。その上で、様々な点の辛辣な指摘があった。民俗資料館が地域の伝統的な建築様式でない、という点は特に辛辣だった。役所内ではこうした指摘は先輩を否定することになり難しい。さらに、対策が誠に具体的であった。そのため実施に移すのが容易だと感じたし、そのまま移していけば良いと思った。専門家の指摘であったため、説得力があったし、政策にした場合も、外部、内部に対し説明もしやすいと感じた。 ・「報告書」に共感を受けたことで実際に屋外広告物に関する改善計画が始まった。「保険休養地」と「報告書」が無ければ、多分屋外広告物に関する改善は始まらなかったと思う。 <p>【景観活動への経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動段階でアドバイザー等に相談したわけではなく、報告書自体が、地域にとってアドバイザー的な役割を果たしていた。それほどまでに内容が具体的であった。 ・御嶽山の風景が美しいと、感じていたい人は多かったと思う。そして農業などで集団的作業が多かった。 ・景観とは直接関係ないが、青年会などが村おこしを積極的にやっていた時期があった。過疎の時代である意味必死だった。パンフレット編集委員会のようなものもあった。 <p>【関係団体等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会は、市長の諮問機関であった。委員会は、観光協会内に出来た。関係者は、旅館等の商工関係者であった。区長会の詳細は、（調査実施者が）提示した資料通りである。 ・「基本条例」は審議したが、県からのひな形的なものもあり、特に反対は出なかった。屋外広告物に関しては、当初は民間からの動きであり、村議会は特に関連はなかった。 ・景観政策自体は、以上の組織の枠組みで行っている。NPO等は特に関係はない。

【景観を巡る政策の成果の波及】

- ・波及効果を特に意識しているわけではないが、波及効果は多方面にわたり、最終的には村を活性化している、という意識は常にあったし、そのことを住民に説明しても来た。一番良い例は、Iターンの増加と考えている。(113名)
- ・特に意識したことはないが、景観に関連しそうな項目は常に神経を張っていて、機会があれば景観改善に利用しようと考えていた。別の政策を景観に活用することを前提に実施した記憶はない。

(2)景観を巡る政策を進める上での実績的ポイントについて

【政策を企画する際の留意点】

- ・「銘木百選」を例にとってお話する。まず、手紙をもらったとき、そのコブシの木が御嶽山の前にある、というだけで都会から毎年見に来ていた、という事実には驚いた。「自分たちには何でも無いものが、他の地域のひとにとって貴重なのだ」と実感し、なにかを、自分たちの良いところを教えてもらった気持ちになった。
- ・その気持ちを区長会にすぐ持ち込んだ。みんなは話を聞いてくれた。
- ・そして、各区長に銘木を推薦してもらった。推薦されたものは全て指定した。

【住民に直接利益がない景観政策に住民協力を求める手法】

(屋外広告物の撤去に関して)

- ・熱意が大切であるが、それ以上に資料が重要である。まず報告書が大切だった。素人が言っているのではなく専門家の意見であること。報道された資料等を取っておくこと。そして、参考写真等の目にみえる資料も非常に重要である。さらには、講師を呼ぶ、視察に行く、等の活動が重要である。
- ・景観を巡る政策は、巡り巡って、その結果が自分達に戻ってくることを考えてもらう。最近、道ばたで絵を描く人や写真を撮る人が多い。こうした点もわかり易い成果として示せる。

【役場としての景観に関する基本的理念】

- ・報告書が基本理念となった。理由は、地域分析が非常に緻密だったからである。これを実施しながら、自分たちの基本理念を徐々に付け加えていった。それと、前々から感じていたものも、より具体的な形で表現できるようになったと言える。

【行政と住民の連携・協働】

- ・特に、連携・協働の場を設定することを意識してはいない。主には行政内部と区長会が多い。区長会は非常に大きな役割を果たしているし、それを行政が尊重している。
- ・景観の重要性の相互理解は、前述の通り具体的に結果を示すことを通じて行っている。その他、視察による他地域への理解、専門の講師による説明、その他がある。
- ・波及効果を訴え続けること、そして、そのための材料や場も重要である。
- ・例えば、今回、県単の「元気づくり支援金」の交付を50万受けた。そこでやったことは、①美しい村の視察(交流会)。泊まりがけで行って、発表会をやるとともに、様々な試みをやっている人びとと酒を酌み交わし話しを交換し合う。②資料づくり(今までの成果を確実に文書・写真・資料としてとりまとめていく。特に、わかりやすい資料にしてみんなで、やってきたことを共有できるようにする)。③区長会に、景観や地域づくりに関する講師を招き啓蒙活動と、意見交換を行う。常にそうした活動を続けることが大切である。

【目標像の共有】

- ・目標像を共有するため、あらゆることを行う。最初は、良い景観の写真と課題がある写真を見せて、説明するだけでも良い。一気にいく必要はまったくない。
- ・例えば、屋外広告物の時、業者がある地主に契約を求めてきた。その時、行政がその事実を知らなければ、後では止めようがなくなる。その時、その地主が役場に電話をかけて、違反かどうかの確認をしてくれた。それはうれしかった。
- ・つまり、自分から率先して自身の行為をチェックするようになる。役所に景観に関す

ヒアリング記録（大目氏：2007(平成19)年11月27日）

る相談事が多くなる。という風が変わっていく。

【自主性について・場の形成について】

- ・区長会では色々なことをやっている。地域のことは自分たちでやって、出来ないことだけを役所に頼んでくる。
- ・中心となって継続されている一番重要な場は「区長会」である。行政の様々な問題を住民と一体となって解決する一番重要な役割を果たし続けており、様々な問題が持ち込まれるため、対応力も非常に優れたものになっている。

【景観の可能性の大きさの実感】

- ・Iターン者が非常に増えていること。2000人の村で113人がIターンである。そして、Iターンした理由が、自然環境と景観の美しさにあると面接やインタビューで知ったとき、本当に実感した。
- ・屋外広告物の売り込みを断る方が、役所に確認の電話を入れてくれたとき、相当良い方向になったと思った。景観を巡る政策を初めてから15年程度経っていると記憶している。
- ・景観が共有認識になったと感じたのは、中部電力が、だまっけていても茶色の電柱を設置するようになった時である。実は、前の村長（神田村長）が非常にユニークな方で、思いつきから設置ずみの電柱を茶色に塗ると言い出した。担当者として（大目氏）は、なんて無茶なことを（できっこない）と思っていた。実際に電気を止めることなど出来ずにダメだったが、中電にとっては凄いインパクトだったようで、その後態度が変わった。この村は「本気だ」と思ったようだ。
- ・あらゆる事を続けていくことが重要。自分を取り巻く状況はドンドン変わっていくからである。今日より明日が少しでも良くなるようにしていくこと。例えば、「案内サイン」にしても、時間が経つにつれてペンキが剥げ汚くなる。そうしたものを常に意識して修繕していくことも重要。やれる事は、全てやる。現在私は、別紙のような景観の調査を行って、その一つひとつを支所で改善してくれるように依頼している。46箇所あった。
- ・今、景観（見えること）を越え、自然環境自体にも、もっと配慮するためのエコサイクルに向かって進めようと考えている。これも一步一步。

【役所内での連携】

- ・例えば信号機を設置するのは県の公安委員会で、当然、村にも連絡がある。その時、連絡を受けた部署の担当者がそのままにしたため、当然、茶ポールの信号柱にはならなかった。それを直すのは大変だった（道路改良にあわせて直した）。役所内でも常に意見交換の場を作ることが必要。
- ・地域づくり支援金を、ゴミステーションを作るのに活用した。ゴミとトイレの廻りを綺麗にすることは、非常に重要だと考えている。

【景観とコストに関する認識】

- ・特にコスト比較をしたことはありません。しかし、例えば、「日本一美しい村」に選ばただけで、相当数の全国的な取材や雑誌に載りました。これらにかかるコストを考えただけでも、景観政策がコスト的に合わない、と言い切ることが出来ないと思います。

【基礎自治体が景観を巡る政策で一番留意すべきこと】

- ・まず地域の足許を見つめ直すことが大切。つまり文化・歴史、そして自分たちの思い。そうでないと、逆に変なものを作ってしまうことが充分あり得る。特に補助金に頼ると、互いに関連性のないものをつくってしまうこともありうる。
- ・こうした場合、第三者からの見え方も非常に重要で参考にすべきである。どのような第三者を選んだら良いかも、やはり自分たちの特性をしっかりと見つめないと出てこない。
- ・例えば、開田村で防犯灯をつける動きがあるが、開田村は夜が暗いことも魅力の一つである。高原の広々とした夜空の星を魅力に思っている人も多くいる。

ヒアリング記録（大目氏：2007(平成19)年11月27日）

- ・反対者の意見もしっかり聞くことも重要。

【景観を巡る政策に関する県や国の補完的な役割】

- ・国、県の作っている施設を画一的に作らず、地域に見合った形で作っていただきたい、と考えている。
- ・国や県にとってさほど大きな施設でなく、ごく当たり前の施設でも、小さな基礎自治体にとっては、最も規模が大きい施設の一つになる場合がある。

【市町村合併の影響】

- ・木曾町に合併した後も、旧開田村の条例は、そのまま地域指定を受けて生きている。また、現在も区長会、各種の景観政策は支庁で実施することが許されている。
- ・しかし、先々のことを考えると、旧開田地域だけ特別、ということは無くなっていくと思われる。つまり、開田の良い部分を木曾町全体に、少しずつ広げていかなければならない。しかし、特性の違いもあり、本当に少しずつの動きになる。
- ・例えば、今回「日本で一番美しい村」の集會に開田村出身者以外を連れて行っている。

【景観を巡る政策に関するビジョン】

- ・抽象的な話としては、ソフト、ハード、そして心の問題である。例えば、開田村にゴミ投棄しに来たり、山菜やサツキなどを無許可で掘りに来る業者がいる。家族連れぐらいただったら問題ないが、業者による無許可の採集は深刻。そこで注意したとき、「禁止立て札がない」と逆に言い返された。
- ・禁止立て札を立てたが、日本一美しい村のファンド支援している方から、禁止の立て札は開田にふさわしくない、と助言をいただいた。では、どうすればよいか。今、専門家も入れて真剣に議論しようと考えている。
- ・トイレに、「きれいに使いましょう」とかかかれているのは、「きれいに使わない」人を対象としている。「いつも綺麗にしてくれてありがとうございます」とかかかれていれば、人はホッとする、そうした心が大切。
- ・具体的なこととしては、景観を良くするだけでなく、阻害しているものを徹底的に綺麗にする、という考えを持っている。そのために、地域をチェックして廻り、写真にとって担当者に連絡することになっている。
- ・また、景観だけではダメで、それを支える自然環境こそが最も重要。今後、自然環境へ配慮した生活への、動きを進めたいと考えている。

【区長会について】

区長について

- ・全部で15行政区。行政区の下には伍人組（72～73程度）がある。区長は、だいたい65歳以下で、一番歳上の人がある。そして何年かやった後、次の年齢の人にバトンタッチする。こうしてバトンタッチして25歳程度の人まで来たら、また年上の人に持つていく。

区長会について

- ・毎月25日に必ず、役場で実施する。まず、区長会が始まる前に、区長は役場の各担当者に、現在、区内で困っていること等を話し、対応を求める。
- ・区長会が始まると、首長の挨拶、その後各課の担当者から、直近の施策についての連絡・説明等がある。区長側は、要望等を伝える。
- ・その後、地域全体に関する話題について、意見交換する。区長は仕事を休んできている。その上、災害等があれば区長は見回りを実施するなど、区長の役割は重大である。また区民は、区長に良く協力する。
- ・役場では、区長の話しは、区民の話と捉え真剣に対応する。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2007(平成 19)年 12 月 20 日 17 時～18 時
② 場所	開田母子健康センター
③ 対象者	A 氏 元末川行政区長として景観を巡る政策の実施を住民側として支えた経験を有する。
④ 実施者	藤倉英世
⑤ 目的	集落内景観整備事業等の行政区における住民の景観維持活動の概要と景観を巡る住民意識の把握
⑥ ヒアリングの方法	質問票等はいらず、事前にヒアリング主旨を連絡の上でヒアリング。

ヒアリング録要旨 (A 氏 : 2007(平成 19)年 12 月 20 日)
<p>【住民の景観に対する意識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 氏は、末川には親の代の住民達が自らの手で整備した林道があり、その時の苦労を理解していた。林道は管理をしないと、すぐに雑草等で使えなくなってしまうため、毎年 2 回、住民が保守管理のため草刈りを行うなど、地域としての共同作業が行われていた。そこには、前の世代の作った施設を大切に使う、という意識が働いていた。 ・ また、子供の頃に見た開田村の風景のイメージに、カッパの広がる開放的なイメージにずっと愛着を感じ続けていた。 <p>【集落内景観整備事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 末川行政区では、まず身近な部分で「花いっぱい運動」のように花壇を作る作業や、地域の清掃作業などを行うことから始めた。こうした作業は、従来から末川地区において共同で行っていた作業と大きく逸脱していなかったため、「景観」ということに違和感が生まれず、すんなりと取り組みに入っていた。 <p>【景観の改善に関する意識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば 10 年ほど前、私用で川越市を訪れた折、自動販売機が茶色系統の色で景観的配慮がされているのを見た。開田村でもこうした自動販売機が良いと感じ、区会の席等でこうした意見を出した。 ・ 景観に関する作業に対して村からの補助制度（ペンキ助成事業など）があり、わずかな金額でもやる気が出た。集落内景観整備事業やペンキ助成事業等の行政の制度は、住民がやる気ができるような工夫があった。 ・ I ターン者が、景観に関する活動を行っており、それも自分が何らかの形で景観を良くしようと思う気持ちの刺激になった。 <p style="text-align: right;">以上</p>

ヒアリング諸元	
① 日時	2007(平成 19)年 12 月 21 日 8 時～9 時
② 場所	旅館やまかの湯
③ 対象者	B 氏 現在、木曾町観光協会副会長 旧開田村で村議会議員と観光協会の役員として活動していた。 屋外広告物撤去時の委員会の委員
④ 実施者	藤倉英世
⑤ 目的	サインシステム整備事業等に関する観光協会側の意識、及び活動実体の把握
⑥ ヒアリングの方法	質問票等はいらず、事前にヒアリング主旨を連絡の上でヒアリング。

ヒアリング要旨録（B氏：2007(平成 19)年 12 月 21 日）
<p>【「基本条例」と景観に対する意識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村の乱開発防止のための条例は非常に重要だと当初から感じた。特に、高い建物が建つのは開田村の景観にそぐわないと何となく感じていた。 ・その後、開田村に中層の別荘型のマンションが建つ話が出たが、そのときは、「基本条例」があったため、階層を低くすることに成功した。高層マンションは開田高原にはそぐわない、という気持ちは住民の中に以前からそれとなくあったと思う。（御嶽山等との関係を確認したが、そうした意識は特に感じていないということであった。） <p>【案内サイン整備事業に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内サイン整備事業に関しては、行政、青樹村長や担当者が主導した形で、観光協会がどちらかという、行政の考え方に追随した形だ。ただし、自分自身としても、看板が極端に景観を阻害しているという気分はハッキリとあった。 ・案内広告に対して、案内サインと広告を分けて、広告部分を撤去して案内部分はサインとして残す、という発想に対して旅館としての商売上も、特に問題が生じるという違和感はなかったし、観光協会の会員も、その点は納得していた。 <p>【景観を巡る活動の意義、観光との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開田村では、私も含めて景観を観光のためのものとは直接的には考えていないと思う。景観というのは、そこの住民が心地よく住むためのもので観光客を呼ぶためのものではない。 ・私自身は、開田村にふさわしい景観のイメージをもっている。かつての、カップ（採草地）が広がり、開放的で自然環境に対してしっかり手入れが行き届いた景観のイメージが思い出にはある。道路等に灌木が被ったりしていると日当たりが悪く、凍結等で危険だとも思う。景観は美的なものという以上に日常的な生活の場面としっかりつながりを持っている。 <p>【景観を巡る意識の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初は、行政が中心になってやっていて、看板がダメだということを知らない人は知らない、程度の感じだった。しかし、地元の清酒会社の大規模看板を撤去したのが象徴的だった。これで、本当に村中の看板を取るという意識が住民に高まったのではないかな。その結果、住民の自主的な看板なども色合いに注意したものになり、全村的にその意識が広がっていった。 <p style="text-align: right;">以上</p>

ヒアリング諸元	
① 日時	2008(平成 20)年 12 月 6 日 10 時～12 時
② 場所	於：開田支所
③ 対象者	C 氏 木曾町開田支所職員
④ 実施者	藤倉英世
⑤ 目的	集落内景観整備事業等の経緯、内容把握。参考資料入手
⑥ ヒアリングの方法	事前に、mail 等で集落内景観整備事業等に関する参考資料の入手を依頼し、ヒアリング当日は、特に質問票は持たずに、入手した資料に関連する事項を中心にヒアリングを行った。

ヒアリング要旨録（C氏：2008(平成 20)年 12 月 6 日）	
<p>【区長会について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧開田村、現在では木曾町開田支所と、毎月 1 回の割合で区長会が開かれ、そこで各区からの要望を行政が確認している。合併以前も同様に月 1 回、村役場で村長も出席し区長会が行われていて、地域の課題についても議論が行われていた。 ・区長会での議題は、様々。例えば、野焼きの注意、行事等に関する検討、景観的に見苦しい場所などに関しても、会話の中で自然に出てくる。また I ターン者、例えばペンションやお店をやるうという人、景観が好きで来たという人を五人組に加入を勧めたりもする。 ・区長は、年上から年連順に概ね輪番性で回ってくる。 ・区長会は、各区内における輪番性のため、年齢はバラバラになることがある。若い人が区長になった場合には、経験者が助けてくれる。区長の任期は通常は一年ずつが一般的。 ・区長会の下には五人組があり、役場からの調査やお知らせ等、配りものがある場合には配ったり、集会がある場合は集まったり、そうした情報のやりとりは区長会、五人組を通じて行われている。 <p>【集落内景観整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落内景観整備事業として、現在では、主に野焼き作業、用水路の整備、林道・農道の整備、花壇整備などが行われている。 ・集落内景観整備事業だけでなく、各区の中で、長野県の元気づくり支援事業などを活用して、材料、重機は時前で、燃料費を事業費から出し、各区の実情に合った様々な自主的な工夫が行われている。 ・道路沿道の整備は、クマなどの獣が出ることへの対策にもなっている。 <p>【野焼きについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野焼きは、一旦行われなくなっていたが、集落内景観整備事業によって復活した。概ね 4 月に行われる。日付は各区で決めている。山裾と平地の間の 5m ぐらいの草木を切って、山に火が入らないようにしてから、平地側に火を入れる。野焼きをしないと、徐々に森林に浸食されてしまう。 ・消防団が待機している。消防団は、準公的な組織で、労務災害等が出る仕組みになっている。 ・最近では、野焼きの写真を取りに来る観光客も多い。 <p>【旧開田村の景観を巡る活動全般について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開田村では、その他に、保育園や小学校の親などがボランティアの会を作ることもある。 ・開田村の景観が美しいということは、来訪者やその他、外からの声で知ることが多い。そうした点から、住民はもっと綺麗にしたいと今でも思っていて、小学校行事や区で 	

ヒアリング要旨録（C氏：2008(平成20)年12月6日）

- の草刈り、ゴミ拾い等を年に一回は行っている。
- ・ 景観は、開田村の財産と考えている。写真をとるなら開田村と思われるようになってきている。御嶽の麓であるし、高原なので木曾の中では、広い空が見える点も大きな特徴だと感じる。また、畑や牧草地が綺麗だ。
 - ・ 屋根の色を茶系統にする事業に関しては、ほんとうに少しの助成金が出るだけだが、それでも嬉しいもので、利用する人も多い。
 - ・ 地元の大工さんに頭の中には、基本条例やペンキ助成金事業が頭の中に入っている。
 - ・ 昔は、家を建てる場合は、自分の山から木を切ってきて建物を建てるのに使った。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2008(平成20)年12月6日 12時～13時
② 場所	旧開田村内の建築現場
③ 対象者	D氏 元末川行政区長。集落内景観整備事業のきっかけとなる自主事業を実施
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎、他1名
⑤ 目的	集落内景観整備事業の経緯及びその波及効果、住民と行政の連携、区長会の役割等の把握。
⑥ ヒアリングの方法	事前にヒアリングの主旨を、紹介者である大目氏を通じて伝達した上でヒアリングを行った。

ヒアリング要旨録 (D氏：2008(平成20)年12月6日)
<p>【集落内景観整備事業のきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当時（新地蔵トンネル開通ごろ）、地区のゴミ収集のためのゴミ置き場がとても汚く、地区内でもゴミより汚いといわれていた。 ・新地蔵トンネルが開通したことで、末川地区は開田村の玄関口になったので、住民の意識も変わってきた。区の構成メンバーが自分の山から木材をとってきて、ゴミ置き場を作り直すことにした。 ・その頃の神田村長が、神主の家系の方で、何を行うにも豪快で住民の話も良く聞いてくれた。開田村の景観にも特に力を入れていた。そこで、区の住民で自主的に先にゴミステーションを整備した後に、区長会を通じて補助金を付けてくれるように話をした。最初は、役場で反対されたが、結果的には、それが実現した。 ・このゴミステーション事業がきっかけとなり、その後、各区が自分達で気づいた景観に関する事業をやるのに補助金を出すようになった。 <p>【水性植物園事業と沿道景観整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミステーションの自主事業の前に、住民からの要望がきっかけになった事業に水性植物園事業があった。 ・新地蔵トンネルを出て、村に入って最初の交差点がある部分の先に、沢がありアヤメが綺麗な場所があった。ここに水性植物園を作れば、来訪者に喜ばれるのでは、という住民からの提案があった。規模が大きくて、住民が自主的に作るのは無理なので、村役場で水性植物園を作ることにした。 ・その場所は、農業には適した場所ではなかったため、地主から村役場が土地を借りることが出来た。そこに水性植物園を整備した。 ・その後、沿道景観整備事業が行われるとき、村役場が地主から土地を借り上げて管理することになったが、これは水性植物園整備の時の経験を活かしたものだ。 <p>【屋外広告物の撤去】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初のころは、本気で撤去するのか住民も半信半疑のところがあったと思う。ところが、何年かたって地元の清酒会社の大きな看板が撤去されたとき、役場は本気だと、住民みんなが感じたと思う。この話は、みんなが知っている。 ・その後、商店が家の前に少し派手な看板を付けたり、時にはネオン看板が出来たことがあったが、そのうち役場になにかいわれるぞ、と住民が噂していると、案の定、一週間ぐらいで看板が外されたりして、やっぱり見たことか、という感覚が広がっていた。 ・その時期から、みんなが自分の家の前の看板の色やなにかに、神経を使うようになったと思う。 <p>【景観に関する始まり】</p>

・ちょうど A 開発の別荘の乱開発のころ、簡易水道の水が足りなくなることがあった。そこで、別荘地には水を回さないということになった。そのころから、村では景観を大切にする姿勢があったし、マンション建設の話があったときも、高さが基本条例に違反しているからと、許可をしなかった。結局、高さを下げた、と聞いている。そうした実績が徐々に積み上がっていったし、住民もそのことを良く知っていて、現在でも条例は守られている。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2009(平成 21)年 5 月 5 日 14:00～16:30
② 場所	E 氏自宅
③ 対象者	E 氏。 木祖村教育委員会委員長。旧開田村に昭和 44～49 年に小学校教員として赴任。木曾地域全般に詳しい郷土史家。開田高原に関する著書あり。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎
⑤ 目的	昭和後期の旧開田村の生活習慣、コミュニティ、入会地活動、景観や社会構造全般、開田村の魅力等に関する情報収集。
⑥ ヒアリングの方法	主旨を事前連絡の上、質問票等は使わずヒアリング。

ヒアリング要旨録 (E 氏 : 2009(平成 21)年 5 月 5 日)
<p>(1) 開田村赴任の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の長野県全体の広域人事と異なり、当時は木曾の教員の中では、木曾を守るという意識があり、開田村は木曾地域の中でも僻地であり、菊池重三郎さん（作家、翻訳家。晩年の島崎藤村と交流があった）という先輩の薦めもあって（若い時期に経験上僻地にも訪れておくべきというニュアンスか？）赤ん坊の子供を連れて赴任した。 <p>(2) 昭和 44 年当時の開田村</p> <p>【開田は僻地という位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部から見た当時の開田は、山奥という感じである。松本の人が開田に赴任することになった時には、バスはまだなかったので木曾福島の方から歩いていったが、地蔵峠の頂上に立って、ぱっと山村風景が広がっているのを見たとき、「こんなところには住めない」と言って戻っていったという話がある。開田の人は、「自分たちはバカにされていた（下島亮二氏談とのこと）」と話していたと聞いた。だから、「どうしても道を拓かなければいけない」、と思っていた（そうしないといつまでもバカにされる）。（*下島氏は僻地医療で木曾では著名な医師で開田村に駐在した。） <p>【変わり目の時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 44 年～49 年（赴任時期）は一つの変り目の時期だった。たとえば、（澤頭氏が）赴任するころには地蔵峠の道は、今の道とは全く違っており、からさわの谷など、断崖絶壁をのぼっていくようなものだった。5 年経って出ていくときには、全面舗装になっていた。人の生活も車を使うなど、変わってきた。 私が行ったところは、開田の古い良さがそのまま残っていた。 <p>【開田村の生活実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> PTA などに行っても、昔風という雰囲気があった。最初はえらいところに来たなあという想いがあった。木曾の生まれだから驚きはしなかったが、実際に生活してみると、不便だった（お風呂が外にあった）。 現在、大勢の方がボランティア活動を盛んにやっているという話に通じるが、当時も、例えば PTA など熱心で、何か作業をやるといえば、おおかたの人が出てきた。こっちで頼むよりも先に向こうから言ってくるという感じだった。そういう気持ちはどこから来ているのだろうか。 <p>【結いの実際】</p> <ul style="list-style-type: none"> たとえば、麻織りを全部一人でやるのだが、途中でどうしても人の手を借りなければいけないことがあって、そういうときは「結い」としてやった。近所の人が麻をはる、のり付けの作業は「結い」として受け持った。

ヒアリング要旨録（E氏：2009(平成21)年5月5日）

- ・田植えなんかもどうしても人手があるので、今日はこのうち、明日はあそこのうち、というふうに、「結い」の気持ちの前々から根付いていた、それが当然だという気持ちがあったと思う。

【集落のまとまり】

- ・集落が分かれているので、それぞれの集落ごとのまとまり、集落だけのお祭りなどがある。例えば小正月のさいのかみ祭り（どんど焼き）などの時も、必ず集まる、その時、厄落としという行事があるが、かならず全体をうちに招いて何かやる、そういう「まとまり」が非常に強い。
- ・今でも開田の人の名前を聞けば、あそこの人だなとわかるくらい親しくさせてもらっている。木曾のあちこちに行ったが、一番色濃くつながっている。

(3) E氏が感じた開田村らしさ

【開田のアクセント】

- ・開田らしさ、とは、まず一番は言葉（*開田村のアクセントに関して、言語学の論文があり、木曾地域でも特徴的なものであるという）。

【末川地区と西野地区】

- ・末川と西野との性格、気性はかなり違う。西野の人は頭から抑え込まれる豪快さがあるが、末川の人ほどどちらかといえば優しい感じ。西野の人から言わせると、西野の方が表だと言う。お正月にぶりを食べるのは、やはり向こう側（*飛騨高山側をいう）とのつながりが色濃くあったのではないかと感じる。一般に開田ではお正月にいわしなどを食べられれば上等だという感じだった。陸路で、ぶりを塩漬けて運んでくる。距離によって塩の量がちがった。

【木曾谷の木曾街道宿場町との関係】

- ・宿場は、宿場根性という言葉があるくらいで、旅人相手の生活だったので、何となく人付き合いが開田とは違う、通り一遍のところがある。
- ・開田は、足をひっぱらず手を引っ張る、という感じ。宿場は、足を引っ張るという感じ。
- ・開田はちょっと違った昔の良さというのがあったという感じがする。

【開田村の建築形態】

- ・家の形も、街道沿い（こちら側＝木曾谷側）とはやはり全然違う。昔、家の屋根は板葺きの石置き屋根ばかりだったが、そういう家は今では見たくても開田でも見られない。今の統一規格の家など見ると、そういうことを感じる。最初に行ったときは、石置き屋根ばかりだった。ふれあい館というダムの見学の資料館があるところで、当時の写真展を頼まれてやったのだが、屋根の葺き替えの時にも近所の人が集まって、女性も屋根に上っている写真があった。痛んでいくところだけ部分的に直していく感じで、そういう作業は女性もできるという感じでやっていた。

【講】

- ・「講」は、西野、把の沢、末川という単位でやっていた（私が行った頃にはもうなくなりつつあった。）歩き方も全部決まっている。

【木曾馬に関して】

- ・当時、馬の飼育は衰退の一途をたどっていたが、まだ残っていた。

(4) 開田村が景観に力を入れ始めた背景となった出来事

【銘木を大切にす背景】

- ・西野地区の入り口に大きな「こぶしの木」があって、御嶽山をバックに写真を撮ったり絵を描いたりしていた。立派なものだったが、ある時切ってしまった。それが銘木

ヒアリング要旨録（E氏：2009(平成21)年5月5日）

百選事業が行われるようになった契機といわれている（*銘木百選事業の実施者のF氏や大目氏からも同様の情報を得た）。

- ・うちぼりという画家が木曾の出身で、親しくしていた。その先生がいち早く目を付けて写生した。書き終えてしばらくたっていったらもう切られてなくなって、その先生が非常に残念がって、それがきっかけで木を残そうということになった。
- ・牧場の木も（*木曾馬の里の中心部にあるコナラの銘木で景観的なアクセントとして貴重）、私が小さな頃には小さかったものが大きくなって、残してくれた。

【景観重視と村長の姿勢】

- ・景観は、その時の村長が、伊藤さんといって木曾馬の本もあるが、獣医で、「私はこの開田高原を野鳥の楽園にしたい」といったことを覚えている。その後、青樹という村長（若かった）になったときに、景観条例がはじまったのではないかと。伊藤さんのときから、どっちにしても、その2人の間で、景観を大事にしていこうということが起こった。
- ・自然を大切にしようという気持ちは、その2人の村長にはあったと思う。

【不動産屋等による別荘地開発】

- ・不動産（A開発）が、景観の良いところを買い占めようとした。開田村では、水の便を図らなかった（村長さんが水を止めた）という話を聞いた。うちが2、3軒できたが、結局ダメになった。多くの子供がA開発、A開発といていたから、かなり交渉に入っていたのではないかと。
- ・県の企業局が別荘開発をしたが、あれが出来て変わった。温泉ができたり（やまゆり荘）、変わってきた。企業局がやり始めたのは、ちょうど赴任してきた頃だったのではないかと。
- ・それで雰囲気が変わってきてしまったという印象がある。別荘なので、ある時だけでも自分たちだけで遊んで帰ってしまうので、住民との関わりがなにもない。外から何かボンと出来ただけ、というだけの印象。
- ・スキー場を開いたのは次の神田という村長だった。スキーのピークが過ぎた頃に作ったのだが、平成の町村合併で木曾がうまくいかなかったのは、そのスキー場のせいだと思う。
- ・今は住民投票があるが、当時は村長のリーダーシップ、最優先。

【景観の自然環境の変化】

- ・牧草地もなくなり、森林の風景もなくなり、植物もなくなって、ずいぶん変わってしまった。木曾エビネ（らんの仲間）、あつもり草などがあつた。田んぼの土手にはおきなぐさが昔はいくらでもあつたが、今は見られなくなってしまった。
- ・馬を放牧することによって、草も活性化する。アヤメが群生していたのも、株分けしなくてはいけなかったのだが、それを馬が自然にやっていたからうまくいっていた。今はそれを復元しようとしているが、毎年毎年やらなければいけない。
- ・集落ごとに牧場。髭沢牧場の奥に牧場があつた。柵が巡らされていて、放し飼いにしていた。放つたらかし。夜もそのまま。夏の間くらいは放し飼い。雨の時も、木陰などに隠れるところがあつた。馬ラチという柵があつた。私の頃は衰退の一途でそんなには見られなかったが、それでも見ることはできた。
- ・植生が下がってきて、猿やイノシシの害なども下りてきた。私の頃は熊をとったこともあつたが、猿やイノシシにやられたということはまずきかなかった。それは、カップ（採草地）があつたから。猿を見たなんていうとニュースになったくらい。カモシカなどの野生動物も山には入ると見ることが出来るくらい。昔は特別天然記念物だった。
- ・あの頃は川もキレイだった。ヤマメ（あまめ、たなびら）やアマゴ。木曾の中で一番まとまった風景が見られるところといえば、やはり開田だと思う。木曾の深い谷の中で、開田の高原の広さは珍しい。あとは御岳。大きい。昔の風景があるところは、やはり山がある。開田の人は「オヤマ」と呼んでいる（信仰の対象）。
- ・柳又（柳又地区）は、石置き屋根の昔ながらの家屋が多く残っていて、国交省で集落全体を残すことを考えているよう。あそこは、昔と変わらないという印象がある。

【景観事業に関して（*開田村の事業ではなく、ごく一般的な印象として）】

- ・環境整備などいろいろやっているが、金をかければ短期間でできるが、長続きしない。
- ・国交省の関係で、先進地の見学に行ったが、確かにキレイにはできているが、つくrippなしで周りは草ぼうぼうで手が入っていない。だんだんそうになってしまうんじゃないか、という感じがする。年に何回か出て行って草刈りなんかをやっているが、継続させなきゃダメだということを口やかましくいっている。
- ・最初は何もめずらしくて客がきても、だんだん減ってきて、お金をかけてものだけ作っても、それだけで終わってしまう。
- ・昔は山に手入れすることを厭わず、薪等をとっていけば自然にきれいに保つことができていた。
- ・本当に長続きさせるためにはどうしたらいいか？を真剣に考えなければいけない。お金がないとできない、ということではダメ。補助金だけではそれが切れればそこで終わってしまう。それではダメ。結いなんていうのは、今で言えばボランティアのようなもの。

(5) 開田村の共同体(コミュニティ)と入会地に関する実体験からの情報

【消防団について】

- ・消防団は、他の仕組みとは違う。半分強制的のようなもの。役場の中で係がいて把握はしている。何年か働くと退職金も出るし、失業保険も出る。機材は村で買う。だんだん若い人がいなくなって組織が小さくなって困っている、という話がある。火事が出動するというよりも、大雨で出るというくらい。火事は1回か2回あったかもしれないが、あまり記憶にない。

【集落単位の共同作業等と共有地に関して】

- ・集落＝行政区というのが基本だと思う。区というのは行政の立場で作ったもの。行政の立場では、区に言えば話が集落全体に通るので、都合が良い。
- ・開田では、私がいるところは、区という話は聞かなかった。開田では、集落＝行政区ということなのかもしれない。区は行政組織ができてきてから出てきたもの。
- ・結いというのは、親戚の場合もあるが（時には遠くから）、馬はどこのうちでも飼っていた。馬の餌、草を刈る、その時に勝手に刈るわけにはいかない。「山の口が開く」＝今日から刈って良いぞ、の意。ここはどここの集落、ここはどここの集落、というふうに。
- ・草刈りの場合は、結いはなく、個人でやっている。
- ・結いというといかにも集落がまとまって何でもやるというイメージがあるが、そういうことばかりではなく、競争もあった。人間の暗い部分。山の口があく、というと朝早くから競争したり。
- ・結いは、しっかりとした組織ではなく、何となく、という感じのもの。強制ではない。去年きた人がまた今年来るという訳ではない（個人の都合もある）。
- ・草刈り場だけではなく、山もそう。薪なども必要だから、やはり入会地のようなものがあって、薪をとったりしていた。
- ・結いは、農作業が中心。ここらでも、秋に漬け物を付けるときなど、集まってきたりしていた（子供の頃）。
- ・ここらでは（*蕨原地域/E氏の住む木祖村の話で開田村の話ではない）、共有地という形。昔は大きく3つの村が江戸時代にはあった。山はそれぞれの村で管理していたが、合併したらどのように管理するかが問題になった。まず3つの村で分け、あとは村ごとに決めることにして、小木曾は全部自分たちで管理しようとした。蕨原は宿場なので個人に分けた（上に立つ人の指導力）。
- ・開田村もそのような形で、集落ごとかはわからないが、かなり広い範囲で共有していたのではないか。
- ・せぎ（水路）を整備しに行く、「役」と言っていた。一人で水を引くというようなことはまず無かった。水を引いてきて新しく田んぼを開くとき、水路に対して平行に土地を開くのではなく、垂直に他を開いていかないと水が均等にもらえないから、田んぼは水路に対して垂直に開かれている、という話を聞いたことがある。

ヒアリング要旨録（E氏：2009(平成21)年5月5日）

- ・花壇なんかは最近の話。学校などでは花壇はつくっていたが、集落では花壇はなかった。

【Iターン者について】

- ・昔は外から来る人はほとんどなかった。今は開田の「がったぼ会」というものがある、その人たちは外から来た人が中心になって活動している。そういう人たちも良い活動をしているが、開田の人にとっては、よそから来た人が勢いよくいろいろあると、心配もある。
- ・開田の郵便局長さん（生粋の開田の人）をやられた方（私より年配）も、いま、村の中にいくと、知らない人がいっぱいいるぞ、ということをおっしゃっていた。
- ・よその村にも入っては来るが、土地と何らかの繋がりがある人が入ってくる。開田の場合は、全く関係のない人が入ってくる。
- ・僻地だからこそ、一人では生きてゆけない、という気持ちがあった。今は車も何でもあつし、そうではない考え方もあるかもしれない。

【他の地域との関わりについて】

- ・5年間いて、地蔵峠が雪で通れなくなったこともあったが、1日2日の間に人力で雪かきして復旧した。
- ・お医者さんは、末川、西野にそれぞれいた。下島さんの本では、かつては木曾福島まで歩いて行かなくてはいけなかった。
- ・男の人は山仕事があった。通勤している人はほとんどいなくて、ほとんどなかでやっていたと思う。

【入会地等に関する資料について】

- ・場所を特定する史料・資料は、役場にならあるかもしれない。総務課か？ 市町村合併したので、どうなっているかわからないが、支所があるので、保管しているのではないかと思う。最近、数年保存して捨ててしまう資料もあるので、見たい資料が見られない。

ヒアリング諸元	
① 日時	2009(平成 21)年 5 月 6 日 10:00～12:30
② 場所	F 氏自宅
③ 対象者	F 氏 開田村役場の OB で、役場在籍時は、開発企画課（後の企画振興課）の初代課長に就任し、開田村の初期の景観政策を企画・実施した。役場退職後は、木曾の商工会議所の事務局長として地域振興に貢献した。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎
⑤ 目的	旧開田村の景観政策の始まり、またその他施策の実施状況に関する情報収集。
⑥ ヒアリングの方法	事前に電話でヒアリングの主旨を説明し、当日は特に資料等は配布せず、に時系列的に景観を巡る政策のヒアリングを行った。

ヒアリング要旨録（F 氏：2009(平成 21)年 5 月 6 日）
<p>【F 氏の役場での履歴等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業に進むことを自分も考えていた。高校に進むと言うときに、親が脳梗塞で倒れたので、高校に進むことができず、役場に勤めた。 ・役場へ就職して以来、ずっと、平成 9 年 3 月までつとめていた。定年になって、再就職の話をいくつかいただいたが、すこしゆっくりしようと考えていた。ところが、当時の神田村長から話があって、黙って約束しちゃったから、とにかく話だけ聞いてくれと言われ、平成 9 年に近隣 4 村（みたけ、おおたき、ひよし）の支部商工会の会長に推された。おれの顔を立てて勤めてくれと言われた。1 ヶ月でも良いからと言われて。村長にもお世話になったからと軽く返事をしてしまった。 ・昭和 30 年ころにつとめ始め、最初は福祉関係をやっていた。そこで 15,6 年間はつとめた。その後、開発企業課が出来て、その初代課長として就任した。ものごとを企画し、それを軌道に乗せる（収益を考えて）という仕事。昭和 40 年くらいから開田の景観関係のことをやり始めた。 ・村長とは、役場を辞めるときに一緒に辞めるはずだった千村村長（現在）を含め、神田、青木、伊藤の三代の村長と付き合った。役場に勤めたときは、伊藤村長（95 歳でなくなられた）だった。その後をついだのが、青樹操村長。その次が神田村長。神田村長とは、6～7 年間くらい。3 期目をやるときにすぐになくなってしまった。 ・神田村長は、もとは神主さんだった。そして、村議会議員、村議会議長を経てから村長になった。 <p>【開田村の景観政策の始まり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山猿（当時「いなかも」の意味で使われた）といわれることが嫌だったが、開発企業課で取り組み始めたことが、景観につながった。 ・田舎と言われ、都会と比べて遅れている、ダメだよと言われていたが、お金をかけて都会のまねをしたってダメだから、いま開田にあるもので、開き直ってやらないとダメだと思って、やり始めた。 ・看板も取ってもらったのはその一例。それまでは、田舎だからこそ、看板を立てて人を呼び込んでいこうという考え方だった。開田に都会をまねするだけの財力がないことも良くわかっていた。 ・開発企業課初代だから、自分が決めざるを得なかった。自分がそのように考えて決断した。 <p>【A 開発による乱開発と開田高原開発基本条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開田高原開発基本条例（1972）」の時は、村が何かやろうと考えていたところだったが、一晩のうちに A 開発に土地を売るという話になってしまっていた。伊藤村長さん

ヒアリング要旨録（F氏：2009（平成21）年5月6日）

の頃に始まった話。水道を引くと言うときに、そこにはひかないよ、ということで止めてしまった。今でもそこは水道が無くて苦勞している。場所は、郷土館のすぐ近く。馬橋の人たちが主な地主だった。木曾馬の里のある国道のきわの辺り。A開発の看板もそのあたりに転がっている。土地を個人で買った人には、その後、売り買いで買い戻しが出来るが、（投機目当てで）4人などで購入している人は難しい。4、5人が共同で買った土地（愛知の人）があったが、買い戻そうとしたらそのうちの一人がダメだと言った。今になって売ったという話も聞いている。

- ・そういうことがあったので、新地蔵トンネルの時も村がまさきに地主に話にいて、協力してもらったという経緯がある。
- ・当時は、開田の景色がいいよ、ということが言われ始めた頃だった。

【銘木百選事業の経緯】

- ・こぶしの花を毎年楽しみに写真を撮っていた人が、こぶしを切られたことを悲しんで手紙が来た（景観を自分がやっていたので、その手紙が自分のところにまわってきた）。もう開田には行きたくない、とまで言われた。これが、銘木百選事業のきっかけとなった。
- ・こぶしが良い花だとは自分もそう思っていた。こぶしの花の咲く頃はこぶしの花がきれいに咲くとその年は凶作だという話もあったので。
- ・馬の里のこぶしも、そういうことがあって、これは大事にしないといけないぞ！ということでやっている。ならの木も、古木になって枯れそうになっているが。
- ・地主さんに意識を持ってもらう意味で、銘木百選をやった。50本で終わったとしてもよい。大切にしてもらうという意識を持ってもらうことが重要だった。盾を贈って顕彰した。もらった賞状は、集会場に飾った。そうすると、あれが百選だったら、こっちにもこんな木があるよ、ということが次々に上がってきた。
- ・皆さん地元で推薦して下さい、と各区から推薦してもらった。いちいの木だったり、イチョウだったり、いろんな木があがってきた。
- ・村が勝手に指定しても、それで終わってしまうので（推薦してもらう方がよい）。

【景観を大切に思い始めた契機】

- ・景観が大事だということは、自分が考えていたというより、人に教えられて、そのうちに夢中になっていったということだと思う。

【集落内景観整備事業への展開】

- ・銘木百選をつくった延長として、今度は集落ごとに、あつちはこんなことをやってるよ、こっちは、集落が競争しあってやってもらおうと考えてやった。各区に10万ずつで、年間150万。これが当たった。遠慮しながら考えた十万だった。いまは、厳しくなっているが、作業としては続いている。
- ・景観を巡る政策の予算取りは、村の単独事業なので、村長がその気になって、議案として出して、議員がO.K.すればできる。提案すれば乗ってくる、と思っていた。議会が10万圓は惜しい、といったとしても、それで村のお金が節約できるというほどのものでもないと思っていた。
- ・ある地区では花壇をつくるということをやったり、作業を考えればみんなで一晩飲めるか飲めないかくらいのお金でやり始めたものだが、いまでも続いている。
- ・野焼きに関しては、昔からやってきていたからということだけでなく、野焼きができなくなってきていた。余談だが、開田村へよそから入ってきた方が、野焼きでなく、ゴミを焼いていると、ゴミをやいているとか消防に連絡がいたりする。外から来た人は消防にかけつけられてびっくりする。村になじまない、と言う話もでてきている。だけど、出た自分のうちのゴミくらいは自分でかたづければよくなると思っている。

【かつての開田村の山（カップと呼ばれる採草地）】

- ・開田村は7つの峠があるが、昔の開田村の山は今みたいな林じゃなかった。ここは恩木という五人組の場所だが、まわりはみな採草地だった。見える範囲全てがそうだった。
- ・昔は、地蔵峠の道の上のほうまで全部採草地だった。

【山焼きの方法】

- ・2町歩もっている人は、その年は1町歩、次の年に1町歩とわけてやって、残していた草を春に焼く。
- ・昔の人は山を焼くのが上手だった。今は怪我をしたりする人がいるが、それは山を焼くのが下手な証拠。上から火を付けていく。そうすれば、今度は下から火を付けても先に焼いておいたところまでで火が止まる。特に春はかげろうで火がどこに向かっていくか見えにくいので。
- ・恩木では、ほとんど個人持ちで、共有地はなかった。山焼きの時は一人ではできないので、共同でやった。
- ・今は猿とかたぬきとかが出るという被害があるが、地蔵峠にのぼって見ると、集落の庭先まで林になっている。昔は馬を放牧していて採草地があったが、今は薪も焚かないし（石油に頼っている）。

【山の活用方法】

- ・私は今も薪を確保して、今年、自分の山から切ってきた。
- ・1件に1万円の補助金、薪ストーブの補助金を出したら、と思っている。昔は自分で山から背負って運んでこなくちゃいけなかった。今なら1週間あれば自分ひとりで持ってくるができる。そういうことができたらいいなあ、と思う。
- ・薪ストーブは60世帯あっても、今はどこも持っていないと思う。持っていて、自分で薪を採取して使っていない。

【カラマツの植林について】

- ・唐松を植えてしまった。カラマツを植えた理由は補助金があったからというより、成長が早いから。檜の2倍の早さで建築材になる。
- ・当時は、長野県から補助金が出ていた。

【集落周辺の山の所有】

- ・山の奥には国有林もあるが、見えているところは大部分が個人持ち。地権そのものが個人のものになっている。
- ・手間暇かけて山に入る人はいない。売れた時代を知っている。本来は）50、60年先を見据えてはやらない。枝打ちもやらない。

【花壇や水路の整備】

- ・昔は今みたいに、花壇をつくらうとはしなかった。10万円の補助金を出すようになってから花壇をやるようになった。山とか水路とかはやっていた。逆に今は、山も水路も荒れ放題になっている。花壇をつくるということはやるが、山や水路などはやらない。
- ・国土調査というものがあって、自分も持つ山を定めることがあったが、若い人は国土調査の下調べがあって確認するということがあったら、山いくのも嫌だ、山なんて手放したい、というくらいの感じだった。

【集落内景観整備事業とコミュニティの関係】

- ・コミュニティの活性化という点で、効果があった。
- ・最初はただ花壇をつくれなんてことは言えないから、何に使っても良いよ、ということでやった。みんなで集まって飲んでもいいか、と言われたが、飲んでもらうだけでもいいよ、周りもみんな見ているから、集落の特徴が出るのなら、それでも構わない、ということ伝えて、やってもらった。集落がよくなるということを出すお金だから、みんなが見ているから、それでよければそれでやればいい。
- ・意気込みは、今は10万から5万になっているが、それでも続けてやっているから、その意気込みが今でも生きているのだと思う。

【屋根の色彩統一】

- ・屋根は板屋根だったが、今は貴重な材木なのでみんなトタンになってしまった。だが、

ヒアリング要旨録（F氏：2009(平成21)年5月6日）

赤、青、緑とかになってしまったので見苦しい。そこへ、茶系統に統一しようということで、坪百円でやり始めた。今でも百円出している。

【企画の際に気を遣ったこと】

- ・企画について、みんなで話していて黙って聞いていると、みんながどの程度本気になってやろうと思ってくれるかが分かる。
- ・自分がやったらどうだろう、と考えて企画を考える。

【旧開田村の町村合併に関して】

- ・町村合併で、国の主導でやり始めたものだったが、合併をして不利になった点もある。合併して有利になったことは目に見えては何もない。あの合併は、いいとばかり喜べるものではない。実際、開田村は観光客を呼び込むためには、マイナスになっている。
- ・例えば、木曽福島から新地蔵トンネルに来る途中、バス停の裏に生ゴミを捨てる場所を作ることを行政が指導してやっている。バス停は木で作った、休めるようなベンチもあるようなところなのに。観光客もそこを通るかもしれないのに。見かけただけでも「これは（まずい）」と思う。開田にはそういうところはないが、一緒に感じられてしまう。それは木曽福島のことだが。夏場になると生ゴミの匂いがあがってくる。自分たちも平気で捨てているので、自分たちが捨てているゴミのせいだとは思わない。開田だったら、そういうことがあったらすぐに誰かが（行政的にも？）対応しているはず。
- ・私は、生ゴミの置く場所は、裏に持っていったらいいと思う（住民が使うものなので、住民は裏だって困りはしない）。たったそれだけのことがなぜできないのか、と思うのだが…。
- ・木曽の町長は開田高原が「日本でいちばん美しい村」に指定されて、町の一部だから喜んでいるが、本当に景観のことを考えて喜んでいるのか…。

【五人組の役割】

- ・五人組長は行政の情報を住民に伝える役目を負っている。冠婚葬祭は隣組がやらないと何も出来ないし、行政としてもそういう組織があると、文書流すの一つとっても楽。今後、五人組で、新しい人に長の仕事がまわってきたときに、本当に受けてくれるのか、という心配があって、五人組は今後廃れてしまうのではないかという危惧がある。
- ・五人組は、恩木だと十世帯で、輪番制。それとは別に区長は、総会でだいたい年順にまわってくるようになっている。

【Iターン者と住民】

- ・よそから来た人が、新しく立てた家なので、村の人（大工さん？）が珍しがって家のぞいていたら、のぞかれている、と訴えてくる人もいる。
- ・Iターン者は、一緒にやってくれる人もいれば、そうでない人もいる。昔から来た人にとっては、そういう気持ちにもなる。

【Iターン者の課題】

- ・昔からの家族に子供がいれば、子供もそういうことを分かっているからいいが、外から来た人はそういうことは知らないから問題になることがある。東京から来た人が、土地の境に塀を土地の形通りに建ててしまったりする。最近入ってくる人は、挨拶まわりなどもしないので、余計にだんだん溝が深くなってしまふようなところがある。
- ・帝塚山大学の学長さんと親しくなって、近くで別荘の場所を探してくれといわれて、その先生はなくなりましたが、今でも夏には家族が遊びに来てくれて交流がある。先生はあいさつにも回ったり、盆踊りがあると輪の中に入って率先して踊られたり、本当に村の中に入って付き合ってくれていた。
- ・この村に住むのだったら、この村と付き合いってもらわないといけない。それを自分たちだけで、と言う考えだとうまくいかなくなってしまう。郷に入っては郷に従えで、よそから来た人はここを選んで入ってくるわけだから。

【温泉開発と自然水開発】

- ・温泉は昭和の50年代か、平成のはじめくらい。水からはじまった。御岳自然水というのを始めて売って営業した。開発企業課長になったのだから、何かやらないといけない、ということ。
- ・月山のところに西川まちというところで自然水をやっているからちょっと見てこい、と青樹村長から言われて、雑誌を見せてもらって月山に行った。行政同士だから簡単に考えていたが、相手は警戒していた。「開田村さんでも自然水をやるんですか？」と言われ、あまり答えてくれなかった。相手は、大都市から離れていたのだから、開田で始めると市場を取られてしまうということだったのだと思う。
- ・冬場に建物の基礎工事をやった時に、担当だから私も工場敷地を見に行ったら、まわりは笹の山が伸びて天井の高さくらいまであって、笹山になっていて、その区画（10畳から20畳くらいか）だけ雪がなかった。それで温泉に気づいた。神田村長は当時神主で、工場にも関わっていたが、神田村長に温泉が出そうなどころがあるという話をした。だいたい1000m掘れば善し悪しがわかるから、1億で掘ってみませんか？と話をしてみた。県の企業局に。

【青樹村長と景観整備事業】

- ・青樹村長は、景観のことにしてもいろいろと協力してくれた。
- ・1つ、2つ、3つと実績が出てくると、村長もなるほどね、ということを思ってもらえる。

【その他の開発事業】

- ・やまゆり荘は重要な施設となった。年間18万人が最高、今は15万人程度。やまゆり荘は、振興公社がつくった。もう少しメディアの広報が必要だなと考えている。
- ・そばをよそへ宅配便で出すことを考え、青年会が乗ってくれた。工場で作らないとだめだということで、福島のそばをうつ作業所と話をつけて、そこでやってくれることになった。それを本格的な機会を入れて業者がやり始めたが、高齢化で注文に追いつけなくなって、もう出来ないと断ってきたため、それを引き受けてきて、年間常勤で6,7人つとめている。年商1億円くらい。

【青年会に関して】

- ・青年会は、だいたい30歳くらいの人が入っていた。村全体としての組織。お祭りの時に企画を出したりしている。大目さんも青年会の親玉をやっていたときもある。

【役場での業務】

- ・いちばん大事なことは、担当になった人が、それに夢中になれるようではないとダメだと思う。おおぜいいなくても、夢中になれる人が2、3人いると、何とかやってくれるものだと思う。
- ・昔役場にいたころは、土日休んだことがないくらいだった。
- ・馬の里を作るときも、地権者が70人、東京から九州まであった。印鑑をもらわないとダメなので行かないといけない。もとは一人の地権者でも、何代かたつうちに、相続などで分割されてしまい、それだけ地権者が多くなってしまう。むこうは、宝くじに当たったかのように喜んでいて、ただ権利があるというだけで、そこをどうしようということも忘れていたり、祖先が開田の人だったということも忘れていた人もいた。大きな檜の木も、その人が寄付してくれたもの。文書だけではダメで、やっぱり会いに行かないとダメだと思う。

【他の地域での振興事業】

- ・三岳村では、梅で村おこしを提案した。急斜面に梅の木を植えるのは無理なので、景観のことも考えて、道路沿いに植えることを提案した。梅茶や梅ジャム。農林高校でやってもらった。どんぐり麵なども。（それぞれの地域のことを考えると）、合併するべきではなかったと思う。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2009(平成 21)年 5 月 6 日 15:30~17:30
② 場所	木曾町役場開田村支所
③ 対象者	大目富美雄氏。 前述。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎、他 1 名
⑤ 目的	集落内景観整備事業と地域コミュニティの関係について。I ターン者の活動と地域コミュニティとの関係についての情報把握。
⑥ ヒアリングの方法	事前に mail でヒアリング内容を伝えた上で、ヒアリング。

ヒアリング要旨録 (大目氏：2009(平成 21)年 5 月 6 日)
<p>【I ターン者と自治的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I ターン者も基本的には区費 (月 1,000 円) を納めている。区費を納めるということは、五人組にも入ると言うことになる。 ・お宮 (年 10,000 円払う、供進費。強制ではない) を払う人もいる。 ・I ターン者の区長としては、下向区 (いちばん大きな行政区) では、区長もやっている。印刷屋さんも開田村の公民館長や消防班長もやられている。 ・もちろん別荘地の方などではそうでないところもあるかもしれないし、変わった人も中にはいるのは確かである。 <p>【I ターン者との意識の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の人との意識が違うところもある。たとえば、行政的に O.K.であれば区長から寄付の話がくることがあるが (赤い羽根募金など)、目標金額があつて区長から定められた額がまわってくるがあつて、何で勝手に額を決められなければいけないんだ、払えない、という人もいる。 ・あるいは、宗教的な違いもあり、区の会議でお宮の話をするのはおかしいのではないかなどという指摘があつたりもする。昔は地元であれば、「ずいしょう寺」(地元地域の寺) が当たり前だったのが、I ターン者にとってはそうではないので、指摘されることもある。 ・確かにプライバシーがない、ということもあつた。それでも、今までは何の問題もなかったから、税金にしても、区や五人組を通してやっていた (徴収率も高かった)。今は防犯上のこともあり (I ターン者のことも多少は影響があるかもしれない)、口座振替になってしまっている。 <p>【I ターン者が地元の良さを逆に教えてくれる側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山野草でも、地元の人は何とも思わなかったが、I ターン者の人からその貴重さを気づかせてもらうなど、そういう刺激がある。I ターン者が逆に地元のよさを地元気づかせてあげて、地元浸透していく、というサイクルがあるのかもしれない。 <p>【集落内景観整備事業の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在では、野焼き、里山整備が主要な対象となっている。 ・事業は規模も縮小したが (年 5 万円の補助金)、消防団も協力してくれて (消防自動車を用意して、ジェットシューターで水をまけるようにして待機している)、やっている。田んぼやスキが覆い茂っているところをやっている。今は、昔は必要なかったところ (昔田んぼだったところや畑だったところなど、手が入っている) をやっている。昔の野焼きは、もっと山の上の方までやっていて、今やっているところとは場所がちよっと違うのではないかな。

【水路整備等の景観整備】

- ・馬橋から入っていく道は、直接支払制度（農水省事業）を活用して、キレイに手入れされている（他と違う）。作業をやって、その賃金の支払いが出る。（農地、水路など）
- ・記名共有地などは、固定資産税が共有の名義でくるところが確かにある。山の奥の方にはあるが、今はもう手入れはいきとどかなくなっている。

【開田村の特徴】

- ・陸の孤島のようなところだったこともあって、民謡もここだけのものがあるし、方言もここは独特のものだと思う。年寄りだけの話は全く分からない。

【採草地と山焼き】

- ・採草地を焼いたのは、30年前くらいまでだと思う。
- ・山下家住宅の隣、山下吉右エ門さんに聞くとわかるかもしれない（町の助役）。加村金正さん（山下家住宅の管理人さん）もよいかもしれない。

【里山整備事業】

- ・里山整備は、道路沿い。下草刈ったり、間伐をしたりする制度。
- ・今原野になってしまっているところは、ほとんど農地だった。唐松なども20～30年くらいのも。春のお祭りなんかのときも、チェーンソーを持って行って、木を切っている。地主さんはいらない感じで思っているが、昔はそこは畑だったわけで、景観的にもよくないし、切るようにしている。

【景観と防犯・交通安全の関係】

- ・景観というよりも、防犯とか、交通安全の面でも、そうしている。
- ・道路沿いで、少なくとも目に見えるところは、手を入れてきれいになりたいと思っている。まずは自分のところでやらなきゃと思って、自分のところではそうやっている。

【開田村らしい風景とは】

- ・開田らしい風景といったときに、やっぱり30年代の写真を見ると、本当にゴルフ場のようで、採草地の印象が強い。
- ・嶽見旅館に、古い写真があるかもしれない。飾ってある。

【産業構造の変化と景観保全の関係】

- ・産業構造が変わってしまっているという中で、農林業、畜産を含めて産業を守っていくということが、景観を守っていくことで重要だというふうに考えている。日々の営みの中で結果として美しい景観が維持されていくということが重要。牛を飼う人もいなくなって、…となったら、この景観というのは意味がないと思う。
- ・人工的な工作物というのはできる限り少なくしたい。職員、住民の意識も高めていくことも重要だと思う。
- ・安全面や、鳥獣被害などの面などからも、考えていく。
- ・昔の生き方、昔の風景との関係の中で、生活と今の景観とをどう折り合いを付けていったらいいのか、ということ、暮らしていく人たちの中で問い続けている。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2009(平成 21)年 5 月 6 日 17:30~18:30
② 場所	G 氏自宅
③ 対象者	G 氏。 昭和 51 年に開田村の土地を買った I ターン者。住民票も開田に移している。2009 年には独自に自宅周辺の道路の草刈り作業等の美化作業を実施し、それがきっかけとなり、地域住民による広範囲の道路清掃活動に発展する。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎
⑤ 目的	I ターン者として旧開田村を選んだ理由、旧開田村のコミュニティ、景観に関する思い等の情報把握。
⑥ ヒアリングの方法	大目氏の紹介により自宅に伺いヒアリングを行う。事前にアポイントは取らなかった。

ヒアリング要旨録 (G 氏 : 2009(平成 21)年 5 月 6 日)
<p>【現在の開田村での生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票は開田の方に移したが、普段は仕事をしているので名古屋にいて、毎週、月、火はこちらに来るようにしている。水曜日はむこうで休めるように。 <p>【開田村を選んだ理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラマツ林と白樺林にあこがれて、あちこちで家を探した。開田がいちばんだった。 <p>【開田村との関わり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 51 年にこちらに来た。36 歳の時。末川の方の A 開発の土地を買って小さな家を建てた。最近になって、今の家の方に越してきた。現在 70 歳。 ・別荘を持ったのが若かったし、会社での立場はそんなに高くはないのに有給休暇をしょっちゅう取って開田に来ていたら、何でそんなに有給休暇を取って何をしているんですか？と訪ねられ、実は…と答えたら、それが広まってしまって、今では結構、仲間が開田を訪れてくれる人も多くなってきている。そうやって、口コミでも、開田の良さが伝わっていったらいいと思っている。 <p>【地域コミュニティとの関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちばん嬉しいことは、家の前を通りがかりに、車のクラクションを鳴らして挨拶してくれることがとても嬉しい。 <p>【景観に関する自主的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初は道路の縁石の隙間から生えてくる草取りをしていた。最初は家の前だけだったが、やりだしたらだんだんとその範囲が広がってきて、今は開田支所からマンションのあるところまでずっとやっている。今は、道路だけではなくて、その向こうの法面まで草刈りをしている。こちらにくるとそんな仕事ばかりしていて忙しくしている。 <p>【自主的な活動の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大目氏は、平松さんの取り組みのことを知って、自分も同じように草刈りをするようになった。朝のジョギングがてら、草刈りをしていると、やっぱりだんだん同じように範囲が広がっていく。でも一人ではとても間に合わないので、周りの人たちにも声をかけたら参加してくれる人が結構いて、今では 10 人くらいの仲間と一緒に道路周りの草刈りをしている。 <p>【畑仕事等の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑と裏山も購入した。畑ではトウモロコシを栽培している。人に配って喜んでもらえることが嬉しい。今は蕎麦畑を作ろうとしていて、水路を掘っていたところ。

ヒアリング要旨録（G氏：2009(平成21)年5月6日）

- ・周りの人に本当によくしてもらっているので、少しでもそのお返しができるだけと思っ
てやっている。それが喜び。
- ・野焼きはずっと前からやっている。
- ・裏山に毎年紅葉の芽を取ってきて、裏山に植えている。もう50本くらい植えた。去
年はその紅葉が本当にきれいに紅葉して、写真を撮っていく人もいて、うれしかった
（大目氏も写真をとってブログに載せたとのこと）。

【開田の美しさと魅力】

- ・開田は、花を植えたりするというよりも、ただ道路周りなどの草を刈るだけでも全く
印象が変わり、美しくなる。草を刈れば自然にその場所は芝が生えたようになってキ
レイになる。それも開田の魅力ではないか。

【地域のコミュニティ活動への参加】

- ・地域の活動にはできる限り参加するようにしている。むこうの仕事があるので、都合
が合わなければ参加できないが、こちらに来たときにそうした活動があれば、必ず参
加する。昨日（今朝？）も朝から清掃活動があって、参加してきたところ。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2009(平成 21)年 5 月 7 日 10:00～12:30
② 場所	旧開田村(現木曾町) 山下家住宅
③ 対象者	H氏。 開田村役場のOBで、役場在籍時は、企画振興課にいたことがある。現在は、山下家住宅・開田考古博物館の管理人。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎
⑤ 目的	木曾馬放牧地や、かつての入会地と現在の住民活動との関係等に関する詳細情報収集。
⑥ ヒアリングの方法	特に紹介等は受けずに、直接、山下住宅へ伺い、ヒアリング主旨を説明し、その場でヒアリングを行った。

ヒアリング要旨録 (H氏: 2009(平成 21)年 5 月 7 日)	
<p>【私有地と共有地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここ(山下住宅付近)から見える山というのは、ほとんどが私有地である。国有林は更に山奥であり、ここからは見えない。私有地の中には共有地があって、例えば数十名くらいが共有しているものがある。 	
<p>【カッパ(採草地)と呼ばれる土地利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつては、見上げるくらい上まで、カッパ(採草地)であった。ここから見える峰々も、標高差は400m程度あるが、ほとんど山頂までカッパ(採草地)だったのではないかと。 ・各集落が馬を放すような入会地を持っていて、夏のある時期になると、馬を放し飼いにしていたまに見にくい程度だった。 ・野焼きをして、2年に一回場所を変えて交互に使った。野焼きをする理由は、草がよく育つから。その草を冬の間の馬の飼料に用いた。 	
<p>【江戸時代の土地区分と現在の入会地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代の留山、明山はほとんどが国有林になった。国有林を入会地に使うことはない(どこまでを国有林とするかで、明治時代、昭和に入っても紛争等があった)。 ・入会地は、草を刈ったり、薪を取ったりするのに使っていた。 	
<p>【入会地に関する様々な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入会地を代々、譲っていくうちに、持ち主が分からなくなってしまっているものも多い。そういうものは分筆(分割登記)もできないで困っている。一度分筆を頼まれて九州まで判子をもらいにいったことがある。弁護士をつけてやるので、大変だった。相続者がいない場合もあって、一人当たりの相続税が高くなってしまっていることがある。 ・本来であれば入会地だから、その場を離れたら権利が喪失するはずだと思うのだが、実際には権利を裁判で主張されると、山でお金が稼げるわけではないので、結局は分筆せずにそのままにしていることが多いのではないかと。 ・西野は、方々に山を持っている。それは、一番最初から栄えたところだったからではないか。他の集落では、比較的自分の家に近いところに持っているのではないかと。どこまでが私有地か、共有地かを、どう別れているかを確認するのは、現在では非常に難しいのではないかと。 ・入会地というのは、基本的には部落が管理している。ただ、実際に使う場所は、それぞれに場所が決まっている。 	
<p>【木曾馬に関する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曾福島まで歩くと当時は6時間半かかった。江戸の中期くらいから馬の飼育が盛んになり出して、最盛期は大正である。農耕馬と軍馬に活用された。軍馬のために交配 	

して純血種が途絶えてしまったというのは有名な話。昭和20年くらいからは徐々に廃れていって、40年代くらいにはほとんどなくなってしまっていたと思う。

- ・大正時代には、300頭が約5,000円で売れた記録がある。馬小屋が下に掘られているのは、冬の間ずっと馬は小屋で暮らすので、そこに草をしいて馬の尿尿と混ぜて肥料にしていく。冬の間ずっとその上に草を重ねていくので、草が敷き詰められてくると、馬小屋から馬の頭が顔を出すようになる。そうすると春がくる、という感じ。馬の飼育数によって、掘る深さも決まってくる。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2009(平成 21)年 5 月 7 日 17:30～18:30
② 場所	木曾馬の里 (旧開田村)
③ 対象者	D 氏。 前述。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎
⑤ 目的	住民側から見た景観を巡る政策全般に関する考え方と、地域コミュニティと地域景観との関係
⑥ ヒアリングの方法	事前に電話連絡しヒアリング主旨を説明した後、当日は、資料等は用いずにヒアリングを行う。

ヒアリング要旨録 (D 氏 : 2009(平成 21)年 5 月 7 日)
<p>【住民のゴミ等の景観に関する意識変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨日も地区で掃除を行ったが、昔に比べたら大分ゴミは少なくなってきた。村の人の意識もかわってきた。昔は車の窓からゴミを捨てる人がたくさんいた。 ・ゴミ置き場もそうだが、神田村長が結構補助金も出してやっていた。水生植物園より前？(4年くらい前かなあ)、水性植物園はアヤマがすごくきれいだったので、村の入り口なので、きれいにしようということで始めた。 <p>【ゴミステーション事業の始まり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新地蔵トンネルから水生植物園までのところは村が土地を借り上げている。 ・神田村長は豪快な人だった。大目氏がその下で本当に一生懸命やっていた。 ・ゴミステーションは、最初に自分たちで作ってしまっ、その後にお金をもらおう(何とかしてくれ、と言う形で泣きつく感じ。それで周りが認めてくれれば。外堀からいく。いきなり話をしに行ってもダメ。若い人にもそういうふうアドバイスしている)ということで交渉した。 ・4月に区長会で話をして、9月の定例会で予算を付けた。最初は門前払いだった。 ・最近の青年会の人たちもいろいろとやりたがっている。 <p>【A開発のよる乱開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A開発は、北海道からきた会社で、R.W 氏とその秘書の M 氏という人がやっていた。名古屋の政治家との関係。西野のトレッキングセンターの方にも 2カ所。開田に合計 4カ所くらい開発用地がある。別荘を建てるのは、西野の方が多かった。そのころ、旧開田西小学校を廃校にして、名古屋の市村学園を誘致して、夏には合宿をやったりしていた。それで大量の水を使うので、市民に水がいかなくなってしまった。 ・それで、別荘の水をまずストップした。当時、村の水利権を水力発電用地の関係で電力会社に全部売ってしまっていたと記憶している。マイア(スキー場)は、水利権を買い戻したのか。その後、タンクを新しく作って別荘にも水がいくようになった。一町歩、(現在は、基本条例で)2,000平米以上は開発許可がいる。当時はまだ条例がなかった。昭和46年頃。当時は坪2万円くらいで売っていた。バブルの頃だった。投資目的で買った人が多かったのではないかと。当時買った人はなかなか別荘を建てなかった。今はすぐに建てる人が多く、住みたくて来る人が多い(基本条例とその後の景観を巡る政策の実施において、A開発と水を止めた話は、行政の真剣度として地域では良く語られている)。 <p>【集落内景観整備事業の現在の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今は集落内事業では、野焼き、花壇設置、間伐・除伐が主。昔は木を切って山は本当にきれいだった。火を付けてもその部分だけで収まった。今は腐葉土が堆積しているので、土が燃えてしまう。

【共有地（かつての入会地）等における活動（カップ等）】

- ・草を刈る、刈らないで、境を超えて刈った等と言って、けんかになった。
- ・石を積んだり、古い古木、特徴的な木などを残しておいて、それを境にしていた。今でも残っている。家のすぐ近くでもそうだった。
- ・若い人は、今自分の土地がどこにあるかわからない。
- ・共有地でも、他80何名とかなっている。たちまわり、と言って、自分の使える土地があったが、共有地なので、登記はできない。
- ・国有地も昔は共有地だったということは、ないのではないかと思う。
- ・当時は家から離れたところまで、昔は草を刈りに行っていた。
- ・秋にまだススキが青いうちに刈りに言って、春までの餌にする。
- ・豊かだったとは言えないけれども、食べ物は自分たちの地域でまかなえたとし、出稼ぎにいくようなことはそんなにはなかった。でも、昔の開田の米はまずくて食べられるようなものではなかった。
- ・稗とか粟が主だった。米はだいぶ後。
- ・野焼きをして、カップをやいて、灰を肥料にしていた。ワラビなんかもよく取れた。
- ・昔は、木なんてなかったし、きれいにしていたから獣もでなかったし、出てもすぐ見えるのでわかった。

【共有地等の活動（カラマツ植林後）】

- ・カラマツは、一代で2回、3回切れるということで、奨励されて植えられた。
- ・木が覆い茂ってしまうと、木も使い物にならない。間伐して日射しをいれてあげて、下草を生やしてあげなければだめ。そうすれば、肥料にもなる。今になって木を切ろうとしても、根が根付いていないから倒れてしまう。
- ・実際に木を使おうとすると、坪80万くらいかかってしまう。
- ・木曾町から木を使うと補助金が出るようになってきている。今、建築士会の方で話をしている、何割か以上使えば補助金が出るよという話をしている。
- ・山の手入れは、昔から共同でやっていた。

【獣害の問題】

- ・今いちばん景観整備に力を入れるのは、さるとか獣が出てきて農作物が荒らされてしまうということで、やることが多い。
- ・猿は、道路の片側だけに木があっても飛び移れない。両側に木があると飛び移って移動する。今、軌道の下側だけは木をなくそうということで、地域でやろうとしている。前は森林組合に頼んでやろうとしたが、むこうもお金にならないので、申し込みは結構あるらしい。

【野焼きやその他の活動】

- ・500円の税金を出していて、それで森林組合の活動を維持している（今、理事をしている）。昔は総会などあれば飲みに行ったりしていたが、最近はそういうことはこのご時世めっきりやらなくなってしまった。
- ・五月の八十八夜に併せてやる。その後にみんなで懇親会をし、ああしなければいけない、こうしようという話をしている。
- ・野焼きの場合は、消防にお願いしなければいけないので、区長会ではなしをして、区ごとに日をずらしてやっている。今は消防も人が少なくなってしまったので、消防は待機をして火が出たらかけつけるということにする。
- ・昔は、消防も200名くらいいて、入りたくても入れなかった（待ちだった）。ある年齢が来ると班長さんがお願いして、勧誘に来て、半ば強制的に入っていた。消防は行政区ごとに活動していた。分団は、西野、末川、把の沢の3つがあり、分団の下に班がある。班が今の行政区単位となっている。今は各地区も人がすくなくなってきたので、維持するのが難しくなっている。

【区長会により活動】

- ・各区でやることを区長会で報告してやっていた。お金も以前はもっと出ていた。昔は一つの活動について結構出たが、今は花壇、野焼き等抱き合わせで10万。
- ・今は区長会であまり話をしなくなっているという。配りものをもらってくるだけという感じもある。昔は、神田村長もびっくりするくらい、お昼も抜きで話をするくらい、要望から何かいろいろと話をし、よくやった。
- ・あんまり若い人がやっても、何か有事があった時、災害があったときなどは、先頭に立って指揮を執ることができなくなってしまうのではないかと。

【災害復興等の五人組の役割】

- ・5.8 災害の時は、災害復旧などして大変だった。カラマツの木などは根が小さいので、倒れて内の中までに入ってきた。
- ・五人組の組長と区長と一緒に話をして、活動内容を決めて、その内容を区長会で報告するという形だった。消防の会議の時に区長が行って協議をする。
- ・参加するのは、全員。昔から何か自分の家で災害などがあったときに助けてもらえない、見る目が違う、ということもあるのか、必ず参加する。
- ・昔は参加しない場合、日当分のお金を出せといったこともあるが、今はしていない。

【Iターン者と五人組】

- ・集落の中にIターン者もいる。そういう人たちもやはり五人組の付き合いをする。新しく入った人たちは、いきなり区長などをまかせるのではなくて、一回りして様子が分かってからやってもらうようにしている。
- ・最初は、はいつてきてもわからないので、周りの人たちが教えてあげている。
- ・昔からのしきたりがあるので、Iターン者が何かやって周りがそれに乗ってくる、ということはない。昔からのしきたりで地域が保たれているようなところもあるので。
- ・管沢などは開拓の人が入っているので、そういう人たちの場合にはそういう人たちの間での団結がまたあると思う（国有地を開拓してそこに入っていく）。

【冠婚葬祭と五人組】

- ・（区内には）向筋の中に、西、折戸、会坪、胡桃度、の4つ（の集落）がある。冠婚葬祭もその4つのそれぞれでやる。まずは五人組の集落があって、それに行政区の人が参加することもある、という感じ。全部その集落内でやるので、よそから来た人には全然分からない。東京だと外に頼むが、ここでは全部こちらでやる。
- ・まず五人組があって、後から行政区というものが付いてくる感じ。行政も集落のことには口を出さない、というところもある。
- ・結婚していない独身の長男が結構多くいる。若い人は少なくなってきている。小学生なども減ってきているし、若い人は外に出て行ってしまう。
- ・木を切るとか、そういう作業だけではなく全部をひっくるめて、まわりの協力がなければ、開田では生きていけない。よそから来た人たちが、いちばん喜ぶのは、野菜をもらったりすること。
- ・集落でやる、冠婚葬祭以外の、お祭り、景観整備、区の総会（前年報告、今年の計画、補助金の話など）などの時にみんなで集まる。
- ・イノシシが出ると、じゃがいもなど一晩でもっていつてしまう。熊も結構出る。昔なら、500、600m先に獣が出て、すぐに分かった（採草地で見通しが効いた）。

【青年会の構成】

- ・末川だけの青年会があって、青年会長、その他役員があるが、西野、把の沢の三つで青年会、全部が集まった連合青年会、というのが。消防団とは別組織。その名残の一つ（OB）が「がったぼ会」なんじゃないか。熊野神社の祭りや、開田小学校での盆踊りのやぐらづくりや提灯づくりなども、青年会で寄付を募ってやった。若い人が寄付をお願いすれば、断る人はまずいない。S52年頃で、70万円くらい寄付を集めた。今でも末川の公民会にある。祭りは、もう今はやらない。今の若い人たちはそういう

ヒアリング要旨録（D氏：2009(平成21)年5月7日）

まとまりがなくなりました。昔は、平日は野球やソフトボールをやって、日曜日は試合などやっていた。当時はものすごくはやっていた。

- ・ うちらが入ったときは、集まって飲む楽しみでやっていた（消防も青年会も）。今は、訓練をやっても、終わったらすぐに帰ってしまう。飲むことが少なくなった。昔は、1時、2時でも平気だった。少人数で飲むのはいいが、20人、30人集まって飲むということが嫌らしい。

【共有地の活用】

- ・ 今は共有地を使うことはまずない。
- ・ 昔は小野原の上の方に大きな共有地があって、牧場として使っていた。オートバイで走りまわれるほど何もなかった。今は誰の共有地だかもよくわからなくなりました。
- ・ 「名持ち」として、税金の固定資産の話は来る。だけど、どこにあるのかわからなくなりました。
- ・ 把の沢の奥に共有地があって、牧場がたくさんあった。今は植林している。実益が出ている。
- ・ 各沢の奥にはどこも共有地があって、牧場があった。まったくの放し飼いだった。放し飼いにしていて、どこかにいっても、必ず帰ってきた。
- ・ 合併して変わったということは特にない。行政との距離が遠くなったのはある。特に、区長制はとにかく大事にしようという話をしようとしている。それがなくなってしまうたら、なりたたなくなってしまう、という話はしている。
- ・ 野焼きは、たんぼとかやめていってしまって、もぐらなどの有害駆除のために始めた。昔は個人個人で野焼きはやっていた（あぜみちなど）。畑やたんぼをやめるようになってから、やり始めた。
- ・ 昔からうるさかったのは、水利権。区の中でもあった。水の取り合いをした。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2009（平成 21）年 9 月 17 日 13 時～17 時
② 場所	髭沢地区
③ 対象者	大目富美男氏 髭沢地区に生まれ育ち、現在も髭沢地区に居住 伊東尚人 木曾町役場企画財政課。学芸員の資格を有する。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎、他 1 名
⑤ 目的	髭沢地区における、各空間構成要素に関する地域社会との関わり（所有・管理・活動等）、その変化の現地調査
⑥ ヒアリングの方法	ヒアリング対象者と実施者が一緒に髭沢地区を一周巡り、各空間構成要素に関する地域社会との関わり（所有・管理・活動等）、その変化に関する文献調査で得られない情報を、直接聞き取った。

現地調査時のヒアリン要旨録（大目氏・伊東氏：2009（平成 21）年 9 月 17 日）
<p>【祭りと村道、あぜ道等の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区では、春祭り、夏祭り、秋祭りというものがあって、髭沢地区では、祭りに合わせて草刈り、ゴミ拾い、U 字溝の土をスコップですくいあげる。腐った木を伐る。祭りの日の午前中やる。年 3 回。その際、道路に被る邪魔な木を伐らしてもらう。午後は祭り。 末川地区に大きな神社があるが、髭沢の住民は髭沢地区の神社に年末年始に言って末川まで行かないことが多い。 春、夏、秋の祭りの役があるから、最低 3 回は役をやることになる。 <p>【国の補助金の活用による】</p> <ul style="list-style-type: none"> こっちの田んぼは国の補助事業（髭沢とその他一箇所が該当）の補助金で道具買って田んぼ、農地を管理している場所。有給農地の保持の対策の一環。髭沢とたかお沢の二カ所が該当していると思う。 年に何回か地権者が集まって草刈り、デンボク（電気柵）の取り付け作業とか取り外し等を行う。遊ばしておいたら草がぼうぼうになる。だいぶ良くなった。自分の畑、田んぼやあぜ道の草刈りは個々自分で刈る。草刈りだけで大変である。 電気柵は、クマ、イノシシ対策だが、今はイノシシが多い。 駐車できるスペースとその周辺の花壇は、補助金事業の一環。用地は事業の一環として、花壇、公園を作らなくちゃならない。元々は土捨て場だが、地権者が集まって作ったもの。 <p>【蕎麦畑】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蕎麦畑が増えている。昔だったらこれほど多くの畑は出来ない。蕎麦は 7 月中旬に種まき、9 月下旬刈り取り。蕎麦は途中の管理いらぬ。 しかし、一方で刈り取りが大変。乾燥して脱穀して今は振興社に頼むとコンバインが来て狭い道は駄目だけど、刈り取りやってくれる。刈り取ったものを工場乾燥。売りたければ 1kg500 円で売れる。そうした栽培のサイクルが出来上がった。今は一人 90ha くらいの面積。 <p>【道路脇の樹木、田んぼ内の施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路脇に生えている木は、地権者が管理している。電気柵は地権者がみんなと一緒にやる。 田んぼの中に入るところに枕木を寝かして橋のようになっている。これは、コンバイン等が入り易くするため。これも地権者みんな協力して運んだもの。U 字溝ヒューム管を入れて土を掘って通れるようにしてある。

【田畑における作業】

- ・作業はケースバイケース。みんなに関係する時は作業としてやる、個人でやるものはちょっと手伝ってもらったりしてやる。
- ・例えば、川の向（むこう）の方は、その人たちだけで集まってヒューム管入れたりする。地権者は川向こうの人だけだから、こちらと作業やる日とは別に向こうで作業やる。
- ・今はみんな高齢化したので減ったが、昔はよく集まって作業したので、年中作業していた。かつては消防、公民館、PTA など忙しく、日曜日などにまた作業することになった。
- ・お祭りに合わせて草刈り、U 字溝、土掘り、枝打ち、干ばつのようなことをする。道路沿いのね。秋、春先は、チェーンソーで道路沿いの木を伐る。
- ・草刈りするのね、木でふさがっちゃうから、間伐する。
- ・道路から 10m くらいは木を植えないとかそうしたい。
- ・年寄りが居るところでは、木も何も無いともったいない気がして植えちゃう。そうすると 20 年から 30 年経つと大きくなって迷惑。
- ・景観とか木のためにも良いというメリットもあるけど、それ以上に交通安全面で危ない。特に雪が溶けないとか凍るとかなので、交通安全面で道路から何 m は木を植えないとかにしていきたい。
- ・支所でも力を入れ始めて九蔵峠からあっち、だいぶ木を伐って明るくなった。
- ・今年トンネルから出たところ両方伐ってくれた。白樺と赤松もあつたんだけど、個人で植林している檜も伸びちゃって、普通の木じゃないから切ることが出来ないのではと心配したけど、理解してくれてぼっさり伐った。
- ・林が近いと動物がすぐそこに来て畑に入る。伐ることによって出てこなくなる。

【お墓等】

- ・お墓は自分の土地につくる。公共の墓地はない。開田では共同のところには作らない。昔はもっと山の方に作った。今は個々に墓地をつくっている。
- ・斜面が綺麗な場所は個人が自分で伐っている。牛飼う人が減っちゃったけど、本当は刈るだけじゃなくて牛に食べさせるのが良い。

【山の神】

- ・ほこらがあちこちにある。これは山の神。地区の山仕事の安全を祈願。山の神とほこらは 5 件くらいで管理。
- ・お墓は敷地の中でなくても自分の土地の中に、離れていても割と近くにある。

【冠婚葬祭】

- ・冠婚葬祭、ひげさわは約 30 件の中に 4 つの 5 人組がある。たやっていうんだけど、ここに何か不幸があると、5 人が中心で仕切る。3 地区は手伝い。今は、食事はパックでとる。あとは蕎麦を茹でてだす手伝い。掃除して帰る。
- ・昔は土葬だった。15~20 年くらい前まで。平成になってからもあつた。亡くなると家の中のものを出して、倉とか物置に出してスペースをつくる。昔は寺でなく家でやったから。玄関に仮設の下駄箱をつくる。ブルーシートを貼って。
- ・車庫などに大きな釜を用い、うどんを茹でる。ざぶとん、鍋、食器などは、公民館などから全部かき集めてくる。天ぷら、玉子、ひじき、集落の家で分散して全部作った。
- ・遠くの人が飲んで食べて、次に村の人が飲んで食べて、次は親戚が食べて、3 回くらいやった。3 日くらいかかった。何十枚もお皿洗ってすごかった。

【髭沢川の管理、田んぼの石垣管理】

- ・髭沢川は国の管理。一級河川。川の清掃は、最近あまりない。ただ、川に入る柳の木を伐ったり、区の作業でやったこともあつた。
- ・石垣はそんなに直したりしなくて済む。
- ・水路は年に 1、2 回みんなで清掃。
- ・田んぼ、畦はそんなに壊れない。壊れれば直すけど、江戸時代に作ったものが残っているとか。

【石仏、馬頭観音】

- ・石仏とか馬頭観音は、昔は馬を無くした時個人が立てた。個人の敷地の中にある。家族の墓と一緒にある。田んぼや畑に立てたりしたり。今馬も飼わなくなって人もいなくなった。祭らなくなり地区で集めだした。一カ所にまとめてそこでお祭りするような形をとっている。

【ほこらの土地所有等】

- ・ほこらなどがある地域も個人の土地の所有者のものだけれど、神社と同じでお祭りしてある木（チイなどの木）。
- ・家の敷地の境界には生け垣。西また（西尾の奥）は生け垣を防風林として使っている。風が強くないところはただの生け垣。

【リサイクルステーション】

- ・リサイクルステーションは新聞、ガラス、瓶、缶、紙、アルミ缶。回収の決められた日にここを開けて行者が持って行く。もともとは消防の積載車の器具置き場。もうなくなったので今はリサイクルステーション。

【田んぼの石垣】

- ・水が流れている所は石垣で出来ている。田んぼの石垣（江戸時代からある）。今やったら大変。財産。壊れたら安易にブロック積んだりしちゃうからもったいない。

【休憩施設、ハゼ】

- ・ベンチ、休憩所は、地区で作った。ハゼも作った補助事業。県単体の元気づくり事業。
- ・ハゼ。個人の財産形成に関わるものは補助事業の対象にならないけど、地区全部で使うということで、補助事業になる。ハゼは今は鉄骨になってる。田んぼつくる人も少なくなってますますなくなっちゃう。これを残すということでの補助事業。地区の人たちが切ってきて昔風のやり方につくった。

【野焼き】

- ・手前の山は手を入れはそんなにやってない。野焼きはやってない。もう危なくて出来ない。さっきのコスモス植えてある部分で野焼きができる程度。あのへんこの奥だけだね。

【ガードレール等】

- ・川周りのガードレールはついていないところとついていないところがあるが、特にカーブで危ないところだけつけてある。

【髭沢川】

- ・川の所は河床が下がってくる。川の周辺の草刈りをみんなでする。昔は橋が木橋で飛び降りて遊んだ。今は川が荒れた。
- ・個人の敷地に花壇を作ったり、道路際に花を植えたりする人は結構いる。全く個人。公民館に植えてあるのは、老人クラブがやった。種のやりとりなどない。同じ花植えようとはない。外部から見ると花がとても多く綺麗だが、地元の人には特に多いとも感じない。
- ・薪ストーブ、煙突。今では贅沢だから無くなってきている。自分の山をみんな里山として持つてる。昔は、そこから木を持つてくる。木は先祖代々の場所から持つてくる。だから山が綺麗。昔は少しの土地でもマメ蒔いたりして綺麗。枝を拾って、たき木をした。昔は、木や薪、草も良いところから切ったから合理的で、しかも綺麗だった。
- ・大目さんの小さい頃はコークス。コークスに火を付けるために白樺の小枝が必要だった。昔はトイレでおしりふくのに木の棒でお尻拭いたりしていた。それを流しちゃうと、間違えて箸に使っちゃう（笑）板を渡しただけのトイレ。
- ・子供の頃、トイレは外にあって昔は凄く怖かった。板が3つ渡してあるだけ。

【個人の牧場】

- ・牧場では馬を個人で飼っている。馬の2頭飼っていて乗馬をやっていた。乗馬を商売にしていた。

【一本橋】

- ・昔一本橋があって、下に魚が泳いでいるのが分かった。捕まえて帰った。今は水が下がってしまった。
- ・昔は鰻がたくさんいた。川干しで捕まえた。川が二手に分かれる場所に一方の水を止めて魚を一網打尽にした。最近は子供が少ないし川などで遊ばない。
- ・昔は、プールがないので、父兄が川を止めてくれてプール代わりにして遊んだ。
- ・木は、昔からのものが大きくなっていった。栗やクルミは実がなるので縁起がいい。

【どんど焼き】

- ・1月14日どんど焼きがあって、各家庭の松やそば殻を燃やす。東西南北4方向にしめ飾りを結びつける。紙を切って、閉じるのがくずの木。どんど焼きのてっぺんはクルミの木。クルミの木は実がなるから伐らないで大事にされている。
- ・どんど焼きは、髭沢が一番大きい。集落単位でやる。25歳、42歳の厄年の人が集まる。現在は人が少ないので、橋の前の決まった場所に14日の朝つくる。支柱として、白樺や唐松などを、区長と副区長が今年のアキ（空）の方角を調べて朝行つて木を伐つて持ってくる。誰の土地でも関係ない。午前中はみんなで作業してつくる。みんなは松とかしめ飾りを持ってくる。
- ・15時に厄投げをして。その後、厄年の人がお金やお菓子日用雑貨などを投げる。そのまま振り向かないで、おみやへお参りにいく。そして夜7時に、みんな集まって、それを燃やす。火をつける役の方が決まっている。そして、みんなで餅などを持ってきて焼いて食べたりする。

【神社】

- ・神社に向かうみちは、宮世話人が管理する。髭沢地区の4つの集落（五人組）ごとに宮世話人という人がいて、お祭りの時草を刈ったりする。
- ・髭沢は信心深い。御嶽山に経の人もいた。神社の名前は大目さんの曾祖父の書いたものがある。昔ここの神社で一杯のんだ。
- ・今は公民館。昭和30年代に公民館ができた。公民館は自分たちでつくった。髭沢地区の神社が特別に大きい。厄落としをした人がくる。年末年始にオープン。春夏秋冬、大晦日に開けるだけで、あとは髭沢地区だけで管理している。

【間伐】

- ・間伐すれば動物が畑に入らない。どんどん木を伐らないと木が大きくなりすぎる。畑だった部分が林になってしまう。カラマツの実が落ちると成長が早く大根の畑がカラマツ林になる。仕方なしに、区のお祭りの時にばんばん伐る。
- ・昔、カッパの時も祠周りの木はあった。昔は木がなくてスキーをしていた。カラマツは戦後植えた。県の林務部でカラマツをすすめた。昔は何を作るにも全てカラマツを使っていた。需要がなくなり手入れしなくなった。
- ・道路に面した場所でも、伐つて出せば出すほど赤字になる。切り捨て干ばつになってしまう。今はカラマツで売るとトラック代や手数料の方が高い。
- ・昔は、朝に馬を放牧につけて行って夜連れ帰った。
- ・牛の放牧を試験的にやっている。草を食べてもらおう。結果は聞いていない。
- ・中学、小学校はスクールバスがこっち（髭沢）まで来ちゃうようになって、子供の体力が下がった。スクールバスが来る理由は、熊が出ること、不審者が出ることによる。本当は熊が出ないような策をこうじた方が良く思っている。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2009（平成 21）年 9 月 18 日 15 時～17 時
② 場所	末川地域全般（髭沢地区を含む）
③ 対象者	I 氏 旅館経営。末川地区（髭沢地区を含む）に長く住み、戦前からの景観の状況を詳しく記憶している。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎、他 1 名
⑤ 目的	髭沢地区を含む周辺地域の補足調査、及び昭和 20 年代から現在までの景観の状況を、代表的な視点場からヒアリングしつつ把握する。
⑥ ヒアリングの方法	髭沢地区を含む末川地域全体を車で走り、地域が見渡せる代表的な視点場の何カ所かでは、1947 年の航空写真の現地を比較し、I 氏の記憶を踏まえて昭和 20 年代の景観の状況を確認。

ヒアリング要旨録（I 氏：2009（平成 21）年 9 月 18 日）	
<p>【かつてのカッパ（採草地）の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（航空写真と比較しつつ）向かいに見える山の、あの山頂部分から縦割りになって、採草地が筋になっていた。下の方が現在カラマツに見えるあたりは、みな畑だった。そこに木を植えた。 ・畑の裾野で少し平になっている部分は蕎麦畑だった。近くの方は普通の農産物を作っていた。 ・蕎麦が多かったのは、米が取れなかったから。昔は寒いから米が取れなかった。今いろいろ出来てきて米が取れるようになった。他につくるものがないからそれでも蕎麦を作っていた。トンネルが出来てトラックが入れるようになってから、高原野菜を作りだして蕎麦が減った。 ・馬の里のあたりの上の棚では白菜を一面につくった。毎日トラックが 10 数台入ってきて市場に運ぶ。昔は今より人口が多かった。 ・昔は馬を使って農耕を行った。子馬が生まれると市場で売るなどして、人口も多かった。 <p>【カッパ（採草地）からカラマツ植林への移り変わり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そっちの谷も、すべて採草地だったものがカラマツ植林になった。 ・赤松は全て年々で昔から多かった。 ・ここは一面原野で、全て採草地があった。7 ヘクタールぐらい、畑と原野と採草地。何もなかった。昭和 30 年ごろには木が生えてきたかも。 ・361 号の部分の国道ができるまでは最近まで畑だった。郵便局から先の信号の所まで、全て農地が続いていた。いまは、全てカラマツと檜。 ・この鳥居は昔から御岳山。御岳山の神様の先達。そういう人たちが祭られている。御岳山は今よりあちこちで見えた。カラマツ林が昔は畑や採草地だったから。山の裾野が広くてすごく綺麗だった。 ・馬の放牧場の部分は、昔から畑だった場所。対岸の蕎麦の花が咲く頃には真っ白に見えた。山裾の白い蕎麦の花は一面非常に綺麗だった。 <p>【地形と蕎麦畑の広がりとの関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼがある。その後ろの緩い緩い斜面は畑だった。今見ると、段になっているように見えるところは、みんな畑だった。白い花が広がっていた。 <p>【みかんの仕事へ出稼ぎ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30 年前は、冬になるとみかんの仕事。今から 30 年くらい前。夏は百姓。木材良かったから山仕事、材木出して。それに比べ、今は、山は金にならない。間伐しないから 	

根が張れない。ちょっとの風雨で倒れてしまう。本当は小灌木が生えてないといけない。

【三分の間伐】

- ・上は干ばつ事業で干ばつした。干ばつしても微々たるもの。下の方はやっていない。三分の一干ばつ（三分の一を伐る）という話をした。三分の一以上伐りすぎると、根が張っていないから雨風にあおられる。
- ・現在は、材としてはつかえるが、コストが高くなり赤字になる。中腹より上は切り捨てるからごろごろしている。
- ・上の方は、間伐してすいているのだが、ほとんど見えない。

【松林】

- ・松林は自然に出てくる。燃料は広葉樹、コナラが一番よかった。火力あり、灰がたまらないので、木炭を作る。昔年寄り達は出稼ぎに行けないし、冬仕事がないから、木炭を作っていた。

【森林鉄道等の交通手段】

- ・冬は車も入ってこない。昔は林業鉄道が唯一の交通機関だった。木曾川の脇。
- ・上松が起点だった。そこから三岳、三岳の大潮というところで、大嶽村から西野の方へ、もう一つは末川に分かれていた。
- ・開田は林鉄が唯一の交通機関。あげまつとの交流は隣の福島より多かった。
- ・木曾福島へは、地蔵峠を越えて歩いた。木曾福島まで片道5時間くらい。運搬は馬。荷馬車。人間と馬が峠越しで荷物を運んだ。
- ・最初は木炭バスだった。地蔵峠のところを走っていて、やっと道路が開通してバスが来るようになった。大目食堂の前の広場は木炭バスの車庫だった。木炭で火を起こして峠をひとつひとつのぼっていく。
- ・冬は雪でだめ。春先に雪が溶けたときも通行止め。峠の向こうの茶や場までしか来ない。あとは歩いて来る。

【山の斜面と干し草の運搬】

- ・カラマツ。少ししたの青い部分が檜。昔そこに畑があがった。その上がカップ。つまり、山裾の相当上の方まで畑だった。
- ・刈り取った木があってカップがあって、山の頭からワイヤーで線をひいて、刈った草を山で乾燥させて、その後に縛って、滑車につけて下の場所によいところまで飛ばして運んだ。
- ・山に縦に筋のように見える森林の境のようなものは、カップの名残。

【森林鉄道】

- ・山裾に横に筋のように見えるのは森林鉄道の軌道だった場所。材木を引っ張る。ガソリン、エンジンの小型のやつ。人も場所によって乗れる。大滝のは、レール太いもので人が乗れた。毎日一往復していた蒸気機関車。
- ・トロッコ台車。ガソリンは小さな軌道のもので奥まで末川入って行っていた。
- ・毎日、ダムのところまで行って戻ってくる。
- ・トロッコまたは台車で材木を2～3本引っ張ってくる。
- ・下りはブレーキだけで操作した。
- ・人間の乗る台車が一番後ろにつけて、そこに6～7人乗る。

【天然木と獣害】

- ・大きな天然木が残っているのは1800m～1900mと高い場所だけ。
- ・昔は畑にそばを蒔いても、猪の被害なかった。それは、高い山が木を伐ってなかったから、動物が住めた。熊のでたはなしを聞いた事がない。せいぜいミツバチにやられたという話。
- ・今年、早くから熊が出てきた。山には木の実が何もない。イチゴも何もない。
- ・昔は天然木にミツバチの巣がいっぱいあった。

- ・いのしし、猿、クマが出てくる。クマは夜畑の中の方でトウモロコシを座って食べている。
- ・山ではサクランボを、木の上に棚をかけてそれを歯でかじって折って座って食べている。
- ・川を渡ってすぐ上の小次郎という人の家のすぐそばまでクマの子連れが来た。クマは蜜が大好きで、ミツバチを飼っていたら噛み破られた。一カ所に20~30置いてあるところに入ってきて、その一つを抱いて行って、木の下で安全なところで食べている。人間がいても平気なクマもいる。

以上

参与観察諸元	
① 日時	2009（平成 21）年 10 月 24 日 14 時～22 時
② 場所	新地蔵トンネル入口の沿道、及び民宿ひらまつ
③ 対象者	大目富美雄氏 長野県木曾地方事務所林務課、その他林業関係の方々合計 20 名程度。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎
⑤ 目的	沿道景観整備事業の対象地となっている白樺林の維持管理は、旧開田村住民等の自主的な活動に支えられている。当該地の伐採作業、その後の懇親会に参加することで、その活動実体を把握した。
⑥ 観察の方法	沿道景観整備事業の対象地となっている白樺林内における灌木伐採、下草刈りの作業、及びその後の懇親会作業に参加。

参与観察録（2009（平成 21）年 10 月 24 日）		
<p>【活動主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該活動は、木曾郡の「林業関係グループ」による森林整備及び交流会として位置づけられているが、正式には「林業研究グループ」の活動の一環である。 ・「林業関係グループ」という既存組織が存在するわけではなく、木曾郡内の「林業研究グループ（既存組織）」が毎年会場を変えて、森林整備作業と交流会を行っているものであり、2009 年は開田高原が会場となった。 ・本年は、「林業研究グループ」に旧開田村の自主的な地域活動組織である「がったぼ会」、「開田高原倶楽部」や、木曾福島林業振興会、長野県の木曾地方事務所総務課、その他の林業関係者が加わり「林業関係グループ」としての活動と位置づけられた。 		
<p>【活動日程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布された活動日程表は以下の通りであった。 		
<p>森林整備・交流会日程表（10 月 24、25 日）</p>		
日程	内容	備考
10:00～	木曾町開田高原 集合	新地蔵トンネル入口付近（開田高原側）
10:00～ 12:00	除間伐作業	道具は各自持参
12:00～ 13:00	昼食（末川公民館）	昼食は事務局で用意します。
12:00～ 16:00	除間伐作業	
16:00～ 18:00	入浴（御岳明神温泉やまゆり荘）	希望者のみ（実費）
18:00～ 20:00	交流会	木曾町開田高原末川「民宿もとひら」
7:30～	朝食	
8:30	解散	
<p>【参加費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼食、飲食代を含め、参加者の自己負担であった。 		
<p>【用具等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業道具等は、原則的に参加者が持参する。持ち物は以下の通りである。 ・ヘルメット道具（ナタとノコギリ、チェーンソー又は刈払機）、作業のできる格好、軍 		

参与観察録（2009（平成21）年10月24日）

手、雨合羽など雨天時の用意、着替え。

【参加人数】

- ・作業中に確認出来た人数は、20人弱であった。

【除間伐の参与観察：14:00～16:00】

- ・観察者は14:00より除間伐作業に参加した。
- ・除間伐の対象地は、国道361号線の新地藏トンネルの開田高原側出口付近から約1km程度からの沿道区間数百メートル程度であり、旧開田村の沿道景観整備事業の対象地及びその隣接区間である。
- ・林業関係者が先導して、チェーンソーを用いて比較的太い灌木や枯木を伐採していく。女性や慣れない参加者は、より細い灌木をナタとノコギリで間伐し、枝を切り落として一定程度長さを整え、場所を決めて形を整えた山積みにしていく。また、作業に慣れた参加者が刈払機で草を刈っていく。
- ・特に、グループに分かれるわけではなく、それぞれの参加者が気のついたことを自分のできる範囲で行うことを原則とし、特に作業中の怪我をしないように充分留意することが求められる。
- ・作業を行う場所は、国道361号の沿道斜面であり、一部沢などが入っている急斜面の箇所もある。作業が危険な箇所は、林業関係者が作業を行う。
- ・1時間に一回程度の休憩を行い、作業のペースも参加者に任される。
- ・作業終了後の沿道を道路上から眺めると、森林がすっきりと整理された印象となっていた。美観向上は明らかであるが、獣害の防止にも有効であるという。また、放っておくと、灌木が増え、手の入れられない森林が増加することのこと。

【交流会：18:00～22:00】

- ・開田高原の地元代表として大目氏が司会進行を行う。乾杯の後、飲食をしながら参加者全員が自己紹介を行う。木曾郡内の各所から参加者があり、初対面の参加者も何人かいたが、ほとんど互いを知っている参加者が多かった。
- ・話題の中心は林業の話であり、その他の昔話や地域活性化等に関する情報交換等が行われる。
- ・席順も特にきまっておらず、近くに座っている参加者との会話が進み、時々、参加者同士が自然に席を替わっていくことで、ほとんど全員が互いにごく自然に会話できた。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2010(平成 22)年 7 月 19 日 9 時～11.5 時
② 場所	F 氏自宅
③ 対象者	F 氏。 前述。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎
⑤ 目的	景観を巡る政策実施の背景、目的、経緯、実態、その他政策の実態の把握。前回ヒアリング時に把握した事項の確認等。
⑥ ヒアリングの方法	事前に電話でヒアリング主旨を連絡した後、ヒアリング時は、時系列的にヒアリングを実施。

ヒアリング要旨録（村上氏：2010(平成 22)年 7 月 19 日）
<p>【F 氏の旧開田村役場での景観を巡る活動の背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長男だったので、開田を出られなかったが、うちで百姓をやっているのはつらくて、ここでも何とか暮らしていけるようにしなきゃいけないと思っていた。福島までいかなければ歯医者がなかった（自分は子どもの頃から歯が弱かった）。自分の村には満足していなかったから、何とかしたかった。みんなが田舎で生まれて寂しさはあったが、役場の中には昼間から酒を飲んで気楽にやっている人もいた。自分はお酒も飲めなかったから、本を読んだりしていた。この村に生まれたことが切なかった。 ・(F 氏は) 初代の開発企業課長。それまではなかった。以前は福祉関係をやっていた。昭和 46 年くらい。 <p>【基本条例の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 何年、福祉関係で勤めた。その後、開発企業課が作られた。 ・ヲンタ平の（長野県）企業局の開発、500 別荘売れば 1,000 区画全部売れる、という時期。まずはそれが仕事だった。それが昭和 47 年ごろで、その時点で、もう既に A 開発は入っていた。 ・条例は、乱開発を防ぐためにやったこと。A 開発が大きな背景としてある。村の喉元を押さえられた感じだった。村の中心的な場所。伊藤村長の頃だったと記憶している。 ・条例をつくらなければ、(様々な開発や地主住民が開発業者に土地を売買することなど) 裏で話通じてしまうこともあった。 ・(乱開発は放っておくことは出来ないという意味で) A 開発の乱開発が一番の薬になっていた。当時の伊藤、青樹村長もそうとう反対したが、地主の判断だったから、どうしようと思えなかった。 ・開発に対する規制は、まだあまりやられていなかったもので、問題を集めて、何をすればいいのか、どういう条文を作ればいいのかをみんなで考えた。 ・基本条例の策定は、自分がやったというよりは、みんなでやった。農業振興、林業など、いろんな課の人が集まって問題を話し合った。 ・開田に限らず、他の地域でも同じような条件だった。一步違えば、開田も他の地域と同じようになっていた。自分は後ろに戻ることをせず、猪のように猪突猛進した。 <p>【サインシステム整備事業や屋外広告物撤去の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 19 号線の福島からあげまつにむかうところに大滝村にはいる「もとぼし」という場所がある。そこが看板の群れになっていた。あんなふうになったらもうダメだと思った。それが一つのヒントになった。見た瞬間にコレはダメだ、と思った。木曽らしいものにしなければだめだと思った。 ・看板をとるというのは、なかば強引だった。観光協会も反対があった。村で今の看板のもとになるような簡単なものをつくった（サインシステム整備事業）。大滝の悪い例を見せたりしたが、昔はそれがいいと思っている人も多かった。集合看板の方がバラバラに看板が乱立しているより利用する人にわかりやすい、という話でやった。開発

ヒアリング要旨録（村上氏：2010(平成22)年7月19日）

企業課で原案をつくって見せた。茶系も基本にして白い文字、反射板にして夜でも見えるようにした。強引にやったが、評判がよくなったので、住民もわかり、議会も理解した。それで、話が進みやすくなった。

- ・（景観を巡る政策に関しては）たまたま私が呼ばれて、県外も含めて話をしにいった。（そのときも）看板を取ったというのが一番大きかった。
- ・（他の看板は取った上で）「ようこそ開田高原へ」の開田の入り口を示すサイン看板は、わたしの時にはじめたもの。公衆電話も景観に配慮してもらったりしている。集合看板も、私のアイデアでやっている。

【基本条例の運用によるマンションの高さ規制、その他事業】

- ・マンションの高さを低くしたのも、自分のころ。商工会にいく前のことだから、昭和60年～63年くらいにかけての話。図面を見せてもらったところ、四角のものだった。建築確認のために申請が出てくる。振興課がもともとの窓口だった。開発企業課になつてからは、開発企業課が行っていた。
- ・（開発者は）議員であり、他県から養子で入って大きな旅館をやっていた。自分が偉いんだ、という感じでやっていた。看板のこともいろいろ文句を言っていた。神田村長に話して、やめさせるように説得した。（ある意味、担当部署として）村長を焚きつけた。議長をやった方で、同じ釜の飯を食った人だから。「こんなものをつくっても、開田にとって何の自慢にもならんよ」という話をした。自分を目の敵にしていたが、よく村長室に来ていた。

【景観を巡る政策における議会との関係】

- ・反対もあるにはあった。議会がいちいち必要なわけではない。事務局が関心を持っていないければダメだ。話をつけてまわる（根回し）は、仕事の中でというより、飲みに行ったりしたときに、関心があれば、いつでも話ができる。5、6人集まったときに、自分の思うことを話して、誰か（肯定的な）返事をしてくれれば、その人に言ってもらおうと、うまくいく。話のできる人に、お茶を飲みながらひよっと話をすると、むしろ関心があれば「それはそうだな」ということになる。
- ・議会にもいろんな人がいるので、話の分かってくれる人にまず話をしておく。議員という立場はわかっていたが、そういう立場で話したわけではなく、お茶のみ仲間という関係の中で話をしたこと。

【木曾馬の里整備事業】

- ・（木曾馬の原種は木曾ではほとんど途絶えたいたが）、全国あちこちにいった。北九州、函館、月山。日本の在来種の馬8種類がいる。近親交配が問題だったので、種付けのためなどで各地を回った。
- ・今では木曾馬の里のところに、冬でも写真撮ったり絵を描いたりする人が多くいる。県外ナンバーも多い。
- ・木曾馬の里にブルーベリーが入ってきてから30年位になる。
- ・木曾馬の里をやるとき、（木曾馬の里の中心近くに虫食い状態で開発をかけていた）A開発の事業を止めようと考えていた。まだ、建物が建っていないところは買い戻そうとした。
- ・それで、水を引かせなかった。今でもそう。見せしめのためには一番いいと考えた。1件、2件が水で苦労していたので、思いついた。
- ・（しかし現在に至るまで）まだ売ろうとしている。募集している。

【景観を巡る事業の様々な工夫】

- ・御嶽山の噴火の写真を一箇所の場所にカメラを設置して、時間を記録しながらずっと変化を追って撮っていたのが、マスコミに受けた。4枚の組写真で、100組ほどつくった。
- ・公共施設を切妻にすることは、古くからそうだった。明治とか。暗黙の了解になっていた。雪も降るし、切妻の方がよいことはわかっている。あのくらいの角度のものでも落ちていく。特に学校などは、横に棧をつけておけばそこで雪が止まって溶けていく。

ヒアリング要旨録（村上氏：2010(平成22)年7月19日）

- ・木製のガードレールは、2、3年前から入れたもの。他の地域では既にやられていた。
- ・沿道に秋桜を植えるのも、私がやり始めたもの。今も続いて引き継いでくれる人がいるのはうれしいこと（30年くらいも経っていて）。

【合併後の景観を巡る危機】

- ・（現在、F氏の跡を継いで景観や事業企画を一体的に行っている）といえる人はいない。F氏は、平成9年退職。合併後、開田支所でも木曾町でも、景観のことをやれることは、今はいない。大目さんも合併で、支所にはいない。
- ・S館（比較的規模の大きなみちの駅施設であり、基本条例をより厳密に適用すべきという点で）は問題。ネーミングも開田らしくない。今は危機。これで景観も終わりかもしれない。
- ・（木曾町全域で考えると）集合看板の隣に、（看板に案内のあるところの）看板が立っていたりする。今の福島町長になんとかしてほしいと思っている。
- ・昔のことを振り返ることがなくなってきて、50年も何十年も振り返ると言うことではなく、2、30年を振り返って、ということもない。開田の役場の職員でも知らない人が多い。部署がかわっても、同じ役場の職員ならば、言えないことはない。関心がなくなってきているということ。
- ・（例えば）A開発の壊れた看板が今でも現地に放ってあるが、なぜ、処理できないかと思う。お金はかかるが、それ以上に景観に対して気持ちがないからやらないということだと思う。開田では看板一枚一枚にこだわってやってきたのに。
- ・熊が出るので、鈴を持たせたりしているが、それより道路まわりの木を切ればよいのに、と思う。次に開田で何かやるとしたら、道路沿いにかぶさってくる木の枝を切ること。それで、村に入ったときに感じがよくなると思う。
- ・昔ながらの建物の形がなくなっていくのも寂しいと思う。三角屋根の家をつくって満足しているし、周りに住んでいる人も何もいわないのはおかしいと思う。建築確認の申請が出てくるのだから、何とかしようと思えばできると思う。近代的な建物が悪いというわけではないが、開田ではやはり不似合い。郷に入っては郷に従え。多少のことは譲っても、その地域とかけはなれた、目に見えたかけ離れ方をするのはダメだと思う。

以上

ヒアリング諸元	
① 日時	2010(平成 22)年 7 月 19 日 12 時～15 時
② 場所	青樹元村長宅
③ 対象者	青樹操氏 元開田村村長として「基本条例」の制定等を主導。
④ 実施者	藤倉英世、山田圭二郎
⑤ 目的	村長時代に実施した景観を巡る政策、その他政策の背景、目的、経緯、実態。
⑥ ヒアリングの方法	大目氏の紹介で事前に電話でヒアリング主旨を説明した後、当日は時系列的にヒアリングを行った。

ヒアリング要旨録（青樹元村長：2010(平成 22)年 7 月 19 日）	
<p>【村長就任当時の開田村を取り巻く状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当時、交通が非常に不便で、ようやく観光ということが表に出てきて、あちこちで温泉を見つけたとか、ああしたこうしたという時期だった。我々の村は、寒いというのが一番の特徴で、不便なこと、当時木曾福島に出るまでに私の場合、朝出張で西野峠を徒歩で越えて末川まで歩いてさらに地蔵峠を超えていった。もっとも便利になった頃で、峠の茶屋というものが中腹にあって、そこまでバスが来れば一番便利だった。（木曾福島側の）いちのかやという一番奥の部落までバスが来れば御の字、という状況だった。下手すれば度合まで。各年草を刈るので、刈らない年には雪で滑りやすくなって行けなかった。 	
<p>【A 開発による別荘乱開発と開発基本条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ、寒い、不便では開田村の将来はない、という時に、観光が表に出てきて、A 開発がどういうツテかわからないが、入ってきた。わずかの土地だったけれども、当時お金になる物がなかったので、地主にとっては無理無からぬところだった。それで、虫食いで土地を買われてしまい、困っていた。湿地帯のような場所だったが、A 開発は水に困っていた。我々も、簡易水道はない頃だった。飲み水は川の水を利用していた時期だった。水がないということでたまたま役場に相談があった。水利権は関西電力が村内の一級河川 7 本全てを持っていた。当時、為政者もそこまで頭が回らなかったのだろう、全然水利権を村としては持っていなかった。飲み水と田畑用水だけは、地元が持っていて、堤防を作ったり、水路をつくったりしていた。 ・ 水がないと言うことで安易に協力してはダメだということだったが、公に断るには法的な裏付けがないとできないということで、開発基本条例をつくらうということに思い当たった。 	
<p>【人間関係による政策的アドバイス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軍隊に入ったりしていた若い頃から上司や仲間に恵まれてきた、という過去があった。運命立会人という人々、5、6 人の名前をメモに残して冊子にしてあるが、県の企業局に優秀な役人がいて、その人が開田村の自然に目を付けて、御嶽山麓にリゾート開発の別荘団地を設けた。そういう人が、行政畑の中にいて、非常に気の合う仲間がいた。非常にアドバイスをいただいた。私も素人だったし、年も若いし、いろいろと経験も少ないし、学もない、ないものだらけだったのだが、県の地方課へ、「開田のリーダーになったのだが、悪いは悪いと遠慮無くアドバイスいただきたい」とお願いにいった。そこに優秀な係長がいた。そういう優秀な人（中南信の行政課長など）が、任期の途途中の重要な時に、アドバイスをしてくれた。一心同体でやってくれるような人。ところどころの要所でアドバイスしてくれた。 ・ 国道（361 号）昇格の問題（特に、人間関係が大きかった）。国道 1 課、2 課とあって、2 課が 3 ケタ国道を担当していたが、全国熾烈な競争をしていて国道の昇格運動が激しかった。その時も何とも言えないタイミングで、たまたま他の要件で通産省に陳情 	

に行った。自民党の人が落選して、その人が民社党の代議士が担当になっていた。その代議士にお会いした時、自民党代議士と、2人の間で私が話をしたところ、国道も1課、2課だけではなくて、路政課に顔を出すことが大事だ、というアドバイスをいただいた（1課、2課は昇格が決まったものを扱っている）。他の競合相手はそのことを知らなかったのだから、私だけだった。非常に大きかった。そういう幸運の出会いが多かった。本当にありがたくて、感謝感謝だった。

【基本条例の策定（法務局、議会との関係）】

- ・ A開発の時に、条例をつくらなければ、個人の財産処分の問題に口を出すことは難しいということがわかったので、条例をつくることを考えた。
- ・ 私も直接法務局へ、罰則条項を法律違反しない恰好で盛り込めるように相談しにいったら、ご指導いただいて、罰則条項を設けて規制を設けるのは当時非常に珍しいという話をいただいたが、特別突出したものとは考えていない。自然な流れの中で、そこから、屋根の色、建物の高さ、道路から特定の距離は水源を求めてはいけないなど、さまざまな事項に発展してきたのだと思う。
- ・ 今考えてみて、何党の何さんを説得しなきゃならんとかいうのはなかったと思う。今言ったようなことは、村民の皆さんに理論的には支持されることで、大局的には正論だということの方が理解をされて、非常に政治的には先鋭的なところで、共産党が活動を活発にされて、一度も共産党議員が席を外したことがないくらい活動を活発にしてきたところだが、一度もそういう人が反論をしたこともなく、非常にスムーズに話が進んだ。いろいろあったとは思いますが、特に記憶に留めて、困ったとか、簡易水道の説得にあるいた時とは違って、全然抵抗感を感じずに、この条例は生まれた。

【基本条例発効後の運営】

- ・ 規制が発効されてからも、トラブルはなく、村民が納得した、ということだと思う。F氏や他の課の人が事前に処理したことはあったかもしれないが、私自身が特に苦労した、ということはない。
- ・ 一番心配したのは、A開発が既に土地所有者の了解を得て得た資産なので、恐らく文句を言うだろうというのは覚悟していたが、今は特にその思い出もない。
- ・ 「あそこへは水はやらんぞ」ということを一発ぶった。開田に正式に住民登録をした方であれば、不公平な扱いはできないが、素人考えで家を建てられるようなところじゃなかった。今見える家よりもっと道路よりの道路際にやろうとしていた。水をやらないというのは議会側の方で強い要望が出た。あんなところは人の住むところではないのだから、十分な供給体制を取るのは無理だろう、という話。
- ・ 今振り返ってみても、開田の特徴といえば、自然、自然景観が残されている、それが唯一の財産だ、ということだった。A開発が触手を伸ばした最初の業者だと思うが、そんなことも条例制定に一步踏み込めたのも、ある意味ではA開発のおかげだと言えないこともないが、あんなふうに手を付けられたらもうどうにもできなくなってしまうだろう。

【簡易水道設置の経緯】

- ・ 今は笑って話せるようになったが、猛烈に反対された。一番大変だったのは、末川の3つの部落が猛烈に反対して、私は夜、あの部落、1箇所平均7回、全部で20回くらい説明に出向いた。反対した理由は、今でこそ反対した部落も殆ど田んぼもなくなったが、田んぼの水が優先で、自分の水源から水を引っ張ってきていたから水の心配をしていなかった。だから、赤痢などの病気に関しても水源が別なので安心だ、という考え方があったと思う。それだけ自分たちでお金をかけてやってきていたので、今更負担金を出して水道、なんていうことはやれない、ということが理由だった。
- ・ 水道でいろいろ勉強させてもらった。水利権がまったく村にはなく、御嶽山から流れてくる川の水利権だけを県からもらったが、そこで1,500トンもらっても、西野の奥までもってくるにはいろいろと問題があった。それで、何度も頭を下げて、末川、西野それぞれに分水をしてもらった。ただ、ランタから引いた水を高低差、ポンプアップしたもので、まわりの沢からは全く水はとっていない。
- ・ 田用水に困った時には、上水道を止める、という条件付きで、夜集会にいくと、30人

くらしい人が集まっていた。今は強烈に反対した集落には、全く田んぼはなくなってしまっているのは皮肉なことだが。そういうことがあったが、自分の選挙の時には強烈に支援してくれるような人だった。

- ・末川の本流の水が、小野原までくると滔々と水が流れるのだが、その前は水が地下に流れていてとまってしまう。それで水不足が生じてしまって困っていた。それで考えたのが、地下水だった。「水無し八丁」と言われる場所。水利権は関西電力だが、地下水はそれを主張できないということがわかり、営林署と相談して、地下水所をつくり、今も把の沢まで水を確保している。
- ・西野は水事情が悪い部落で、上流で赤痢が出て、木曾病院に隔離されたりもした。そういうことがあると、水の大事さを住民自らが理解してくれるし、若い人が他所に出て水道の大切さ、ありがたさ、便利さを肌で感じてくる。水道の大切さを他の住民に説得してくれた。このような青年達の協力があつた。

【景観を打ち出すまでの経緯】

- ・当時、県下の多数の市町村の中で、みな開田は不便なところだというイメージしかもっていない。北からも南からも木曾は谷が迫って、その更に奥の開田はなおさらだというイメージを、木曾の人でさえ持っていた。
- ・「開田の山猿」、という表現すらも使われて、標準語に近い言葉を使う木曾福島の方と違って言葉遣いが粗野なところもあり、卑下されたこともあつた。でも、開田の素晴らしい自然景観をみんなに知ってもらいたいということも誰かが人情として持っていた。決して敵愾心という意味で競争に勝とうということではないが、開田の自然を広くみんなに知ってもらいたい、ということで、当時、御嶽山を筆頭とし、高原の広さ、白菜の団地、畜産の団地など、開田でしかできないことを広くみんなに知ってもらいたいという願いも込めて、小さな意味では。
- ・（当時問題になった）日本の公害をどうするか、というようなことは、とても手の着く話ではないが、こうした問題を身近な話として考えると、開田では景観を守ることぐらいしか、打ち出せることがなかった。開田の職員は、そういう意識を多かれ少なかれ持っていたと思う。
- ・昭和25年に国勢調査を担当し、当時統計主任という呼び名で国勢調査をやった。その時の仲間が、自分と年齢を前後するくらいの人たちで、「せっかく国勢調査をやるなら、今度、開田でいっぱい飲もうか」という話になって、一晩泊まって会合を開いて、二次会は自分の家に集めて、16人一晩楽しく飲んだ。それで、西野の広さ、青木の家までいくまでの時間、道の美しさにビックリしたという話をされた。開田の自然というものを知らない人が殆どだった。
- ・この辺りも、採草地が広がっていて、近くまで木はなく、春には草を燃やして、子どもでも馬を引いて草を運んだものだ。
- ・財団の報告書については、知らない。

【サインシステム整備事業】

- ・看板は、最初は、みな我こそはという勢力をかけて、看板をつくっていた。
- ・議員の中にも有力な議員が3名（Y旅館（B氏）、T旅館（両方とも商店を兼ねている）。ともう一人）がいた。何か会合があつて飲むところというと、Y、T旅館の2軒くらいしかなくて、2人とも飲むことが好きでよく誘いに来た。そうやって飲む中で、言いたいことを好きなように話をするなかで、2人がよくやってくれた。他には、末川のI氏（O旅館）など。
- ・木曾福島の業者さんが、村外の方が看板を立てられていた。村内が一致してやらないと、村外へのお願いもできない。開田村の業者さんの看板を無くした上で、村外へもお願いしないとダメだと無理をお願いした。
- ・看板がダメだと思う人は当時まだ少なかったが、とにかく、緑が売り。そういう中に、赤のけばけばしい色、お酒やまんじゅうくらいならまだいいが、将来どんなものが入ってくるか分からないということも考えて、風俗営業のものも福島に入り出した頃だったし、とにかく、けばけばしい色だけはやめよう。
- ・もっと詳しい相応しい色などは専門家に任せようと。統一看板の色を決めるのもゴタゴタしたが、今の色に落ち着いた。統一しきれっていないのが、昔ながらの屋根。これ

は無理に取っ払う訳にはいかないの、ペンキ塗り替えにお金を出しますよ、という呼び水を出して、5、6年に1回は塗り替えないといけないので、そのタイミングで補助を出します、ということをやった。せつかく、業者さんにもお願いしてやったのだから、住んでいる住民さんにも協力してもらわないと意味がないということで、やり始めた。

- ・ある程度気の合う人たちと話をし、話がまとまってきた中で、看板統一委員会を立ち上げて、一気にやった。

【景観を巡る政策における行政職員の役割】

- ・私の知恵ばかりではなくて、F氏、大目富美雄氏のように、こころある人たちが出てきて、一般の人にも積極的に提言してくれる人が出てきたりした。行政の中に、先頭を切るような、先進的な考え方の人がいると、村長としては非常に助かる。こっちで言ったこと、与えたことだけを消化するだけではない人がいた。私は本当に恵まれたと思う。そういう人は、いるとはいへ、そうはやはり出会えない。今の開田の姿によって、あの2人の存在は非常に大きかった。

【銘木百選事業】

- ・銘木百選のそもそもの発想は、F氏だったと思う。
- ・自主的な団体にお任せするというのは、一つには大勢がうまくいく一つの手だて。みんなが責任を持つということになるので。

【行政区と区長の役割】

- ・一度区長さんをやると変わる。「あの人はとんでもないことばかり言う。早くあいつが区長にならねえかなあ」という話をする。一度区長をやると、本当に行政に協力してくれるようになる。それが一番手っとりばやい方法。昔は選挙でやっていたこともあったが、私の時代は区に自主的に推薦するようお願いするようになっていた。
- ・区の役割というのは、まずは徴税。昔は区長を通じて集金していた。完納された区には報奨金といって6%の手数料を渡し、それが区の経費になる。本来的には、還付するなら税金を安くするというのが筋らしいが、還付金制度を条例で設けて、還付するようにしていた。個人に戻すこともあれば、区で取り決めして、区の経費にすることもあったと思う。区というのは自治会のようなもの。区割は行政区の区割。理論的には行政区。実態的には、自治会的な活動を実施している。
- ・村長が区長を任命するというのは、少なくとも戦後は記憶としてない。公職選挙法でない住民選挙で選ばれてくるという時代はあった。だいたい有力者が選ばれてくる、ということがあった。議員が各戸を50等級まで等級を定めて、税の徴収をしていた。戦後すぐそれはなくなった。
- ・食料調整員と区長、というのは絶大な権限があった。戦後食糧難のころは、区長の力が非常に大きかった。だんだん住民の声が広まって、今のような制度になったのだと思う。
- ・毎月定例会があって、村長も出席する。村のことを説明申し上げたり、意向を承ったりする機会。区長手当を年間いくらか出している。
- ・村の行政の様子が区長をやるとよくわかるので、理解者になってくれる。村の情勢が理解される。あの頑固な親父がそれはびっくりしたなあ、という位、大きく変わる。
- ・なかにはなにかにつけ反対すると言う人もいるが、頑固一徹で役場なんて役所の職員の給料のためにそんなものが出せるか、と言う人もあれば、理論的に筋が通った頑固もいる。
- ・60数軒という大きな集落もあれば、30軒程度の小さな集落もある。地形によって区分けをするので。行政側から見て、ということだが。よき理解者になってくれる。100%そういうことはいえる。
- ・定例会をやり出したのは、戦後の税金徴収が区長の協力無しには困難だ、ということになった昭和25年ころか。区民運動会、区の団結を図るなどが行われるようになって、区長の役割が大きくなっていった。区という単位は戦前からずっとあった。

【特産物による村の紹介】

- ・何か特色あるイベントをやって多くの人に開田に来てほしい、特産品を通じて開田を紹介する。当時から開田のそばというのは、木曾の中でも有名だった。白菜なんかは、外に持って行って開田をアピールする。名古屋や東京あたりへ、商工会青年部が自主活動したり、行政がバックアップして宣伝活動をしたりしている。

【がったぼ会】

- ・私でも感心するが、「がったぼ会」の会員が青年会の中にいる。大目さんもその中に入る。その中で意思の疎通が図られて、自然にそういうことができる。利害を超えて、協力し合える関係が作れるということに対して、今の若い衆はすごいな、と感心させられることが私もある。人間性。こころのある人というのはいる。

【新地蔵トンネルの開通】

- ・退任とトンネル竣工式の間は1ヶ月くらいずれたが、トンネルはできあがり、電気配線や側溝の整備を残すくらいだった。ここまできて、戦後開田のベースが出来て、神田村長に後を譲った。もともとは県道だったが、その国道昇格、三岳村から入ってくる岳見商店から来る林道の県道昇格、全部私の時代だった。
- ・最大にエネルギーを使ったのは、国道昇格と、トンネル問題。岐阜県との間にトンネルが必要であれば、まず間違えなく予算措置されるのだが、町と村の間のトンネルということになると、予算措置されるのは遅い、と言われていた。国の役人には地元の事情はわからない。岐阜側の市長さん、長野県の伊那の三沢市長も、新地蔵トンネルを含めて協力的だった。両市長の協力の力は、いくら地元とは言え、他の地元の町村の非ではない。
- ・村長になったのは、44歳のときであり、国道昇格、村内の道路改良。道路改良にはキャッチフレーズがあった。50数、60くらいの集落があるが、「消防ポンプが入れないところをなくそう」というのが、道路改良の目標だった。昔はすべて木橋だった。永久橋の地元負担金を私がなくした。両脇の部落からお金をもらっていたが、特定の部落だけが利益を享受するわけではないということで、負担金を無くした。

【合併後の状況】

- ・合併して役場は遠くなったなあ、という気がする。職員でも親しみが無くなってきている。放送でも事務的で、「今日も放送したよ」程度の放送で、まちがどう動いたか、いつ定例会が開かれるか、興味がある人は知りたい情報なのに、そういう情報がなく、まちの動きが全く伝わってこない。他人行儀で、役場が遠くなってしまったなあ、という気がする。
- ・行政に限らず、農協の合併などを見ても、同じようなことは言えると思う。合併というのは寂しいもの。合併をしてよくなったというのは殆ど聞いたことがない。合併でよくなったことと言えば、バス賃が安くなってよかった、というくらい。

【地元で一生懸命やってきた事の大切さ】

- ・小さいけれども、地元で一生懸命やってきたことが、合併の中で埋もれてしまうんじゃないかという危機感はある。今まで当たり前前にやってきたことが、機能しなくなってくる危険性、可能性がある（S館などは、基本条例が的確に守られているか疑問）。今までやってきたことや開田の特性を活かすようにしていかないといけない。
- ・ご覧のように、自然景観が開田の大きな財産。村の開発を防ぎ得たのは、基本条例が根本にあった。労力的な面、汗を流すという意味では、水と道という2つのことが、住民との接触の中で、思い出に残ること。冊子に凝縮されている。私自身が私なりにやり得たことは、あれもこれもたとえのしられたとしても仕方ないことだが、それでも応援してくれる人が今もいてくれるというのは、自分がやってきたことが間違いではなかったと思うし、自分がやってきたことに自負を持っている。

以上

謝辞

本研究を進めるにあたり、多くの方々からのご指導、ご助言、ご協力をいただきました。ここに記して感謝の意を表します。

大学院都市環境科学研究科における指導教授であり、学位論文審査の主査であった玉川英則教授には、地域空間解析と地域社会分析の相関関係の論理的構造の構築等、本研究の中核部分においてモデル解析的な視点から深く鋭いご示唆を賜りました。また、ゼミの研究会や個人的な指導を通じて、研究全般にわたり、その要所において的確な指針を示して下さり、論文の精度を高め完成へと導いて頂きました。

羽貝正美教授（元首都大学東京教授、現東京経済大学現代法学部）には、指導教授としての2年間のご指導に加え、首都大を離れられてからも折々ご助言を頂きました。都市行政学的な観点から地域景観の空間-社会的な構造を読み解き、地域空間から統治機構までの連続的な展望を示す、という本研究の構想、考察の過程で多大なご教示を賜りました。また、学位論文審査では副査の労をとって頂きました。

山本薫子准教授、市古太郎准教授には、副査として本論文の審査の労をとっていただくとともに、山本先生には都市社会学の観点からの学際的論文の位置づけのあり方や、質的調査の実証性を担保する上での留意事項等に関して、市古先生には地域解析の観点からの地域情報解析、モデル図への反映方法等に関して懇切丁寧なご助言とご指導を賜りました。また、論文の中間発表等の場においては、都市システム科学域の諸先生方から貴重なご示唆やご助言を数多く賜りました。

本研究は、筆者が早稲田大学大学院公共経営研究科に提出した修士論文を起点としており、塚本壽雄教授（早稲田大学公共経営大学院）にご指導頂いた、景観政策に内在する展開力を抽出するという構想、山田治徳教授（同大学院）にご指導頂いた実証研究における厳密な事例調査手法の適用という教唆は、本研究の中に生きています。

本研究における旧開田村を対象とした資料調査、実態調査に際しては、木曾町教育委員会の大目富美雄氏をはじめ、青樹操元村長、木曾町役場職員の方々、

がったぼ会、開田高原倶楽部の方々、数多くの住民の方々からの資料提供とご協力を得ました。

本研究に着手する以前から、景観を巡る政策研究を共同で進めてきた友人でもある山田圭二郎特定准教授（京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻）には、専門分野である景観工学的手法をご教示頂いたにとどまらず、本研究の完成には必要不可欠であった多くのご意見とご助力を賜りました。

本研究が、多くの方々の真摯で暖かい、ご指導、ご助言、ご協力の末に完成を見たことを心に刻み、改めて皆様に謝意を捧げます。

そして終わりに、本研究を陰で支えてくれた妻 貞子に感謝の気持ちを届けたいと思います。

2013年1月 藤倉英世